

聖隷クリストファー大学 自己点検・評価報告書

目次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	
1. 現状の説明	5
(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	5
(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	13
(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	15
2. 点検・評価	17
3. 将来に向けた発展方策	18
4. 根拠資料	18
第2章 教育研究組織	
1. 現状の説明	20
(1)大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	20
(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	22
2. 点検・評価	22
3. 将来に向けた発展方策	22
4. 根拠資料	23
第3章 教員・教員組織	
1. 現状の説明	24
(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	24
(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	30
(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	34
(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	36
2. 点検・評価	38
3. 将来に向けた発展方策	40
4. 根拠資料	41
第4章 教育内容・方法・成果	
4-I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
1. 現状の説明	43
(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	43
(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	47
(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	56

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に 検証を行っているか。	58
2. 点検・評価	61
3. 将来に向けた発展方策	62
4. 根拠資料	62
4-II 教育課程・教育内容	
1. 現状の説明	64
(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に 編成しているか。	64
(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	70
2. 点検・評価	72
3. 将来に向けた発展方策	73
4. 根拠資料	74
4-III 教育方法	
1. 現状の説明	75
(1)教育方法および学習指導は適切か。	75
(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。	79
(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。	81
(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に 結びつけているか。	85
2. 点検・評価	89
3. 将来に向けた発展方策	91
4. 根拠資料	91
4-IV 成果	
1. 現状の説明	93
(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。	93
(2)学位授与（卒業・修了判定）は適切に行われているか。	95
2. 点検・評価	97
3. 将来に向けた発展方策	99
4. 根拠資料	100
第5章 学生の受け入れ	
1. 現状の説明	101
(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。	101
(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行って いるか。	105
(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき 適正に管理しているか。	108
(4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施 されているかについて、定期的に検証を行っているか。	111
2. 点検・評価	112

3. 将来に向けた発展方策.....	114
4. 根拠資料.....	115
第6章 学生支援	
1. 現状の説明.....	116
(1)学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。.....	116
(2)学生への修学支援は適切に行われているか。.....	117
(3)学生の生活支援は適切に行われているか。.....	120
(4)学生の進路支援は適切に行われているか。.....	121
2. 点検・評価.....	123
3. 将来に向けた発展方策.....	124
4. 根拠資料.....	124
第7章 教育研究等環境	
1. 現状の説明.....	126
(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。.....	126
(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。.....	127
(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。.....	129
(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。.....	131
(5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。.....	134
2. 点検・評価.....	135
3. 将来に向けた発展方策.....	136
4. 根拠資料.....	136
第8章 社会連携・社会貢献	
1. 現状の説明.....	138
(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか。.....	138
(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。.....	138
2. 点検・評価.....	142
3. 将来に向けた発展方策.....	143
4. 根拠資料.....	143
第9章 管理運営・財務	
9-I 管理運営	
1. 現状の説明.....	145
(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。.....	145
(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。.....	146
(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。.....	147
(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。.....	148
2. 点検・評価.....	148
3. 将来に向けた発展方策.....	149
4. 根拠資料.....	149

9-II 財務

1. 現状の説明.....	151
(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。.....	151
(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。.....	154
2. 点検・評価.....	155
3. 将来に向けた発展方策.....	156
4. 根拠資料.....	156

第10章 内部質保証

1. 現状の説明.....	157
(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。.....	157
(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。.....	158
(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。.....	159
2. 点検・評価.....	163
3. 将来に向けた発展方策.....	163
4. 根拠資料.....	164
終章.....	166

序 章

本学は創立者である長谷川保が、キリスト教精神に拠る生命の尊厳と隣人愛に基づく、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーションおよび福祉の専門職業人教育により、人類の健康と福祉に寄与することを目的として設立した大学である。

「隣人愛」とは、「自分を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい」という聖書の教えに示された愛の心であり、混迷する現代社会の医療・福祉の中で、人と共にあり、その不安や苦痛、悲しみを理解し、共に生きることを人生の喜びとすることができる専門職業人の育成を目指している。

この目的を達成するため、本学では 2006 年度、「聖隷クリストファー大学グランドデザイン」を策定、2011 年度の中間見直しを経て、本学の保健医療福祉分野における大学像および本学が養成する高度専門職者像を明文化した。

このグランドデザインの実現に向けた事業計画の策定、実施に当たって、本学がこれまで実施してきた自己点検・評価の結果および経験を活かして、2012 年に改善、改革の PDCA サイクルを自己点検・評価運営委員会により設定し、PDCA サイクルが確実に機能するよう自己点検・評価を行うこととした。

今回の自己点検・評価の実施は、2016 年度にグランドデザイン 10 ヶ年計画の最終年度を控えた最終点検の意味合いも含まれ、日常的な点検・評価の実施を各項目においてまとめ、見直す機会として大きな意味をもつ。

自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価運営委員会において、自己点検・評価に関する規程に基づき、具体的な実施体制、スケジュールを含めた実施方法の策定を行い、各研究科、学部自己点検・評価委員会、各運営会議・支援協議会、事務部門が各項目に沿って自己点検・評価を行った。

本自己点検・評価において改善すべき事項とした点については、自己点検・評価運営委員会において改善方策を確実に実施するよう管理していく。

なお、本学では、2010 年 3 月に大学基準協会による認証評価を受け、2016 年度末までの適合認定評価を受けているがその際に、9 つの助言を受けた。助言に対して鋭意改善を重ねた結果を 2012 年 7 月に改善報告書として提出し、大学基準協会の評価を受けた。評価においては、引き続きの努力を求められたものもあるが、継続的な活動により改善が進んでいる。具体的な改善活動は以下のとおりである。

指摘事項①

学部、研究科ごとの人材養成に関する目的その他、教育・研究上の目的を学則に明記することが望まれる。

改善活動①

各学部・学科および各研究科の人材養成に関する目的等について、大学学則第 1 条 2 項、大学院学則第 5 条 3 項に「別に定める」と規定し、「聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関する規則」を 2010 年 3 月 25 日付で施行した。

指摘事項②

全学部において、学生による授業評価は、全科目の実施は4年に1度であり、それ以外の年は1教員1科目で実施しているにすぎない。また、授業評価の集計結果の公表内容や範囲に学部間で差があり、その活用は各教員に委ねられているので、教育改善につながるよう、継続的かつ組織的に取り組むことが望まれる。

改善活動②

学生による授業評価を2009年度より年2回(春・秋セメスター)全科目で実施している。

2014年度秋セメスターから授業開講時期の中間に科目責任者が規定の評価票を用いて授業評価を実施している。このことにより、評価後の授業に評価結果を受けての改善を行うことができるようになった。

指摘を受けた当時の評価票は学部によって異なっていたが、全学統一フォーマットの検討を進め、2010年度は「講義用」「演習用」の2種類の共通フォーマットを使用した。2011年度からは1種類の共通フォーマットに統一している。

授業評価の公表に関しては、2009年度までは学部により異なっていたが、2010年度秋セメスターから大学全体で、授業評価各項目の回答の平均値を各教員の学生の授業評価に対するコメントと共に本学ホームページ上に掲載して学内外に公開している。

また、評価点が高かった教員の教育方法の工夫について全学FD委員会がワークショップを開催し、大学全体で授業改善に役立てている。さらに外部講師を招いて、効果的な授業方法やシラバスの作成法など、教員からの要望をふまえ具体的なテーマでFD研修を継続的に行っている。

指摘事項③

社会福祉学部では、年間の履修登録単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

改善活動③

2011年度からは3学科体制に移行し、各学科において学生の希望するキャリア形成を意識した履修モデルを明確にし、GPAなどを活用した履修指導を行っている。

社会福祉学科では、社会福祉士国家試験受験資格と精神保健福祉士国家試験受験資格、介護福祉学科では介護福祉士国家試験受験資格と社会福祉士国家試験受験資格、こども教育福祉学科では、保育士登録資格と幼稚園教諭1種免許および社会福祉士国家試験受験資格が取得できるようになっている。2資格を取得するのであれば、年間の履修単位数は50単位前後であるが、こども教育福祉学科において、3資格取得するととなると、50単位を超えることは避けることができない。

そのため、3資格の取得を希望する学生については、学生個々のキャリアパスに本当に合っているのかどうか等を考慮して個別に指導をしている。

指摘事項④

編入学定員に対する編入学生数比率が、看護学部は0.67、社会福祉学部は0.25と低いので、改善が望まれる。

改善事項④

【看護学部】

編入学者は志願者が減少し、入学者も減少しているが、看護学部では多くの短期大学（本学の前身である聖隷学園浜松衛生短期大学）卒業生を受け入れてきた経緯を考え、編入学生の受け入れを継続してきた。

しかし、短期大学卒業生も個別の入学資格審査により、大学院の入学資格を得られるようになったことから、編入学制度はその役目を終えたと判断し、2016年度から編入学定員を廃止し、初年時入学者定員を150名に増員することとした。

【社会福祉学部】

社会福祉学科は編入学の実績のある福祉系短期大学および専門学校を指定校として追加選定し、連携・交流を図り、受け入れを推進しているが、10名の定員を確保するのは難しいと判断し2016年度から編入学定員を5名に減員することとした。合わせて介護福祉学科は入学定員を40名から25名に減員し、編入学定員を10名に設定した。編入学定員の設定は、2016年度に開設される聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校卒業生の受け入れを想定している。

指摘事項⑤

提出された資料によると、社会福祉学部およびリハビリテーション学部では、外部資金の獲得のための申請件数および実績が少なく、研究のための研修機会も十分ではないので、研究活動のさらなる促進を図るよう、組織的な取り組みが求められる。

改善事項⑤

全学組織である研究推進委員会では「研究力向上のための研修会」や「科学研究費補助金（科研費）攻略シンポジウム」の実施を継続し、教員の学外研究費の獲得を支援している。これらへの教員の出席率は近年では全体で6割近くとなっており、積極性の向上が伺え、その効果で2013年度は科研費の申請率は5割を超え、採択率もあがっている。

認証評価で助言を受けた社会福祉学部、リハビリテーション学部については、改善策として科研費獲得経験者・審査委員経験者等による研修会を学部別に計画し、その出席率向上に力を入れて教員の意識付けを強化した結果、2012年度から社会福祉学部、リハビリテーション学部共に申請件数の増加が見られる。

科研費の新規採択件数については、各学部がそれぞれ目標を立て、その目標を達成するための方策を個別に実施している。

指摘事項⑥

看護学部では41～50歳の専任教員が40.8%、社会福祉学部では41～50歳が32.0%、リハビリテーション学部では51～60歳が32.1%と多くなっているため、年齢構成の全体的なバランスを保つよう改善の努力が望まれる。

改善事項⑥

2015年5月時点で人数の多い年代は、看護学部では51～60歳で36.0%、社会福祉学部では61～70歳で35.7%、リハビリテーション学部では31～40歳が40.0%となっており、一部の年代の教員数が多くなりつつある。本学の教員採用においては、建学の精神を理解し、教

育・研究活動を進めることができることと専門職の育成を重視していることから、専門性と臨床、臨地での経験も採用の重要な要素であり、また、大学院博士後期課程までを担当できる教員の採用を意識すると年齢が高くなる傾向にある。しかし、年齢構成に著しい偏りが生じることは好ましくないことから、若手教員を採用し国内留学制度を利用しながら育成する計画を進めていく。その中でリハビリテーション学部の若手教員が多くなっていることは望ましい傾向であると考えている。

指摘事項⑦

全研究科において、研究指導担当教員の資格審査が行われておらず、内規なども明文化されていないので、改善が求められる。

改善事項⑦

2010年2月9日付で「聖隷クリストファー大学大学院研究指導教員等資格審査基準」を施行した。この基準に従い、各研究科で資格審査が実施されている。

指摘事項⑧

財政基盤の強化に向けて中・長期の財務計画を着実に実行することが望まれる。このためには収入超過に転じた帰属収支差額を維持し、借入金の減少に努めることが肝要である。

改善事項⑧

大学の帰属収支差額は中長期財務計画に基づき、これまで着実にプラスで推移しており、借入金の返済も計画どおりに行われている。第3次中長期経営計画におけるメディカルスクール設置に向けた資金の確保を図るとともに、現在の教育・学習環境の質的向上を図るため、新5号館を建築した。これに伴い借入金も一時的に増加しているが、メディカルスクール設置計画までには改善する見通しである。

指摘事項⑨

請求に応じた各種情報の公開は可能であるが、情報公開請求がなされた場合の手続き等が定められていないので、改善が求められる。

改善事項⑨

入学試験結果に対する受験生からの情報公開請求が個別対応に過ぎないという指摘については「聖隷クリストファー大学入試情報公開規程」、および「聖隷クリストファー大学入試情報公開規程実施細則」が制定され、2010年6月に入試情報公開マニュアルを作成し、運用している。

大学院の論文審査結果に対する請求等への対応システムが未構築であるとの指摘については、成績評価等に加え、論文審査・最終試験結果に対する質問・疑義を持った際に調査を願い出るシステムとして、「大学院成績評価等調査願に関する申し合せ」を作成し、運用している。

また、情報公開に関しては、2011年度から大学ホームページに「教育情報の公開」ページを設けて、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、各種データ等をまとめて掲載している。また、受験生など多くのステークホルダーに情報提供を行うことができるよう、2014年度からは大学ポर्टレートに参加している。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

(1) 大学全体

本学の建学の精神はキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」であり、特に、隣人愛とは「心をつくし、精神をつくし、思いをつくし、力を尽くしてあなたの神を愛しなさい。自分を愛するようにあなたの隣り人を愛しなさい」という聖書の教えの一つであり、「目の前で苦しんでいる人、社会的弱者を進んで助ける」という意味をもち、創立者の長谷川保が1930年に結核患者の少年を自らの住居に受け入れたことから始まった、全ての聖隷事業の根幹となる言葉である。本学はこの精神を受け継ぎ、看護・リハビリテーション・福祉の知識と技術を併せもつ人間教育を基本理念としている（資料1-1 p.6）。

また、聖隷クリストファーという大学名にも創立者の思いが込められている。

聖隷とは、新約聖書ヨハネによる福音書第13章にある、「最後の晚餐の際、イエス・キリストが、奴隷のかたちをとって弟子の足を洗うという場面」から、自分たちもキリストに倣って聖なる神の奴隷となって神と世の人々に仕えようとの考えを表した言葉である。

クリストファーとは、「キリストを運ぶもの、担うもの」を意味し、世界の全ての罪と苦しみを担ったキリストを背負って川を渡った半伝説的な殉教者のことを示す言葉であり、クリストファーがキリストを背負ったように、病人や障がい者、高齢者の不安や苦痛、苦しみを理解し、ケアすることができる人材を養成したいとの考えから大学名に採用した。

以上の隣人愛、聖隷、クリストファーの3つの言葉が本学の建学の精神および教育の理念を特徴的に表した言葉であり、他の大学と大きく異なる点である。

本学の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、大学学則第1条第1項に「キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶すると共に、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション及び福祉の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することを目的とする。」と定め（資料1-2 第1条第1項）、2005年1月の中教審「我が国の高等教育の将来像」による大学が有する7つの機能のうち、高度専門職業人養成、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献機能に比重を多くおいている。

大学院の教育目的・目標は、大学院学則第1条に「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』に基づき、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の高度かつ専門的な理論および応用を教授研究し、深奥な学識と研究能力を養い、保健医療福祉にかかわる専門教育の向上・発展に寄与するとともに人々の健康・安寧と福祉に貢献することを目的とする。」と定め（資料1-3 第1条）、学部教育からの継続的な学修希望者以外にも、現に実務に就いている者や資格の取得者がさらに高度な専門的知識や実務能力を修得することにより、保健医療福祉分野における専門知識、技術の高度化に貢献することや研究者の養成を大きな目的としており、3研究科全てに大学院後期課程を設置している。

また、大学に「看護系大学等を卒業した者に対して、助産学についての特別な教育研究を教授し、助産師養成を行うことを目的とする」助産学専攻科を設置している（資料1-4

第2条)。

本学の設置母体である学校法人聖隷学園は、1949年に遠州基督学園を設立して以来、一貫して、建学の精神を身につけ、実践する力をもった人材を養成するための教育組織、施設を設置、改組を進め、その結果、2015年4月現在、専任教員115名、3学部7学科1専攻科からなる大学と3研究科3専攻(全て博士前期課程、博士後期課程をもつ)からなる大学院をもち、高度専門職業人養成教育を実施するまでに成長した(資料1-5)。

卒業生も聖隷福祉事業団をはじめとする、医療・社会福祉施設、教育施設などの一員として社会を支える存在となっている(資料1-6)。また、大学が所在する浜松市北区三方原町を中心に、聖隷グループの施設(資料1-7 p.6)の協力を得ることもできている。このように実績と資源から見ても理念・目的を適切に設定できている。

〈2〉看護学部

看護学部の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的・目標(以下、「人材養成目的・教育目標」とする。)は、人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則に、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』に基づき、病や障害を持つ人だけでなく人々の健康を維持・増進させるために、進歩する看護専門領域すなわち基礎看護学領域、成人看護学領域、老年看護学領域、母性看護学領域、小児看護学領域、精神看護学領域、公衆衛生看護学領域、在宅看護領域および関連諸学問の知識と技術を統合し、労を厭わぬ実践ができる看護専門職を養成することを目的とする」とし、この目的を達成するために、以下のような教育目標と教育課程の編成方針を組み合わせた内容を明示している(資料1-8)。

表 1-1 看護学部の教育目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1)学士課程教育を円滑に受けるための基本的学習技能や態度を身につけ、看護専門職としての学習態度を養う導入教育を実施する。(2)人間性の涵養をはかるために、多様な文化や価値観、生活背景をもつ他者を理解し、受け入れる人間教育を中心とした教養基礎、専門基礎、看護専門科目を編成する。(3)国際的視野で物事をとらえる能力を養うために、語学や海外の医療、保健、看護を学習する科目を設置し、海外研修や国際看護実習を経験する機会を準備する。(4)自主的、総合的、批判的、論理的思考ができる能力を養うために、学習方法やコミュニケーションを土台に人文科学や自然科学、社会科学など多様な教養基礎科目を配置する。(5)看護の対象を全人的に理解し、対人関係を築く能力を養うために、人が生きる環境や身体、心理面の健康、成長・発達を理解できる専門基礎、看護専門科目を編成する。(6)看護専門職としての高い倫理観や自己啓発能力を養うために、看護専門科目や臨地実習において問題解決的な思考を踏まえた実践的な教育を実施する。(7)根拠に基づく基礎的な看護技術を駆使し、看護を科学的に実践できる能力を養うために看護課程の展開や看護技術の習得ができる看護専門科目や臨地実習を配置する。(8)保健・医療・福祉の関係職種と協働する能力を養うために、低学年からのキャリア支援をはじめ、専門職連携を踏まえた教育科目の編成を目指す。 |
|--|

以上の人材養成目的・教育目標は 1952 年の聖隷准看護婦養成所の設立時から連綿と受け継がれてきた建学の精神を基本とした看護師養成教育に、高等教育機関としての教養・専門教育を加味した高度な目的・目標を設定している。これは大学院担当教員を含む知識・技術レベルの高い教員や建学の精神を理解し実践する本学出身の教員を適切に配置し、聖隷グループの施設である聖隷三方原病院、聖隷浜松病院等を実習協力施設とすることができる本学部でこそ達成することができる目的・目標である。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部の人材養成目的・教育目標は、人材の養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則に、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』に基づいた人間性を涵養することを土台に、地域の福祉と生活上の困難を抱える人々の自立を支援する高度な専門性と、関係多職種と連携、協働して、その責務を果たすことができる実践力を兼ね備えた福祉専門職を養成することを目的とする。そのために地域と支援を必要とする人々を深く理解し、対人関係を築く能力を養い、社会福祉の専門知識、技術を習得することを目標とする。」と設定しており、学部の人材養成目的に沿いながら、各学科の特性に合わせて以下のとおり、3 学科個別の人材養成目的・教育目標を示している（資料 1-8）。

表 1-2 社会福祉学部各学科の人材養成目的・教育目標

①社会福祉学科

社会福祉学科は、地域と支援を必要とする人々の生活を理解し、科学的に評価するとともに、相談援助ならびに社会福祉サービスの開発および地域社会への働きかけを行う福祉専門職を養成することを目的とする。そのために必要な相談援助、社会福祉サービスの仕組みと開発、関係多職種および地域住民との連携、協働の知識と技術を修得することを目標とする。

②介護福祉学科

介護福祉学科は、介護実践を通して生活支援を必要とする人々の生活を理解し、科学的に評価するとともに、介護福祉援助、相談援助ならびに介護福祉サービスの開発および地域社会への働きかけを行う福祉専門職を養成することを目的とする。そのために必要な介護福祉援助技術、介護福祉サービスの仕組みと開発、関係多職種との連携、協働の知識と技術を修得することを目標とする。

③こども教育福祉学科

こども教育福祉学科は、保育および幼児教育などの専門性と実践力に加え、家族に対する相談援助ならびに子育てしやすい地域環境づくりを行う専門知識と技術を身につけたこども教育福祉の専門職を養成することを目的とする。そのために必要な保育と幼児教育の専門知識、技術および社会福祉に関する専門知識と技術を修得することを目標とする。

以上の学科の人材養成目的・教育目標を含め、社会福祉学部の人材養成目的・教育目標は大学の建学の精神を踏まえたものであり、社会福祉を実現する上で、学びの背景および動機として学生たちを支えることができるものであり、この点が他の大学の学部には比べ特

徹的な点である。また、隣人愛の精神の実践を続けてきた聖隷グループの一員であること、社会福祉学部が社会福祉士・介護福祉士法制定前の1978年から設立されていた福祉医療ヘルパー学園の教育を引き継いできたものであること、大学周辺に介護福祉施設が多く(資料1-7 p.6)、本学出身者が指導者として建学の精神を含めた指導ができることは実績、資源から見て人材養成目的・教育目標を適切に設定されていることを示している。

〈4〉リハビリテーション学部

リハビリテーション学部の人材養成目的・教育目標は、本学の建学の精神と大学の教育理念を基本として、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』に基づく深い人間理解の上に、高度な知識・技術を兼ね備えたリハビリテーション専門職の育成を目的とする。また教育・研究・研修機関として、実践と教育研究において地域の社会福祉施設・医療施設との連携及び交流を図り、多職種との連携・協働を基としてその責務を果たし、国内外の新しい動向に対応できるリハビリテーション分野の指導的人材を育成することを目標とする。」と人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則に定め、この教育目的を受け、リハビリテーション専門職には、「相手の心を理解し敬意を持つという基本的態度」と「高度な知識と実際的な専門技術」の2つが求められることから、以下の7つの教育目標と各学科の人材養成目的・教育目標を掲げている(資料1-1 p.93)。

表 1-3 リハビリテーション学部の教育目標および各学科の人材養成目的・教育目標

- (1)聖書に示された人間観を養います。
- (2)他者との全人的な人間関係を深めることができる隣人愛に根ざした態度を養います。
- (3)障害を持つ人々の課題を、科学的、論理的に理解し、それを解決するために計画・実践し、また評価する基礎能力を養います。
- (4)社会の多様なニーズに柔軟かつ適切に対応できるように自己啓発能力を養います。
- (5)地域リハビリテーションの担い手として障害を持つ人々の心と身体の両面を援助できる能力を養います。
- (6)保健・医療・福祉領域における医療技術専門職の役割を認識し、その責務を果たし得る基礎能力を養います。
- (7)多様な文化や価値観を受容し、国内だけでなく海外において国際的視野を持ってリハビリテーションの実践ができる基礎能力を養います。

また、各学科の人材養成目的・教育目標は、以下のとおりである。

①理学療法学科

理学療法学科では、人体の構造や機能、疾患と障害などの理解の上に、運動・電気刺激・温熱・冷却による治療や、障害を補うための杖や車いす・住宅改造に関する知識と技術を修得すること、また骨・筋・神経の疾患・障害に加え、呼吸・循環などの内部障害やスポーツ障害に対する高度な理学療法を修得することを目的とする。そのために、近年の医療技術の進歩と高度複雑化する社会の要求と期待に応えられるよう、自ら判断し行動する能力と学問的志向性を養うことを目標とする。

②作業療法学科

作業療法学科では、「身体または精神に障害のある、またはそれが予測される人々に対し、作業活動を通じて心身機能の回復・維持を図り、主体的な生活の獲得のための治療・指導・援助を行う」という作業療法の定義を基盤とした内容を修得することを目的とする。この目的のために、心身機能や疾患・障害特性などの医学的知識、作業活動の特性と意味などの作業療法に必要な高度の専門的知識・技術を獲得し、科学的な思考力と、人の心理・社会的側面を視野に入れた幅広い実践能力を養うことを目標とする。

③言語聴覚学科

言語聴覚療法は聴覚、言語、発声発語、嚥下等に障害のある人々に対して評価・訓練・指導・助言を行い、機能の獲得や回復、維持・向上を図り社会参加を支援することを目的としている。この目的に沿って言語聴覚療法・領域における高度専門職者としてふさわしい知識・技術を修得し、さらに、科学的、客観的な思考力と実践力のある専門職として専門分野ならびに関係領域の発展に貢献できる人材の養成を目標とする。

リハビリテーション学部の人材養成目的・教育目標の特徴的な点は、建学の精神に基づく、豊かな人間性と高度な知識・技術を兼ね備えたリハビリテーション専門職を育成することである。この人材養成目的・教育目標を達成するために、多彩な教養教育と自校教育、障害を持つ人々の心と身体の両面から柔軟かつ適切に援助できる専門的能力を養う教育を、大学院教育を行うことができる優れた教員を学部に配置することや、聖隷グループ等との施設との連携による早期からの実習により実現している。さらにチーム医療を支えるリハビリテーション専門職を養成するため、学部内だけでなく、看護学部や社会福祉学部と連携して「専門職連携の基礎」「専門職連携演習」を行っていること、国際的視野を養うために海外協定校との研修を実施していることなどから、教育目標を達成するための環境は整っているとと言える。リハビリテーション学部は 2004 年に開設された新しい学部であり、卒業実績は 7 年間であるが、後述のとおり、学習の成果を身につけた学生が就職率 100% を達成していることから実績としても人材養成目的・教育目標は適切に設定できている。

〈5〉看護学研究科

看護学研究科博士前期課程の人材養成目的・教育目標は、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』を基盤に、広い視野に立って学識を深めるとともに、高い倫理観を備え、『看護学における研究能力をもつ高度専門職業人』を育成する」ことであり、教育目標として次の 6 つを掲げている（資料 1-8）。

表 1-4 看護学研究科博士前期課程の教育目標

- | |
|---|
| <p>(1)高い倫理観を身につけ、質の高い看護の実践さらに教育・研究の過程に反映することができる。</p> <p>(2)看護学および関連諸科学における主要な理論・概念・研究方法に関する理解を深め、看護学分野における研究課題に取り組む、基礎的研究能力を修得することができる。</p> <p>(3)専攻分野における高度な知識と技術を修得し、看護実践のモデルや指導者になるとともに</p> |
|---|

に、看護実践の視点から研究に参加することができる。

- (4)保健医療福祉の専門職と連携し、看護専門職業人として優れた問題解決能力を発揮して専門性の高い活動を実践できる。
- (5)看護学の視点にたち、地域特性に対応した課題について社会貢献を図ることができる。
- (6)学術的かつ国際的視点にたち、内外の専門家と学术交流が実践できる。

また、博士後期課程の人材養成目的は、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』を基盤に、広い視野に立って学識を深めるとともに、高い倫理観を備え、看護学における自立した研究能力を有し、保健医療福祉の充実・発展・変革を促進できる高度専門職業人を育成する」ことであり、教育目標として次の6つを掲げている（資料1-8）。

表 1-5 看護学研究科博士後期課程の教育目標

- (1)高い倫理観をもって、質の高い看護の実践・教育・研究に反映することができる。
- (2)看護学および関連諸科学における主要な理論・概念に関する理解を深め、看護学分野における研究課題を発見し、自立して研究課題を追究することができる。
- (3)専攻分野における自立した研究者であることを活かして、高度な専門性を必要とする業務（政策、企画、判断、実践）に従事することができる。
- (4)保健医療福祉の専門職と連携し、自立した看護研究能力を有する専門職業人としてリーダーシップを発揮し、保健医療福祉の充実・発展・変革を促進する役割を果たすことができる。
- (5)看護学の視点にたち、地域特性を踏まえた学際的かつ総合的課題に対して社会貢献を図ることができる。
- (6)学際的かつ国際的視点にたち、学术交流や研究・教育活動および実践活動の充実・発展に貢献できる。

「生命の尊厳と隣人愛」、「高い倫理観を備えた人材養成」、「広い視野に立った学識の醸成」、「国際的視点、研究法の基本、最新の指導理論や技術」を身につけさせることは大学院全体の方針であるが、さらに看護学研究科として、高度専門職業人として必要な人間形成や変革を促進するための能力形成を大きな基盤としている点が特徴である。

以上の人材養成目的・教育目標を実現するため看護学研究科博士前期課程では、修士論文コースと CNS「専門看護師」コース（慢性看護、急性期看護、がん看護、小児看護）を設けている。「専門看護師」コースでは、さらなる充実を目指し 38 単位教育課程（がん看護、急性期看護、老年看護）を 2016 年度に開設すべく、日本看護系大学協会への申請を行った。また、博士後期課程を設け、保健医療福祉の充実、発展ならびに変革を推進できる高度専門職業人を育成することを目的としていることは看護学研究科の大きな特徴である。

以上のような人材養成目的・教育目標に応じ、修了生を毎年輩出できていること、それを支える教員、協力施設、学習環境を整備していることが、看護学研究科の実績と教育資源が人材養成目的・教育目標に対応したものであることを証明している（資料 1-9「5-2 大

学院における学位授与状況)。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科博士前期課程の人材養成目的・教育目標は、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』を基盤に、高い倫理観を備え、広い視野に立って学識を深め、リハビリテーション各専門分野において優れた人間性と研究能力をもつ高度専門職業人を育成する」ことであり、教育目標として次の6つを掲げている(資料1-8)。

表 1-6 リハビリテーション科学研究科博士前期課程の教育目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1)高い倫理観を身につけ、質の高いリハビリテーションの実践、教育ならびに研究の過程に反映することができる。(2)リハビリテーション領域および関連諸科学における主要な理論、概念ならびに研究方法について理解を深め、各専門分野における研究課題に取り組み、基礎的研究能力を修得する。(3)専攻分野における高度な知識と技術を修得し、リハビリテーション実践のモデルや指導者になるとともに、各専門分野の視点から研究に参加することができる。(4)保健医療福祉の専門職と連携し、リハビリテーションの専門職者として優れた問題解決能力を発揮して専門性の高い活動を実践できる。(5)リハビリテーションの視点に立ち、地域特性に対応した課題について社会貢献を図ることができる。(6)学術的かつ国際的視点にたち、内外の専門家と学術交流ができる。 |
|---|

また、博士後期課程の人材養成目的・教育目標は、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』を基盤に、高い倫理観を備え、広い視野に立って人間と社会を理解し、リハビリテーションの各専門分野について学識を深め、自立して研究を行うことのできる優れた専門性と人間性を備え、保健医療福祉の充実、発展ならびに変革を推進できる高度専門職業人を育成する」ことであり、教育目標として次の6つを掲げている(資料1-8)。

表 1-7 リハビリテーション科学研究科博士後期課程の教育目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1)高い倫理観をもって、質の高いリハビリテーションの実践、教育ならびに研究を行うことができる。(2)リハビリテーション各専門分野における主要な理論、概念および研究方法に関する理解を深め、特定の研究課題に取り組み、自立して研究する能力を獲得すると共に、学術的ならびに実践的にリハビリテーションに寄与する優れた成果を示すことができる。(3)専門分野に関する高度な専門的知識、技術および研究能力を活かして、リハビリテーション実践のモデルになるような力を発揮し、リハビリテーションの発展ならびに変革のための役割を果たすことができる。 |
|---|

- (4) 自立した研究能力を持つリハビリテーション分野の高度専門職業人として、保健医療福祉の専門職と連携し、問題解決能力とリーダーシップを発揮して、保健医療福祉の充実、発展ならびに変革を推進する役割を果たすことができる。
- (5) リハビリテーション各専門分野の実践および研究を通して、社会に貢献することができる。
- (6) 学術的かつ国際的視点から学術交流、研究、教育ならびに実践活動を行い、その充実、発展に貢献することができる。

以上のように、リハビリテーション科学研究科は、「建学の精神に基づきキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』を基盤に、高い倫理性、研究法、教育法を身につけさせ、高度な専門知識、広い視野に立った学識、国際的視点、リーダーシップの醸成を図り、社会の保健医療ニーズに応える高度専門職業人と各専門分野の研究と教育の担い手を育成すること」が大きな特徴である。そのために、教育課程を理学療法科学、作業療法科学、言語聴覚療法科学の3つの専門分野に分け、さらにそれぞれの分野が3～4つの領域・科目を提供している。これらの分野にそれぞれ専門性の高い教育課程とそれを教授することのできる教員を配置し、その他教育環境の整備も行っている。

2006年の博士前期課程（定員10名）、2011年の博士後期課程（定員5名）設置以降、毎年ほぼ定員前後の入学生を確保し、順調に修了生を輩出してきたことが、本研究科の教育資源が人材養成目的・教育目標に相応しいことを証明している（資料1-9「5-2 大学院における学位授与状況」）。

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科博士前期課程では、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』を基盤に、広い視野に立って人間と社会を捉え、学識を深めるとともに、社会福祉学及び介護福祉学における高い研究能力を持つ高度専門職業人を育成する」ことを目的とし、以下の7つの教育目標を設定している（資料1-8）。

表 1-8 社会福祉学研究科博士前期課程の教育目標

- (1) 高い倫理観と基本的人権尊重の考えを養い、社会福祉および介護福祉領域の実践・教育・研究を行うことができる。
- (2) 社会福祉学ならびに介護福祉学、および関連諸科学における主要な理論・概念、研究方法に関する理解を深め、社会福祉学および介護福祉学分野に関する研究課題に取り組み基礎的研究能力を修得することができる。
- (3) 社会福祉および介護福祉分野における高度な知識と援助技術を修得し、ソーシャル・ワーカー、ケア・ワーカーとして優れた実践力をもち専門性の高い活動を実践できる。
- (4) 社会福祉および介護福祉領域の専門職として優れた問題解決能力を発揮し、保健医療福祉の専門職と連携して専門性の高い援助活動を実践できる。
- (5) 社会福祉学および介護福祉学分野の、実践・教育の場で指導力を発揮できる。
- (6) 社会福祉学ならびに介護福祉学の視点に立ち、地域特性に対応した課題について社会貢

献を図ることができる。

(7)学術的かつ国際的視点に立ち、内外の専門家と学術交流ができる。

また、博士後期課程の人材養成目的・教育目標は、「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』を基盤に、幅広い視野で人間と社会を捉え、社会福祉学および介護福祉学の各専門分野について深く追求し、自立して研究を行い得る優れた専門性と人間性を備えた、広く世界に通用する高度専門職業人育成する。そのことを通して専門教育の向上・発展に寄与するとともに、人々の安寧と福祉に貢献することを目的とする。」とし、教育目標として次の7つを掲げている（資料1-8）。

表 1-9 社会福祉学研究科博士後期課程の教育目標

- (1)基本的人権を尊重し、高い倫理観をもって、社会福祉および介護福祉領域の実践・教育・研究を行うことができる。
- (2)社会福祉および介護福祉の領域の専門職として優れた問題解決能力を発揮し、保健医療福祉の専門職と連携して、専門性の高い援助活動を実践できる。
- (3)社会福祉ならびに介護福祉領域の研究および実践をとおして、社会に貢献できる。
- (4)社会福祉、介護福祉分野に関する特定の研究課題に取り組み、専門的研究能力を高めるとともに、開拓的研究成果を示すことができる。
- (5)社会福祉および介護福祉分野における高度な知識と援助技術を修得し、社会福祉・介護福祉実践のモデルとなるような実践力を発揮できる。また、社会福祉実践において、ソーシャル・ワーカーとして関係者との相談・教育・調整の役割を果たすことができる。
- (6)深い学識と広い視野に立って、実践・教育の場で高い指導力を発揮できる。
- (7)広く国内外の社会福祉学および介護福祉学領域ならびに関連領域と、研究教育および学術交流の実践ができる。

社会福祉学研究科の人材養成目的・教育目標の特徴は、生命の尊厳と隣人愛の精神をもった高度専門職業人としての専門的知識を社会福祉、介護福祉の実践の場で応用できる人材を養成することである。この目的と目標を達成するために適切な授業科目を設定し、それを教授する教員を適切に配置している。加えて、資格保有者が在職したまま学位を取得できるように院生研究室や図書館を24時間開放するなどの環境整備を行い、学びを支援する体制を整えている。このような体制整備により確実に一定の修了生を送り出していることは、理念・目的の適切性とそれを支える教育資源の適切性を証明している（資料1-9「5-2 大学院における学位授与状況」）。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

本学の理念・目的は大学学則第1条、大学院学則第1条に明示しており、履修要項・シラバス（資料1-1 p.6、資料1-10 p.4）、大学ホームページ（資料1-11）に掲載している。

また、理念・目的、学校名の由来については、大学ホームページ（資料1-12、資料1-1

3、資料 1-15 p.1) にも掲載し、社会に公表している。

大学構成員に対しては、新任教職員向けのオリエンテーションにおいて、理念・目的の周知のためのプログラム（資料 1-16）を実施するとともに毎年、教職員夏期研修会を開催し理念・目的への理解を深めるプログラム（資料 1-17）を実施している。学生に対しては建学の精神、大学の教育理念を履修要項・シラバスに掲載する（資料 1-1 p.6、資料 1-10 p.1）とともに、大学の必修科目として「聖隷の理念と歴史」を開講しており、聖隷学園理事長、大学学長をはじめとする学園関係者や聖隷グループ関係者による講義を受講することにより、理念・目的の理解を深めている（資料 1-18）。

さらに大学敷地内に聖隷歴史資料館を開設、一般公開しており、聖隷の歴史と精神を深く広く周知することができている（資料 1-19）。

〈2〉看護学部

看護学部の人材養成目的・教育目標を、人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則に定め、大学ホームページにて公表している（資料 1-20）。受験希望者に対しては、学科紹介パンフレット（資料 1-21p.4）で概要を伝えている。また、履修要項・シラバス（資料 1-1 p.7、p.23）にも掲載し、大学の構成員に対しても周知している。特に新入生に対しては、「聖隷の理念と歴史」において学部長が自身と聖隷クリストファー大学との出会いとともに看護学部の目指す人材像について語るなど、わかりやすい形で伝える取り組みによって理念等の理解度の向上を図っている。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部の人材養成目的・教育目標は毎年学部の学生に配布している「履修要項・シラバス」に記載している（資料 1-1 p.7,p.45）。入学時のオリエンテーションや保護者ガイダンスにおいても履修要項等を使用し説明等を行っている。1 年次には、毎週礼拝を受けており（資料 1-7 p.4）、建学の精神は学生に認知されている。また授業においても教員による「聖隷における教育とは」として、アドバイザー教員からや総合演習などにおける学生指導や基礎演習、インターンシップ、キャリアデザイン等の授業時に、学生に社会福祉学部の理念等を伝えることも度々あり、学生には周知されている。教員は採用時や年度初めの研修会等で理念について周知する機会があり、教員間には人材養成目的・教育目標が根付いている。受験希望者に対しては、学科紹介パンフレット（資料 1-22p.2、資料 1-23p.2-3、資料 1-24p.2）で教育目標や目指すべき人材像を示している。

社会に対しては、ホームページによる公表（資料 1-20）を行っている。

〈4〉リハビリテーション学部

リハビリテーション学部の人材養成目的・教育目標は、履修要項等（資料 1-1 p.8）で学部学生および教員等の構成員に周知している。また教員には各自の講義や学生指導等において、建学の精神を具現化し、学生への愛情と信頼関係を大切した教育実践を行うよう勧めている。学部の教育課程には、1 年次春 Semester に「基礎演習」を配置し、学生へ建学の精神の理解と愛校心を涵養するよう努めている（資料 1-25）。受験生、保護者を含む社会一般に対しては、本学の刊行物（資料 1-14 p.1-3）、学科紹介パンフレット（資料 1

-26p.13、資料 1-27p.4、資料 1-28p.14)、ホームページ(資料 1-20)、大学ポर्टレート(資料 1-29)等によって、学部の人材養成目的・教育目標を分かりやすく周知するよう努めている。そのほかにも学部が実施する保護者懇談会等において、学部長の講話や本学の歴史や理念を紹介する DVD を上映するなど、様々な機会を利用して周知している。

〈5〉看護学研究科

看護学研究科の人材養成目的・教育目標は、人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則によって定められている。この規則は学則とともに大学ホームページで公表している(資料 1-20)。また、大学院案内(資料 1-15 p.3)および大学院履修要項・シラバス(資料 1-10 p.7、p.22)に明記し、それぞれ社会、受験希望者、学内構成員に周知している。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科の人材養成目的・教育目標は、人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則によって定められている。この規則は学則とともに大学ホームページで公表している(資料 1-20)。また、大学院案内(資料 1-15 p.7)および大学院履修要項・シラバス(資料 1-10 p.29、35、36)に明記し、アクセスしやすい冊子体およびホームページ上で公開し、社会、受験希望者、学内構成員に向けて周知を図っている。

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の人材養成目的・教育目標は、人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則によって定められている。この規則は学則とともに大学ホームページで公表している(資料 1-20)。また、大学院案内(資料 1-15 p.11)および大学院履修要項・シラバス(資料 1-10 p.43、p.49-50)に明記し、それぞれ、社会、受験希望者、学内構成員に周知している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

本学が建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛の精神」は不変の精神であるが、学部学科の開設の折りに大学の理念・目的を十分に確認したうえで、新しい学部学科の理念・目的を設定してきた。また、理念・目的の適切性についての定期的な検証方法は明文化していないが、大学のグランドデザイン第 2 ステージにおける本学像は、大学部長会が大学の教育目的・目標を踏まえた内容で策定し、事業計画の評価を通じてその進捗を確認している(資料 1-30 表紙)。

〈2〉看護学部

看護学部の人材養成目的・教育目標について、定期的な検証には至っていないが、2015 年度に改めて本学部の強みについて、建学の精神に立ち返りながら、領域会議や学部運営会議において集中的な検証を進め、整理することができた(資料 1-31)。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部では建学の精神や教育理念を堅持し、そのもとでの学部・学科の人材養成目的・教育目標の適切性について学科会議等で以下のとおり検証している。

社会福祉学科においては、近年、いじめ、不登校、虐待、貧困など、様々な課題を抱えた児童生徒の増加によるスクールソーシャルワーカーの社会的なニーズにこたえるために「スクールソーシャルワーカー養成課程」を設置するための科目配置や実習体制などの整備を進めている（資料 1-32）。

介護福祉学科においては人材養成目的・教育目標と教育課程の検証を行い、2015年度にカリキュラム改訂を行った。

こども教育福祉学科においても「こども・子育て支援新制度」のもと、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設としての認定こども園がスタートしたという社会的背景を考慮に入れつつ、今後も人材養成目的・教育目標の見直しを進めていく。

〈4〉リハビリテーション学部

人材養成目的・教育目標の適切性の検証は、厚生労働省による診療報酬・介護報酬改定や社会情勢の動向からかい離していないか、毎年の履修要項・シラバス作成時期、および4年に一度の教育課程の見直しに合わせて、学部教務委員会および学部運営会議等で、定期的に点検、見直しを図っている。その際に卒業生の就職状況、教育課程および教育内容、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの到達度、学生の満足度調査などの分析も合わせて行っている。

〈5〉看護学研究科

人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則の看護学研究科部分については、2011年度の研究科組織改編の際に点検し改訂を行った。手順は、研究科長による原案について看護学研究科委員会で検討の後、学長および3研究科長で討議調整し、看護学研究科委員会構成員の承認を得、大学部長会の議を経て理事会で決定された。今後見直しを行う際も同様の手順で行う。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則のリハビリテーション科学研究科部分については、2011年度の研究科組織改編の際に点検し改訂を行った。手順は、研究科長による原案についてリハビリテーション科学研究科委員会で検討の後、学長および3研究科長で討議調整し、リハビリテーション科学研究科委員会構成員の承認を得、大学部長会の議を経て理事会で決定された。

その後の見直しについては、毎年、次年度の大学院履修要項・シラバスを作成する時点で研究科長および研究科委員会で点検し、適切性の検証を行い、改訂が必要な場合は前述の手続きにより行う。

〈7〉社会福祉学研究科

人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則の社会福祉学研究科部

分については、2011年度の研究科組織改編の際に点検し改訂を行った。手順は、研究科長による原案について社会福祉学研究科委員会で検討の後、学長および3研究科長で討議調整し、社会福祉学研究科委員会構成員の承認を得、大学部長会の議を経て理事会で決定された。今後見直しを行う際も同様の手順で行う。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

本学の理念・目的は大学学則、大学院学則によって定義されており、学部、研究科においても学則に準じる規則によって人材養成目的・教育目標を定めている。内容についても建学の精神、聖隷グループの築いてきた実績を踏まえ適切に設定している。さらに人材養成目的・教育目標は刊行物、ホームページにより大学構成員に周知し、また、社会に対して公表されている。特に大学構成員に対しては、自校教育や各種研修により建学の精神や本学の由来を学ぶ機会を多く設けている。理念・目的の適切性については定期的な検証を行うに至っていないが、新学部設置やグランドデザインの策定の際には大学の理念・目的を踏まえた設定をしている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

(1)初年次教育において、建学の精神と聖隷グループの働きについて関係者が講義を行う「聖隷の理念と歴史」の達成度は、2013年度は77、2014年度は88と十分にその内容が学生に理解されていると言える（資料1-33）。

〈2〉社会福祉学部

(1)社会福祉学部の人材養成目的・教育目標はホームページ等を通じて学部構成員や社会に対して分かりやすく公表している。また、教員が授業・学生指導に反映できている。

〈3〉リハビリテーション学部

(1)リハビリテーション学部の人材養成目的・教育目標については、刊行物やホームページ等を通じて、学部構成員や社会に対して、分かりやすく公表している。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

(1)学部学科の人材養成目的・教育目標は社会情勢や学部の組織改編等必要に応じて見直しを行っており、定期的な検証を実施していない。

〈2〉看護学部

(1)本学部の教育目標は、学生が身につけるべき能力だけでなく、教育課程の編成・実施方針に関する内容も合わせて示しているため、整理する必要がある。

〈3〉社会福祉学部

(1)社会のニーズや学生の満足度向上のために、教育課程を一部変更したが、さらに、本学部の人材養成目的・教育目標が学生生活においても浸透しているのか、また、施設等の卒業生の勤務する職場の社会的評価や現在のニーズに対応しているかなど検証する必要がある。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)卒業生への動向調査等から、本学部の人材養成目的・教育目標が卒業後の病院・施設等の職場におけるニーズや社会情勢に即した内容であるかを検証する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)自己点検・評価運営委員会において、「聖隷の理念と歴史」の達成度を蓄積していくことで学年ごとの差が出るか、その場合何による差が出るのかを検証できるよう注視していく。

〈2〉社会福祉学部

- (1)自己点検・評価についての内容を学科会議や教授会等の機会に取り上げることにより教員の人材養成目的・教育目標に対する理解度をさらに高めていく。

〈3〉リハビリテーション学部

- (1)引き続き多様な手段により学部の人材養成目的・教育目標を周知していくとともに、その内容についても具体的にわかりやすい表現ができるか等の検討を進める。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)自己点検・評価運営委員会において PDCA サイクルの一つとして各学部・研究科の理念・目的の定期的な検証作業を行うことを検討する。その際には理念が社会の情勢を反映しているか、実績・資源から照らして適切であるかなどの評価基準となる項目を設け、わかりやすい点検ができるよう留意する。

〈2〉看護学部

- (1)教育目標の見直しを行い、学生が身につけるべき能力と教育課程の編成・実施方針を区別できるように変更する。

〈3〉社会福祉学部

- (1)教育課程の変更により本学部の人材養成目的・教育目標の浸透が深まるか。就職先を含めた社会のニーズに沿った内容であるかの検証を行う。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)卒業生の動向調査を計画し、本学部の理念・目的が卒業後の病院・施設等の職場におけるニーズや社会情勢に即した内容であるかを検証する。

4. 根拠資料

資料 1-1 2015 年度履修要項・シラバス

資料 1-2 大学学則

資料 1-3 大学院学則

資料 1-4 助産学専攻科規則

資料 1-5 学校法人聖隷学園パンフレット

- 資料 1-6 ホームページ「卒業生の活躍」
<http://www.seirei.ac.jp/category03/graduate/index.php>
- 資料 1-7 キャンパスライフ 2015
- 資料 1-8 聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則
- 資料 1-9 アニュアルレポート 2012-2014 「5-2 大学院における学位授与状況」
- 資料 1-10 2015 年度大学院履修要項・シラバス
- 資料 1-11 大学ホームページ「学則」
<http://www.seirei.ac.jp/category01/guide/regulations.php>
- 資料 1-12 大学ホームページ「建学の精神・ごあいさつ」
<http://www.seirei.ac.jp/category01/guide/message.php>
- 資料 1-13 大学ホームページ「大学院（博士前期課程・博士後期課程）」
<http://www.seirei.ac.jp/category02/graduate/index.php>
- 資料 1-14 2015 入学案内
- 資料 1-15 2014-2015 大学院案内
- 資料 1-16 新任教職員オリエンテーション資料
- 資料 1-17 2015 年度教職員夏期研修会プログラム
- 資料 1-18 シラバス「聖隷の理念と歴史」
- 資料 1-19 聖隷歴史資料館パンフレット
- 資料 1-20 ホームページ公表状況「人材養成の目的」(PDF)
- 資料 1-21 2015 看護学科パンフレット
- 資料 1-22 2015 社会福祉学科パンフレット
- 資料 1-23 2015 介護福祉学科パンフレット
- 資料 1-24 2015 こども教育福祉学科パンフレット
- 資料 1-25 シラバス「基礎演習」
- 資料 1-26 2015 理学療法学科パンフレット
- 資料 1-27 2015 作業療法学科パンフレット
- 資料 1-28 2015 言語聴覚学科パンフレット
- 資料 1-29 大学ポータル 聖隷クリストファー大学 リハビリテーション学部 学部の特
<http://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000427601004.html>
- 資料 1-30 2015 年度事業計画
- 資料 1-31 2015 年 11 月 27 日企画調整会議資料(看護学部の「強み」の検討)
- 資料 1-32 聖隷クリストファー大学社会福祉学部社会福祉学科 ソーシャルワーク教育課程
設置計画概要
- 資料 1-33 DP・CP 関連表

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学では教育目的を達成するための組織を設けることを編制原理とし、看護学部（看護学科）、社会福祉学部（社会福祉学科、介護福祉学科、こども教育福祉学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科）を置き、学部学科制による専門領域の教授を行っている（基礎データ表 1）。大学にはさらに看護系大学等を卒業した者に対して、助産学についての特別な教育研究を教授し、助産師養成を行うことを目的とする1年制の助産学専攻科を設置している。

また、大学院の教育目的を達成するための組織として、大学の各学部を基礎とする看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、リハビリテーション科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、社会福祉学研究科（博士前期課程、博士後期課程）を設け、高度専門職業人としての専門科目を教授している（基礎データ表 1）。

4年制大学開設時唯一の学部であった看護学部の歴史は聖隷准看護婦養成所の設置から始まっている。看護学そのものが人々の生活と健康に寄り添う学問であり、建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」、すなわち目の前のひとりを助けるという精神を体現する学問であること、当時の深刻な看護婦不足と国による看護教育制度の発足を機に、1952年に聖隷准看護婦養成所を設置、看護学の知識と技術、求められる対人能力の高度複雑化に応じて、1966年聖隷学園高等学校衛生看護科、1969年聖隷学園浜松衛生短期大学、1992年聖隷クリストファー看護大学（現聖隷クリストファー大学）へと移行していき、隣人愛の精神に加え、高度な知識と技術が備わった看護職を養成し社会へ輩出しており、建学の精神の実現において重要な学部となっている。

社会福祉学部は、高齢化社会の到来を予測し、介護を必要とする高齢者や障がい者の介護者養成を目的として、1978年に開設された福祉医療ヘルパー学園が、社会福祉士・介護福祉士法による介護福祉士養成施設の指定を受け、聖隷介護福祉専門学校へと改組し、2002年に高い教養を身につけた質の高い社会福祉従事者の養成を目的として社会福祉学部社会福祉学科（社会福祉学専攻、介護福祉学専攻）を設置、2008年に子育て支援を行う保育士、幼稚園教諭を養成することを目的にこども教育福祉学科を設置、2011年には、社会福祉学科から介護福祉学科を独立させ、現在では3つの学科がそれぞれ責任ある体制により教育を実施している。

リハビリテーション学部は2004年に看護学部、社会福祉学部に加え、3つ目の学部として設置した。設置の背景には、高齢化社会の進展、社会の多様化、複雑化により怪我や病気の方が増える一方で医学の進歩により後遺症が残るものの、命を取りとどめるというケースが増加しているという状況を鑑み、障がいを抱えた方々の機能の回復、社会復帰を支援する人材の養成が必要であるとの考えがあった。開設当初はリハビリテーション学科の1学科3専攻（理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻）編成だったが、年次進行に伴い、専門性をさらに高めるためには入学時から自分が身につけるべき専門的能力を早い段階から意識することが必要であるとの結論に至り、2011年から3学科（理学療

法学科、作業療法学科、言語聴覚学科) 編成に組織改編し現在に至る。

また、本学では、各専門領域における高度専門職業人の養成と領域研究の発展を意図し、1998年に看護学研究科(修士課程)を開設し、2004年に社会福祉学研究科(修士課程)を増設、続いて2006年にはリハビリテーション科学研究科(修士課程)を設置した。2008年には保健医療福祉の職種間連携においてリーダーシップと問題解決力を発揮できる高度専門職業人の育成をめざし、保健科学研究科(博士後期課程)を開設し、看護学分野、リハビリテーション科学分野、社会福祉学分野の3分野を設置した。2011年には修士課程における3研究科との一貫性を強化することを目的として、各修士課程を博士前期課程とし、保健科学研究科を看護学研究科(博士後期課程)、リハビリテーション科学研究科(博士後期課程)、社会福祉学研究科(博士後期課程)に改編した。さらに、2015年度に研究科の分野・領域の見直しを研究科委員会において行い、看護学研究科、リハビリテーション科学研究科、社会福祉学研究科の分野・領域を2016年度から変更することとしている。

加えて、社会貢献、地域との連携・協働による課題解決を行う組織として、保健福祉実践開発研究センターを設置している。センターには学部教員のセンター委員8名(センター長を含む)、総務部職員1名を担当として配置し、大学の社会連携をとりまとめる組織として①共同事業・研究、②専門職への研修・一般市民への学習機会の提供、③政策形成への貢献、④地域に開かれた相談窓口となることを主な使命として、人類の健康と福祉に寄与する、という点で理念・目的の達成に貢献している。

以上のとおり本学における学部、研究科等の体制は建学の精神に基づいたうえで、学術の進展、社会の要請を考慮した編成となっており、適切に高等教育機関としての役割を果たすことができていると考えている。

本学では、以上の組織に加え、助産師養成を目的とした助産学専攻科を設置している。専攻科としての理念・目的およびその教育環境を以下に示す。

助産学専攻科では、本学の教育理念である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた教育をおこない、母子およびその家族や地域の人々に寄り添い、健康に生きるために一人ひとりを全人的に理解するための、高度な知識と実践力を習得させることを教育目標とし、さらに、助産師としての責任と役割を自覚し、助産師の仕事に誇りを持ち地域の母子保健に貢献できる助産師を育成することを目的としている(資料2-1)。

教育目的を達成するための助産学専攻科の教育課程を助産学基礎領域、助産実践領域、助産実践関連領域の3つの専門分野から構成し、助産学に関する専門的知識および実践能力を高めるための授業科目を教授することで生命の尊厳と隣人愛の精神にはぐくまれた感性豊かな実践者を養成している。

修了要件は32単位、修了年限は1年としている。収容定員数は15名であり、専任教員3名体制で教育している。

学内の教育環境は専攻科の教室および実習室を設置しており、演習・教育に関する機材も整備している。加えて学生が随時自主学習できる環境を整え、教員はオフィス・アワーを設けて学生が必要とした時に対応できる体制となっている。

教育体制としては、専任教員以外にも聖隷関連病院や他施設の協力を得て、有能な講師陣から専門的な教育を受け、臨地実習においても経験豊かな臨床または現場の指導者から

適切な指導を受けている。臨地実習施設は、総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターで実習を行っており、様々な事例を通して学ぶ機会を得ている。また、産科クリニック・助産院・小児科クリニックなどで地域連携母子保健の実習を行っている。

以上のとおり、本専攻科は助産関連領域の学問に対する理解促進のための諸科学の研鑽を深め、その上で個々の学生の関心の高い領域における高度な知識・技術、専門助産実践能力を身に付けた助産師を育成するための体制となっている（資料 2-2、資料 2-3）。

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の教育研究組織は、（1）で前述したとおり、時代の変化や社会の要請に応じて必要な改編を行ってきており、毎年度学部（あるいは研究科）ごとに行っている法人との企画調整会議において、各学部の現状の分析、問題の発見、解決策の検討を行い、教育研究組織に問題があれば、学部長が主宰する学部運営会議等で改善案を検討し、学長が主催する大学部長会で大学として原案をまとめ、教授会の意見を聞き、大学としての方針を決定している。その後、執行役員会の審議を経、理事会で法人としての決定を行うというプロセスで組織変更を行っている。このプロセスにより 2016 年の収容定員変更も決定しており、検証プロセスは適切に機能していると言える（資料 2-4）。

2. 点検・評価

●基準 2 の充足状況

本学が設置している全ての研究科、学部、学科の理念が、全てキリスト教精神による隣人愛の精神、すなわち、目の前の救いを求める一人を救うことにあり、建学の精神に沿った教育研究組織の編制ができていると言える。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

(1) 学部学科と法人組織が意見調整をする企画調整会議において、絶えず受験生や社会の要請を踏まえた検討を進めており、その中で組織体制の見直しを行うことができている。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

(1) IR (Institutional Research) を担当する組織を立ち上げ、教育研究組織体制の見直しに必要なデータ分析を行うなど支援を強化する。

②改善すべき事項

特になし

4. 根拠資料

資料 2-1 助産学専攻科規則（再掲資料 1-4）

資料 2-2 助産学専攻科履修要項・シラバス

資料 2-3 助産学専攻科実習てびき

資料 2-4 収容定員変更に関する議事録

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉大学全体

大学・大学院において教員に求める能力・資質等は、「専任教員資格審査内規（資料 3-1 第2条）」に「本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し職位にふさわしい人格を有する者」であることを共通事項とし、職位に応じて必要な資質を以下のとおり定めている。

表 3-1 大学・大学院において教員に求める能力・資質等

教授は、教員人事にたずさわる人事委員会及び専門委員会の委員として選出されうる職位にあることから、その職位にふさわしい人格を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1)博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2)研究上の業績が前号に準ずると認められる者
- (3)学位規則（昭和28年文部省第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4)大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む）がある者
- (5)芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- (6)専攻分野について特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1)前項各号のいずれかに該当する者
- (2)大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）がある者
- (3)修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4)研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)前第2項又は前第3項に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2)その他特殊な専攻分野について大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1)前第2項各号又は前第3項各号のいずれかに該当する者
- (2)修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- (3)専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2)前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

以上の基本的な資質に加え、教授、准教授への昇任時には、第一段階として、学位・教育研究歴および研究業績の基準により資格審査候補者を選出し、第二段階の資格審査に当たって、上記に加え、教育活動、大学運営および社会的活動に関する基準に基づき、その実績と貢献度について評価し、人物評価を加味して総合的に審査を行うこととしている。助教への昇任においては学位・教育研究歴および研究業績を評価の基本とし、人物評価を加味して審査している。以上のように職位に応じた昇任に関する基準を設け、職位にふさわしい教員を適切に配置できるよう留意している(資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5、資料3-6)。

大学院の担当教員となるには、さらに以下の資格審査基準を満たす必要がある(資料3-7)。

表 3-2 大学院担当教員 資格審査基準

大学院博士前期課程・後期課程の研究指導教員等は、以下に掲げる1または2を満たし、かつ3、4の基準を満たす者であって、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

1. 博士の学位(外国の博士号を含む。)を有し、当該分野において活発な研究活動を行っており、かつ、十分な研究指導能力を有する者。
2. 博士の学位を有しない者でも、学会賞受賞又は公刊された著書・学術論文等により研究業績が極めて顕著であり、かつ、十分な研究指導能力があると認められる場合は、前項に準じて取り扱うことができる。
3. 大学院研究科の教員(教授、准教授)の学術論文業績は、原則として以下の基準により判定する。

<学術論文業績の基準>

	担当教員資格	総論文数	最近5年の論文数
博士後期課程	研究指導教員	20	5
	研究指導補助教員	10	3
	授業科目担当教員	—	

博士前期課程	研究指導教員	10	3
	研究指導補助教員	5	2
	授業科目担当教員	—	

4. 大学院研究科の教員（教授、准教授）の教育研究指導実績は、原則として以下の基準により判定する。

＜教育研究指導実績の基準＞

	担当教員資格	教育研究指導実績
博士後期課程	研究指導教員	博士研究指導補助教員実績又は修士研究指導実績
	研究指導補助教員	修士研究指導実績
	授業科目担当教員	講義能力、修士講義実績
博士前期課程	研究指導教員	修士研究指導補助教員実績又は学部研究指導実績
	研究指導補助教員	学部研究指導実績
	授業科目担当教員	講義能力、学部講義実績

※教育研究指導実績には、他大学等での実績も含むものとする。

教員組織の編制方針は明文化していないが、大学設置基準・大学院設置基準における必要専任教員数を遵守したうえで、大学・大学院の教育研究目的を達成することができる教育研究組織にふさわしい教員を配置することを前提とし、教員配置計画を策定している。教員配置計画は、聖隷学園企画調整会議において企画立案され、執行役員会において決定すると規定している（資料 3-8 第 5 条第 1 項）。専任教員の配置数は大学設置基準に定められた教員数を満たした上で、本学としての教員数を定めており、本学の教育目的・目標を達成できる組織であること、かつ財政基盤の安定化のために帰属収入に占める人件費比率が 60%程度であることを基本にしている。また、教員採用に当たっては、学部から大学院までの各学問分野の教育・研究の一貫性を重視した審査を行いながら、年齢構成に偏りがないようバランスのとれた採用となるよう心掛けている。加えて、本学の教育理念を理解し、実践することができる卒業生や修了生を本学の教員として採用することを方針として掲げ、積極的な人材登用を進めることにしている。

さらに、本学では「教職員任用規程（資料 3-9 第 3 条）」により教職員の任用の形態について定めており、高度な知識や特別な経験を有する者を定年後も特任教員として一定期間雇用することや、教員の流動性向上による教育研究の活性化、多様な経験を通じた若手教員の育成を目的とした 3 年の任期付教員（教授と助手）の採用も可能にしている。

学内における教員組織の連携は委員会組織を通じて行われる。委員会は学長主宰、学部長主宰、教授会附属、全学組織、法人組織の別によって整理され（資料 3-10p.22）、それぞれの会議の情報は教授会、部長会によって全体に共有する仕組みとなっている。また、学長、学部長等の職務内容は、「聖隷学園組織規程（資料 3-11 第 45 条、第 46 条）」により定めており、その中の一つに「大学運営におけるリーダーシップを発揮」すること、「学部の教育研究活動全般の運営を図る」ことを明確に定め、教授会は所掌事項について審議

し、学長に意見を述べる役割を明文化している（資料 3-12 第 3 条）。

〈2〉看護学部

看護学部の教員に求める能力・資質は本学の「専任教員資格審査内規（資料 3-1）」（法令に定める教員の資格要件等）を踏まえたうえで、本学部の教員公募の募集要項に、求める教員像として冒頭に「本学の建学の精神を理解し、教育研究に意欲と熱意を持っている者」と常に明記している（資料 3-13）。また、看護学部は看護専門職業人の育成を目的に掲げており、教員組織の編制方針は明文化していないが、実践を踏まえた専門知識・技術・態度を教授できる教員を揃えることを基本方針としている。具体的には、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の 8 つの看護専門領域ならびに養護教諭 1 種免許資格を得るための教職課程科目を教授するにふさわしい教育研究業績および豊かな臨地・臨床経験を有する教員を採用することであり、教員採用の公募要領に応募資格を明記することで応募者に伝えている（資料 3-13）。

学部の運営に当たっては、学部長が職務として教育研究活動全般の運営を担っている（資料 3-11）が、それを支えるための組織的な連携体制として、学部運営会議（月 1-2 回）および領域会議（月 1 回）の規程を制定し、教授会との有機的な繋がりを明確にしている（資料 3-14、資料 3-15）。すなわち、領域会議は、領域間の連絡・調整・連携が円滑に進むよう、学部運営会議の審議事項等について領域内で共有し、学部の意思統一のために領域内の意思を形成する。また、領域会議における検討結果を学部運営会議に報告する。学部運営会議は、学部長の方針のもと学部の目標実現と課題解決に向けて、学部の人事・人材養成に関する事項、教育および学生指導・支援、学生募集等に関する事項等について検討し、または検討結果を大学部長会および教授会に提案することで学部の意思を明確にする体制を形成した。

領域内管理運営、人事・人材養成および領域間の連携・協働に基づく当該領域の教育、研究等に係る責任の所在は、「領域長規程（資料 3-16 第 3 条）」により職務を明確にするなど責任体制を明確にしている。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部の求める教員像は、本学の建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を理解し、教育研究および委員会活動等に意欲と熱意のあるものである。これは教員募集の際には必ず明記をしている。社会福祉学部は福祉専門職者を養成することを目的とし、3 学科共通取得資格として社会福祉士の国家試験受験資格とそれに加え社会福祉学科では精神保健福祉士国家試験受験資格、介護福祉学科では介護福祉士国家試験受験資格、こども教育福祉学科では保育士登録資格と幼稚園教諭 1 種の資格を取得し、地域においてその領域の専門職者として貢献できる人材養成を行っている。そのために、専門職の経験者で、かつ専門領域や担当授業科目に適合した教育研究上の業績を有する者を採用するため、必要な資格や能力は教員公募に当たって資格要件に明記している（資料 3-17）。教員組織の編制方針は明文化していないが、求める人材像に合致する教員を教育課程に合わせて適切に配置することを基本方針としている。

教員組織の連携体制としては教育に係る各機能に合わせ、教授会、学部運営会議、学科会議をはじめ、入試委員会、教務委員会、学生委員会等を置き、相互に連携を図っている。学部長とそれを補佐する学科長とで学部運営会議を組織し、隔週で会議を行っている（資料 3-14）。教授会開催前には各委員会委員長と学科長、学部長で構成する会議を実施し、委員会の活動内容を共有することにより、連携強化を図る体制を整えている。また、学部長、学科長の役割については役職者の役割として「学園組織規程」に「学部の教育研究活動全般の運営を図ること」（資料 3-11 第 46 条）、「学科長規程」に「学科の代表として就職、教育、入試・学生募集等の目標実現に向けた学科活動全般の円滑な遂行について責任をもつ」（資料 3-18 第 2 条）と明文化している。

〈4〉リハビリテーション学部

教員に求める能力・資質等は、大学・学部の教育理念・目的に適して「隣人愛の精神」を有し、教育研究および大学運営活動等にも意欲と熱意のある者であること、またリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）を養成する教育課程の学問領域（理学療法学・作業療法学・言語聴覚学）を教授するにふさわしい人格と教養、および各専門分野・領域の教育研究業績・臨床経験を有することとして、公募要領に明記している（資料 3-19）。教員組織の編制方針については、明文化していないが、求める人材を教育課程に合わせて適切に配置することを基本方針としている。

教員人事の方向性と基本方針については企画調整会議で確認・調整することとし（資料 3-20 第 5 条）、大学設置基準を充足したうえで、学部・学科の教育活動の状況や事業計画および予算編成方針（人件費比率等）等から勘案し、教員 1 人当たりの学生数 13 人程度を目安として配置している。

教員の組織的な連携体制は、定例の教授会（月 1 回）、学部運営会議（月 1・2 回）、学科会議（週 1 回）を開催し（資料 3-21）組織的な運営を行い、教育研究に関わる教員間の意思統一と協調を図っている。教育研究に係る責任の所在は、学部においては学部長（資料 3-11 第 46 条）、学科においては 3 学科長（理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚学科）による責任体制としている（資料 3-22）。

また、若手教員（助教）には博士の学位取得を推進し教育研究の充実を図り、また中長期的な教員組織および教員配置を計画的に実施するため、准教授には教育研究活動に支障のない範囲で、委員会委員長等のポストにも配置するなどして、管理者の育成にも努めている。

加えて、学部の教育理念・目的に基づいた教育を継続し発展させるために、本学部で教育を受け教育理念を引き継ぐ卒業生・大学院修了生の登用も検討している。

〈5〉看護学研究科

看護学研究科において求める教員の能力・資質等については「資格審査内規（資料 3-1）」において求める人格像、教育上の能力、業績を基本とし、本学が定める「大学院指導教員等の資格基準（資料 3-7）」を必要な分野領域の中で満たすことを基本としている。

教員組織の編制方針は明文化していないが、博士前期課程では、環境支援看護学分野（基礎看護学、看護管理学の 2 領域）、生活支援看護学分野（地域看護学、老年看護学の 2 領

域)、療養支援看護学分野(慢性看護学、急性期看護学、がん看護学の3領域)、家族支援看護学分野(ウィメンズヘルス看護学、助産学、小児看護学の3領域)、博士後期課程では、環境支援看護学分野(基礎看護学、看護管理学の2領域)、生活支援看護学分野(地域看護学、老年看護学の2領域)、療養支援看護学分野(慢性・急性期看護学、がん看護学の2領域)、家族支援看護学(リプロダクティブ・ヘルス看護学、小児看護学の2領域)のそれぞれに資格審査において特に優れた知識および経験を有すると認めた教員を配置することとしている。

研究科内での意思疎通は研究科長が主宰する毎月開催の研究科委員会で行い、重要事項については学長が主宰し、年4回行う大学院委員会にて調整、審議している(資料3-23、資料3-24)。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科において求める教員の能力・資質等については「資格審査内規(資料3-1第2条)」において求める人格像、教育上の能力、業績等について規定している。また、大学院の担当者として必要な資格を「大学院研究指導教員等資格審査基準(資料3-7)」に定めており、各分野で資格を満たすことを必要としている。

教員組織の編制方針は明文化していないが、博士前期課程、博士後期課程ともに、理学療法科学分野(理学療法開発学、生体機能理学療法解析学、内部障害理学療法学、運動器理学療法学の4領域)(2016年度からは理学療法科学、理学療法開発学の2領域)、作業療法科学分野(作業科学、作業行動開発学、精神障害作業療法開発学、地域作業療法開発学、の4領域)(2016年度からは作業療法科学、作業療法開発学の2領域)、言語聴覚療法科学分野(発声・発語障害学、嚥下障害学、高次脳機能障害学の3領域)(2016年度からは言語聴覚障害学、摂食嚥下障害学の2領域)のそれぞれに資格審査において特に優れた知識および経験を有すると認めた教員を配置することとしている。

研究科内での意思疎通は研究科長が主宰する毎月開催の研究科委員会で行い、重要事項については学長が主宰し、年4回行う大学院委員会にて調整、審議している(資料3-23、資料3-24)。

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科において求める教員の能力・資質等については、「資格審査内規(資料3-1)」において求める人格像、教育上の能力、業績を基本とし、本学が定める「大学院指導教員等の資格基準(資料3-7)」を必要な分野領域の中で満たすことを基本とする。

教員組織の編制方針は明文化していないが、博士前期課程、博士後期課程ともに、社会福祉学分野(社会福祉理論、ソーシャルワークの2領域)、児童・家庭福祉学分野(児童・家庭福祉学療育)、介護福祉学分野(介護福祉学領域)のそれぞれの分野、領域(2016年度からは社会福祉学分野の社会福祉学原理領域、社会福祉援助領域の2領域)で資格審査を行い、特に優れた知識および経験を有すると認めた教員を配置することとしている。

研究科内での意思疎通は研究科長が主宰する毎月開催の研究科委員会で行い、重要事項については学長が主宰し、年4回行う大学院委員会にて調整、審議している(資料3-23、資料3-24)。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈1〉大学全体

本学の教員組織は看護学部は看護学部に大学設置基準上算定外の専任教員が2名（1名は学長、1名は授業をもたない専任教員）存在するが、設置基準上必要専任教員数で算定した教員数は、基礎データ表2および2015年度大学教員年齢構成表のとおりであり、専任教員数108名、教授41名、准教授25名、講師7名、助教35名で教員1人当たりの学生数は平均で13名、年齢構成は、71歳以上1.9%、66歳～70歳3.7%、61歳～65歳13.0%、56歳～60歳10.2%、51歳～55歳17.6%、46歳～50歳13.0%、41歳～45歳15.7%、36歳～40歳17.6%、31歳～35歳7.4%、26歳～30歳0%である（資料3-25）。男女比率は43:65、条件付き採用は7名（特任教授）、兼任教員数は180名である。

以上のように、大学設置基準上必要な教員数は75名（うち教授は40名）で確実に充足することができている。

教員の採用に当たっては、本学の教育理念と担当授業科目を明示したうえで募集を行うことで、各学部、研究科において、適切な採用候補者を募ることができている。また、昇任に関する資格審査においても授業科目の指導状況を含めた教育活動を評価することによって教育課程における教員の適正配置を行うことができている。大学院においてはさらに研究科の担当教員として研究指導教員および研究指導補助教員の資格審査を行うことで適切な人材を配置することができている（資料3-7）。

採用活動や採用実績などについては、年度ごとの事業計画の報告によって中長期計画の進捗状況を確認するとともに、対応すべき事項がある場合は企画調整会議によって状況を確認、見直すことができている。

〈2〉看護学部

教員の配置状況に応じ、人事委員会および専門委員会において、募集および選考の審査を行い、本学の教育理念に基づいた人格を有し、それぞれの領域に応じた授業科目を教授するにふさわしい学位・研究業績・教育活動の実績および臨床経験を有する教員を配置している（資料3-26）。

看護学部の教員組織に関しては、毎年前年度の職位ごとの専任教員数、専任教員1人当たりの在籍学生数等を取りまとめ、「アニュアルレポート 2-1 学部の教員組織（資料3-27）」として学内公表している。2015年度の状況は基礎データ表2から、専任教員数は50名（大学設置基準上算定外の教員2名（外数））で、設置基準上必要教員数14名を上回って充足し、かつ「看護師等養成所の運営に関する指導要領」に基づく看護師および保健師国家試験受験資格に係る専任教員数24名を充足している。

看護学部の教員1人当たりの学生数は、教員の配置と予算編成方針（人件費比率等）等により、11～12人程度をめやすとし、12人台で推移している（基礎データ表2、資料3-27）。教員の年齢構成は、71歳以上0.0%、66～70歳2.0%、61～65歳8.0%、56～60歳14.0%、51～55歳22.0%、46～50歳10.0%、41～45歳18.0%、36～40歳20.0%、31～35歳6.0%である。また、准教授の年齢構成は51歳以上が45%、講師は83%と高くなっており、教員の計画的採用、昇任を進める必要がある（資料3-25）。

条件付き教員として「聖隷学園特任教職員の任用に関する規程（資料3-28）」に基づく

特任教授を採用し、大学院博士前期・後期課程の研究指導と並行して学部運営に関わらせている。このように、本学部では大学院の研究指導を行うにふさわしい教員を必要時3名程度配置することとしている(資料3-29)。兼任教員数は、54名であり、専任教員数とほぼ同数である。この状況は、教養基礎領域では、学生の選択できる授業科目を多く配置していること、専門基礎領域等の授業科目ではオムニバス形式の授業方法が必要となることから生じている。これらの授業科目については、学部長および教務部長が兼任教員に教育課程における当該授業科目の位置づけや目標等を明確に説明した上で、適切に配置している。また、看護専門領域では、科目責任者の専任教員が科目目標・授業方法等に責任を持ち、兼任教員にはオムニバスで授業を担当してもらっている。現在の授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みは、教員採用時および昇任人事では、「人事委員会規程(資料3-30)」および「専任教員資格審査内規(資料3-1)」に基づき、資格審査のための専門委員会を開催し、人物評価・研究業績・教育活動(担当授業科目の状況を含む)の実績(資料3-31)に基づいて昇任の可否を判断している。また、 Semesterごとに行う学生による授業評価の平均が3.0以下(各項目の最高は4.0)の場合に、学部長は科目責任者から状況を聞き、必要な指導を行っている。

看護学部では、「聖隷クリストファー大学臨床(地)教授等に関する規程(資料3-32)」および「臨床(地)教授等選考基準(資料3-33)」に基づいて、教育および臨床実習指導に携わる保健医療福祉の優れた専門職者に対して、毎年、臨床教授等を決定し、学長が称号を付与している。2014年度は、高度看護実践を行っている専門看護師や認定看護師等に称号を付与できるように、学部運営会議で選考基準の見直しを行った。臨床(地)教授等の配置により、臨地における実習指導の充実が図られている(資料3-34)。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部の各学科の教員配置は、専門職等の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士を取得するための指定科目および幼稚園教諭一種免許取得のための養成科目を専任教員が担当できるよう配置している。授業科目と担当教員の適合性については、教育研究業績を元に、新任教員に関しては専門委員会と人事委員会で審査し、現教員に関しては学部長と学科長、学科会議にて検討している(資料3-31)。

専任教員数は、社会福祉学科9名、介護福祉学科10名、こども教育福祉学科9名で大学設置基準上の必要専任教員数(8名、8名、7名)を充足している。社会福祉学部における専任教員1人当たりの学生数は、社会福祉学科16.8名、介護福祉学科5.6名、こども教育福祉学科18.8名、学部全体で13.4名である(基礎データ表2)。

専任教員の年齢構成は、71歳以上は3.6%、66~70歳は10.7%、61~65歳は25.0%、56~60歳は10.7%、51~55歳は17.9%、46~50歳は10.7%、41~45歳は14.3%、36~40歳は3.6%、31~35歳は3.6%となっている。61歳以上の比率が高く、31歳~40歳の比率が低い傾向にあり、61歳以下の比率は60.7%である(資料3-25)。また、職位別年齢構成をみると、助教の年齢構成は45歳以下が83.3%であるが、准教授は51歳以上が75.0%と年齢が高く、61歳以上の教授は61.5%であり、教授のうち「聖隷学園特任教職員の任用に関する規程(資料3-28)」に基づく特任教授が30.8%を占めている。教員の年齢構成の偏りや条件付き教員である特任教授の割合の多さなどを改善するための、計画的な

教員の採用・昇進の必要がある。

また、2014年度より本学部においても「聖隷クリストファー大学臨床(地)教授等に関する規程(資料 3-32)」および「臨床(地)教授等選考基準(資料 3-33)」に基づいて、本学部の実習をはじめとした教育等に係る優れた福祉専門職者に臨床教授等としての称号を付与している。2015年度は国際福祉実習の実習指導者にも臨床教授等の称号を付与している(資料 3-34)。これにより、大学と臨床実習施設等との連携や実習指導の充実が図られている。

〈4〉リハビリテーション学部

第3章(1)で示した内容に従い教員組織の状況に応じて、専門委員会並びに人事委員会において募集および選考の審査を行い、本学の教育理念に基づいた人格を有し、それぞれの授業科目を教授するにふさわしい教育研究業績、および臨床経験を有する教員を、各学科10名(教授4名、准教授3名、助教3名)計30名配置し大学設置基準上必要専任教員数(各学科7名)を満たしている(基礎データ表2)。退職教員が出る場合も、専門委員会並びに人事委員会によって、人物評価、教育研究業績と臨床経験を審査し、適切な配置となるよう採用している。現在の各学科の教員構成の編制実態は、教育課程と教員の教育研究業績(資料 3-31)、ならびに性別および年齢構成などの観点からみて、適切である(各学科10名の計30名で、男性教員18名、女性教員12名、年齢構成は71歳以上3.2%、61~65歳9.7%、56~60歳3.2%、51~55歳12.9%、46~50歳19.4%、41~45歳12.9%、36~40歳25.8%、31~35歳12.9%、博士の学位取得者19名63.3%、2015年5月1日時点)(資料 3-25)。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みは、教員採用時および昇任人事では、人事規程に基づき、資格審査のための専門委員会を開催し、人物評価と教育研究業績に基づいている(資料 3-8)。また「臨床(地)教授等に関する規程(資料 3-32)」および「臨床(地)教授等選考基準(資料 3-33)」に基づいて、毎年、本学部の教育に携わる優れた専門職者を臨床教授等として、学長が称号を付与している(資料 3-34)。これにより、大学と臨床実習施設等との連携および臨床実習指導の充実が図られている。

〈5〉看護学研究科

「教職員任用規程(資料 3-9)」「大学院研究指導教員等資格審査基準(資料 3-7)」に基づき教員を審査し、看護学研究科博士前期課程では、4分野10領域、博士後期課程では、4分野8領域に適切な教員を配置している(資料 3-35)。授業科目のみの担当者を除く研究科担当教員は、博士前期課程17名(教授15、准教授2名)、博士後期課程14名(教授14名)配置しており、このうち研究指導教員は博士前期課程では14名、博士後期課程では10名で、大学院設置基準上必要専任教員数(前期課程後期課程とも研究指導教員数6名、研究指導補助教員6名)を満たしている。専任教員の年齢構成は42歳から78歳と幅広く、博士前期課程で71歳以上11.8%、66~70歳11.8%、61~65歳17.6%、56~60歳17.6%、51~55歳17.6%、46~50歳11.8%、41~45歳11.8%で平均年齢は58.6歳、博士後期課程で71歳以上14.3%、66~70歳7.1%、61~65歳28.6%、56~60歳21.4%、51~55歳14.3%、46~50歳7.1%、41~45歳7.1%で平均年齢は60.7歳である(資料 3-36)。平均年齢が高くなっていることから、前期課程の教員が後期課程を担当できるよう

育成することが急務である。授業科目と担当教員の適合性は、新任教員を選考する際には専門委員会で（資料 3-37）専門領域を厳正に調査、審査し、また、その後は毎年研究科委員会における次年度担当授業科目決定時にチェックしている。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

「教職員任用規程（資料 3-9）」、「大学院研究指導教員等資格審査基準（資料 3-7）」に基づき教員を配置している。リハビリテーション科学研究科は、前述のとおり理学療法学、作業療法学、言語聴覚学の 3 分野から構成されており、それぞれがさらに 3～4 領域で成り立っている（2016 年度から 2 領域）。研究科担当教員は、博士前期課程 15 名（教授 9、准教授 6 名）、博士後期課程 14 名（教授 9 名、准教授 5 名）配置しており（資料 3-35）、このうち研究指導教員は博士前期課程では 15 名、博士後期課程では 7 名で大学院設置基準上必要専任教員数（前期課程後期課程とも研究指導教員数 6 名、研究指導補助教員 6 名）を満たしている。専任教員の年齢構成は 36 歳から 72 歳と幅広く、博士前期課程で 71 歳以上 6.7%、66～70 歳 0%、61～65 歳 13.3%、56～60 歳 0%、51～55 歳 13.3%、46～50 歳 33.3%、41～45 歳 6.7%、36～40 歳 26.7% で平均年齢は 49.7 歳、博士後期課程で 71 歳以上 7.1%、66～70 歳 0%、61～65 歳 14.3%、56～60 歳 0%、51～55 歳 14.3%、46～50 歳 35.7%、41～45 歳 7.1%、36～40 歳 21.4% で平均年齢は 50.6 歳である（資料 3-36）。授業科目と担当教員の適合性は、新任教員を選考する際は専門委員会で専門領域を厳正に調査、審査し、また、その後は毎年研究科委員会における次年度担当授業科目決定時にチェックしている（資料 3-37）。2016 年度からは領域を変更するため、新しい領域に適切な教員配置を行うことができるよう検討している。

〈7〉社会福祉学研究科

「教職員任用規程（資料 3-9）」、「大学院研究指導教員等資格審査基準（資料 3-7）」に基づき教員を配置している。前述のとおり、社会福祉学研究科は、社会福祉学、児童・家庭福祉学、介護福祉学の 3 分野（2016 年度から 1 分野）で構成されており、適切に教員を配置している（資料 3-35）。研究科担当教員は、博士前期課程 11 名（教授 10、准教授 1 名）、博士後期課程 8 名（教授 8 名）配置しており、このうち研究指導教員は博士前期課程では 11 名、博士後期課程では 6 名で大学院設置基準上必要専任教員数（前期課程後期課程とも研究指導教員数 3 名、研究指導補助教員と合わせて 6 名）を満たしている。専任教員の年齢構成は 47 歳から 78 歳と幅広く、博士前期課程で 71 歳以上 18.2%、66～70 歳 27.3%、61～65 歳 18.2%、56～60 歳 18.2%、51～55 歳 9.1%、46～50 歳 9.1%、41～45 歳 0%、36～40 歳 0% で平均年齢は 62.6 歳、博士後期課程で 71 歳以上 25.0%、66～70 歳 37.5%、61～65 歳 25.0%、56～60 歳 12.5%、51～55 歳 0%、46～50 歳 0%、41～45 歳 0%、36～40 歳 0% で平均年齢は 66.8 歳である（資料 3-36）。後期課程を担当する教員が少ないことから担当教員の充実が急務である。授業科目と担当教員の適合性は、新任教員を選ぶ際は専門委員会（資料 3-37）で専門領域に関する研究を厳正に調査、審査し、また、その後は毎年研究科委員会における次年度担当授業科目決定時にチェックしている。2016 年度からは領域を変更するため、新しい領域に適切な教員配置を行うことができるよう検討している。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

本学の教員の募集・採用は、「教職員任用規程（資料 3-9）」、「専任教員採用・昇任に関する規程（資料 3-8）」および「人事委員会規程（資料 3-30）」による手続きに則って行っている。採用に当たっては、学長が人事委員会において採用の発議を行い、専門委員会において資格審査を行う。資格審査は「専任教員資格審査内規（資料 3-1）」により行う。

専門委員会は資格審査の結果を人事委員会に報告し、人事委員会は原則として構成員定数の過半数の賛成を得て、任用について執行役員会に上程し、執行役員会で任用が決定され、理事長が任命を行う。教員の採用に当たっては広く人材を求めるため、公募による募集を行うことができる。また、学内外の有能な定年退職後の教員を採用するため、「特任教職員の任用に関する規程（資料 3-28）」および「3 年任期による教授の任用に関する規程（資料 3-38）」を整備している。さらに、本学が定める特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行うために任用する「3 年任期による助手の任用に関する規程（資料 3-39）」を定めている。

専任教員の昇任人事は、「教職員任用規程（資料 3-9）」、「専任教員採用・昇任に関する規程（資料 3-8）」、「人事委員会規程（資料 3-30）」および「専任教員昇任人事における資格審査細則（資料 3-40）」により手続きを進めている。各学部長が昇任に関する資格基準を満たした教員について、学部内の教員定数・配置状況を検討して、候補者を学長に推薦し、学長が教員定数や、教員配置構想を勘案したうえで、理事長に昇任候補者に関する相談を行い、了解を得たのち、候補者に意思確認を行う。決定した候補者について人事委員会において昇任の発議を行い、専門委員会による資格審査を行う（資料 3-41）。資格審査は、上記資格審査細則の他、「教授昇任基準（資料 3-2）」、「准教授昇任基準（資料 3-3）」、「看護教員助教昇任基準（資料 3-4）」、「社会福祉専門教員助教昇任基準（資料 3-5）」、「リハビリテーション専門教員助教昇任基準（資料 3-6）」により行う。

専門委員会は、資格審査の結果を人事委員会に報告し、人事委員会は資格審査結果および人物面の評価、教育、研究、大学運営、社会活動を総合的に評価したうえで、昇任を可とする人物を執行役員会に上申する。昇任は執行役員会において決定されたのち理事長が行う（資料 3-8 第 4 条）

大学院の専任教員の資格審査については特に「大学院教員資格審査のための専門委員会内規（資料 3-37）」および「大学院研究指導教員等資格審査基準（資料 3-7）」を定め、研究指導教員、研究指導補助教員、授業科目担当教員についての審査を行っている。

これら一連の流れは全て規程、規則により明文化され、学内のイントラネットに掲載されており、採用、募集、昇任人事における公平性と透明性は確保されている。また、人事の手続き等が適切に実施されているかは人事委員会において適宜自己点検を行っており、より透明度が高く、公平な人事を行うことができるよう心掛けている（資料 3-42）。

〈2〉看護学部

教員の募集および採用・昇任の資格審査は、規程を遵守し、公平性および透明性を担保した上で、実施している。また、資格審査のための専門委員会は、公募要領において明示した求める人材を考慮したうえで人物評価・研究業績・教育活動、社会活動等の審査内容

を総合的に評価し、その結果を人事委員会に報告している(資料 3-30 第 4 条)。そのため、看護学部の専任教員の配置は適切になされている。

退職者に代わる人材の確保に関しては、欠員が続いた領域もあり、企画調整会議で、退職者を見据えた計画的な採用人事を行うための方略が検討され、改善に向けて取り組んできた。しかし、看護系大学の増設が続く中で、退職者が続き、適切に欠員補充を行うことが課題である。教員の昇任に関しては、規程に基づいて、年 1 回昇任審査を行い、適切に審査を実施している(資料 3-40)。昇任審査スケジュールについても、学内公表している(資料 3-41)。さらに、教員の学位取得を促し、教育の質を高めることにより、教員が昇任基準を満たしていけるよう積極的な支援を行っている(資料 3-43、資料 3-44)。

〈3〉社会福祉学部

教員の採用は公募などにより、適切な人材を確保することができている。

採用・昇任に関しては「教職員任用規程(資料 3-9)」「人事委員会規程(資料 3-30)」「専任教員資格審査内規(資料 3-1)」「専任教員昇任人事における資格審査細則(資料 3-40)」「教授昇任基準(資料 3-2)」「准教授昇任基準(資料 3-3)」「社会福祉専門教員助教昇任基準(資料 3-5)」に明確に定め、規程に基づいて適切に実施している。

教員選考に際しての審査は、研究業績に偏りすぎないように、実践活動業績も十分考慮して行っている。具体的採用の手順は、業績審査により候補者を絞り込み、面接を実施し、教育者としての人間性や研究者としての適性・能力を総合的に判断している。

〈4〉リハビリテーション学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きは、本学・学部の教育理念・目的を鑑み、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学会および社会における活動実績等に留意して、また広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図ることができるよう、教員の募集・採用・昇格の基準および手続きを明文化している(資料 3-9、資料 3-8、資料 3-30)。また、人事に関する手続きは、人事委員会等において、その適切性・透明性を担保するよう取り組んでいる。退職により異動がある場合には、早期に教員補充を行っている。また人事規程により、年 1 回昇任審査を行い、規定に基づいて適切に審査を実施している。昇任審査スケジュールについても、学内公表している(資料 3-41)。

募集・採用・昇格等は、学部長が中心となり各学科長の意見を求めながら、教授、准教授、助教の教員配置数、学生数、講義・演習・実習の時間数、中長期的な人事配置の将来構想などを踏まえ透明性の高い人事手続きをとることができている。

〈5〉看護学研究科

看護学研究科の教員確保のため、看護学部の教員公募時に研究科での採用も視野に入れた公募を行い、教授職採用時の資格審査専門委員会に研究科長が加わっている。教員の昇格は、研究指導教員から構成される専門委員会(大学院教員資格審査委員会)の下で、業績と教育能力の評価を査定して行っている。その基準は「大学院教員資格審査のための専門委員会内規(資料 3-37)」による。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科の教員確保のため、リハビリテーション学部の教員公募時に研究科での採用も視野に入れた公募を行い、教授職採用時の資格審査専門委員会に研究科長が加わっている。教員の昇格は、研究指導教員から構成される専門委員会（大学院教員資格審査委員会）の下で、業績と教育能力の評価を査定して行っている。その基準は「大学院教員資格審査のための専門委員会内規（資料 3-37）」による。

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の教員募集は、学部の教員公募時に研究科での採用も視野に入れた公募を行い、教授職採用時の資格審査専門委員会に研究科長が加わっている。公募にて適切な人材が得られないときは研究科教員の推薦を受けた候補者について研究科委員会で検討した結果を、人事委員会に上程し、審査を受けている。学部教員の研究科教員への昇格は、専門委員会（大学院教員資格審査委員会）の下で、業績と教育能力の評価を査定して行っている。その基準は「大学院教員資格審査のための専門委員会内規（資料 3-37）」による。

〈4〉教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉大学全体

本学が教員の資質の向上を図るために実施している方策として、年に1回、教員活動の評価を行っている。これは、大学教員としての活動（①教育活動・学生指導、②研究活動、③大学・学部運営、④社会活動）について教員自らが点検・評価するもので、「教員活動目標設定シート（資料 3-45）」「教員活動チェックシート（資料 3-46）」および「教員活動目標評価シート（資料 3-47）」を用いて行うものである。各シートは、教員自身が強みを伸ばし、弱みを克服していくための資料となると同時に、これをもとに学部長面談を行い、教員の資質向上のためのアドバイスを行うことを目的としている。

また、本学の理念・目的を深く理解し、幅広い視野を身につけることを目的として毎年度夏期教職員研修や学生相談研修会を行うなど教育方法の改善以外の資質向上を目指した活動も実施している。

加えて、本学では教員の教育・研究力向上のため、「国内留学規程」を定め積極的に教員の学位取得を支援しており、国内留学制度を利用して学位を取得した教員は下記のとおりである（資料 3-43）。

表 3-3 国内留学制度を利用して学位を取得した教員数

	2010	2011	2012	2013	2014
修士		3	1		
博士	3	3	1	3	
満期退学者		2	3	3	1

〈2〉看護学部

教員の教育研究活動等の評価は、教員評価制度により、年に1回の教員の自己評価（①教育活動・学生指導、②研究活動、③大学・学部運営、④社会活動）をもとに、学部長に

よる年1回の教員の個別面談を行い、教員の教育活動（担当授業科目のGPA、授業評価）、研究活動、委員会活動等の大学・学部運営のための活動、社会貢献活動等への参画状況などについて、前年度の実績評価を聞いた上で、教員の教育研究等の活動の業績を評価している。また、個別面談では、学部長が教員の当該年度の目標設定について意見交換し、教育・研究活動の活性化に努めている（資料3-45、資料3-46、資料3-47）。

また、「国内留学規程（資料3-43）」にしたがって、教員の学位取得を支援している。2012年から2014年まで3年間の教員の学位取得推移を見ると、博士は36.8%、43.1%、46.4%と確実に上昇し2012年度から2013年度は6%以上増加した（単位取得満期退学者を含める）。一方、修士は57.6%、52.9%、50.0%と変化し、2013年度より減少に転じている。これは修士の学位取得者が博士の学位を取得したことによる変化と考えられる。2014年度には博士と修士を合わせると、96.4%の学位取得率である（資料3-44）。また、2014年度に国内留学制度を利用した教員は博士後期課程在籍者8名、博士前期課程在籍者1名であり、学位取得に向けた努力を行っている。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部では教員の教育・研究業績を確認するために、年度ごとに教育方針・研究業績・社会的貢献などをWebで入力している。毎年年度初めには、教員活動目標設定シートを学部長に提出し、1年間の教員活動等について学部長による面談を実施している。また年度末には教員活動チェックシートや教員活動目標評価シートを記入し、1年間の教員活動を振り返り、次年度の活動に生かせるような仕組みを作っている（資料3-45、資料3-46、資料3-47）。

〈4〉リハビリテーション学部

教員の教育研究活動等の評価は、年1回提出を義務付けている教員活動チェック・目標設定・目標評価シートを用いて、学部長による年2回（春と秋）の教員面談を行っている（資料3-45、資料3-46、資料3-47）。教員の教育活動（担当授業科目のGPA、授業評価）、研究活動（論文や学会における研究発表数など）、教育・研究・学部運営・地域貢献活動等のワークバランス、学部・学科運営活動の参画状況などについて実績評価と情報交換を行い教員の教育研究等の活動の業績を評価し、また学部長と教員が相互に到達度や課題、目標設定を検討しながら教育・研究活動の活性化に努めている。

〈5〉看護学研究科

全学FD委員会が実施する講演会、研修会に参加するほか、大学院としての研修会も年に1回程度行っている。これに加えて、院生による論文および課題研究の研究計画検討会に研究科担当教員が出席し、教員間の情報共有を行うことで研究や学生指導に関する資質向上が図られている。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科では、他の研究科と共同して、あるいは独自に毎年1、2回の講演会を下記のとおり実施してきた。また、研究成果の投稿、学会での研究発表、研

研究会、研修会への積極的な参加を奨励している。

- ・2012年1月24日(火) 16:30~18:00 講師: 東京大学 吉田章宏名誉教授「現象学で実践と研究を楽しみましょうー教育実践研究者からのお誘い」
- ・2012年9月11日(火) 16:30~18:00 講師: 吉備国際大学大学院保健科学研究科 京極真准教授「専門職連携と信念対立解明アプローチ」
- ・2013年12月17日(火) 18:00~19:30 講師: 平野美津子 本学教授「英文抄録を書いて、世界デビューしよう! Making an International Debut with English Abstracts」
- ・2014年2月26日(水) 16:30~18:00 講師: 新潟医療福祉大学 大西秀明教授「大学院と学内諸機関とのコラボレーション」
- ・2015年2月25日(水) 13:00-16:00 講師: 西九州大学 マーク・ハドソン教授(専門: 先史人類学)、青山真美 教授(専門: 作業療法学)「研究活性化システムプロジェクト 研究所という構想と経験ー講演とディスカッション」および懇談

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学部では社会福祉学紀要を発刊している。学部教員による寄稿論文について、大学院教員が丁寧に査読し、レベルの高い論文となるよう指導している。また、学部教員が大学院で学び、博士号を取得するよう積極的に勧め、指導している。2009年度以降博士号を取得し、博士前期課程教員となった者2名、社会福祉学部教員で2014年博士後期課程に在学している教員が5名である(資料3-44)。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明文化していないが、専任教員資格審査内規や企画調整会議などで大学として求める教員像や、教員配置数の方針、教員採用の方針などを示している。これらの方針や教育課程に応じて必要な教員を適切に配置することができている。教員の募集・採用・昇格は規程によって適切に実施されており、学位取得支援や教員の自己評価と学部長面談を行うなど資質向上のための方策も行っている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)大学院のFD研修会等では専門分野や立場の枠を超え、研究等に関してどのような課題があるのかを共有し理解を深める良い機会となった。学部では比較的研究より教育に力点が置かれているが、大学院の存在により所属教員の研究への取り組みが活発となり、学部学科・大学院研究科全体として活性化が図られている。
- (2)各学部・研究科教員が関わる「看護学部紀要」と「リハビリテーション科学ジャーナル」、「社会福祉学部紀要」(資料3-48、資料3-49、資料3-50)は査読付紀要で、教員の研究能力向上の機会として機能している。

〈2〉看護学部

- (1)学部ごとに分かれていた昇任基準を、2011年度に学部の固有事項を明記して、一本化

できた。これにより、昇任のための資格審査の公平性・透明性がより明確に担保された。

- (2)2014年度には博士と修士を合わせると96.4%が学位を取得している。また、2014年度の国内留学中の教員は博士8名、修士1名であり、今後も学位取得者、特に博士の学位取得者は増えていくことが予測され、教員の資質向上に継続的に取り組むことができている。

〈3〉社会福祉学部

- (1)本学の教育理念・目的から本学部の求める教員像を明確にしたうえで、採用や昇進の段階においても、求める教員像に合わせて専門委員会の健全な運営（必要がある場合に専門委員全員での面接を実施するなど）と人事委員会を経て、適切性・透明性のある選考を実施している。
- (2)教員の資質向上を図るためのピアレビューの実施や外部講師を依頼しての研修会、教授から助教への研究指導、学会誌や紀要の査読制度の整備により教員の教育・研究力の向上が図られている。外部資金の申請も増加している。科学研究費助成事業の申請率を推移でみると、2012年15.4%、2013年28.0%、2014年44.0%、2015年度68.8%と年々増加している。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)本学部の教育理念・目的に沿い、学部として必要な人材像を募集要項等に定めることにより、本学の教員にふさわしい人格と優れた専門性を有する教員配置ができ、教育課程と教育活動が充実している。
- (2)退職教員の補充および昇任は、資格審査の公平性・透明性が明確に担保され適切に実施できている。
- (3)2015年度ははじめの時点で、博士の学位取得者は、30名中20名（保有率67%）で（修士は30名中30名）で、今後も学位取得者は増えていく予定であり、教員の教育研究力の向上を継続的に進めている。
- (4)教員の教育研究の評価と点検を行い、またFD活動を積極的に行うなどして、教員の教育研究力の向上を図っている。
- (5)中長期的な教員組織および教員配置を計画的に実施するため、准教授を学部委員会の委員長等のポストに配置し、大学・学部運営の管理者育成を図っている。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)本学の教育や各学部の教育課程等を勘案した求める教員像や教員組織の編制方針を明確には表明していないため、明文化する必要がある。
- (2)教員組織の適切性を検証する方法を明文化していないため、検証プロセスを明文化する必要がある。

〈2〉看護学部

- (1)看護系大学の増設が続く中で、新たな退職者による欠員が問題となっている。そのため、2015年度の企画調整会議で出された教員採用の方針に則って、計画的な教員配置に向けた改善計画が必要である。
- (2)准教授の年齢構成は51歳以上が45%であり、講師は83%と高くなっており、年齢構

成の偏りを改善する必要がある。

〈3〉社会福祉学部

- (1)教員の年齢構成において、61歳以下の比率が60.7%と6割にすぎない。66歳以上は14.3%にも及んでいる。学科の目的・特色に合致した教員を配置することにあわせて、年齢構成やワークバランスの適正化に取り組む必要がある。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)教員組織の継続的な発展のため、教員制度のあり方を検討する必要がある。
- (2)学部の中・長期教員組織の策定において、本学の教育理念・目的に基づいた教育を継続し発展させるため、本学で教育を受け教育理念を引き継ぐ卒業生・大学院修士生の教員採用を検討しているが、第1期卒業生は卒業後8年目であり、まだ配置には至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)今後も各方面の外部講師を招いたFD活動を継続し、教員の資質向上に役立ていく。
- (2)査読付紀要は、教員の研究発表の場として、資質向上の機会として機能しており、今後も充実を図っていく。

〈2〉看護学部

- (1)教員の学位取得に対する支援など、昇任基準に合わせた教員の資質向上を促し、質の高い教員組織を構築する。
- (2)領域長による教員の研究時間確保等の領域内調整、および助教の研究教育指導をより強化し、現任教員の昇任に向けた研究教育活動を支援する。

〈3〉社会福祉学部

- (1)求める人材像をより明確化し、本学部での教育研究活動がイメージできるようにする。
- (2)研修会の実施内容について適切に改善を進め、効果を高める。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)求める人材像をより明確化し、学部が求める人材を的確に採用できるようにする。
- (2)資格審査の方法・手続きについては定期的な点検を続け、公平性、透明性を保ち続ける。
- (3)国内留学の制度や、博士課程のある本学の強みを生かし、今後も積極的に学位取得を勧めていく。
- (4)教員の教育研究力の向上のため、定期的な教員の教育研究の評価と点検や、FD活動を積極的に行っていく。
- (5)管理者育成とともに教育研究面での指導助言を適切に行い、学部長面談などで過度の負担がかかっているか確認しながら学部運営を充実させていく。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)大学と各学部学科、研究科の教員組織の編制方針を自己点検・評価運営委員会で明文化する。
- (2)教員組織の適切性を検証している企画調整会議等の所掌事項をあらためて確認し、自己

点検・評価運営委員会において教員組織の適切性を検証するプロセスとして明文化する。

〈2〉看護学部

- (1)学部の教育目的・目標および人材育成の目的・目標を達成するために、教員編制方針に基づく、教員配置、年齢構成、職位などバランスの取れた中長期的な教員組織および教員配置計画を作成し、計画的な教員配置を実施する。
- (2)年齢構成の偏りを改善するため、定年になる教員の後任人事を早い段階から開始することとし、現在の領域内の職位バランスと年齢構成を考えて、採用を進めていく。

〈3〉社会福祉学部

- (1)中長期的な視野で、教員の平均年齢を 50 歳代までに、少しずつ改善していく。また、社会福祉学部では博士の学位取得者は教員 28 名中 7 名 (25%) に過ぎない。現時点では学士だけの取得教員も 1 名いるが、来年度は教員の学位は全員が修士以上となる予定である。しかし、博士の学位取得者を増やすための支援や教員の意識の改善も必要となっている。長期的には、成績優秀で、人物が優れ、聖隷の理念を受け継いだ卒業生が、将来的に本学部の教員に登用できるような支援（大学院への進学を勧奨する、ゲストスピーカー、非常勤としての経験を積ませる等）を計画、実施する。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)他大学等における教員制度（採用時の試用期間など）を参照し、本学の教員制度のあり方を検討（資料 3-51）し、教員の育成と教員組織の活性化を促す。
- (2)学部の中・長期教員組織の計画的策定を行い、その中で本学の教育を受け、教育理念を引き継ぐ卒業生・大学院修了生に登用する。

4. 根拠資料

- 資料 3-1 専任教員資格審査内規
- 資料 3-2 教授昇任基準
- 資料 3-3 准教授昇任基準
- 資料 3-4 看護教員助教昇任基準
- 資料 3-5 社会福祉専門教員助教昇任基準
- 資料 3-6 リハビリテーション専門教員助教昇任基準
- 資料 3-7 大学院研究指導教員等資格審査基準
- 資料 3-8 専任教員採用・昇任に関する規程
- 資料 3-9 教職員任用規程
- 資料 3-10 2015 年度合同教員会資料
- 資料 3-11 聖隷学園組織規程
- 資料 3-12 教授会規程
- 資料 3-13 看護学部 2015 年度教員公募要領
- 資料 3-14 学部運営会議規程
- 資料 3-15 看護学部領域会議規程
- 資料 3-16 看護学部領域長規程
- 資料 3-17 社会福祉学部 2015 年度教員公募要領
- 資料 3-18 学科長規程

- 資料 3-19 リハビリテーション学部 2015 年度教員公募要領
- 資料 3-20 聖隷学園企画調整会議規程
- 資料 3-21 学科会議規程
- 資料 3-22 役職者の役割
- 資料 3-23 大学院研究科委員会規程
- 資料 3-24 大学院委員会規程
- 資料 3-25 2015 年度大学教員年齢構成表
- 資料 3-26 専任教員配置表
- 資料 3-27 アニュアルレポート 2012-2014 「2-1 学部の教員組織」
- 資料 3-28 聖隷学園特任教職員の任用に関する規程
- 資料 3-29 2014 年 9 月 26 日企画調整会議資料(看護学部配置)
- 資料 3-30 人事委員会規程
- 資料 3-31 過去 5 年間の教育研究業績
- 資料 3-32 臨床（地）教授等に関する規程
- 資料 3-33 臨床（地）教授等選考基準
- 資料 3-34 2015 臨床指導教授等一覧
- 資料 3-35 2015 年度専門科目担当教員の領域について
- 資料 3-36 2015 年度大学院教員年齢構成表
- 資料 3-37 大学院教員資格審査のための専門委員会内規
- 資料 3-38 3 年任期による教授の任用に関する規程
- 資料 3-39 3 年任期による助手の任用に関する規程
- 資料 3-40 専任教員昇任人事における資格審査細則
- 資料 3-41 2015 年度昇任審査スケジュール
- 資料 3-42 2015 年 3 月 17 日人事委員会議事録
- 資料 3-43 国内留学規程
- 資料 3-44 アニュアルレポート 2012-2014
「2-7 教員の学位取得状況および国内留学制度利用状況」
- 資料 3-45 教員活動目標設定シート（様式）
- 資料 3-46 教員活動チェックシート（様式）
- 資料 3-47 教員活動目標評価シート（様式）
- 資料 3-48 看護学部紀要投稿規定
- 資料 3-49 リハビリテーション科学ジャーナル投稿・執筆規定
- 資料 3-50 社会福祉学部紀要投稿規程
- 資料 3-51 2015 年度事業計画（再掲資料 1-30）

第4章 教育内容・方法・成果

4-I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた保健医療福祉および関連する教育分野の専門職を養成するという教育目的を達成するため、学士課程全体に共通する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を下記のとおり定めている（資料4-1-1 p.9）。

表 4-1-1 大学における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

<p>(1)建学の精神である「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた高邁な精神と高い倫理観と保健医療福祉の専門職者として必要な豊かな教養を身につけている。</p> <p>(2)保健医療福祉の専門職者に求められる専門分野の基本的な知識・理論や技能を体系的に理解している。</p> <p>(3)様々な立場や意見を尊重しながら、自らの意見を伝達し、説得できるコミュニケーション力を身につけている。</p> <p>(4)設定した課題について自らの専門分野や他分野の研究方法を用いて議論し、考察することができる。</p> <p>(5)獲得した専門分野の知識・理論や技能等を総合的に活用し、それぞれの人にあわせて課題を解決する実践力につなげることができる。</p> <p>(6)保健医療福祉領域において自らの専門性を自覚し、多職種と連携、協働して、その責務を果たすことができる。</p> <p>(7)保健医療福祉に関する地域社会及び国際社会のニーズを捉え、専門職として貢献することができる。</p> <p>なお、幼稚園教諭、養護教諭の教職課程のディプロマ・ポリシーについては、上記に加えて下記のとおりである。</p> <p>(1)教育に関する確かな知識・理論や技能及び豊かな表現力を身につけている。</p> <p>(2)教育者としてのふさわしい教養を身につけて、使命感と責任感に基づいた確かな実践力を備えている。</p>
--

さらに、全ての学部・学科において、学則第40条に、「学長は、所定の修業年限以上在学し、前条第2項に定める単位を修得した者に対し、学生が所属する学部の教授会の議を経て卒業を認定する。」と規定し、学則第39条に各学部が卒業要件として卒業に必要な単位数を示している（資料4-1-2第40条、第39条）。

大学院博士前期課程、博士後期課程では、それぞれの教育目的（資料4-1-3第5条）に基づき第1章で述べた教育目標に合わせて、博士前期課程、博士後期課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を下記のとおり定めており、研究科共通の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、保健医療福祉および関連する教育分野の専門職を育成する大学院

の目的に沿って設定されている（資料 4-1-4）。

表 4-1-2 博士前期課程、博士後期課程における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

（博士前期課程）

- (1)高い倫理観を身につけ、各学問分野の質の高い実践、さらに教育・研究の過程に反映することができる。
- (2)各学問分野および関連諸科学における主要な理論・概念を理解し、実践や研究に反映することができる。
- (3)専門職業人として優れた問題解決能力を発揮して専門性の高い活動を実践できる。
- (4)専攻分野における研究課題に取り組み、基礎的研究能力を修得する。
- (5)各学問分野の視点にたち、地域特性に対応した課題について社会貢献を図ることができる。
- (6)学術的かつ国際的視点にたち、内外の専門家と学術交流が実践できる。

（博士後期課程）

- (1)高い倫理観をもって、質の高い各学問分野の実践、教育・研究に反映することができる。
- (2)専攻する学問分野および関連諸科学における主要な理論・概念に精通し、専門分野の学問を深める。
- (3)高度専門職業人としてリーダーシップを発揮し、保健医療福祉の充実・発展・変革を促進する役割を果たすことができる。
- (4)専門分野の学問を深め、各分野における本質的な課題の探求を通して自立した研究者となる。
- (5)各学問分野の視点にたち、地域特性をふまえた学際的かつ総合的課題に対して社会貢献を図ることができる。
- (6)学際的かつ国際的な視点にたち、学術交流や研究・教育活動および実践活動の充実・発展に貢献できる。

また、大学院学則第 34 条に「第 32 条および第 33 条により修了と認定された者には、研究科の区分に応じ次のとおり学位を授与する。」として、下記のとおり、第 32 条、第 33 条に修了要件を提示し、必要な単位を修得し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を満たした者に対して学位を与えることとしている（資料 4-1-3 34 条）。

表 4-1-3 博士前期課程、博士後期課程の修了要件（大学院学則から抜粋）

（博士前期課程修了の要件）

第 32 条

博士前期課程に 2 年以上在学し、授業科目について看護学研究科においては 32 単位以上、リハビリテーション科学研究科および社会福祉学研究科においては 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者をもって修了と認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と学長が認める者については、本大学院博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものと

する。

2.前項の規程にかかわらず、看護学研究科においては特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程修了の要件)

第 33 条

博士後期課程に 3 年以上在学し、授業科目について 14 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者をもって修了と認定する。

2.前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げたと学長が認める者の在学期間に関しては、本大学院博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。ただし、博士前期課程を含め大学院の在学期間は 3 年以上でなければならない。

以上のように、本学が掲げる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学・大学院の教育理念と育成する学生像を基盤にしており、教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は整合性を確保できている。

〈2〉看護学部

保健医療福祉の専門職を養成する大学として、表 4-1-1 のように学士課程全体に共通する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明記している（資料 4-1-1 p.9、資料 4-1-4）。

さらに、看護学部では第 1 章で述べた人材養成を目的にしており、この目的を達成するため、看護専門職として求められる 10 の基礎能力を養うことを教育目標（資料 4-1-1 p.2 4-25）（表 4-1-4）として掲げ、これを達成し、修業年限（4 年）以上在学し、卒業認定に必要な単位数 127 単位を修得した学生に対して学士（看護学）の学位を授与することとしている（資料 4-1-2 第 40 条、資料 4-1-5 第 2 条）。

表 4-1-4 看護学部の教育目標

[建学の精神を生かした人間教育]

1. 人間性の涵養
2. 物事を国際的な視野で捉えられる能力を養う。
3. 科学的・批判的・論理的思考力を養う。

[看護実践能力育成のための教育]

4. 対象を全人的に理解する能力を養う。
5. 対人関係を築く能力を養う。
6. 看護課程を展開する能力を養う。
7. 根拠に基づく基本的な看護技術を適切に実施できる能力を養う。
8. 倫理観を培い、看護専門職として論理的判断ができる能力を養う。
9. 保健・医療・福祉の関係職種と協働する能力を養う。
10. 看護専門職としての自己研鑽能力を養う。

〈3〉社会福祉学部

保健医療福祉の専門職を養成する大学として、表 4-1-1 のように大学全体に共通する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明記している（資料 4-1-1 p.9、資料 4-1-4）。

さらに社会福祉学部は大学の教育理念を基に、生活上の困難を抱える人々の自立および生活の質の向上を援助し、福祉社会の実現に貢献できる人材を育成するため以下 5 つの教育目標を掲げ（資料 4-1-1 p.45）、これらの目標を達成し修業年限（4 年）以上在学し、卒業認定に必要な単位数 125 単位を修得した学生に対し学士（社会福祉学）の学位を授与することとしている（資料 4-1-2 第 40 条、資料 4-1-5 第 2 条）。

表 4-1-5 社会福祉学部の教育目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. キリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性の涵養を図る。2. 対人支援を必要とする人々を深く理解するとともに、その生活課題を科学的、理論的に分析し、解決するための基礎的な能力を養う。3. 対人支援専門職としての自己啓発能力と実践能力を養う。4. 保健医療福祉の分野における関係職種と協働する対人支援専門職の役割を認識し、その責務を果たし得る能力を養う。5. 多様な文化や価値観を受容し、国際的な視野を持って、実践できる能力を養う。 |
|--|

〈4〉リハビリテーション学部

保健医療福祉の専門職を養成する大学として、表 4-1-1 のように大学全体に共通する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明記している（資料 4-1-1 p.9、資料 4-1-4）。

さらに、リハビリテーション学部では、「相手の心を理解し敬意を持つという人間としての基本的態度」と「高度な知識と実践的な専門技術」という 2 つのリハビリテーション学部の人材養成目的に基づいた、学部としての 7 項目の教育目標を掲げ（資料 4-1-1 p.93）

（表 4-1-6）、これを達成し修業年限（4 年）以上在学し、卒業認定に必要な単位数 127 単位を修得した学生に対して学士（リハビリテーション学）の学位を授与することとしている（資料 4-1-2 第 40 条、資料 4-1-5 第 2 条）。

表 4-1-6 リハビリテーション学部の教育目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 聖書に示された人間観を養います。2. 他者との全人格的な人間関係を深めることができる隣人愛に根ざした態度を養います。3. 障害を持つ人々の課題を、科学的、論理的に理解し、それを解決するために計画・実践し、また評価する基礎能力を養います。4. 社会の多様なニーズに柔軟かつ適切に対応できるように自己啓発能力を養います。5. 地域リハビリテーションの担い手として障害を持つ人々の心と身体の両面を援助できる能力を養います。6. 保健・医療・福祉領域における医療技術専門職の役割を認識し、その責務を果た |
|---|

し得る基礎能力を養います。

7. 多様な文化や価値観を受容し、国内だけでなく海外において国際的視野を持ってリハビリテーションの実践ができる基礎能力を養います。

〈5〉看護学研究科

表 4-1-2 に示したように、博士前期・後期課程それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを看護学研究科の方針としている。すなわち、博士前期課程、博士後期課程としての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成することで、看護学研究科の教育目標に沿った人材養成を行うことができると考えている。また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために必要な単位数などの要件も大学院学則（資料 4-1-3 第 32 条、第 33 条）と同じであり、これらを満たした者に修士（看護学）、博士（看護学）の学位を授与することとしている（資料 4-1-5 第 2 条）。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

表 4-1-2 に示したように、博士前期・後期課程それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これをリハビリテーション科学研究科の方針としている。すなわち、博士前期課程、博士後期課程としての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成することで、リハビリテーション科学研究科の教育目標に沿った人材養成を行うことができると考えている。また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために必要な単位数などの要件も大学院全体の規則（大学院学則 32 条、33 条）と同じであり、これらを満たした者に修士（リハビリテーション科学）、博士（リハビリテーション科学）の学位を授与することとしている（資料 4-1-5 第 2 条）。

〈7〉社会福祉学研究科

表 4-1-2 に示したように、博士前期・後期課程それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを社会福祉科学研究科の方針としている。すなわち、博士前期課程、博士後期課程としての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成することで、社会福祉学研究科の教育目標に沿った人材養成を行うことができると考えている。また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために必要な単位数などの要件も大学院全体の規則（大学院学則 32 条、33 条）と同じであり、これらを満たした者に修士（社会福祉学）、博士（社会福祉学）の学位を授与することとしている（資料 4-1-5 第 2 条）。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

本学の教育課程の特徴は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を中核とし、保健医療福祉の分野における看護、リハビリテーションおよび福祉の専門職業人の育成をめざして、編成されていることである。

教育課程は基礎科目と専門教育科目からなり、各学部・学科の目的・目標に応じて区分されている。大学全体の基盤となる授業科目として、3つの学部の学生がともに履修する共通科目を置いている。共通科目は、「建学の精神の根幹である聖隷の精神及びキリスト教

を学ぶ科目群」、「国際化に対応するための外国語能力の育成、情報リテラシーについて学ぶ科目群」、「幅広い教養と豊かな人間性を培うため人間、こころ、健康について学ぶ科目群」および「社会・自然について学ぶ科目群」、「総合科目」である（資料 4-1-1 p.10）。

教育目標・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性のある教育課程を編成するために、学部ごと、各年次の到達目標を定め、これをカリキュラム・ポリシーとしている。この到達目標を達成するための教育課程編成・実施方針を併せて履修要項で示している（資料 4-1-1 p.23-113）。

大学院においても、研究科の共通性、連携を重視して 3 研究科共通の到達目標をカリキュラム・ポリシーとして、博士前期課程、博士後期課程それぞれ表 4-1-7 のように定めている（資料 4-1-4）。これらの到達目標に応じて各研究科の教育課程の編成に関する説明を履修要項に示している（資料 4-1-6 p.7-9、p.22-24、p.29-31、p.36-38、p.43-44、p.50-52）。

表 4-1-7 大学院研究科の到達目標（カリキュラム・ポリシー）

<p>博士前期課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療倫理の基本を学ぶと共に実践上の問題およびその解決法について修得する。 ・保健医療福祉制度について最新の知識、情報を修得する。 ・研究方法に関する各種の手法を修得する。 ・幅広い関連知識、方法を修得する。 ・各領域の最新の知識、理論、技術を修得する。 ・各領域の最新の知識、理論、技術について文献を調べ、まとめ、発表やディスカッションを通して知識を深める。 ・各人の研究を遂行する。 <p>博士後期課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉の多様な専門職がどのように連携するか理論、知識、技術を体系的に修得する。 ・保健医療福祉における多職種間連携上の具体的問題解決を実践的に修得する。 ・自立した研究者となるために必要な研究法を修得する。 ・各領域の最新の理論、知識、技術を習得する。 ・各領域の最新の知識、理論、技術について文献を調べ、まとめ、発表やディスカッションを通して知識を深める。 ・各人の研究を遂行する。

〈2〉看護学部

看護学部では、前述のように教育目標を達成するために、それをより具体化した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定した。また、学位授与方針を 4 年間にわたって確実に把握し分析するために、表 4-1-8 のように、各学年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）を教育課程の編成・実施の原則として設定し、教育目標を達成するための教育課程の編成に関する説明を履修要項において行っている。

すなわち、看護学部の教育課程の編成は、建学の精神である「隣人愛（生命の尊厳を含

む)」を中核とし、その核から、「建学の精神を生かした人間教育」と「看護実践能力育成のための教育」の2つが互いに関連しながら、看護専門職として求められる10の基礎能力を育成できるように、展開されるとしている(資料4-1-1 p.24-25)。

また、看護学部の教育目標に沿って、効果的な教育課程の展開がなされるように、教養基礎領域、専門基礎領域、看護専門領域の3つ区分された領域が、学年を追うごとに、その内容がより専門的になるよう授業科目を配置している(資料4-1-1 p.24-33)。卒業に必要な単位数は、教養基礎領域科目28単位(必修9単位)、専門基礎領域科目28単位(必修26単位)、看護専門領域科目71単位(必修68単位)である。専門基礎領域科目は、看護専門領域科目と関連性が深い科目を配置している。また、看護専門領域科目は学生が卒業後のキャリア形成に合わせ、それぞれの目的に沿って選択することを学生に薦めている(資料4-1-1 p.36-37)。

表4-1-8 看護学部各年次の到達目標(カリキュラム・ポリシー)

1年次	<ol style="list-style-type: none"> 1.キリスト教精神を基盤とした隣人愛について理解し、他者を尊重し、集団での自己の役割を自覚して行動できる。 2.カリキュラムの特徴を理解し、人間形成のための教養科目の履修を通し、教育システムを活用して、自ら学ぶ姿勢、自分の適した学習方法を確立できる。 3.対人関係に必要なコミュニケーション技術の基礎を修得できる。 4.専門基礎科目の履修を通して、看護学の基礎となる知識を修得できる。 5.基礎看護学の学修を通して、看護に対する関心を高め、学習動機を明確にし、意欲を持って学習できる。 6.物事を多角的、客観的にとらえ、筋道をたてて考えることができる。
2年次	<ol style="list-style-type: none"> 1.1年次の学修を基盤に、専門基礎科目の知識をさらに発展させ、人間の健康生活に関する問題や課題を認識できる。 2.物事を国際的な視野で捉えることができる。 3.基礎看護学の学修、実習体験を通して、基礎看護技術を修得できる。 4.個人、家族を対象とした看護過程を展開するための基礎的知識を修得できる。 5.看護専門科目の学修を通して、全ライフステージ健康や障害の状態に応じた看護の必要性を認識できる。 6.看護の対象となる人々の尊厳を重視し、人権を養護できる。 7.生じた疑問を放置せず、文献、情報を活用して課題を探究することができる。
3年次 ～ 4年次	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象を身体的、心理的、社会的、実存的側面から多角的に理解できる。 2.健康状態やライフステージに応じた看護課程を展開するための知識・技術を修得できる。 3.保健・医療・福祉チームの一員としての役割と責任が自覚できる。 4.看護者の倫理綱領に則って行動できる。 5.物事を見極め、根拠を持って結論に至る科学的な思考ができる。

	<p>6.根拠に基づく基本的な看護技術を適切に実践できる。</p> <p>7.関係職種の専門性を生かした連携・協働の必要性和方法が理解できる。</p> <p>8.統合実習、統合演習の学修を通して、看護専門職としての基礎的知識、技術を統合できる。</p> <p>9.看護の専門性を深める方法を理解し、主体的、継続的に研鑽することができる。</p>
--	--

〈3〉社会福祉学部

学部の各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）を表 4-1-9 のように定め、到達目標（カリキュラム・ポリシー）を達成するための学修の道筋として教育課程の編成・実施に関する説明を履修要項において学科ごとに行っている。

履修要項ではカリキュラムの特徴と構成、実習科目の構成とその内容、演習科目の構成とその内容、教育課程概念図、教育課程表、編入学生の学修（社会福祉学科のみ）、卒業に必要な単位数、資格の取得と必要な情報を全て与えられるようにしている。各学科において、各資格に必要とされる指定科目の数や種類が異なり、履修要項に学科別の資格の取得と卒業に必要な単位数を明記している（資料 4-1-1 p.54-55、p.58、p.68-69、p.71、p.82-83、p.85）。

表 4-1-9 社会福祉学部各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）

1 年次	<p>1.キリスト教精神を基盤とした隣人愛について理解し、他者を尊重し、集団での自己の役割を自覚して行動できる。</p> <p>2.カリキュラムの特徴を理解し、人間形成のための教養科目の履修を通して、教育システムを活用して、自ら学ぶ姿勢、自分に適した学習方法を確立できる。</p> <p>3.初年次の学修を通して、学問の基本的な考え方や現代社会で発生している諸問題を理解できる。</p> <p>4.対人援助・社会支援に関わる基本的枠組（理念・対象・方法・歴史）及び専門職連携について説明できる。</p> <p>5.人と環境、またはその相互接触面について理解し、そこにかかわろうとする意欲をもっている。</p> <p>6.初年次の学修を通して、大学での学びや社会福祉専門職に必要な基礎的技術を身につけ、使用できる。</p>
2 年次	<p>1.現代社会における諸問題について、その発生原因や経過、その解決の現状について説明できる。</p> <p>2.対人援助・社会支援の対象に合わせて、そのニーズを把握し、適切な支援の道筋を指摘できる。</p> <p>3.キリスト教精神に基づいた多様な社会福祉・教育実践の学習を通じ、人権を尊重し、社会正義を標榜する個人として社会に寄与できる。</p> <p>4.対人援助・社会支援のための自己覚知の必要性を理解し、学生同士の演習を</p>

	<p>通じ、それを深めようとする姿勢をもっている。</p> <p>5.受容的・共感的態度を形成しつつ、基本的なコミュニケーションや支援の技術を使用できる。</p> <p>6.実践の場で必要とされる社会福祉専門職としての技術について理解し、ある程度使用できる。</p> <p>7.現代社会を社会福祉の視点で捉え、自らの考えをレポートや口頭発表を用いて効果的に示すことができる。</p>
3年次	<p>1.対人援助・社会支援の問題を特定し、それを適切に理解するための手続きを説明できる。</p> <p>2.対人援助・社会支援の対象に合わせて、適用できるさまざまな関連施策について類別できる。</p> <p>3.さまざまな対象のニーズや背景を論理的に把握し、類別することができる。</p> <p>4.対人援助・社会支援のための自己覚知の必要性を理解し、実践現場での経験を通じてそれを深めようとする姿勢をもっている。</p> <p>5.受容的・共感的態度をもって実践現場で対人関係を形成することができる。</p> <p>6.対象者の発達段階やニーズに合わせた支援をする上で必要とされる社会福祉専門職としての技術を用いることができる。</p>
4年次	<p>1.対人援助・社会支援の対象を多角的に理解し、それぞれのニーズや背景要因を理解する。</p> <p>2.論理的に把握された対象者の状態に対して、分析的思考にもとづいた援助者の行動目標が設定できる。</p> <p>3.大学で履修した講義、演習、実習を通して理解した人間の多様性を踏まえ、共生の価値観をもち、人や社会と協調できる。</p> <p>4.対人援助・社会支援において、他者の役割が理解でき、自らの役割を果たしながら他者や組織と協働することができる。</p>

〈4〉リハビリテーション学部

開設授業科目は、教養基礎領域と専門領域の2つの領域からなり、1年次からそれぞれの科目を履修しながら4年間で2つの領域が有機的に連携した一貫教育を行うことを教育課程の編成・実施方針としている（資料4-1-1 p.94）。まず、教養基礎領域として、本学の建学の理念を学び、専門職を目指す学生に必要な学習技能やコミュニケーションの方法を学ぶ。さらに、医療技術専門職としての視野を広げるために、専門職連携を学ぶ。専門職を目指す上で必要な基礎的な知識と技術を学ぶ科目を配置している。そして、専門領域では、専門職に必要な知識と専門技術を修得するために専門基礎科目群と専門科目群の科目が、学科ごとに体系的に編成されている。また、学位修得に必要な単位数を含め、それぞれの領域・科目における履修の目的を履修要項に明示している。加えて教育課程編成の原点となる年次ごとの到達目標を下記、表4-1-10のようにカリキュラム・ポリシーとして明示している（資料4-1-1 p.94）。各学科においては、卒業に必要な単位数を明記している（資料4-1-1 p.96-97、p.102-103、p.108-109）。

表 4-1-10 リハビリテーション学部各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）

1 年次	<ol style="list-style-type: none"> 1.キリスト教精神を基盤とした隣人愛について理解し、他者を尊重し、集団での自己の役割を自覚して行動できる。 2.社会人としてのマナー、保健・医療・福祉チームの一員としての心構えと態度を身につけることができる。 3.カリキュラムの特徴を理解し、人間形成のための教養科目の履修を通して、教育システムを活用して、自ら学ぶ姿勢、自分の適した学習方法を確立できる。 4.専門基礎科目の履修を通して、人の心身機能・身体構造に関する知識を修得できる。 5.リハビリテーション医療と専門領域の概説から、人の健康と障害について理解し、専門職業人としての態度と知識を修得する。
2 年次	<ol style="list-style-type: none"> 1.リハビリテーション専門職にふさわしい専門的・職業的な幅広い知識と、高い倫理観と感性を学び、対象者の理解を深めることができる。 2.基礎的な臨床医療学の学修を通して、疾患の病態と診断、一般的な医学的治療方法を理解できる。 3.リハビリテーションを実践するために必要な各専門領域における基礎的な理論と知識・技術を修得できる。 4.各専門領域における、疾患と病態、障害構造に応じたリハビリテーションの知識を修得できる。 5.各専門領域における基本的な評価方法を理解し、選択及び実践ができる。
3 年次	<ol style="list-style-type: none"> 1.対象者の障害構造を的確に把握し、リハビリテーションを実践するための基礎的な知識・技術を修得できる。 2.対象者の状態をリハビリテーションの評価により理解し、根拠に基づく基本的なリハビリテーション技術を適切に選択し実施できる。 3.課題や疑問に対して、客観的かつ科学的な視点から探求できる。 4.保健・医療・福祉チームの一員としての役割と責任を自覚し、将来の自己の志向性が理解できる。
4 年次	<ol style="list-style-type: none"> 1.臨床実習を通して、専門的な知識を統合して根拠に基づく基本的なリハビリテーションの知識と技術を適切に実践できる。 2.卒業研究を通して、各専門領域における課題解決を図るため科学的態度と研究方法論を身につけることができる。 3.リハビリテーションの専門職業人として、将来を展望した生涯学習への関心を深め、自己研鑽できる。 4.関連職種の専門性を生かした連携・協働が実践できる。

〈5〉看護学研究科

看護学研究科の教育目標は、第1章 表 1-4、表 1-5 に述べたとおりであり、それぞれ6つの目標を掲げている。

これらの目標を実現するため、博士前期課程6つ・後期課程7つの到達目標（カリキュ

ラム・ポリシー) を表 4-1-7 のとおり定め、教育課程編成・実施に関する説明を次のように履修要項に明示している(資料 4-1-6 p.7-9、p.22-24)。

表 4-1-11 看護学研究科博士前期課程の教育課程編成・実施に関する説明

<p>教育課程は、修士論文作成を主とする論文コースと専門看護師を目指す CNS コースに大別され、全体は、共通科目、基盤科目、専門科目から構成されています。</p> <p>○共通科目</p> <p>看護学・社会福祉学およびリハビリテーション科学と関連の深い諸科学について理解を深めるため、「ヘルスプロモーション健康政策特論」「臨床疫学特論—EBM 実践入門—」「心理学特論」など他研究科博士前期課程と共通する 12 の科目を配置しています。</p> <p>○基盤科目</p> <p>必修科目として看護学研究の基礎となる「看護理論」「看護研究方法」の 2 科目をおき、さらに、選択科目として看護研究に関わる知識を拡大し看護の専門性を追求するために必要な「看護倫理」「看護管理論」「看護政策論」の 3 科目を配置しています。</p> <p>○専門科目</p> <p>専門分野は、環境支援看護学分野、生活支援看護学分野、療養支援看護学分野、家族支援看護学分野の 4 分野に分けて、環境支援看護学分野に基礎看護学領域、看護管理学領域の 2 領域、生活支援看護学分野に地域看護学領域、老年看護学領域の 2 領域、療養支援看護学分野に慢性看護学領域、急性期看護学領域、がん看護学領域の 3 領域、家族支援看護学分野にウィメンズヘルス看護学領域、助産学領域、小児看護学領域の 3 領域、計 10 領域を設定しています。</p>
--

表 4-1-12 看護学研究科博士後期課程の教育課程編成・実施に関する説明

<p>○共通科目</p> <p>「インタープロフェSSIONALワーク特講」(必修科目)と「インタープロフェSSIONALワーク演習」を配置し、保健医療福祉の連携をはかり、総合的なチームアプローチの推進に資する研究・教育を展開することで、実践者としての高度な知識と指導力を養います。</p> <p>「インタープロフェSSIONALワーク特講」「インタープロフェSSIONALワーク演習」「リーダーシップ特講」「保健科学研究方法特講Ⅰ」「保健科学研究方法特講Ⅱ」「保健科学英語特講」。</p> <p>○専門科目</p> <p>人々の価値観が多様化し、高度に複雑化する社会環境の中で、生命と人権の尊重を基礎として、看護に求められる社会的使命を遂行し、看護学を創造的・実践的に開発・発展させ、地域社会および国際社会のあらゆる健康レベルの人々に貢献できる優れた専門性と研究能力等を備えた高度専門職業人の育成を目指します。看護学研究科ではその実現のために、「環境支援看護学」「生活支援看護学」「療養支援看護学」「家族支援看護学」の 4 分野を置いています。</p> <p>「環境支援看護学分野」</p> <p>◎基礎看護学領域、◎看護管理学領域</p>

「生活支援看護学分野」

◎地域看護学領域、◎老年看護学領域

「療養支援看護学分野」

◎慢性・急性期看護学領域、◎がん看護学領域

「家族支援看護学分野」

◎プロダクティブ・ヘルス看護学領域、◎小児看護学領域

〈6〉リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科の教育目標は、第1章 表1-6、表1-7に述べたとおりであり、それぞれ6つの目標を掲げている。

これらの目標を実現するため、博士前期課程6つ・後期課程7つ到達目標（カリキュラム・ポリシー）を定め（表4-1-7）、下記のとおり対応する授業科目を設定している。

表4-1-13 リハビリテーション科学研究科博士前期課程の到達目標と開設授業科目対応

(1)保健医療倫理の基本を学ぶと共に実践上の問題およびその解決法について修得する 対応授業科目：キリスト教倫理特論、保健医療倫理学特論
(2)保健医療福祉制度について最新の知識、情報を修得する 対応授業科目：保健医療経済政策特論、ヘルスプロモーション健康政策特論
(3)研究方法に関する各種の手法を修得する 対応授業科目：臨床疫学特論-EBM 実践入門、社会調査特論、実験的研究法、 リハビリテーション研究入門
(4)幅広い関連知識、方法を修得する 対応授業科目：心理学特論、現代リハビリテーション学特論、人体構造・機能学特論、 教育方法学特論、生活環境リハビリテーション学、 内部障害リハビリテーション学、嚥下障害リハビリテーション学、 保健科学英語特論
(5)各領域の最新の知識、理論、技術を修得する 対応授業科目：各専門領域の特論 12 科目
(6)各領域の最新の知識、理論、技術について文献を調べまとめ、発表やディスカッション を通して知識を深める 対応授業科目：各専門領域の特論演習 12 科目
(7)各人の研究を遂行する 対応授業科目：各専門領域の特別研究 12 科目

表4-1-14 リハビリテーション科学研究科博士後期課程の到達目標と開設授業科目対応

(1)保健医療福祉の多様な専門職がどのように連携するか理論知識技術を体系的に修得する 対応授業科目：インタープロフェッショナルワーク特講、リーダーシップ特講
(2)保健医療福祉における多職種間連携上の具体的問題解決を実践的に修得する

対応授業科目：インタープロフェSSIONALワーク演習

(3)自立した研究者となるために必要な研究法を修得する

対応授業科目：保健科学研究方法特講Ⅰ、保健科学研究方法特講Ⅱ

(4)各領域の最新の理論、知識、技術を習得する

対応授業科目：各専門領域の特講 9 科目

(5)各領域の最新の知識、理論、技術について文献を調べまとめ、発表やディスカッションを通して知識を深める

対応授業科目：各専門領域の特講演習 9 科目

(6)各人の研究を遂行する

対応授業科目：各専門分野の特別研究 3 科目

上記以外にも、到達目標を達成するための教育課程編成・実施に関する説明を履修要項において行っている（資料 4-1-6p.29-31、p.36-38）。

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の教育目標は、表 1-8、表 1-9 に述べたとおりであり、それぞれ 6 つの目標を掲げている。

これらの目標を実現するため、博士前期課程に 6 つ、後期課程に 7 つの到達目標（カリキュラム・ポリシー）を定め、教育課程編成・実施に関する説明および体系を次のように履修要項に明示している（資料 4-1-6 p.43-44、p.50-51）。

表 4-1-15 社会福祉学研究科博士後期課程の教育課程編成・実施に関する説明

教育課程の全体は、共通科目、基盤科目、専門科目から構成されています。

○共通科目

社会福祉学・看護学およびリハビリテーション科学と関連の深い諸科学について理解を深めるため、「ヘルスプロモーション健康政策特論」「人体構造・機能学特論」「社会調査特論」など他研究科博士前期課程と共通する 12 の科目を配置しています。

○基盤科目

必修科目として社会福祉学領域の社会福祉原論を置き、その上に基盤科目としてソーシャルワーク論、児童家庭福祉論、医療ソーシャルワーク論、地域福祉論、社会福祉計画論を選択科目として置いています。

○専門科目

社会福祉分野における高度専門職者の養成を主眼とすることから、3 分野、4 領域とし、各領域における専門的学修、研究を主たる眼目としている。設けている領域は以下のとおりです。

◎社会福祉学原論領域

◎ソーシャルワーク領域

◎児童・家庭福祉学領域

◎介護福祉学領域

表 4-1-16 社会福祉学研究科博士後期課程の教育課程編成・実施に関する考え方

教育課程の全体は、3 研究科共通の「共通科目」と、社会福祉学関係の「専門科目」から構成されています。

○共通科目

「インタープロフェSSIONALワーク特講」（必修科目）と「インタープロフェSSIONALワーク演習」を配置し、保健医療福祉の連携をはかり、総合的なチームアプローチの推進に資する研究・教育を展開することで、実践者としての高度な知識と指導力を養います。

「インタープロフェSSIONALワーク特講」「インタープロフェSSIONALワーク演習」「リーダーシップ特講」「保健科学研究方法特講Ⅰ」「保健科学研究方法特講Ⅱ」「保健科学英語特講」を置いています。

○専門科目

博士前期課程と同じ4つの領域にわかれ、それぞれの領域における、「特講」「演習」の学びに平行して、社会福祉学特別研究として博士論文の作成に取り組むことができる。

社会福祉学分野の領域は以下のとおりです。

- ◎社会福祉学原論領域
- ◎ソーシャルワーク領域
- ◎児童・家庭福祉学領域
- ◎介護福祉学領域

（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

大学構成員への周知方法・社会への公表方法として、各研究科、各学部・学科の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における教育目標（カリキュラム・ポリシー）を、大学ホームページにて公表している（資料 4-1-4）。また、教育課程の編成・実施に関する説明も教育情報の公開の一環として概要をホームページに掲載している（資料 4-1-7）。

履修要項・シラバスには、教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）と教育課程の編成・実施に関する説明を明記しており（資料 4-1-1 p.6-9）、4月のオリエンテーション時に各学生に周知している。在学生対象満足度調査報告書において、「春semesterに行われる履修ガイダンスの内容は適切である」は、28.9の指数で学生から一定の評価を得ている（資料 4-1-8 p.11）。

4月の入学式前に実施される保護者ガイダンスでは、教育課程の特徴、履修、単位認定について説明を行っている。さらに、学部ごとに保護者懇談会等で保護者に対する説明を行うことで理解を深めている（資料 4-1-9）。教員は、保護者ガイダンス、保護者懇談会に参加することで年間を通じて理解を深めている。在学生、卒業・修了年次生対象満足度調査報告書において、「シラバスには各回の授業内容が示されていて授業科目の履修に役立つ」は、31.8と指数は良く、教員の授業計画が学生に適切に周知されていると言える（資料 4-1-8 p.11）。

〈2〉看護学部

学部学生への周知は、4月と9月のガイダンス時に、全員に配布されている「履修要項・シラバス」を使用し、教育目標、各年次における到達目標およびそれを実現するためのカリキュラムの構成や卒業に必要な要件について説明を行っている（資料 4-1-1 p.24-25、p.30-31、p.32-33）。

また、保護者に対しては、毎年開催される保護者懇談会で説明を行っている。教員への周知は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）との関連表に基づく教育の質の点検・評価を行い、教授会において教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）、教育課程の編成・実施に関する説明を共通認識することに努め、実践している。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）はホームページにて公表し、社会への説明責任を果たしている（資料 4-1-4）。

〈3〉社会福祉学部

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）、教育課程編成・実施に関する説明を、「履修要項・シラバス」（資料 4-1-1 p.9、p.45-48）に掲載し、全学生へ配付するとともに、入学時ガイダンス又は各セメスターの開始時期のオリエンテーション期間で説明を行っている。また「基礎演習」等の初年次教育の場において周知を図っている。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）を大学ホームページに掲載することで、学部構成員および社会へ周知・公表している（資料 4-1-4）。保護者へは入学式の日に保護者ガイダンスを、7月には保護者懇談会を実施し、その中でも教育課程の編成・実施に関する説明を行っている。

〈4〉リハビリテーション学部

大学構成員への周知は、履修要項・シラバスに、教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）、教育課程の編成・実施に関する説明を記載して明示している（資料 4-1-1 p.93-113）。在学生、卒業・修了年次生対象満足度調査報告書において、「春セメスターに行われる履修ガイダンスの内容は適切である」は、リハビリテーション学部全体で 35.2 の指数で学生の満足度は良好である（資料 4-1-10）。また教授会においても DP・CP 関連表による各年次の到達状況を点検・評価することを通して、教育目標等の共通認識を得るよう努めている。

社会への公表は、大学ホームページに教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）を掲載している（資料 4-1-4）。また、保護者に対し、入学時の保護者ガイダンスおよび入学後、年に1度開催する保護者懇談会で、教育目標、学位授与方針および各年次の到達目標や教育課程の仕組みを分かりやすく説明し理解を得るよう努めている。

〈5〉看護学研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施に関する説明を大学院履修要項で研究科構成員に周知している（資料 4-1-6 p.4、p.7-9、p22-24）。

社会的には、大学ホームページに看護学研究科のカリキュラム編成の概要として、「複雑・多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護専門職者育成」「社会の要請に対応した 5 つの専門看護師教育課程の設定」について公表している（資料 4-1-11）。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施に関する説明を大学院履修要項（資料 4-1-4、資料 4-1-6 p4、p.29-41）に示し、研究科構成員に周知している。

社会には、大学ホームページにリハビリテーション科学研究科のカリキュラム編成の概要として、「複雑・多様な医療ニーズに対応できる質の高いリハビリテーション専門職者の育成」「21 世紀リハビリテーション科学理論・技術の展開」「現代社会の要請に応える優れた授業科目の提供」「保健医療福祉の連携・協働を実現する取組」について公表している（資料 4-1-12）。

〈7〉社会福祉学研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施に関する説明を大学院履修要項（資料 4-1-6 p.29-41）で研究科構成員に周知している。

社会的には、大学ホームページに社会福祉学研究科のカリキュラム編成の概要として、「社会的ニーズの変化に対応し高度な知識と広範な視点をもつ福祉専門職の必要性」「保健医療福祉の融合と連携の実現をめざす」について公表している（資料 4-1-13）。

（4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

聖隷学園は創立以来、キリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神としており、大学においてもこの精神を継承してきている。各研究科、各学部の教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）および教育課程の編成・実施に関する説明と、建学の精神および教育理念との一貫性に関する検証は研究科・学部の設置の際に行っている。

また、2011 年度に教育の質保証の PDCA サイクルを整備し、定期的に検証を行う制度を整えている（資料 4-1-14）。2012 年度の試行を経て、2013 年度より、教育の質保証と教育改善を目的に、次のような PDCA サイクルを運用している。すなわち、本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー＝DP）と各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー＝CP）を枠組として、教育課程にある全ての授業科目を配置した DP・CP 関連表を作成し（Plan）、実施した授業（Do）の履修者全員の成績評価を評価指標として活用した上で、学習成果を評価（Check）し、教育の改善・改革（Action）に取り組むというものである。履修者全員の平均点を授業科目の達成度として、科目責任者が Web 上で入力し、各学部に

一名ずつ配置された学部自己点検・評価委員長が授業科目の達成度を DP・CP 関連表へ入力し、到達目標の総合評価を行い、教育改善を進めている（資料 4-1-15）。

具体的な教育の改善・改革（Action）として、各授業科目の到達目標の達成度評価をもとに、科目責任者が授業科目の内容、配置、到達目標の見直しを行い、シラバスに反映している。また、DP・CP 関連表の達成度評価をもとに、学部自己点検・評価委員長は、学部自己点検・評価委員会、学部運営会議および教授会で、見直しのための検討を行っている。

〈2〉看護学部

看護学部では、看護学部自己点検・評価委員会、学部運営会議および教授会において教育の改善・改革（Action）に取り組んでいる。

2013 年度以降の入学生用の DP・CP 関連表の作成（Plan）は、学部自己点検・評価委員会の原案をもとに、学部運営会議（旧教授・委員長会）で領域内・領域間の調整を図り、教授会で学部の方向性を決め、自己点検・評価運営委員会で決定されたものである（資料 4-1-16）。各科目責任者は表に配置された授業科目の位置づけを意識しながら、シラバスを作成し、春semesterおよび秋semesterで授業を実施する（Do）。実施した教育の評価（Check）のために、科目責任者はsemesterごとに成績評価（定期試験・レポート・態度）の平均値を Web 上で入力し、学部自己点検・評価委員長は成績評価を関連表に反映させ、学部運営会議および教授会で報告している。この過程において科目責任者は各科目の到達目標の達成度評価を行い、学部長と学部自己点検・評価委員長は学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）に対する授業科目ごとの達成度評価を行い、次年度に向けた改善を進める（Action）。学部長は経年の比較のため達成度の蓄積を行っている。

教育の質保証の PDCA サイクルの運用は 2013 年度入学生より本格的に実施し、4 年間の教育課程を終えていないため、自己点検・評価運営委員会の方針を受けて、2015 年度の各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）の見直しはマイナーチェンジとする（資料 4-1-17）。

教育の質保証の PDCA サイクルを運用し、授業科目の到達度を把握することで、教育システム全体の組織的な自己点検・評価を行っているものの、現段階では 4 年間を通して、教育目標に対し学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）が適切であるかを評価するまでに至っていない。しかし、入学年度ごとに各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）に対する到達度の形成評価を行っており、適切性を定期的に検証するためのプロセスを踏んでいる。そのため、4 年間の達成度の蓄積により、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成状況に整合性があるかを確認することは可能である。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部は福祉関係の資格および幼稚園教諭 1 種の教員免許課程を有していることから、カリキュラム改正が必要となることがあり、人材育成の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）等の定期的な

検証を行っている。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー＝DP）と各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー＝CP）を枠組として、教育課程にある全ての授業科目を配置した DP・CP 関連表へ、各教員が実施した授業（Do）の総合評価を入力し、それを評価指標として到達度の分析（Check）を学部自己点検・評価委員長を中心として行っている。検証の具体的方法は、社会福祉学部教務委員会や学科会議等で原案を作成し、学部運営会議および教授会において、その適切性について検証を実施している。2016 年度末には 4 年間の達成度の蓄積から、卒業生の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度を確認することが可能となる。

〈4〉リハビリテーション学部

教育の質保証と教育改善を図るため、各種の調査データ（DP・CP 関連表による到達度の分析、各授業科目の GPA、学生による授業評価、学籍異動の状況、保護者・在学生・卒業生の満足度調査など）を評価指標として、各学科会議、学部運営会議および教授会で分析して、教育改善に向けた PDCA サイクルを主体的に運用している。調査データの一つとして学位授与方針（ディプロマ・ポリシー＝DP）と各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー＝CP）を枠組として、教育課程にある全ての授業科目を配置したマトリックス表、DP・CP 関連表を作成している（Plan）。DP・CP 関連表は、科目責任者が実施した授業（Do）の到達度を Web 上で報告し、学部自己点検・評価委員長が表に反映し、教育成果の評価指標として活用している（Check）。これらを通し、教授会および教務委員会等において、教育目標、教育手段、教育方法等が適切であるか、改善方策があるか（Action）を定期的に検証している（資料 4-1-18）。

なお、リハビリテーション学部では、GPA 平均値 2.0 から 2.5 を、授業評価指数平均値 4 以上（2014 年度、2015 年度は授業評価が 4 段階に変更され 3.5 以上を目標値）を、満足度評価は前年度指数を目標値に設定し、教育評価の指標としている。また、4 年ごとのカリキュラム改訂においては、学部全体および各学科の専門領域について、教育目標・教育課程の編成・実施方針の適切性を検証しながら改訂を行っている。

〈5〉看護学研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および到達目標（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、問題、疑念、齟齬が見つかった際は、研究科委員会において検証し、解決を図っている。また、毎年 1 月から 2 月にかけて行う履修要項・シラバスの改訂時、さらに次年度の事業計画を検討する際にも見直しを行っている。

また、大学・大学院合同の自己点検・評価運営委員会に研究科長が所属し、教育の質の保証のプロセスの一端を担っている。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および到達目標（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、問題、疑念、齟齬が見つかった際は、研究科委員会において検証し、解決を図るようにしている。また、毎年 1 月から 2 月にかけて行う履修要項・シラバスの改訂時、さらに次年度の事業計画を検討する際にも研究科委員会の議題として取

り上げ見直すようにしている。

また、大学・大学院合同の自己点検・評価運営委員会に研究科長が所属し、教育の質の保証のプロセスの一端を担っている。

〈7〉社会福祉学研究科

教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および到達目標（カリキュラム・ポリシー）に問題が生じた際は、研究科委員会において見直しを行い、改善すべき点を確認したうえで、大学院委員会に諮り、改善するようにしている。

また、大学・大学院合同の自己点検・評価運営委員会に研究科長が所属し、教育の質の保証のプロセスの一端を担っている。

2. 点検・評価

●基準4-Iの充足状況

本学では、大学、大学院としての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、学部における各年次における到達目標（カリキュラム・ポリシー）を明示し、学位授与方針と到達目標とカリキュラムの整合性をDP・CP関連表で検証し、その適切性を確認している。教育課程の編成・実施方針については、教育課程の構成について履修要項を用いてオリエンテーションで丁寧に説明している。以上により、本学は本基準をおおむね充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)博士後期、博士前期、学士それぞれの課程における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と博士後期課程、博士前期課程および学部ごとに各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）を設定し、カリキュラムとの整合性を検証したことは、本学の教育理念・教育目的を明確にし、教員全体の意識向上につながった。
- (2)DP・CP関連表に授業科目の達成度評価を入力し、分析することで、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育目標の適切性についての検証が行えている。
- (3)研究科全体で、徹底した少人数教育の体制を採っていることから、院生各自への学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や到達目標（カリキュラム・ポリシー）、教育課程の編成・実施に関する説明を十分に行うことができている。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)学生にとって自分の履修科目が「教育目標」「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」「各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）」のどこに該当する学修かという点が分らない状態にある。
- (2)教育課程の編成・実施に関する説明において、教育内容、学修時間、授業科目の履修順序など教育活動の体系性を学生に十分周知されていない。そのため、学生の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と、各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）との関

連性の認識が弱い。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)授業科目の達成度の低い教員に対して、学部長や自己点検評価委員長から学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育目標における授業科目の位置づけについて説明を行い、理解度を高める取り組みを続けていく。また、今後新規に採用する教員には、それぞれの方針についての情報提供を、各学部・学科、研究科単位で行っていく。
- (2)教育改善のための質の保証（PDCA サイクル）を適切に運用し、各授業科目の到達目標（カリキュラム・ポリシー）の達成度を Check し、教育改善の Action を行い、カリキュラムの見直しに活用する。
- (3)今後も、院生が履修科目で身につけるべき力について理解した上で、受講できるよう指導を続ける。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)体系的で順次性のある教育課程であることを認識させるため、ナンバリングの設定およびカリキュラムマップの導入を進め、学生に対し体系的な学修を促す仕組みを作る。特にカリキュラムマップを作成することで、カリキュラムの構造をより明確にし、学生が履修する授業科目の一つひとつの意味・位置づけを認知できるようにし、学修意欲の向上につなげる。
- (2)学生が履修している授業科目が学位授与方針と各年次の到達目標のどの位置に該当するのかをわかりやすく示すことができるような表を作成する。また、着実に到達目標に到達できるように教育指導の改善を図る。さらに教育課程を構成する授業科目の科目区分、授業形態、教育方法など教育課程を円滑に実施するための基本的事項をわかりやすく示す。

4. 根拠資料

- 資料 4-1-1 2015 年度履修要項・シラバス（再掲資料 1-1）
- 資料 4-1-2 大学学則（再掲資料 1-2）
- 資料 4-1-3 大学院学則（再掲資料 1-3）
- 資料 4-1-4 ホームページ公表状況「3つのポリシー」（PDF）
- 資料 4-1-5 学位規程
- 資料 4-1-6 2015 年度大学院履修要項・シラバス（再掲資料 1-10）
- 資料 4-1-7 ホームページ公表状況「教育情報の公表」（PDF）
- 資料 4-1-8 2014 年度在学生対象満足度調査報告書
- 資料 4-1-9 保護者懇談会プログラム（3 学部分）
- 資料 4-1-10 2014 年度在学生対象満足度調査設問における学部比較
- 資料 4-1-11 ホームページ公表状況「看護学研究科カリキュラム概要」（PDF）

- 資料 4-1-12 ホームページ公表状況「リハビリテーション科学研究科カリキュラム概要」
(PDF)
- 資料 4-1-13 ホームページ公表状況「社会福祉学研究科カリキュラム概要」(PDF)
- 資料 4-1-14 教育の質保証について
- 資料 4-1-15 DP・CP 関連表 (再掲資料 1-33)
- 資料 4-1-16 2013 年 1 月 30 日自己点検・評価運営委員会議事録
- 資料 4-1-17 2015 年 11 月 6 日自己点検・評価運営委員会議事録
- 資料 4-1-18 2013 年 11 月 20 日リハビリテーション学部教授会資料 p.41

4-Ⅱ 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

(1) 大学全体

本学では各学部・学科が専門教育科目と基礎科目からなる領域によってそれぞれの国家試験に係る指定規則に沿った内容の教育課程を構成しており、講義、演習、実習などの授業方法により、1単位45時間の単位制とともに Semester 制を採用し、1つの学年を4月～9月の春 Semester、10月～3月の秋 Semester に分けている。したがって、4学年全体は第1から第8までの8 Semester となる。授業科目の配置は、各 Semester において、順次性に配慮をした履修配置年次の設定とそれぞれの科目群の体系的な編成を心がけている。原則として1科目は1 Semester で終了するが、実習科目に関しては Semester をまたいで行うこともある。

本学の教育全体の基盤となる授業科目については、3学部の学生がともに履修する共通科目として設定している。共通科目は、建学の精神の根幹である聖隷の精神およびキリスト教について学ぶ科目群5科目、国際化に対応するための外国語能力の育成を目指すとともに、大学教育を受ける上で不可欠な情報リテラシーについて学ぶ科目群11科目、幅広い教養と豊かな人間性を培うため人間、こころ、健康について学ぶ科目群および社会・自然について学ぶ科目群計19科目、また総合科目としてキャリアデザイン科目、ボランティア関連科目等4科目、専門職連携科目2科目を設定している。科目名は表4-2-1のとおりである。

総合科目内には、2014（平成26）年3月に設立された「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」内で、本学を含む周辺7大学からなる静岡県西部地域連携事業実施委員会の共同授業部会が開催する「大学間交流授業」がある。本学ではこの授業への参加を推奨し、幅広く一般教養を身につける機会を提供している。

専門職連携に関する共通科目として、保健医療福祉の総合大学としての特性を生かし対人援助において、互いの専門性を尊重しつつ連携・協働することの必要性を学ぶための「専門職連携の基礎」、「専門職連携演習」の2科目を設定している。「専門職連携の基礎」は1年次必修科目（1単位、15時間）であり、多職種連携によるチームアプローチの必要性を理解することを目標としている。最終学年には「専門職連携演習」を選択科目（1単位30時間）として設定し、チームアプローチの視点を有した専門職業人の育成を目指している。

表 4-2-1 共通科目一覧

<聖隷の精神とキリスト教について学ぶ科目群>		
キリスト教概論	キリスト教人間論	キリスト教の歴史
キリスト教倫理	聖隷の理念と歴史	
<学習の方法・コミュニケーションについて学ぶ科目群>		
英語Ⅰ	英語ⅡA	英語ⅡB
スペイン語	ポルトガル語	中国語
外国語（放送大学）	海外研修	
情報処理Ⅰ	情報処理Ⅱ	情報処理Ⅲ

<人間・こころ・健康について学ぶ科目群>		
哲学	文学	国語表現法
心理学	倫理学	女性学
レクリエーション概論	音楽	
スポーツ I	スポーツ II	
<社会・自然について学ぶ科目群>		
法学	日本国憲法	経済学
教育学	社会学	現代コミュニティ論
文化人類学	生態学	生物学
<総合科目>		
キャリアデザイン	ボランティア論	ボランティア演習
大学間交流授業		
<専門職連携科目>		
専門職連携の基礎	専門職連携演習	

(資料 4-2-1 p.10)。

共通科目の実施と運営に関しては、大学部長会のもとにある教務運営会議がその役割を担っている。教務運営会議は、教務部長、大学各学部教務委員長、センター統括部長、教務事務センター長およびセンター職員で構成される。大学部長会の方針を受けて、各学部の教務委員会と連携して学年暦や時間割の作成、共通科目の運営、試験や成績処理等に関する調整・検討を行っている。共通科目には多岐にわたる教養教育を含むことから、兼任教員を配置している。それら兼任教員との交渉・調整、時間割作成、授業運営は、教務部長のもとで教務事務センターが担っている（資料 4-2-2）。

教育課程の適切性の検証は、各学部においてカリキュラム検討委員会、学部運営会議、学科会議、大学院では研究科委員会において実施している。また、各学部自己点検・評価委員会における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育到達目標（カリキュラム・ポリシー）の評価と連動させ、検証プロセスを適切に機能させることを心がけている。

大学院の教育課程は、教育研究の基盤となる共通科目・基盤科目を初年次に履修し、次第に専門科目に比重を移すように組み、順次性をたもっている。最終学年ではほぼ全ての時間を研究と論文作成に当てている。単位数、時間数、開講年次などは教育課程表で示している（資料 4-2-3 博士前期 p.10-11、p.32-33、p.46-47、博士後期 p.25-26、39-40、p.52-53）。全学年にわたる研究のプロセスについては、履修要項に示すように体系的に編成している（資料 4-2-3 博士前期課程 p.60、博士後期課程 p.68）。さらに、各研究科が履修例を履修要項に記載している（資料 4-2-3 博士前期課程 p.16-17、p.47、博士後期課程 p.26、p.40、p.53）。

〈2〉看護学部

看護学部の開設授業科目は、建学の精神と人間形成に関わる科目、大学生として必要とされる幅広い見識に関わる科目、学習の手段となる科目から成る「教養基礎領域」、よりよい看護実践のために人間や環境について幅広い視野から学習し、そのための手段などを修得する「専門基礎領域」、将来専門職として看護を実践する能力を養うための基本的な知識、技術、態度の習得を目的とする「看護専門領域」の3領域に区分し、授業科目を配置している。「教養基礎領域」は大学の教育全体の基礎となり、初年次教育として「基礎演習Ⅰ（スチューデントスキル）」では大学生活への早期の適応、「基礎演習Ⅱ（スタディスキル）」で

は大学における学習方法を身につけることを目指している。「専門基礎領域」では、「健康障害論Ⅰ・Ⅱ」など、専門的な知識を修得することを目的としている。「看護専門領域」では、成長・発達段階および健康段階、看護の場の特定を踏まえて、看護の対象理解と看護の方法について学ぶ基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学に関する科目が、実習も含めて体系的に編成されている。8つの看護学領域の看護を学び、「看護の統合」で「看護倫理」「看護管理論」、高度な専門的実践について理解を深める「高度実践看護論」を開講している。4年次では、これまでの看護学の学習を統合し、自己の看護観を養うための「統合演習」が設定されている。各授業科目により、専門職としての自覚を高め、同時に責務について学習をしている。

卒業に必要な最低修得単位127単位を満たすために1 Semesterから8 Semesterまで、各授業科目を体系的に設定している（資料4-2-1 p.34-35）。特に、各臨地看護学実習においては前提科目を設定し、学びの順序を明らかにしている。教育課程の目的として看護師国家試験受験資格を取得することを挙げており、そのほかに課程の選択により保健師国家試験受験資格、養護教諭1種免許状を取得することができる（資料4-2-1 p.26-42）。

保健師課程については、2012年度の入学生から選択制となっている（資料4-2-1 p.39-40）。しかし、「公衆衛生看護学概論」「公衆衛生看護活動展開論」「地域保健実習」の3科目は、看護学基礎教育の必修科目とし、健康の保持増進や地域の健康課題を抽出する能力の習得を目指している。保健師課程の選択科目としては、4 Semesterに配置されている「公衆衛生看護技術論」「公衆衛生看護学実習」など7科目を設定し、自らの意志で選択できるようにし、年次進行に合わせてガイダンスを行っている。

養護教諭課程は、看護師課程の卒業単位数に加えて、養護・教職に関する科目「養護概説」「養護実習」など計29単位を履修することにより、養護教諭一種免許状が取得できる選択制の課程として、2010年度より開設している（資料4-2-1 p.41-43）。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部では、対人援助専門職に求められる幅広い教養と考える力を養うため、全学共通科目である5つの科目群を基本に教養基礎領域を編成している。専門教育は3学科別に専門基礎科目と専門科目から専門領域を編成し、それぞれの領域ごとに卒業に必要な単位数を決めている。教養教育と専門教育を2本の柱とした教育課程は体系的であり、履修要項に「カリキュラムの基本構造」として学生に周知し、順次性も科目の履修年次の指定によって果たされている（資料4-2-1 p.45）。

卒業に必要な修得単位数は、3学科とも125単位で教養基礎領域の全学共通科目30単位（24%）は「聖隷の精神とキリスト教」と「学習の方法・コミュニケーション」で13単位、「人間・こころ・健康」「社会・自然」「総合科目」は合わせて17単位、専門領域は3学科とも86単位（69%）、86単位の内の専門基礎科目と専門科目が各学科で単位数を決めている（表4-2-2）。また、それに加え教養基礎領域・専門領域から9単位（7%）で、計125単位（100%）となる。

表 4-2-2 学科ごとの専門領域の内訳

		社会福祉学科	介護福祉学科	こども教育福祉学科
専門領域 計 86 単位	専門基礎科目	25 単位	20 単位	24 単位
	専門科目	61 単位	66 単位	62 単位
	計	86 単位	86 単位	86 単位

社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な指定科目の単位数は 63～64 単位、精神保健福祉士国家試験受験資格取得に必要な指定科目の単位数は 68 単位、介護福祉士国家試験受験資格取得に必要な指定科目の単位数は 95 単位、保育士資格取得に必要な指定科目の単位数は 87 単位以上、幼稚園教諭 1 種免許状の指定科目は 53 単位以上となっている。

社会福祉学科では、「社会福祉士」「精神保健福祉士」の国家試験受験資格が取得できる。学生の知識、技術、態度を涵養するため学科の学びの 3 つの柱として、①コミュニケーションと相談援助、②体験学習とインターンシップ、③社会参加支援をテーマにしている。学びの指針として「マネジメント・ICT コース」、「保健医療ソーシャルワークコース」、「アクティブライフコース」の 3 コースを示し、各コースに実習、演習を含む授業科目を設けている（資料 4-2-1 p.52-53）。

介護福祉学科では、「介護福祉士」と「社会福祉士」の 2 つの国家試験受験資格が取得できる。介護福祉学科のカリキュラムは「介護福祉の世界でリーダーとなる専門職の養成」を行うことを目的に学生の教育を行っている。キャリア・プランは文部科学省の指導を受けて 2015 年度の入学生から以下、2 つのプランを提示している。①《介護福祉実践に優れ教育・研究に関心が高いリーダー》では、研究を高める力のある専門職者の育成を目指し、社会福祉士国家試験受験資格の取得を推奨する。キャリア・プラン②《介護福祉経営に関心が高く実践力のあるリーダー》では、介護事業者や福祉施設などの福祉経営を担える知識を身につけ、介護福祉施設の管理運営、事業所の経営、民間福祉サービス事業の起業実践をする専門職者を育成する（資料 4-2-1 p.63）。介護実習は 3 段階に分けて実施し、実習中は教員による巡回指導を行い、実習の事前・事後は教員の指導の下で小グループに分かれて学習、スーパービジョンを行い、在学生、現場の実習指導者を招いて、実習報告会を開催する。

こども教育福祉学科では、「保育士（登録資格）」、「幼稚園教諭 1 種免許状」「社会福祉士（受験資格）」3 つの資格が取得できる。これらの資格は卒業後のキャリア・プランと連動し、将来を見据えた学びの道標となる。将来を考えた資格の組み合わせとして、キャリア・プラン①《保育士・幼稚園教諭 1 種免許状》では、保育所、幼稚園、認定こども園で、主に就学前の児童に対する保育・幼稚園教育や子育て支援を行う専門職者を目指し、キャリア・プラン②《保育士・社会福祉士》では障害のある子供や社会的養護を必要とする児童福祉施設などで養育・療育・保育を行うケアワーカー・ソーシャルワーカーを目指す（資料 4-2-1 p.76）。実習に関しては「保育実習 I A」「保育実習 I B」「保育実習 II・III」「幼稚園実習 I・II」を実施している。

初年次教育としては、「基礎演習 I・II」（必修）において大学で学ぶための基礎的な諸能力として、読書力、文章能力、発表能力を高めることを目的に少人数の演習方式で学習

を進めている（資料 4-2-4）。また「基礎演習」と合わせて「フレッシュマンセミナー」（必修）（資料 4-2-5）を同時期に実施している。これらの授業科目は大学の学習とは何かを明らかにし、大学生としてのマナー・モラルを意識した行動、キャリアデザインについてのイメージをもたせ、主体的に学習に取り組むためのモチベーション向上を目的に展開している。

〈4〉リハビリテーション学部

各年次における到達目標や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程の編成を行っており、初年次教育、教養基礎科目、専門基礎科目、専門科目という階層性のある体系的な配置を行っている。初年次教育においては、3 学科共通の基礎演習（必修）を設けている。この授業科目は、リハビリテーション専門職者を目指す学生として、また本学の大学生としてのスチューデントスキルと、スタディスキルを学修し、大学教育と専門教育への導入・接続を図っている（資料 4-2-6）。専門基礎科目においては、隣人愛の理解、専門職業人としての態度と知識を修得するために、本学の建学の精神と人間形成に関わる授業科目を設定している。専門基礎科目においては、リハビリテーション専門職にふさわしい専門的な知識と倫理観を学ぶために、医療・技術の基礎知識やリハビリテーションの概要に関わる授業科目を設定している。専門科目においては、リハビリテーションを実践するための基礎的な知識・技術を修得するために、各学科の専門知識・技術の修得に関わる授業科目を設定している。また、リハビリテーションの知識の習得と技術を適切に実践するために、臨床実習、研究能力、最新の知識技術に関わる授業科目を設定している。さらに、DP・CP 関連表を作成して、年次進行に伴い階層性の高いレベルの知識・理解・技術の到達目標が達成できるよう構造化している。到達目標（資料 4-2-1 p.95）やカリキュラム構造図は、履修要項・シラバス（資料 4-2-1 理学療法学科 p.99、作業療法学科 p.105、言語聴覚学科 p.111）に明示されている。

さらに教育課程の編成においては、基盤的科目に追加して各学科は国家試験受験資格に必要な授業科目を網羅し、卒業に必要な授業科目を設定している（資料 4-2-7 理学療法学科 第 29 条別表 1-6 および 1-7、作業療法学科 第 29 条別表 1-6 および 1-8、言語聴覚学科 第 29 条別表 1-6 および 1-9、資料 4-2-1 p.136-139）。

〈5〉看護学研究科

教育課程の編成方針は、履修要項に示すとおりであり、授業科目はこの方針に基づいて配置している（資料 4-2-3 p.7-9、p22-24）。

博士前期課程は、共通科目、基盤科目、専門科目によって構成され、博士後期課程は共通科目と専門科目により構成されている。博士前期課程の修士論文コースは、基盤科目から看護理論（必修）・看護研究方法（必修）の 4 単位、基盤科目（選択）・共通科目（選択）から 6 単位以上、専攻領域の専門科目から看護学特論・特論演習・特論実習を含めて 8 単位以上と専攻領域以外の専門科目 10 単位以上、特別研究 8 単位である。CNS(専門看護師)コースは、基盤科目から看護理論（必修）・看護研究方法（必修）の 4 単位、基盤科目（選択）・共通科目（選択）から専門看護師教育課程基準指定科目 4 単位を含む 6 単位以上、専攻領域の専門科目から選択すべき授業科目 18 単位と専攻領域以外の専門科目 2 単位以

上の 20 単位以上、課題研究 2 単位である。博士後期課程は、共通科目から必修科目を含む 3 科目 5 単位以上、選択した研究領域の専門科目から特講 2 単位、特講演習 1 単位以上および特別研究 6 単位の合計 9 単位である。

共通科目および基盤科目はおおむね 1 年次に学習し、これらの幅広い、あるいは基本的な学識を背景に自らの研究へと進む。前期課程の院生ではそれぞれの興味・関心によって、看護 4 分野の各領域すなわち、環境支援看護学分野（基礎看護学領域、看護管理学領域）、生活支援看護学分野（地域看護学領域、老年看護学領域）、療養支援看護学分野（慢性看護学領域、急性期看護学領域、がん看護学領域）、家族支援看護学分野（ウイメンズヘルス看護学領域、助産学領域、小児看護学領域）から領域を選択して所属し、専門性を深め研究へと進む。後期課程の院生は、それぞれの興味・関心によって、看護学 4 分野の各領域すなわち、環境支援看護学分野（基礎看護学領域、看護管理学領域）、生活支援看護学分野（地域看護学領域、老年看護学領域）、療養支援看護学分野（慢性・急性期看護学領域、がん看護学領域）、家族支援看護学分野（リプロダクティブ・ヘルス看護学領域、小児看護学領域）から領域を選択して所属し、専門性を深め研究へと進む。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

教育課程の編成方針は、履修要項に示すとおりであり、授業科目はこの方針に基づいて配置している（資料 4-2-3 p.29-31、p.36-38）。

博士前期課程は、共通科目、基盤科目、専門科目によって構成され、博士後期課程は共通科目と専門科目により構成している。博士前期課程は、共通科目と基盤科目から、6 科目 12 単位以上を選択・履修し、専門科目から専攻する研究領域の 3 科目 14 単位（必修）と、その他の研究領域の中から 4 単位以上を選択する。博士後期課程は、共通科目から必修科目を含む 3 科目 5 単位以上、選択した研究領域の専門科目から特講 2 単位、特講演習 1 単位以上および特別研究 6 単位の合計 9 単位である。

共通科目および基盤科目はおおむね 1 年次に学習し、これらの幅広い、あるいは基本的な学識を背景に自らの研究へと進む。

〈7〉社会福祉学研究科

教育課程の編成方針は、履修要項に示すとおりであり、授業科目はこの方針に基づいて配置している（資料 4-2-3 p.7-9、p.22-24）。

博士前期課程は、共通科目、基盤科目、専門科目によって構成され、博士後期課程は共通科目と専門科目により構成している。博士前期課程は、専門科目から専攻領域の特論、特論演習、特別研究の 3 科目 14 単位を選択する。社会福祉理論領域を専攻する者は、共通科目、基盤科目および専攻科目の当該領域以外の特論から 16 単位以上を選択する。その他の領域を専攻する者は、社会福祉原論特論 4 単位を含め、共通科目、基盤科目および専門科目の専攻領域以外の特論から 16 単位を選択する。博士後期課程は、共通科目から必修科目を含む 3 科目 5 単位以上、選択した研究領域の専門科目から特講 2 単位、特講演習 1 単位以上および特別研究 6 単位の合計 9 単位である。

共通科目および基盤科目はおおむね 1 年次に学習し、これらの幅広い、あるいは基本的な学識を背景に自らの研究へと進む。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉大学全体

教育理念、教育目標に沿い、授業科目を開講し、必修・選択科目を開設している。学士課程教育に相応しい教育内容を提供するため、「教養教育科目」を充実させ、幅広い教養と考える力を養い、人間性の涵養を図ることを到達目標として教育課程を編成している。

4-I-(4)で前述のDP・CP関連表により、教育目標と各年次における到達目標を明らかにし、 Semesterごとに達成度評価を行って各課程に相応しい教育内容を提供していることを確認している。

また、各学部1年次にそれぞれ「基礎演習」の名称で必修科目を配置し、高校時の学習から大学の学習へのスムーズな導入を図っている。全学部生必修の共通科目としては、「専門職連携の基礎」および「聖隷の理念と歴史」を本学の目的と理念の面からの初年次教育として位置づけている(資料4-2-8、資料4-2-9)。

さらに、模擬授業や学生募集に関連した本学教員による講座等とは別に、正規の授業を高校生に体験してもらおうと、高校生対象の科目等履修生制度(聖隷クリストファー大学高大連携科目等履修制度)を開設している。本学学生が学修している授業科目をシラバスに沿って受講し、試験等の評価を受けて合格すれば、単位を取得することができる。取得した単位は、当該高校生が本学に入学した場合、大学で取得した単位として認定される。ただし、認定された生徒はない。

また、併設の高等学校の生徒で看護・医療・福祉の分野に興味を持つ者が、専門分野についてのイメージ作りや理解を深めることを目的として、高大連携プロジェクトとして「聖隷プロジェクト」を実施している。内容は、本学教員による医療・福祉を志す人の心構え、看護、福祉、リハビリテーションについての授業、専門職として働く者からの直接の講話などで構成している(資料4-2-10)。生徒は1年次と2年次の2グループ編成で、3学部の教員による専門職の講義に対する満足度は高い。

大学院においても学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と各年次における到達目標(カリキュラム・ポリシー)に授業科目を当てはめた関連表を作成し、授業科目を教育目標に対して適切に配置することができるようにしている(資料4-2-11)。

授業科目は年次進行に応じて開講しており、博士前期課程では初年次に、保健医療福祉の諸科学・諸問題について理解を深めるため、3研究科共通の授業科目として「キリスト教倫理特論」「保健医療倫理学特論」「保健医療経済政策特論」「社会調査特論」「実験的研究法」「教育方法学特論」「保健科学英語特論」「現代リハビリテーション学特論」など12科目を提供している。

博士後期課程では、「インタープロフェSSIONALワーク特講」「リーダーシップ特講」「保健科学研究方法1、2」など6科目を3研究科の共通科目として提供し、保健医療福祉の連携、チームアプローチ、研究能力の獲得をはかっている。

〈2〉看護学部

3学部共通の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、看護学部の年次ごとの到達目標(カリキュラム・ポリシー)を設定し、授業科目との関連表を作成し、教育目標

に対する各年次での到達目標の関係を明らかにしている（資料 4-2-12）。

カリキュラムは、人間性の涵養、国際的視野、科学的・批判的・論理的思考、全人的理解、対人関係、看護過程、看護技術の実践、倫理的判断、協働、自己研鑽の 10 の能力の育成を目指し授業科目が配置されている。

〈3〉社会福祉学部

3 学部共通の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、社会福祉学部各学科の年次ごとの到達目標（カリキュラム・ポリシー）を設定し、授業科目との関連表を作成し、教育目標に対する各年次での到達目標を明らかにしている（資料 4-2-12）。

社会福祉学部の各学科では専門領域に応じた資格取得のための指定科目を配置している。いずれの学科も「社会福祉士」の国家試験受験資格が取得できる。加えて社会福祉主事、児童指導員、福祉レクリエーション・ワーカーの資格が取得できるように授業科目を配置している（資料 4-2-1 社会福祉学科 p.52-56、介護福祉学科 p.66-70）。各課程のカリキュラムは、学習段階を考慮し「講義」科目を基盤にして「演習」「実習」科目を配置している。

学科ごと教育課程の編成に関して教育目標に沿った教育内容とするよう毎年学科会議で検討し、十分な共通理解の中で教育課程や授業計画を作り上げている。

〈4〉リハビリテーション学部

授業は階層性を持って展開しており、各授業科目は年次進行に応じて開講している。教養基礎領域は、1・2年次において、知識を広げ大学での学びの基礎を築き、人間全般に関する深い教養と物事を総合的に捉え的確に判断できる能力を養う授業科目で構成されている。さらに初年次教育として、基礎演習の中で、前半は専門職者を目指す心構え、コミュニケーション、アクティブ・ラーニング、スチューデントスキルなど、大学で学ぶための技能の習得を意識した授業を実施している（資料 4-2-6）。後半は各学科に分かれ、グループワークや教員へのインタビューなど、多くの学生が苦手とするコミュニケーションを必要とする演習を実施している。また、授業や実習等で必要となる発表に関して、発表準備をとおして、プレゼンテーションの一連の流れが習得できるようにしている。

専門領域は、専門基礎科目と専門科目の 2 つに区分され、1年次から教養基礎領域と合わせて、医療技術活動を実践していく力を養えるように授業科目を配置している。専門基礎科目として、医療技術専門職として必要な医療・技術の基礎知識やリハビリテーションの概要を学ぶ授業科目を 1・2年次に配置している。また、専門科目として、専門知識・技術の修得とその体系化を図るための授業科目が 1年次から 4年次まで段階的に配置されている。さらに、全学科において、3年次から 4年次にかけて臨床実習を行い、授業で、学んだことを臨床の現場で実践し、専門分野の知識・技術を統合し体得できる教育課程を提供している（資料 4-2-1 理学療法学科 p.99-101、作業療法学科 p.105-107、言語聴覚学科 p.111-113）。加えて、リハビリテーションの専門職の位置付けと隣接する他の職種への理解を促し、対人援助職として連携、協働できる人材を育成することを目的とした専門職連携の授業科目を 1年次と 4年次に配置している。

〈5〉看護学研究科

先に示した大学院共通の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と到達目標（カリキュラム・ポリシー）を関連させ、そこに授業科目を配置した表を作成し、教育目標と到達目標を明らかにしている（資料 4-2-11）。

共通科目、基盤科目、専門科目の内容についてはシラバスにその内容を記載し、毎年シラバス作成時に研究科長が目を通し、教育課程に相応しい内容になっていることを確認している。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

先に示した大学院共通の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と到達目標（カリキュラム・ポリシー）を関連させ、そこに授業科目を配置した表を作成し、教育目標と到達目標を明らかにしている（資料 4-2-11）。

院生はそれぞれの興味・関心によって、理学療法科学 4 領域、作業療法科学 4 領域、言語聴覚療法科学（前期は 3 領域、後期は 2 領域）のいずれかの領域を選択して所属し、専門性を深め研究へと進む。

共通科目、基盤科目、専門科目の内容についてはシラバスにその内容を記載し、毎年シラバス作成時に研究科長が目を通し、教育課程に相応しい内容になっていることを確認している。

〈7〉社会福祉学研究科

先に示した大学院共通の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、到達目標（カリキュラム・ポリシー）の達成を目指している。共通科目および基盤科目はおおむね初年次に学習し、これらの幅広い、あるいは基本的な学識を背景に自らの研究へと進むこととなっている。

専門科目は、博士前期課程・博士後期課程同じ分野構成となっており、3 分野の各領域すなわち、社会福祉学分野（社会福祉理論領域、ソーシャルワーク領域）、児童・家庭福祉学分野（児童・家庭福祉学領域）、介護福祉学分野（介護福祉学領域）から領域を選択し所属し、専門性を深め研究へと進む。

2. 点検・評価

●基準 4 - II の充足状況

本学の教育課程編成に係る基本的な考え方に沿って、必要な授業科目を適切な領域に配分し、体系的な授業科目配置を行うことができている。

また、本学が定める学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程における各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）を組み合わせ、授業科目を配置する関連表を作成することにより、教育課程における授業科目の意義を明確にするなど、本学独自の教育課程に責任をもつことができている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

(1)共通科目におけるボランティア科目、キャリア科目、専門職連携に関する授業科目を開講し、3学部全体あるいは各学部・学科での取り組みが進んでいる。学生への教育効果は高い。

〈2〉看護学部

(1)教養基礎領域、専門基礎領域、看護専門領域は1～8セメスターに順次性をもって配置されている。特に看護専門領域の科目においては、授業、演習、実習の順で、各看護学領域の授業科目が配置され、看護実践力の強化につながっている。

(2)1セメスター、2セメスターに初年次教育の目的を持つ授業科目が配置され、大学での学修方法の理解や大学生活での自己管理能力の向上に成果を上げている。

〈3〉社会福祉学部

(1)授業科目（全学共通科目・学部専門基礎科目・専門科目）については3学科の特色に応じて設定しており、教育課程・シラバス等に記載することにより、体系的な教育プログラムができています。各学部・学科で順次性のある体系的な教育課程の確認は履修要項に概念図として示して、可視化できるようにしています。

〈4〉リハビリテーション学部

(1)ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの関係性を示すことにより、各学部・学科で順次性のある体系的な教育課程の確認を進め、学生に学習したい分野について、どのように学修を進めていけば良いか等の修学支援につなげている。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

(1)1年次生、2年次生における春セメスターの履修科目が多く、秋セメスターの履修科目が少なく、学生の授業負担の点から、セメスター間の授業科目配置がアンバランスである。

(2)教育課程の編成において、国際化推進に関する授業科目への参加が少ない、社会的要請を取り入れる仕組みがないことが問題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

(1)本学の教育理念の根幹を支える共通科目の適切な開設を続け、人材養成を進める。

〈2〉看護学部

(1)学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）との関係性を示すことにより、一つひとつの授業科目の目標を理解すると同時に、カリキュラムの順次性の理解度を向上させる。

(2)自己管理能力の向上に合わせ日常的な時間外学習が身につくよう組織的に適切な指導を続けていく。

〈3〉社会福祉学部

(1)学習の達成度などにより、教育課程の概念が学生に伝わっているかを評価し、概念図の見直しを続けていく。

〈4〉リハビリテーション学部

(1)今後、自主的学習や体験学習、施設と共同で実施する問題解決型学習を取り入れた授業科目を増やし、獲得した教養や専門の知識を実際に活用する方法を学ぶ体験型の教育方法に切り替え、それを自省することのできるポートフォリオを導入することで、学生が今、どのような力を身につけるための学修をしているかがわかるような教育を実施する。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)セメスター間の授業科目配置がアンバランスを解消する時間割編成を行う。
- (2)教育課程の編成に当たって、国際化の推進や、在宅医療の進展にともなう保健医療福祉の社会的な要請を取り入れた教育課程を検討し、授業科目や授業内容に適切に反映させていく。

4. 根拠資料

- 資料 4-2-1 2015 年度履修要項・シラバス (再掲資料 1-1)
- 資料 4-2-2 2015 年度時間割表
- 資料 4-2-3 2015 年度大学院履修要項・シラバス (再掲資料 1-10)
- 資料 4-2-4 シラバス「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」
- 資料 4-2-5 シラバス「フレッシュマンセミナー」
- 資料 4-2-6 シラバス「基礎演習」(再掲資料 1-25)
- 資料 4-2-7 大学学則 (再掲資料 1-2)
- 資料 4-2-8 シラバス「専門職連携の基礎」
- 資料 4-2-9 シラバス「聖隷の理念と歴史」(再掲資料 1-18)
- 資料 4-2-10 2015 年度聖隷プロジェクト日程表
- 資料 4-2-11 大学院 DP・CP 関連表
- 資料 4-2-12 DP・CP 関連表 (再掲資料 1-27)

4-III 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

〈1〉大学全体

単位計算方法については、学則第 33 条において「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。」とし、その基準を講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で 1 単位とし、実験、実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で 1 単位としている。

上記の基準に則り、授業を「講義」、「実験」、「演習」、「実技」、「実習」等の授業形態に分け、学年暦内で 1 年間の授業回数を明示する（資料 4-3-1 巻末 学年暦）とともに、それぞれの授業科目で学習効果を考えた教育方法を採用している。

保健医療福祉の専門職者を養成する本学の教育方法の特徴として、専門職連携について学ぶ授業科目を導入している。初年次授業科目の「専門職連携の基礎」では 3 学部の学生混合のグループを形成し、上級生から専門職に関するプレゼンテーションを受けた後、グループ単位でディスカッション等に取り組み、学修の成果を発表するという授業方法をとっている（資料 4-3-2）。また、4 年次生授業科目の「専門職連携演習」では、グループワークを通して対人援助における専門職連携・協働の実際を体験し、その意義と実践方法の理解を深めている（資料 4-3-3）。その他、各学部の実習施設でもある近隣の医療・福祉施設から専門職者を招いた授業、学生が施設を訪問する体験授業が数多く行われている。

また、主体的学修を推進するため、全学的にグループ学習、フィールドワーク、プレゼンテーション、ゼミなどを授業に取り入れ、アクティブ・ラーニングの導入を進めている。特に、多くの教員がリアクションペーパーにより授業の感想・疑問点・要望等を学生から吸い上げ、各回の授業の理解度を把握していること、加えて各回の授業時にリアクションペーパーに記述された内容に基づいて前回授業の振り返りを行っていること、が特徴として挙げられる。加えて授業の双方向性を高めるため、1 人 1 台のタブレット PC を使用する授業も展開している。

アクティブ・ラーニングスペースとしては、図書館内にラーニングコモンズとグループ学習室を整備しており、それらを活用した企画や学習方法を実施するために学内複数の委員会等が連携するとともに、院生や上級生のサポーターがアクティブ・ラーニングを支援している。2013 年度には、「アクティブ・ラーニング」の促進を実現するための基礎データを得るために、本調査では、課外（授業以外の時間帯）を含む学修時間がどれくらいあるか、どのような内容か、その実態を把握することを目的とした学修時間調査を実施した。調査結果から、下記のとおり、今後の課題・対策を明確にした（資料 4-3-4）。

表 4-3-1 2013 年度学修時間調査によって把握した課題

1. 授業への出席、授業の課題（卒業研究など）、予習・復習、授業以外の自主的な学修に対する各学部別の傾向がみられた。そのため、各学部の学生の実態をとらえ、学部の特徴をふまえた対策を検討する必要がある。
--

2. 今回の調査結果を全国調査と比較しても、本学の学修時間等の結果がかなり低いとはいえない。
3. 授業についていけない学生へは、学修支援に関するセンターなどの設置が望まれる。1年次生から、大学の勉強の仕方が分からない学生に対して、初年次教育、リメディアル教育の重要性がある。また、入学時のみでなく、学修進度に合わせて、「記録が書けない」、「コミュニケーション能力が不足している」点に対して、長期的な支援をする担当者の配置等が必要といえる。
4. 全学部の学生の傾向として、日ごろの授業への取り組みは全国調査とほぼ同様であるが、授業についていけない、興味・関心が持てない学生が全国調査結果より多くみられるため、さらに授業内容の工夫等の取り組みが必要である。
5. 授業以外の自己学習への取り組みで、自主的に調べる姿勢が全国調査結果よりも低い。自主的な学びへの学修支援が必要である。
6. サークル・クラブ活動、ボランティア活動の時間が、全学部でわずかである。全学的に学生の自主的学修を促す活動が必要である。
7. 本学へ入学する学生の入学動機をふまえ、入学前の学生への学部紹介、各学部学科の資格取得に関わる履修支援体制などをさらに充実する必要がある。

この調査結果をふまえ、授業以外の自己学習が少ない点について、2014年度のシラバスに「事前・事後学修」の学修内容を必ず記載することを専任教員・非常勤講師に依頼した。また、授業の進度から遅れている学生の履修支援を各学部で検討している。

2015年度は2013年度調査で生じた課題・対策をもとに再度学修時間調査を実施し、事前・事後学修、学生の主体的参加を促す授業方法に繋がられる調査となるよう進めている。

また、学習指導として、入学時および各セメスターの開始時に学部ごとの履修指導を行うとともに、セメスター開始後は、各学部・学科において、アドバイザー教員、教務・実習委員会が連携をとり、親身に相談にのり、助言をするシステムを構築している。特にGPAの低い学生に対しては教務・実習委員会による履修支援面接あるいはアドバイザー教員による個別指導を実施している。その他、Web上に修学支援を目的とした相談窓口を設けている（資料4-3-5）。

履修科目登録の上限は、本学の教育の特性から設定をしていないが、各学部の教育課程は保健医療福祉の専門職養成課程を基本としているため、各年次配当の授業科目において必修科目が大半を占め、学生の負担が大きい。そのため、履修ガイダンスにおいて必要以上に授業科目を履修することがないように適宜学生への指導を行っている。

大学院では、看護学研究科が授業を「講義」、「演習」、「実習」等、リハビリテーション科学研究科・社会福祉学研究科が「講義」、「演習」の授業形態を採用している。授業回数は時間割に明示し、授業形態に応じて適切な回数を確保している。

〈2〉看護学部

教育目標の達成に向けた授業形態として、「講義」、「演習」、「実習」に各授業科目を分けて学習効果を高める工夫がなされている。特に「看護専門領域」においては、「演習」科目の比重を高め、実践力の強化を図っている。「演習」科目では、複数の教員が担当すること

が多いため、担当教員間の協議を綿密に行い、密度の高い授業を組み立てるよう努め、少人数制のメリットを最大に活かしている。さらに学生の主体的参加を促すために、グループ学習、フィールドワーク、プレゼンテーション、ゼミ、事例検討等を導入するなど、授業の工夫を行っている。「実習」科目においては、各領域の実習要項（資料 4-3-6）を作成し、オリエンテーションや実習施設との事前打ち合わせをきめ細かく行い、学生を少人数グループに振り分け、それぞれに教員を配置し、小集団指導、学生の個別性を重視した支援を行っている。また、本学の教育や臨床実習指導に係る保健医療福祉の専門職者で、専門分野について優れた知識と豊富な経験を有する者に臨床（地）教授等の称号を付与し、専門教育の充実を図っている（資料 4-3-7）。

学生への履修指導は、アドバイザー教員と教務・実習委員会が連携を取り、学生個々の問題に対して、家族を含めて支援する体制を構築している。履修支援が必要な学生の中で保護者との連携が必要な学生を委員会で検討し、保護者懇談会等を利用し、保護者と学生を交えて、アドバイザー教員と共に支援を行っている。

〈3〉社会福祉学部

大学における学修では、単に知識を増やすことだけではなく、自分が得た知識を深めることが必要であり、特に対人援助職を目指す学生にとって、「講義」で学んだ知識や技術を「演習」で実際に試し、さらに「実習」や「インターンシップ」でそれらを対人援助の場で知識と技術を統合し身につけることが重要である。そのため、本学部のカリキュラムは「講義」科目を基盤にして「実習」「演習」科目が配置されている。

履修できる単位の上限は設定していないため、教務委員を中心に効果的な学修、又はキャリア・プラン等を考察したうえで授業科目の履修指導を行っている。

基礎演習（資料 4-3-8）およびフレッシュマンセミナー（資料 4-3-9）は各学科からアドバイザー教員を配置し、学生個々の学習相談にまで対応できるようにしている。

各学科の専門科目における実習の準備作業、課題の取り組み方の指導・助言については、学生の作業・学習が進むように担当教員が授業時間以外のオフィス・アワー（資料 4-3-10）等で対応している。

〈4〉リハビリテーション学部

リハビリテーション専門職者の身につけるべき能力は、それぞれの専門領域の知識や技術を基盤として、問題解決能力、応用能力、実践能力といった汎用性技能を修得することが不可欠であるため、能動的学習（active learning）を積極的に導入している。特に専門領域の授業科目においては、ラーニングコモンズ等の利用によるグループ学習（相互学習）、問題基盤型学習（Problem Based Learning PBL）、iPad や PC などを用いた ICT を活用した e-learning 教育を取り入れた教育、客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination OSCE）、反転授業等により、事前事後学修や学生の主体的参加を促した教育方法などを取り入れた active learning を積極的に推進している。

臨床教育における臨床実習では、本学の所属する「聖隷グループ」の病院・施設（聖隷三方原病院、聖隷浜松病院、浜松市リハビリテーション病院）などと連携・協力して、豊富な臨床教育を実施している。特に理学療法学科では、診療参加型臨床実習（Clinical CI

erkship CCS) を実施して、学生が実際の診療に参加しながら実践に即した臨床能力が修得できるように工夫しており、本学の教育特徴および特異な教育環境を生かした先駆的な取り組みを行っている。CCS は、臨床教育において臨床実習指導者の指導のもと実際の臨床場面（病院・施設等）での見学、模倣、実施という段階を踏んで臨床実践力を養う教育方法として、学生への臨床能力の育成、ストレスの軽減、指導者の負担軽減、患者保護などの観点から教育効果が高く評価されている。

学生への学習指導は、アドバイザー教員、学科長と教務・実習委員会が連携を取り、学生個々の問題に対応できる支援体制を構築している。また、春 semester の GPA2.0 以下の学生で、学習支援が必要な学生に対しては、上級生が学習方法を支援するピアサポートを行っている。さらに、支援が必要な学生の中で保護者との連携が必要な学生に対しては、学科内で検討し、保護者を交えて面談を行うなど、アドバイザー教員と共に支援を行っている。

履修科目登録の上限については、本学部の教育課程が保健医療福祉の専門職養成課程を基本とし、各年次配当の授業科目において必修科目が大半を占めるため設定をしていない。しかし、履修に関してはアドバイザー教員と教務・実習委員を中心に適宜学生への指導を行っている。

〈5〉看護学研究科

教育方法として、共通科目は講義、演習、実習などによって行い、必要に応じ専門性の高い非常勤講師に依頼している。CNS(専門看護師コース)は、特有の看護問題を深く学修するために、高度実践看護師教育課程の基準に準拠して講義、演習、実習によって行っている。特に実習は専門看護師にとってきわめて重要な実践能力を高めるため、スーパービジョンや事例検討や討議セミナーを持つなど多様な方法を採用し教育としての質を保証している。

研究指導に関する授業科目は、研究指導教員を責任者として、副指導教員体制をとり、学習効果の向上を図っている。副指導教員体制は学習指導の個人的支援を豊かにするとともに、生活面についても相談に応じ、ハラスメントの回避や早期発見、学習環境の向上に資している（資料 4-3-11 p.25）。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

教育方法としては、それぞれの授業科目の到達目標に応じ「講義」、「演習」、「発表」、「グループディスカッション」、「個別指導」など様々な形態を用い目標達成を図っている（資料 4-3-12）。また、特別研究に関しては、在学期間中のスケジュールと学習内容を、博士前期課程、博士後期課程それぞれに図示し、（資料 4-3-12 p.60、p.68）このプロセスに基づいて毎年日程を決め、着実に学習が進むよう指導している（資料 4-3-11 p.33、p.36）。

〈7〉社会福祉学研究科

教育方法としては、それぞれの授業科目の到達目標に応じ「講義」、「演習」、「発表」、「グループディスカッション」、「個別指導」など様々な形態を用い目標達成を図っている（資料 4-3-12 p.133-150）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉大学全体

シラバス作成に向けて、シラバス作成の方針を周知し、方針を踏まえた作成を依頼している(資料 4-3-13 p.7-8)。シラバスに関しては、授業科目の目的・到達目標を含む授業概要、授業回数それぞれの内容を網羅した授業計画、評価方法、テキスト・参考書および受講者へのメッセージを項目とする全学統一のシラバス書式を定め、科目責任者が作成・入力を Web 上で行う方式をとっている。特に年次ごとに定める到達目標(カリキュラム・ポリシー)および学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)における位置付け等に基づいて到達目標を設定し、授業内容を組み立て、評価方法に達成度を測定する適切な方法の記載するよう徹底している。すなわち、授業科目の概要・教育目標を明記し、教育評価方法では、「筆記試験〇%、レポート〇%、小(中間)テスト〇%、授業態度〇%、課題提出物〇%」という様式、記述内容でそれぞれの評価項目の比率を明確に記入するよう求めている。事前・事後学修の欄には、原則として事前・事後学修の内容・方法、学修時間の目安、関連する自主学習ナビのナンバー等を記入することを明記している。

学士課程においては、共通科目のシラバスは、「履修要項・シラバス」として冊子化し、年度初めの新生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスで配布するとともに、全授業科目のシラバスをホームページに PDF 形式で公表し、科目選択や履修計画の参考として、また事前学修の資料として活用を奨励している(資料 4-3-14)。また、授業科目の評価方法を示すことにより、公正な評価を行うことを明確にし、学習意欲の喚起を図っている。

博士課程においても共通科目のシラバスを「履修要項・シラバス」として冊子化し、年度初めの新生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスで配布している。その他専門科目に関しては PDF でホームページにて公表している(資料 4-3-14)。様式は全学統一である(資料 4-3-12)。科目選択や履修計画の参考として活用を奨励し、学生への履修指導に活用している。

シラバスに基づいた授業が実施され、また改善されているかに関しては、「学生による授業評価」を実施している。学部においては、項目「初回の授業でシラバスの目標や授業計画の説明があり、おおむね計画通りに授業が進んでいる」を設けている。「学生による授業評価」は全学 FD 委員会が主導し、実質的な授業評価となるよう、授業の途中で評価を行い、授業進行中に改善をするなど工夫している(資料 4-3-15)。大学院においても授業評価を実施している。

〈2〉看護学部

シラバス作成と内容の充実に関しては、シラバスの様式と作成要領(資料 4-3-13 p.7-8)に則り、各年次における到達目標(カリキュラム・ポリシー)および学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)における位置づけ等に基づいて到達目標を設定し、授業内容を組み立て、評価方法については達成度を測定する適切な方法の記載を各教員に依頼している。学生には、履修要項・シラバスを活用して、教務・実習委員会が年度初めに全ての学年に対して科目選択や履修計画についてのガイダンスを行っている。特に新生生に対しては、看護学部の教育目標を説明するとともに、シラバスの重要性や利用方法を伝えている。

1つの授業の中間の時期に学生からの評価を受け、教員はその結果を活用しながら、授業内容を再検討し、シラバスの改善を図っている。

〈3〉社会福祉学部

全授業科目に対してシラバスを作成し、シラバスに基づいて授業を展開するようにしている。全教員が統一したシラバスを作成できるように「教務ハンドブック」にシラバスの作成要領を詳細に表示している（資料 4-3-13）。シラバスは各教員が作成したものを学科長および教務委員がチェックし必要に応じ修正を求めている。シラバスに基づいて授業が展開できているかは、管理職による管理は行っていないが、学生による授業評価に項目を設け、個々の教員レベルで学生授業評価の結果を踏まえての自己改善を行うようにしている。

〈4〉リハビリテーション学部

シラバスは、教育目標および学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）・各年次における到達目標を基に、科目間のつながり、各授業内容を確認して適切に作成している。教養基礎領域の授業科目については学部の教務委員長と学部長が中心となって、教育課程の編成や各授業科目のシラバス内容の適切性の観点から、シラバスを確認している。専門領域の授業科目については、各学科の教務委員が中心となり、教育内容、授業科目間の整合性およびシラバス内容の適切性を確認し、まとめ、教務委員長および学部長が最終確認を行う。シラバスの内容および形式については、毎年秋頃に教務委員会より書式の説明を行い、統一されたシラバスが作成できるようにしている。また、シラバスの学生への公表に関しては、作成されたシラバスのうち共通科目は、「履修要項・シラバス」として冊子化し、年度初めの新生オリエンテーションで配布するとともに、ホームページで全授業科目のシラバスを PDF 形式で公表している（資料 4-3-14）。

シラバスに基づいての授業展開については、授業評価項目に「初回の授業でシラバスの目標や授業計画の説明があり、おおむね計画通りに授業が行われている」の設問をおき、評価をしている。リハビリテーション学部の授業評価の評点は 3.2 以上（4.0 点満点）である（資料 4-3-16）。また、在学生対象の満足度調査でも、「シラバスには各回の授業内容が示されていて科目の履修に役立つ」という項目を設定している。リハビリテーション学部の満足度指数は、36.6 と満足している在学生が多い（資料 4-3-17）。これらのことから、おおむねシラバスに基づいて授業が展開されていると考えられる。

〈5〉看護学研究科

授業科目ごとにシラバスを作成しており、各科目の授業はそれに基づいて行われている。大学と大学院のシラバスの様式はほぼ同じであり、大学と大学院の所属教員もほぼ同じであることから、統一性のあるシラバスが作成されている。各semesterで専任教員が科目責任者の授業科目を対象に、評価票を用いて授業評価を実施しシラバスと授業内容の整合性を確認している。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

毎年シラバスを作成し、各科目の授業はそれに基づいて行われている。シラバスの作成方法については、教務委員会から示される方針に基づいて作成し、授業評価は年度末に全授業科目について行っている。

〈7〉社会福祉学研究科

毎年シラバスを作成し、各科目の授業はそれに基づいて行われている。授業評価は年度末に行っている。

（3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

本学の成績評価は学則第 35 条で、「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績又は提出論文の評価をもって試験に替えることができる」としており、この「試験」の定義は「履修要項」（資料 4-3-1 p.16）に掲載している。

この定義を元に、科目責任者は授業科目の到達目標に沿った成績評価方法をシラバスに明示し、記載された方法に沿って厳格かつ適切な成績評価を行っている。評価方法としては、多くの授業科目において複数の評価を組み合わせ、総合的に評価する方法を全学的にとっている。評価項目が複数ある場合は、各項目の比率に応じて点数の根拠を示すことができるようにしている。

成績評価については、大学教育の質的水準の確保が求められているという社会的背景を踏まえ、明確かつ客観的な評価、さらに学生の学習意欲の向上と教員の学習指導にも効果的に利用できるという観点から、2007 年度入学生より GPA (Grade Point Average) 制度を導入した (2009 年度からは素点から直接 GP を算出する functional GPA に変更)。評価は S、A、B、C、D の 5 段階で行い、D 評価は不合格となる。現行の評価基準は、表 4-3-1 のとおりとなっており、GPA を算出する際に、それぞれの評価をポイントに換算している。再試験の結果、単位を修得した場合の評価は C (60 点以上) のみである。一度修得した授業科目の評価は取り消しができず、D 評価となった授業科目は再履修でのみ評価が変わる。そのため新たに「履修中止制度」を設け、選択科目に関しては授業内容が勉強したいものと違っていた場合や、授業についていけないだけの知識が不足していた場合など、そのままでは単位を修得することが難しく、不合格となることで GPA が不必要に下がることを防止するため、一定期日までに手続きをすれば履修を中止することができるよう配慮している。

さらに複数教員で担当している授業科目 (英語、情報処理など) は、担当者間で調整し、評価基準の共通化による成績評価適正化を図っている。

学生には 4 月のガイダンスにおいて本学の授業科目の単位は、45 時間をもって 1 単位とすることを丁寧に説明し、シラバスに明示した授業評価方法により、授業時間だけでなく、授業時間外に必要な学修等を考慮して評価していることを丁寧に説明している。

表 4-3-1 成績評価と GPA ポイント

S	100～90 点
A	89～80 点
B	79～70 点
C	69～60 点
D	59 点以下

(資料 4-3-1 p.17-18)

$GPA = \Sigma(GP \times \text{その科目の単位数}) / \text{総履修登録単位数}$ (不合格科目含む)

$GP = (TS - 55) / 10$ TS : 科目の点数

- ・点数が 60 点未満になった科目は GP=0
- ・再試験で合格となった科目は GP=0.5

学生が履修した授業科目の成績評価等に関して、質問・疑義等がある場合には、科目責任者から説明を受けることができるが、確認をしてもなお質問や疑義があり、成績評価等に関する調査を希望する場合には、「成績評価等調査願に関する申し合せ」に従い、調査申請手続きを取ることができる(資料 4-3-1 p.18、p.144)。

学則第 36 条において、「他の大学または短期大学における授業科目の履修等」、第 37 条において「大学以外の教育施設における学修」について規定し、単位互換、単位認定をしている。大学以外の教育施設等における学修については、英語、情報処理、スポーツについて、学生から各 Semester 開始前に単位認定申請を受け、学部教授会において審議をし、表 4-3-2 および表 4-3-3 のとおり単位を認定している。実用英語検定については、毎年数名の学生が単位認定申請をしている。英語力向上のために、学内においても 2008 年度に初めて TOEIC IP テストを実施し、受験する学生数は増加している。

表 4-3-2 検定試験により単位認定される英語科目

<英語>認定する科目は共通科目の英語 I・IIA・IIB である。

検定試験の種類	資格	認定科目	認定単位
実用英語検定	準 1 級以上	英語 I・IIA・IIB *認定を希望する科目を指定して申請する	2 単位
	2 級		1 単位
国際連合公用語 英語検定	B 級以上		3 単位
	C 級		2 単位
TOEFL	IBT61 以上		3 単位
	IBT45～60		2 単位
TOEIC	600 以上	3 単位	
	500～599	2 単位	

※「TOEIC」は、公開テストのほか IP テストも含む。

(資料 4-3-1 p.20)

表 4-3-3 検定試験により単位認定される情報処理科目
 <情報処理> 認定する科目は、共通科目の情報処理Ⅰ・Ⅱである。

検定試験・資格の種類	検定機関（認定団体）
情報検定（J 検）	財団法人専修学校教育振興会
日商 PC 検定試験（文書作成・データ活用）	日本商工会議所
日本語ワープロ検定試験 情報処理技能検定試験（表計算） プレゼンテーション作成検定試験 など	日本情報処理検定協会（日検）

（資料 4-3-1 p.20）

スポーツは、文部科学省の認定を受けた社会体育指導者の知識・技能審査事業により認定された資格で、高等学校卒業後に取得した資格を対象として単位を認定している。

対象となるスポーツ技術と認定科目

- (1) 競技スポーツ
- (2) 野外活動に関するスポーツや自然体験などに関わる身体活動、社会的活動
- (3) 生涯スポーツやそのスポーツに関わる社会的活動

認定する科目は、共通科目のスポーツⅠ・Ⅱである。

入学前の既習得単位の認定については、学則第 38 条に「教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に他の大学または短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」として定め、学部教授会で審議している（資料 4-3-1 p.20）。ただし、単位認定は他の大学等における授業科目の履修等（学則第 36 条）および大学以外の教育施設における学修（学則第 37 条）による単位認定と合わせ 60 単位を超えないものとしている。

本学は、2007 年度から放送大学と単位互換協定を締結しており、放送大学での履修を最大 4 単位まで授業科目として認定することができる。現在までに放送大学を利用しての単位認定をした累積学生数は 3 名である。

〈2〉看護学部

成績評価および単位認定は履修規程に基づいて行われている。シラバスに明示された評価方法に基づき、科目責任者が定期試験、レポート、小テスト、授業への参加態度などの評価項目により判定し、成績評価は、S、A、B、C、D の 5 段階で行い、C 以上の評価を得た者に単位を認定している。特に、大学学則第 33 条のとおり、単位制度の趣旨に則り、時間外学修を考慮に入れた成績評価を行っている。単位認定に関しては最終的には教務委員会で審議し、最終的に教授会で決定する。

既修得単位の認定として、本学入学以前に在学した他の大学、短期大学、専修学校専門課程などの単位について、社会人入試、編入学の学生などを対象に判定を行っている。各

Semester開始前に単位認定申請を受け、学部教授会において既修得単位の認定審議を行い、60単位を超えない範囲で認定している。

〈3〉社会福祉学部

各教員は、「履修要項・シラバス」に掲載している試験規則に則り成績評価を行っている。また、シラバスに「評価方法」を明記し、学生に授業開始前の段階で評価方法を伝えている。オムニバス授業においては担当者間の評価会議を持ち、最終的に科目責任者が責任を持って成績をまとめ単位認定を行っている。社会福祉学部ではキャップ制は取っていないが、1年次の修得単位を50単位以内になるように教務委員およびアドバイザー教員で指導している。

社会福祉学科では、3年次編入学制度を取り入れており、編入学以前の学校での修得単位62単位までを既修得単位として認定することができる（資格指定科目の単位は含まない）。

介護福祉学科では実技試験がある授業科目において学生1人を教員1人又は複数で確認して評価をしている。社会福祉学科・介護福祉学科の介護実習の評価は、大学の「履修規程」に沿って、評価表を作成し実習指導者の評価と担当教員の評価を参考にして実習評価会議で決定している。

単位認定に当たっては、講義および演習、実験・実習それぞれの単位計算に基づき、時間外学修を考慮した成績評価を行うようにしている。単位認定は教務委員会で審議し、最終的に教授会で決定する。

〈4〉リハビリテーション学部

成績の評価方法は定期試験のみでなく、授業時間外の学修（レポート等の課題、予習、復習）、授業時間外学修の状況（課題の提出状況、小テストなど）を総合的に判断し、各評価項目の比率を設け評価方法とすることを全学・学部で統一した見解とし、教育の質を保証するとともに適正な成績評価を行っている。このことを履修要項に明確に明示している（資料4-3-1 p.17-18）。したがって、評価方法は定期試験のみでなく、課題の提出状況と内容、あるいは授業の合間に小テスト等を実施し、それらの結果を事前事後学修の効果とみなし、総合的に判断する。どのような成績評価方法を適用するかは原則として科目責任者に任されているが、シラバスに明確な成績の評価方法や客観性の高い評価基準を明示するとともに、成績評価の方法については、各科目の第1回目の授業の際に学生に周知している。

単位の計算は、授業科目の単位に関しては、授業内容が座学中心の講義形式の場合は、予習復習に費やす時間が多く、30時間の事前事後学修が必要とされ15時間1単位としている。演習形式の場合は、グループ学習等が主となり、30時間の授業時間を必要とみなし、30時間1単位としている。このような考え方に基づき、単位制度に則った成績評価を行っている。最終の単位認定についてはシラバスに明示した評価方法と評価基準にしたがって、厳格かつ適正に成績評価を行い、教授会に諮り単位認定が決定される。以上の手順により、成績評価と単位認定は適切に行われていると判断できる。

〈5〉看護学研究科

評価はレポート、テスト、授業参加態度（討論参加やプレゼンテーションの内容および方法など）などによって行っている。評価項目別の配点はシラバスに記載し、学生に公開している。また、複数の教員による授業科目では、それぞれの教員の担当時間数などにより、評価の配分を分け、科目担当教員が責任をもって成績を算定する。

既修得単位の認定については、大学院学則第 30 条に「教育上有益と認められるときは、本大学大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる」と規定されており、これまで規定に則って適切に行っている（資料 4-3-18）。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

大学院の成績評価については、大学院学則「第 6 章 課程修了の認定、要件および学位」に規定されている。また、各授業科目における評価の配分については、シラバスの各授業科目の評価方法に明示している。

既修得単位の認定については、大学院学則第 30 条に「教育上有益と認められるときは、本大学大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる」と規定されており、これまで規定に則って適切に行っている。

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科では、単位認定に係る規定および単位の評価の規定（4-3-18 ‘第 27-28 条）とシラバスに表記した評価方法を遵守し、厳正な成績評価を行っている。評価方法やその基準については、授業の中で直接学生に伝えている。

既修得単位の認定については、大学院学則第 30 条に「教育上有益と認められるときは、本大学大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、学生が所属する研究科の研究科委員会の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる」と規定されており、これまで規定に則って適切に行っている

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉大学全体

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）委員会の位置づけと活動は以下のとおりである。

本学では 3 学部体制となった 2004 年度に、学長直属の委員会として各学部の FD 委員長からなる全学 FD 委員会を発足させ、2007 年 4 月に「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を制定した（資料 4-3-19）。FD 活動を推進するために大学に全学 FD 委員会を、各学部に教授会附属 FD 委員会を置いた。FD 委員会規程は 2008 年に一部改定され、

全学 FD 委員会の構成員は各学部の FD 委員長、大学院各研究科の FD 委員および大学教務部長とした。全学 FD 委員長は学長の指名により任命され、委員会の活動報告を大学部長会で定期的に行うなど、本学の FD への取組みは全学的体制のもとで行われている。

なお、教授会附属 FD 委員会ならびに大学院各研究科委員会は、全学 FD 委員会の方針と企画に基づいて、それぞれに FD 推進のための活動を展開している。

2013 年度からは全学 FD 委員会を中心に学部 FD 委員会と協力して授業のピアレビューを開始した。現在は学部別に行っているが、同じ学部でも教員の専門性や立場の違いにより、多様な価値観に触れる機会として自己研鑽につながっている。今後は各学部の特性や専門性の違いを越えて、他学部の教員参加によるピアレビュー実施を検討している。

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施として、教務運営会議、全学 FD 委員会は、教育活動結果の評価および教員の教育指導力開発について重点的に活動している。FD に関する継続的な意識の向上を意図して、全国の大学の FD 活動等を教員が共有できるように学内の研修会を実施するとともに、学外の研修へ積極的に参加を促してきた（資料 4-3-20「8-1FD 活動実施状況」）。特に大学コンソーシアム京都が開催している「FD フォーラム」については、毎年教員を派遣し、参加者による報告会を行い、最新の FD 活動に触れることで、教員の恒常的な FD に対する意識付けを行っている。

また、授業の内容および方法の改善を図るために全学 FD 委員会を中心にして、授業評価を実施している。授業評価の結果については各教員がコメントし、結果と合わせて本学ホームページ上に掲載して学内外に公開し、学生にも閲覧を促している（資料 4-3-21）。しかし、「授業評価アンケートを行うことによって授業全体の改善が図られている」という学生満足度評価の結果のスコアが低かったことから、委員会では授業改善をさらに充実させることを目標に授業評価を改善に結びつける方法について検討を重ねた。検討の結果、2012 年度は中間評価を試行し、終盤にも実施したが、同様に満足度が低かった。それは中間評価やその後の対応について教員からの説明が不十分であったこと、授業時間以外に記入を促すと回答率が低下するなどシステム上の問題点が影響したものと考えられた。2013 年度は、授業への評価を授業のたびに活かしていくことを目標に、科目担当教員は各セメスターの初めに前年度の評価結果・コメントについて説明し、授業ごとにリアクションペーパー等で学修状況を把握し、必要な改善を図った。また、授業期間中間での授業評価を本格実施するために、授業評価票の検討を進めた。その結果、2014 年度秋セメスターから中間期の授業評価実施に変更し、「授業評価実施規程」を 2014 年 7 月 1 日に施行した（資料 4-3-22）。科目担当教員は、授業評価結果を受け、当該授業科目の開講中にすみやかに授業の改善に取り組むこととした。また、「授業評価を実施しない教員に対し、学部長または教務部長は、実施を要請する。」「授業評価の結果に基づき、学部長または教務部長は、科目担当教員に授業の改善計画書の提出を求めて授業改善を要請する。」ことが規定されている。このような改善により、授業評価後の講義に授業評価結果を活かすことができ、2014 年度の満足度調査の結果が 2013 年度の満足度調査結果の-9.4 ポイントから 12.4 ポイント向上し、3.4 ポイントとなった。

そのほかにも学生満足度調査により授業中の私語に対する学生の不満が継続しているため、対策として「私語攻略ハンドブック」を 2007 年度に作成した。さらに、教務ハンドブックに、「学生の受講マナー向上のための申し合わせ」を掲載し、授業態度向上に向けた

取り組みを進めている（資料 4-3-13 p.11-13）。

教育活動等の向上に活用するため、学生からの意見・情報を直接聴取するために「FD サロン」「学生と教員の意見・情報交換会」を開催している。開催は、各学部で実施している。

看護学部は 2012 年度までは、主に 4 年次生を対象に「FD サロン」を開催し、大学での学びについて懇談した。2013 年度からは、全学年を対象として「学生と教員の意見・情報交換会」を開催し、意見・情報を FD 委員会で集約後、教授会へ報告している。意見を基に各教員が教育改善等に活用をしている。参加学生からは、アンケートにより満足等の良い評価を受けている。

社会福祉学部では、2014 年度までは毎年 1 回、学部として教務部と FD 委員が実施してきた。教員が FD サロンの開催意図を説明し、賛同した学生数名が参加した。話題は「授業中のマナー改善」で学生からは①教員にもっと注意してほしい、②学生同士が注意しあう、という意見等が出た。教員と学生の意見交換もできて双方が同じ目的を共有できてよかったとの意見が多数あった。2015 年度は、3 学科の教務委員と FD 委員が「授業中のマナー改善」で再度話し合いの機会を持つ予定である。今回の特徴は 3 学科別に行うことで各学科の事情がより鮮明になることを期待している。実施後に FD 委員が取りまとめ、教授会へ提出・報告する予定である。

リハビリテーション学部では、2013 年度より年間 1～2 回開催している。参加者は、学生が 12 人程度、教員は 6 人程度である。アンケート結果から、学生の反応は良好であり、継続した実施を望んでいる。学部 FD 勉強会にて内容報告を行い教員間で情報共有し、教育力向上のための検討の素材としている。

〈2〉看護学部

看護学部の教授会附属 FD 委員会は、各教員の教育力向上と授業の改善を目指して、研修会、勉強会の年間計画を企画し、適正に実施している。2014 年度よりピアレビュー実施に焦点を当てた研修会で評価方法や実施方法を検討し、2015 年度では作成したコメントシート、改善シートを活用し実施している。授業担当者と評価者がともに、自らの授業改善につなげることができるピアレビューの評価方法や実施方法を継続的に検討している。FD 活動では、学生からの意見や情報も重要な要素であるため、2012 年度より「学生と教員の意見・情報交換会」を開催している。学生からの意見や情報については、FD 委員会でまとめた後に、教授会で報告し、全ての教員が授業改善にいかすことができるようにしている。2015 年度は、各教員の年度の教育目標を立案するために「看護教員のための FD マップ」の活用を始めている。

加えて、全ての授業科目において学生から中間期に授業評価を得て、授業にて評価内容を報告し、改善点を提示する仕組みとなっている。2014 年度学生満足度調査の“将来自分の進む道で役立つような科目がある”が良い評価を得ており、授業内容への評価は高い。以下、授業および実習の評価を記載する。

1) 授業評価

2014 年度秋 semester から授業開講時期の中間に科目責任者が規定の評価票を用いて授業評価を実施し、評価後の講義に授業評価結果を活かすこととした。このことから、

2014年度の満足度調査結果が2013年度の-9.5から10.8向上し、1.3の指数となっている。

2) 実習評価

各実習において評価票をもちいて、評価を実施している。各セメスターで教授会附属FD委員会が回収率をまとめた上で、各科目責任者へ渡している。回収率を毎年FD委員会で設定し、結果を教授会で報告をしている。回収率が設定値よりも低い実習については、回収率の向上を図るための働きかけをしている。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部の教育力向上と授業改善は、全学FD活動と学部FD活動を連動させ年間行動計画を作成し実行している。2014年度は年10回の研修会と2回のオープンウィーク（授業公開週間）の実施でピアレビューを行い教員相互に研鑽をした。研鑽を効果的に行うためにコメントシート・授業改善シートの工夫を行った。ピアレビューの振り返り（教授会後のミニ研修会）では様々な意見が寄せられ、それらは2015年度版のコメントシートに反映した。2015年度は学生の意見（リアクションペーパー）を新たに加え、授業評価の立体性を確立させた。このように全学FD研修会・学部ミニ研修会・2回のピアレビューは、授業中間で実施される授業評価の学生へのフィードバック・Webへのコメント入力と合わせて、全学部的・組織的な動きとなって教育力の向上や教育内容・方法の改善を目指している。全体として社会福祉学部の授業改善の効果が上がってきているが、一部の学年と学科で評価が低い項目がある。よって学部FD委員会は学部長・教務委員や学科長らと協働しながら改善策を継続して検討する。なお実習等の評価は学科独自の方針で行っておりその点に関しては学科での検討を推し進めていく。

〈4〉リハビリテーション学部

リハビリテーション学部では開設時より「学部FD委員会」を学部内に設置し、学部FD委員会によるFD勉強会を恒常的かつ適切に実施している（資料4-3-23）。FD勉強会では授業評価や学生満足度調査結果等を参考にし、学生の視点から授業改善のための課題を設定し、学生の意欲や主体的な学修を引き出すための教育方法について検討を行っている。学生満足度調査結果においては、「この大学で学べたことが有意義であった」（満足度指数2012年度49.3、2013年度54.3、2014年度61.8）という項目が年々向上しており、教員の教員力・指導力の向上に努めている結果が現れている（資料4-3-24 p.55）。学生満足度調査において改善すべき項目については、各学部・学科で対応策を検討し、学生にもフィードバックしている（資料4-3-24 p.55）。さらに2014年度よりピアレビューを実施している。ピアレビューは、ピアレビュー期間を設け、他の教員の授業を自由に参観できるようにした。各教員は他教員の授業を見学することで自身の授業を内省的に振り返り、改善点を見出す機会となっており、各教員のFDについての意識改善や教育力の向上が図られている（資料4-3-25）。

また、教務運営および教育指導上の課題を毎年の事業計画に反映させ、教務運営、教育指導の現状・課題分析と対応策を検討して、課題の改善に取り組んでいる（2015年度事業計画：行動目標「質保証システムの確実な運用による教育の改革・充実」に対する行動計

画として(1)春 Semester、秋 Semester 終了時に、教授会や FD 活動等において、CP・DP の観点から各授業科目の学習到達度を評価し、課題と改善策を検討し改善を促す)。

授業評価としては、全学的な動向に合わせ、2014 年度秋 Semester から授業開講時期の中間に科目責任者が規定の評価票を用いて授業評価を実施している。このことにより、評価後の講義に授業評価結果を活かすことができるようになった。また、本学ホームページ上に授業評価に対する科目責任者のコメントを掲載し、学内外に公開し、学生にも閲覧を促している(資料 4-3-21)。

授業評価の実施時期の変更、授業評価結果をその後の授業に活かす取り組みにより、在学生対象満足度調査結果で「授業評価アンケートを行うことによって授業全体についての改善が図られている」の項目において、2013 年度はリハビリテーション学部全体で満足度指数が 1.6 から 5.8 向上し 2014 年度では 7.4 となっている。

さらに、個々人の改善活動に加えて各種の調査データ(DP・CP 関連表による到達度の分析、各授業科目の GPA、学生による授業評価、保護者・在学生・卒業生の満足度調査)を評価指標として、各 Semester 終了時および年度末に、教授会および各学科会議にて検討して、その結果をもとに教育課程や教育内容・方法の改善も行っている(資料 4-3-24 p. 10-14、p.32-33、資料 4-3-26)。

〈5〉看護学研究科

各 Semester で専任教員が科目責任者の授業科目を対象に、評価票を用いて授業評価を実施している。評価結果は大学院 FD 担当教員が確認し、各科目責任者へ渡し、教育改善へ繋げている。提出状況については、研究科委員会で報告している。加えて修了生からはカリキュラム内容などの評価を得ている。改善内容については、研究科委員会で検討している。これまでには、副指導教員の体制等が改善されている。結果は、研究科委員会で報告され、改善方法を検討している。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

毎年 12 月から 2 月にかけて研究科委員会において教育課程、教育内容の検討を行い、その結果を教育課程の改訂に結びつけ、また研究科委員会終了後に原則として毎回指導方法等について情報交換を行い、教育方法の改善に結びつけている。また、毎年 FD サロンとして院生と教員との話し合いの機会を持ち、院生の意見聴取をし、必要な改善を行っている。

〈7〉社会福祉学研究科

研究科委員会開催時に必要に応じてそれぞれの教員が指導する大学院生の受講状況や研究論文の進捗状況を報告し合っている。これらの情報を各自が担当する授業科目に反映させ、適切な指導ができるよう改善を進めている。

2. 点検・評価

●基準 4-Ⅲの充足状況

本学における教育方法および学習指導は教育目標や年次到達目標、教育課程の編成方針

を踏まえて適切に実施しており、アクティブ・ラーニングなど学生の主体性を高める手法も多く導入している。授業科目の概要や到達目標、授業計画、評価方法などは大学として統一した様式のシラバスにまとめられ、内容も学部長、教務委員などで責任をもって確認し、学生に提示されている。成績評価は履修要項に明示された学則、履修規程の規定とシラバスに明記した評価方法によって科目責任者が厳正に評価を行っており、公平・公正性を維持するための「成績評価等調査願に関する申し合せ」の制度も整えている。教育内容・方法の改善については全学 FD 委員会と各研究科・学部の FD 委員会が授業評価、FD 研修会を通じて実施している。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)各学部・学科で多様な授業形態を取り入れ、アクティブ・ラーニングを導入するなど、学生の主体的な授業参加を促す教育方法は進んでいると言える。
- (2)シラバスは1年次に学生と保護者全員に配布し、以後、履修科目を適宜確認できるように Web 上にシラバスを掲載している。
- (3)授業評価が教員全体に定着し、実施率は高く教員のコメント入力を実施され、学生へのフィードバックの徹底が図られている。

〈2〉リハビリテーション学部

- (1)2014年度からはピアレビューを実施しており、教育内容や指導方法などの教員間相互の授業改善の取り組みがみられる（資料 4-3-24）。
- (2)各種教育データ（DP・CP 関連表における到達度、GPA、授業評価、満足度調査結果、卒業率など）を活用して、教育の質保証の PDCA サイクルを学科会議や学部運営会議、教授会で検討し、組織的に教育課程や教育内容・方法の改善に取り組んでいる。
- (3)DP・CP 関連表における到達度や教育目標を基に、シラバスを作成し、教務委員長および学部長が教育内容、授業科目間の整合性等の最終確認をしている。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)学部教育の一定割合を担っている非常勤講師との情報交換・連携を強化していく必要がある。
- (2)成績評価に対する教員間の意識に差がある。
- (3)授業評価の「授業以外の時間での事前学修や事後学修をしている」という問いに対する評価点が低い。これは、1単位の必要時間数が45時間であり、この時間数の中には授業時間外に行う課題が事前・事後学修に含まれるという学生の認識が弱いことが考えられる。

〈2〉リハビリテーション学部

- (1)学生の学修意欲と主体的な学習を促進するために、授業形態や授業方法の工夫、事前事後学修などによる教育方法の改善に取り組んでいるが、学生の到達度の評価や、学生の授業や課題負担、新しい教育方法の導入を考慮した教育課程の見直しを行うことが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)アクティブ・ラーニングを推進するための ICT 設備の整備を進め、それに合った授業方法を積極的に取り入れるよう、FD 委員会などで研修を実施する。
- (2)Web 上のシラバスに、事前事後学習に繋がるリンクを貼るなど利便性を高める検討を引き続き行う。
- (3)授業評価のフィードバックがどのように行われたかを個々の教員レベルから、FD 委員会で組織的な分析を行い、良い取り組みを蓄積していく。

〈2〉リハビリテーション学部

- (1)ピアレビューを継続的に実施し、FD 活動として定着させることで、教員の教育力・指導力の向上を図る。特に PBL や ICT を活用した授業を見学することにより、学生の主体的参加、問題解決能力を促す教育方法を学んでいく。さらに、年度末に学生の主体的参加を促した教育方法などを取り入れたベストティーチャーを選出し、選出された教員によるミニ講演を実施することで、教育方法の改革を促す。
- (2)今後も、各種の教育データを活用し、また PDCA サイクルを主体的に運用することで、教育・授業改善に取り組んでいく。
- (3)シラバス作成において、各教員が DP・CP 関連表における到達度や教育目標をより意識した作成を促す。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)非常勤講師との情報交換・連携を強化していく必要性を学部・学科の目標として明確に示し、学生指導上の問題点の共有も図り、改善について協議していく。
- (2)成績の結果を教育改善に活用するために、教員間の連携や共通認識とする取り組みが必要である。
- (3)事前・事後学修の位置付けを学生に周知し、適切に課題を提示しそれを支援する修学支援の手法、体制を整える。

〈2〉リハビリテーション学部

- (1)教育方法の改善に取り組むと共に、学生の到達度の継続的な評価と教育課程等の点検、および新しい教育方法の導入を考慮して、学生の授業や課題負担、負担度の観点から、授業科目の配置の見直し・統合を図るなど教育課程を再検討する。

4. 根拠資料

資料 4-3-1 2015 年度履修要項・シラバス (再掲資料 1-1)

資料 4-3-2 シラバス「専門職連携の基礎」(再掲資料 4-2-8)

資料 4-3-3 シラバス「専門職連携演習」

資料 4-3-4 2013 年度学修時間調査報告書

資料 4-3-5 大学ホームページ「学修支援サイト TOP」

<http://blg.seirei.ac.jp/learningcenter/>

- 資料 4-3-6 2015～2016 年度臨地看護学実習の手引き
- 資料 4-3-7 2015 年度臨床指導教授等一覧（再掲資料 3-34）
- 資料 4-3-8 シラバス「基礎演習」（再掲資料 1-25）
- 資料 4-3-9 シラバス「フレッシュマンセミナー」（再掲資料 4-2-5）
- 資料 4-3-10 オフィス・アワー掲載ページ（E-ラーニングシステム内掲載）（PDF）
- 資料 4-3-11 2015 年度大学院教務ハンドブック
- 資料 4-3-12 2015 年度大学院履修要項・シラバス（再掲資料 1-10）
- 資料 4-3-13 2015 年度大学教務ハンドブック
- 資料 4-3-14 ホームページ公表状況「シラバス掲載ホームページ」（PDF）
- 資料 4-3-15 アニュアルレポート 2012-2014 「3-6 授業評価実施状況」
- 資料 4-3-16 2015 年度第 2 回リハビリテーション学部教授会資料 p.29
- 資料 4-3-17 2014 年度大学在学学生対象満足度調査設問における学部比較
（再掲資料 4-1-10）
- 資料 4-3-18 大学院学則（再掲資料 1-3）
- 資料 4-3-19 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 資料 4-3-20 アニュアルレポート 2012-2014 「8-1 FD 活動状況」
- 資料 4-3-21 大学ホームページ「学生による授業評価」
<http://blg.seirei.ac.jp/student/class.html>
- 資料 4-3-22 授業評価実施規程
- 資料 4-3-23 2014 年度第 13 回リハビリテーション学部教授会資料 p.29
- 資料 4-3-24 2015 年度第 2 回リハビリテーション学部教授会資料 p.10-14、p.32、p.55
- 資料 4-3-25 2014 年度第 4 回リハビリテーション学部教授会資料 p.30-32
- 資料 4-3-26 2015 年度第 3 回リハビリテーション学部教授会資料＝DP・CP 関連表
（再掲資料 1-33）

4-IV 成果

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉大学全体

学生の教育成果は、単位の修得数、GPA、資格取得状況、就職・進学状況によって測定でき、学習の成果は上がっている。大学部長会においてこれらの情報と関係部門からの評価が、継続的に報告されている。大学全体ならびに学部・学科に関しては、アニュアルレポートの「教育内容・方法・成果」に、単位互換協定に基づく単位認定の状況（資料 4-4-1）、単位互換協定以外に大学独自に行っている単位認定の状況（資料 4-4-2）、授業科目別履修者数（資料 4-4-3）、科目等履修生・聴講生数（資料 4-4-4）、GPA（資料 4-4-5）、授業評価実施状況（資料 4-4-6）の実績などについてまとめている。それぞれの学部・学科において人材養成の目的であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性と実践力を兼ねそろえた医療福祉専門職を養成することとして、資格試験の合格率の水準を高め、多くの専門職業人を育成している。

〈2〉看護学部

学生の学習成果は、教育目標、GPA、単位の修得数、国家試験の合格率、就職状況によって判断している。各セメスターにおいては、学年全体の GPA の分散、平均が示されている。GPA の状況は、通算 2.4～2.5 を示し（平均 80 点を示し）教育目標にそった到達が得られている（資料 4-4-5）。

看護学部では看護師国家試験受験資格に加え、保健師国家試験受験資格（2012 年度入学生から保健師課程は選択制）を取得でき、学生自身の国家試験合格のために、国家試験対策委員会をはじめとして、各教員が国家試験の学習を支援している。その結果、ほとんどの学生が希望する看護師、保健師の資格を獲得することができている。2014 年度新卒者の国家試験合格率は、看護師国家試験 100%、保健師国家試験 96.9%であった（資料 4-4-7）。さらに 4 年次に行われる統合実習では、学生の自己評価も高く、実習場の評価も高い。このことから、社会に貢献できる看護専門職者の輩出を目的とする本学部の役割を果たしていると言える。

就職率は過去 3 年間、全て 100%を維持している（資料 4-4-8）。就職先の評価としては、毎年行われる実習指導者の会議において、看護技術の到達度に関して、学部と臨床側の認識がおおむね一致している。また、卒業生の動向として、主となる 2 つの実習病院において、本学実習目標や学修内容をよく理解している卒業生の占める割合が 5 割と高く、実習環境として恵まれている（資料 4-4-9）。臨床教授等や役職者においても約 4 割から 6 割と高い割合を占めており、実習調整の連携もよく、学修の成果につながっている。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部の人材養成の目的は、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」に基づいた人間性と実践力を兼ねそろえた福祉専門職を養成することである。この目的を共有する 3 学科においては、それぞれの資格を取得し、多くの卒業生が地域社会において活躍している（資料 4-4-7）。

社会福祉学科の学生は、老人福祉領域、精神保健領域、知的障害および児童福祉領域、

総合型社会福祉法人および社会福祉協議会に福祉関係大学院への進学を合わせ 92%が専門領域の仕事に就職している。介護福祉学科の学生は、老人福祉領域、障害領域で 100%が専門領域の仕事に就職し、こども教育福祉学科の学生は、聖隷福祉事業団、公立幼稚園、私立幼稚園・民間保育園、児童福祉施設、福祉施設、病院等 94%が専門領域の仕事に就職している（資料 4-4-8）。以上から人間性と実践力を兼ねそろえた福祉専門職を養成するという目的を果たしていると言える。

〈4〉リハビリテーション学部

学生の学習成果は、各セメスター終了時における CP・DP の到達状況、GPA、単位の修得数、国家試験の合格率、就職・進学状況、卒業率によって判断している。CP・DP の到達状況は 75～85 点、GPA の分布は 2.0～2.5、国家試験の合格率は、各学科とも全国平均を上回っており、さらに全国の養成大学に限っても、その平均を上回っている。このことから、いくつかの教育目標に掲げている基礎能力を養うという目標の到達は得られている。一方、成績不良者（GPA1.5 未満の割合）があり、科目責任者やアドバイザー教員による個別指導や学修支援を行っている。2014 年度の言語聴覚学科の合格率は低く、教育方法の見直し、国家試験の対策の改善が必要である。卒業率（入学生が就学の 4 年間で卒業する割合）では、言語聴覚学科においてここ数年低値が続いたが、教育方法の改善や成績管理の見直しなどによって改善してきている。また、GPA2.0 以下という授業科目に関しては、科目担当教員は学部長面談を通して授業改善を図っている。就職率は 100%である（資料 4-4-8）。また、毎年実施している在学生および卒業予定者による満足度調査結果は、「学生の態度やマナー等」に関するほとんどの項目が向上しており、「隣人愛に根ざした倫理観・行動力を養う」という教育目標の到達度を判定する一つの指標として成果を示している。

また、教育目標である「多様な文化や価値観を受容し、国内だけでなく海外において国際的視野を持ってリハビリテーションの実践ができる基礎能力を養います」については、海外研修希望者が減少傾向であり、課題となっている。

〈5〉看護学研究科

2014 年度に法人が行った満足度調査において、教科等の学修内容は良いという評価を得ている。授業評価、満足度調査の評価から、学生の学習成果は達成されていると言える。

しかし、博士後期課程の論文作成は個別的な学修条件(本人の病気、高齢な両親や病気の子供の介護、就業先の職務の繁忙など)により在籍期間延長者が生じている。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

授業評価、満足度調査でおおむね良い結果が得られ、学生の学習成果は達成されていると言える。

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の学生数が少ないことから、学生と教員が頻度高く接することができ、学生の悩みや生活上の問題などは日頃の交流の中で解決している。授業評価から、学生の学習成果は達成されていると言える。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

2012年度から、学位授与基準の適切性などを定期的に検証するための内部質保証システムが構築されている。

建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基礎におく教育理念は創設以来、堅持してきている。学則第8章第39条の「卒業の資格」において「卒業の資格を得ようとする者は、所定の修業年限以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない」とし、所定の授業科目を履修し、看護学部127単位以上、社会福祉学部125単位以上、リハビリテーション学部127単位以上を修得した者について、第40条において、当該学生が所属する学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、「学部の区分に応じて学位を授与する」としている。看護学部看護学科を卒業した者には学士(看護学)、社会福祉学部を卒業した者には学士(社会福祉学)、リハビリテーション学部を卒業した者には学士(リハビリテーション学)を授与すると定めている(資料4-4-10 p.119-121)。さらに、卒業認定と同時に所定の授業科目の単位を取得することで得られる資格を明示している(資料4-4-10 p.121)。学位授与の判定基準を履修要項・シラバスに明記して学生に示している。この基準に則り判定を教務委員会で審議し、さらに教授会で卒業判定を行っている。

大学院においては、課程修了の認定および学位の授与は、大学院学則第32、33、34条(資料4-4-11p.74-75)および学位規程(資料4-4-12)に基づいて厳正かつ適切に行っている。

以上の内容を含む学則は「履修要項」(資料4-4-10、資料4-4-11)、本学ホームページ(資料4-4-13)に全文を掲載し、毎年4月のガイダンスで説明して学生への周知を図っている。

〈2〉看護学部

学部の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)として、身につけるべき学習成果を示し、所定の単位を修得した学生を卒業認定すると履修要項に明記している。教育課程表には、卒業に必要な単位数127単位について、「教養基礎領域」必修9単位、選択19単位以上、「専門基礎領域」必修26単位、選択2単位以上、「看護専門領域」必修68単位、選択3単位以上と示している。卒業判定は、看護学部教授会において、厳正に審議し学位を授与している(資料4-4-10p. 21-35)。

〈3〉社会福祉学部

卒業判定は単位修得状況のデータに基づいて各学科のカリキュラムに定められた単位を取得しているか厳密にチェックした上で、教授会の厳正な審議を経て行っている。なお、毎年 Semester 開始時(4月・9月)に学年ごとに教務委員による履修ガイダンスを行い、単位未修得の学生については各学科の教務委員およびゼミ担当教員・アドバイザー教員等が個別の相談を受けるなどの配慮をして、一人ひとりの学生へのきめ細やかな指導を実施している。

〈4〉リハビリテーション学部

学位授与の基準は、履修要項・シラバスに示している（4-4-10 p.119）。履修要項に明示している学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業に必要な単位数の取得状況を、アドバイザー教員と教務・実習委員が確認し、最終学年の春セメスターに「卒業見込」として、秋セメスター終了時に「卒業判定」として、教授会で審議することにより卒業を認定している。

〈5〉看護学研究科

学則および修了要件に基づいて、論文ごとに審査および最終試験委員会を設け、審査している。

修士論文については3人の研究指導教員を配置し、その結果を基に研究科委員会で審議の上、合否を判定している。特別研究の内容と進行のプロセスは、文献検討、研究計画立案、研究計画検討会、研究計画提出・審査、研究計画書承認、計画書倫理審査申請書作成、計画書倫理審査申請、計画書倫理審査承認、研究開始ーデータ収集、データ分析、論文執筆、論文提出、論文審査、最終試験、論文審査結果承認（合否判定）、合否決定、合格論文発表会である。これらのプロセスは、博士前期、後期課程別にそれぞれ履修要項（資料4-4-10p.60、p.68）に示すと共に、詳細な日程については学年はじめのオリエンテーションで日程を記載した用紙を配布し説明を行っている（資料4-4-14p.33、p.36）。

博士論文については、予備審査と本審査の2段階で審査し、審査終了後に論文を研究科委員全員に公開し、その後研究科委員会において審議の上、無記名投票によって合否の判定を行っている。博士論文の審査および最終試験委員会は、5人の研究指導教員（研究指導教員、他研究科研究指導教員、選挙で選出される3人の研究指導教員）で構成し、2ヶ月半程度の期間をかけて、丁寧に審査している。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

学則および修了要件に基づいて、論文ごとに審査および最終試験委員会を設け、審査している。

特別研究の内容と進行のプロセスは、文献検討、研究計画立案、研究計画検討会、研究計画提出・審査、研究計画書承認、計画書倫理審査申請書作成、計画書倫理審査申請、計画書倫理審査承認、研究開始ーデータ収集、データ分析、論文執筆、論文提出、論文審査、最終試験、論文審査結果承認（合否判定）、合否決定、合格論文発表会である。これらのプロセスは、博士前期、後期課程別にそれぞれ履修要項（資料4-4-11 p.60、p.68）に示すと共に、詳細な日程については学年はじめのオリエンテーションで日程を記載した用紙を配布し説明を行っている（資料4-4-14 p.33、p.36）。

このプロセスを進める具体的基準、手順として、博士の学位審査に関する内規（資料4-4-14p.27）、論文審査委員心得／論文審査過程（資料4-4-14p.29）、博士論文審査基準／修士論文審査基準（資料4-4-14p.30）、研究論文評価表（資料4-4-14p.30）、リハビリテーション科学研究科博士論文審査プロセス（資料4-4-14p.33）、同修士論文審査プロセス（資料4-4-14p.36）を定め、論文審査が適切かつ公平に実施されるようにしている。

〈7〉社会福祉学研究科

学則および修了要件に基づいて、論文ごとに審査および最終試験委員会を設け、審査している。

修士論文については、3人の研究指導教員を配置し、その結果を基に研究科委員会で審議の上、合否を判定している。特別研究の内容と進行のプロセスは、文献検討、研究計画立案、研究計画検討会、研究計画提出・審査、研究計画書承認、計画書倫理審査申請書作成、計画書倫理審査申請、計画書倫理審査承認、研究開始ーデータ収集、データ分析、論文執筆、論文提出、論文審査、最終試験、論文審査結果承認（合否判定）、合否決定、合格論文発表会である。これらのプロセスは、博士前期、後期課程別にそれぞれ履修要項（資料4-4-11 p.60、p.68）に示すと共に、詳細な日程については学年はじめのオリエンテーションで日程を記載した用紙を配布し説明を行っている（資料4-4-14 p.33、p.36）。

博士論文については、予備審査と本審査の2段階で審査し、審査終了後に論文を研究科委員全員に公開し、その後研究科委員会において審議の上、無記名投票によって合否の判定を行っている。博士論文の審査および最終試験委員会は、5人の研究指導教員（研究指導教員、他研究科研究指導教員、選挙で選出される3人の研究指導教員）で構成し、2ヶ月半程度の期間をかけて、丁寧に審査している。

2. 点検・評価

●基準4-IVの充足状況

教育目標に沿った教育の成果が上がっているかについては、単位の修得数、GPA、資格取得状況、就職・進学状況により測定している。基準となるデータは毎年アニュアルレポートとしてまとめている。また、在学生、卒業生の満足度調査も行い、学生から見た大学の評価も得ている。

学位授与は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて卒業、修了要件を定め、学位授与の手続きについて履修要項に明示し、手続きに従った学位審査を公平・公正に行っている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)大学のアニュアルレポートを毎年作成し、教育成果に関するデータを教職員に周知している。
- (2)本学の就職に関しては、成果を上げている。とりわけ、就職内定率という数値の高さだけでなく、学生の就職希望先ならびに就職内定先のほとんどが、本学の各学部・学科の教育目標に沿った保健医療福祉の専門職であることは好ましい傾向と認識している。

〈2〉看護学部

- (1)成績評価は、各科目責任者が管理し、 Semesterごとに各授業科目のGPAが提示され、各科目責任者は、内容や評価の改善に活かしている。学生個人には、GPAが示され学修の振り返りとなっている。
- (2)看護師や保健師の国家試験合格率は、全国平均を上回っている。就職状況もほぼ、全員が看護師、保健師として就職、あるいは助産学専攻科への進学している。

〈3〉社会福祉学部

- (1)CP・DPの到達度を表示し、また、授業科目ごとのGPA指数を表示して昨年と比較できるようにした。科目責任者は昨年度と今年度の差で達成度を確認し、振り返りと次年度の改善の指針にできるようにした。また学生のGPAが2点未満の学生はアドバイザー教員、学科長の面談で現状を把握し何が原因かを聞き適切な指導を行っている。その結果、個人的な悩みを解決させて学修に集中できるような指導ができています。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)教育データを活用し教育の質保証のPDCAサイクルを運用することにより、CP・DPの到達、GPA指数、授業評価および卒業率が改善している（資料4-4-15p46）。
- (2)成績管理を、科目責任者とともに、学部・学科で組織的に管理することにより、適切な成績評価が実施できている。また成績不良学生（GPA1.5未満の学生）の早期の把握を行い、該当学生に対しては、科目責任者およびアドバイザー教員による指導とともに、ピアサポートによる学習支援体制を検討し実施を試みている。ピアサポートは、春セメスターのGPA2点未満の1年次生を対象として、秋セメスターに教員の支援のもと上級生（主に4年生）が、勉強方法、授業科目ごとの重要な箇所、予習復習の方法等について学習支援を行うものである。その結果、GPA1.5未満の学生の割合が下がってきている。

通年 GPA1.5 未満の学生の割合

年度	PT 学科	OT 学科	ST 学科
2011 年度	2%	3%	14.5%
2012 年度	2.8%	3.7%	13.7%
2013 年度	1.9%	2%	8.6%
2014 年度	1.9%	2%	9%

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)本学の教育が保健・医療・福祉に関連する社会のニーズに即した教育となっているか、教育目標・教育方法などの整合性は果たされているか等を客観的に検証する仕組みを構築する必要がある。

〈2〉看護学部

- (1)教務・実習委員会では春セメスターと秋セメスターの履修登録前に、主に必修科目に未修得科目がある学生、卒業延期が確定した学生に対して、履修支援面接を行っている。これは、未修得単位がある学生が、スムーズに授業科目を履修することを支援するためである。
- しかし、学生の中には再試験が多い、GPAが低いなど学修に困難をきたしている学生も存在する。

〈3〉社会福祉学部

- (1)GPAの低い学生に対しての個々の指導はできているが、要因を分析し、仕分けして、

どのような指導が必要かのマニュアルが必要である。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)国際交流や海外研修において、金銭的な問題から断念するケースが少なくなく、海外研修の説明会には多数参加するが実際に希望する学生は説明会に参加した人数の半数以下になる場合や、希望者が集まらず海外研修が実施しなかったこともある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)アニュアルレポートで収集する情報の見直しを適宜行い、必要十分な情報を収集する。
- (2)就職後の状況について卒業生、就職先から目に見える形でのデータ収集を行い、教育目標の適切性を判断する材料の一つとする。

〈2〉看護学部

- (1)2012年度入学生から、カリキュラムを改正し保健師課程は選択制となり、看護学基礎教育では看護実践力を強化した新たなカリキュラムが進行している。このカリキュラムの評価もGPAをとおして行うなどGPAの活用を進める。
- (2)就職後の状況としては、実習主要2病院で働いている本学の卒業生の割合は5割と高く、安定した実習・就職環境を維持していく。

〈3〉社会福祉学部

- (1)GPAを指標とした学生指導に加えて、ポートフォリオを導入することで、学生自身の学びの活動を振り返り、学習方法等について適切な指導を行うことを検討していく。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)学部運営の実質化に向けたPDCAサイクルにおいて、教育データを基にした明確な目標を設定し、目標達成ができるよう努める。今後も国家試験合格率、就職率100%を目標とし、教育・指導していく。
- (2)成績不良学生に対するピアサポートによる学習支援体制における効果に関して、どのようなデータが必要かを検討する。また、GPAが一定の水準に達していない学生の学習成果と教育目標の達成度の検証を行い、GPAを進級判定等の基準に導入できるかの検討を進める。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- (1)学部運営会議や領域会議、学科会議で日常的に点検している事項を評価指標として取りまとめ、内部質保証のPDCAサイクルの中で確認できるよう可視化する。

〈2〉看護学部

- (1)現在、GPA1.7を基準とするとそれ以下の1年次生を把握しており、今後基準を決めて対象学生への日々の学習に対しての支援を進めるとともに、支援の効果のない学生に対して勧告を行うなど教育の質保証のための取り組みも進める。

〈3〉社会福祉学部

- (1)GPAの低い学生に対しての個々の指導はできているが、要因を分析し、仕分けして、

どのような指導が必要かのマニュアルを作成する。GPA が一定の水準にない学生に対しては、進級を保留するなど確実に学習成果を身につけさせるための取り組みも検討する。

〈4〉リハビリテーション学部

(1)国際的視野を育成するよう交流協定校等との交流促進を図り、国際化に向けた教育指導を充実させるとともに、海外研修の参加を促すよう補助金制度等を検討する。

4. 根拠資料

- 資料 4-4-1 アニュアルレポート 2012-2014 「3-1 単位互換協定に基づく単位認定の状況」
- 資料 4-4-2 アニュアルレポート 2012-2014 「3-2 単位互換協定以外に大学独自に行っている単位認定の状況」
- 資料 4-4-3 アニュアルレポート 2012-2014 「3-3 授業科目別履修者数」
- 資料 4-4-4 アニュアルレポート 2012-2014 「3-4 科目等履修生・聴講生数」
- 資料 4-4-5 アニュアルレポート 2012-2014 「3-5GPA 状況」
- 資料 4-4-6 アニュアルレポート 2012-2014 「3-6 授業評価実施状況」
- 資料 4-4-7 アニュアルレポート 2012-2014 「5-4 国家試験合格状況」
- 資料 4-4-8 アニュアルレポート 2012-2014 「5-3 就職・大学院進学状況」
- 資料 4-4-9 看護学部卒業生動向調査
- 資料 4-4-10 2015 年度履修要項・シラバス (再掲資料 1-1)
- 資料 4-4-11 2015 年度大学院履修要項・シラバス (再掲資料 1-10)
- 資料 4-4-12 学位規程 (再掲資料 4-1-5)
- 資料 4-4-13 大学ホームページ「学則」(再掲資料 1-11)
<http://www.seirei.ac.jp/category01/guide/regulations.php>
- 資料 4-4-14 2015 年度大学院教務ハンドブック (再掲資料 4-3-12)
- 資料 4-4-15 2014 年度第 4 回リハビリテーション学部教授会資料 p.46-47

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、「学生募集要項」、「入試ガイド」に明示するとともにホームページに掲載し、広く公表している（資料 5-1、資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5）。

2011 年度に、建学の精神であるキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を基に、保健医療福祉の専門職を目指すうえで必要とされる能力・適性・人間性を盛り込んだ「求める学生像」を学部ごとに定めた。さらに 2013 年度には「大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等」として各学部の目的、目標を達成するために必要な知識や態度について明示した。

大学院についても、2014 年度に研究科共通の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、「学生募集要項」に明示しホームページに掲載している（資料 5-6）。

障がいのある学生の受け入れ方針については、学生募集要項に「修学上（たとえば実習など）特別の配慮を希望する方は出願前に入試・広報センターに相談してください。」と記載している。本学のカリキュラムにおいて資格取得に必要な臨地あるいは臨床実習があることから一人ひとりの障がいの程度により入学後の学修環境、支援体制について事前に相談に応じているためである。

〈2〉看護学部

看護学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、以下のように明示して、受験生を含む社会一般に公表している。

○看護学部が求める学生像

- ・ 自分と同じように、他の人々を尊ぶことのできる人間性を備えた看護専門職を志す人
- ・ 科学的思考を身につけ、深い教養に支えられた看護専門職を目指して学ぶ意欲のある人
- ・ 看護専門職と協働する社会福祉やリハビリテーションの専門職を志す仲間と共に学ぶ意欲のある人
- ・ 近隣施設に暮らす人々ともふれあうことのできる環境を生かし、看護専門職としての力を発揮しようとする意欲のある人

○大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等

高等学校の各教科において、本学部の目的、目標を達成するために大切な知識・態度を身につけていることが望まれます。

- ・ 国語については、他者による表現を理解できる読解力と、自己の考え・感情を適切に表す表現力
- ・ 地理歴史・公民については多様な文化や価値観、生活背景をもつ他者を理解し、受

け入れるための基礎知識

- ・ 数学については、論理的な思考を可能とするための数学的素養
- ・ 理科については、看護を科学的に実践する能力の基礎となる自然科学についての基礎知識
- ・ 英語については、広く国際社会の人達とのコミュニケーションを実現できる能力としての英語理解と英語による表現力

〈3〉社会福祉学部

専門教育内容を踏まえた学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜委員会において定めている。求める学生像として4項目、大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等として、国語、地理歴史・公民、数学、理科、英語に関して、それぞれ以下のように定めている。

○社会福祉学部が求める学生像

- ・ 人間が好きで、豊かな感性をもつ人
- ・ 人間社会に関心をもち、社会的不公正を問う人
- ・ 人とかかわり、多くのことを吸収し、協働を大切にすること
- ・ 社会福祉を学び、この分野でリーダーとして活躍したいという強い意志と意欲をもつ人

○大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等

高等学校の各教科において、本学部の目的、目標を達成するために大切な知識・態度を身につけていることが望まれます。

- ・ 国語については、論理的思考をするための基礎となる読解力、表現力
- ・ 地理歴史・公民については、地域社会に働きかける専門職者として、多様な文化や価値観、生活背景をもつ他者を理解し、受け入れるための基礎知識
- ・ 数学については、問題解決を可能とするための論理数学的思考力
- ・ 理科については、専門領域を科学的に実践する能力の基礎となる自然科学についての基礎知識
- ・ 英語については、国際的視点で物事をとらえる能力の基礎となる語学力

〈4〉リハビリテーション学部

高度な知識と実践的な専門技術を習得し、かつ相手の心を理解し敬意を表すという人間としての基本的な態度を有した専門職者を育成するという目標のもと、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明示している。

○リハビリテーション学部が求める学生像

- ・ 聖隷の教育理念（生命の尊厳と隣人愛の精神）を尊重し、人格を磨くことのできる人
- ・ リハビリテーション専門職の使命と役割を理解し、それを担う意志のある人

- ・ 教養とリハビリテーション専門職の知識と技術を身に付けるため、自ら学ぶ意欲のある人
- ・ 多職種間で協働して問題解決に努め、国内外の保健医療福祉の分野でリーダーとして成長しようとする人
- ・ 探究心と研究的な視点を持ち、リハビリテーション科学の発展に貢献しようとする人

○大学入学までに身につけて欲しい教科・科目等

リハビリテーション学部の受験生は、人の生体や心理現象を理解し、リハビリテーション医療を学ぶ上で、以下の基礎学習が必要であることを認識して、高等学校までの学力向上に努めてください。

- ・ 国語については、物事を的確にとらえ論理的に思考し表現するために必要な基礎的な読解力、表現力、文章力
- ・ 地理歴史・公民については、多様な文化や歴史、価値観、生活背景をもつ他者を理解するための基礎知識
- ・ 数学については、論理的かつ数量的に物事を考えるために必要な数量や図形、証明に関する数学的知識と技能
- ・ 理科については、自然の現象や人体に関する諸問題を科学的に理解するために必要な自然科学（物理、化学、生物）に関する基礎知識
- ・ 英語については、諸外国の保健医療福祉の動向に関心を持ち、国際的視点で物事をとらえ、また諸外国の人々と交流するために必要な基礎的な語学力・コミュニケーション力

〈5〉看護学研究科

看護学研究科では、3 研究科共通の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を人材育成像、必要となる能力、求める学生像を学生募集要項で下記のとおり明示している。

大学院では、「隣人愛」を礎に、生命を尊重し、個人の尊厳を重視する豊かな人間性を有し、広い視野に立って保健医療福祉の第一線で活躍できる高度専門職業人ならびに教育者・研究者の育成を目指しています。

そのためには学生は教員から知識や技術を学ぶのみならず、自ら情報を収集し、主体的に行動し、結果を得、内省することが必要です。また学生相互に学び合い、他者との協業や支援を実践していく必要があります。本学大学院では以下の学生を求めます。

- ・ ケアを必要とする人に温かく深い関心を持ち、共感しようとする学生
- ・ 臨地に根ざした問題意識を持ち現場を改革しようとする学生
- ・ 意欲的、かつ地道に情報を収集し、物事を客観的に評価し、主体的に考え、論理的に表現しようとする学生
- ・ 人々のニーズに対応して保健医療福祉の多職種と連携しチームアプローチを目指す学生

- ・ 高度な専門性を有し実践力を備えた専門職業人、教育者、研究者を目指す学生

〈6〉リハビリテーション科学研究科

リハビリテーション科学研究科では、3 研究科共通の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を人材育成像、必要となる能力、求める学生像を学生募集要項で下記のとおり明示している。

大学院では、「隣人愛」を礎に、生命を尊重し、個人の尊厳を重視する豊かな人間性を有し、広い視野に立って保健医療福祉の第一線で活躍できる高度専門職業人ならびに教育者・研究者の育成を目指しています。

そのためには学生は教員から知識や技術を学ぶのみならず、自ら情報を収集し、主体的に行動し、結果を得、内省することが必要です。また学生相互に学び合い、他者との協業や支援を実践していく必要があります。本学大学院では以下の学生を求めます。

- ・ ケアを必要とする人に温かく深い関心を持ち、共感しようとする学生
- ・ 臨地に根ざした問題意識を持ち現場を改革しようとする学生
- ・ 意欲的、かつ地道に情報を収集し、物事を客観的に評価し、主体的に考え、論理的に表現しようとする学生
- ・ 人々のニーズに対応して保健医療福祉の多職種と連携しチームアプローチを目指す学生
- ・ 高度な専門性を有し実践力を備えた専門職業人、教育者、研究者を目指す学生

〈7〉社会福祉学研究科

社会福祉学研究科では、3 研究科共通の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を人材育成像、必要となる能力、求める学生像を学生募集要項で下記のとおり明示している。

大学院では、「隣人愛」を礎に、生命を尊重し、個人の尊厳を重視する豊かな人間性を有し、広い視野に立って保健医療福祉の第一線で活躍できる高度専門職業人ならびに教育者・研究者の育成を目指しています。

そのためには学生は教員から知識や技術を学ぶのみならず、自ら情報を収集し、主体的に行動し、結果を得、内省することが必要です。また学生相互に学び合い、他者との協業や支援を実践していく必要があります。本学大学院では以下の学生を求めます。

- ・ ケアを必要とする人に温かく深い関心を持ち、共感しようとする学生
- ・ 臨地に根ざした問題意識を持ち現場を改革しようとする学生
- ・ 意欲的、かつ地道に情報を収集し、物事を客観的に評価し、主体的に考え、論理的に表現しようとする学生
- ・ 人々のニーズに対応して保健医療福祉の多職種と連携しチームアプローチを目指す学生
- ・ 高度な専門性を有し実践力を備えた専門職業人、教育者、研究者を目指す学生

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈1〉大学全体

学生募集活動については、前述の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）をはじめ、学部の特徴、教育内容などを大学全体と学科別のパンフレットに掲載し、以下のように説明する機会を多く設けている（資料 5-7、資料 5-8、資料 5-9、資料 5-10、資料 5-11、資料 5-12、資料 5-13、資料 5-14、資料 5-15）。

- ・ オープンキャンパスを 3 月から 11 月にかけて 7 回実施
- ・ 高等学校の進路指導の先生方を対象にした大学説明会を 6 月に三島市、静岡市、本学（浜松市）、豊橋市の 4 市で実施
- ・ 教職員による高等学校への訪問
- ・ 高等学校単位での大学見学の受け入れ
- ・ 高等学校内もしくは業者主催の進学ガイダンスへの参加
- ・ 本学ホームページ・facebook・twitter・受験雑誌による情報提供
- ・ ガイダンスの参加者や資料請求者などへのダイレクトメール
- ・ 祝日の授業実施日に高校生が授業見学をする Weekday Open Campus の実施

学生募集活動は各学部の入試委員会（リハビリテーション学部は入試広報委員会）と入試・広報センターが連携して学科ごとのパンフレットの制作、オープンキャンパス等の行事運営等を行い、全教職員で実施している。全学的な行事や活動方針については、毎月「入試・広報センター運営会議」を開催し、各学部の教員（入試委員）と入試・広報センター職員により企画、調整を行っている（資料 5-16）。

入学者選抜方法については、文部科学省から通知される「大学入学者選抜実施要項」に沿って毎年の入学試験要項を作成し、学部教授全員で構成される入学者選抜委員会で決定している（資料 5-17）。学生募集要項に募集人員、選抜方法、試験科目・配点を明記し、透明性を確保している。入学者選抜においても学部ごとに入学者選抜委員会で合否判定の原案を作成し、教授会で審議し、学長が決定する。この過程において合否判定資料を入学者選抜委員会および教授会構成員に公開しており、公正性、透明性を確保している。大学院の入学者選抜は各研究科の研究科委員会で審議した後、学長が決定している。大学院においても合否判定資料は全て研究科内に公開しており、公正性、透明性を確保している。

入学者選抜に係る情報公開として、2010 年度に「入試情報公開規程」および「入試情報公開規程実施細則」を制定し、志願者数・受験者数・合格者数・入学者数、入試問題などを公開している（資料 5-18、資料 5-19）。受験者個人からの成績開示請求にも応じ、2015 年度入試は 15 名から請求があり、成績を開示した。

〈2〉看護学部

2015 年度入試は、公募制推薦入試、キリスト教学校教育同盟加盟高等学校特別推薦入試、併設高等学校推薦入試、一般入試(前期、後期)、大学入試センター試験利用入試（前期、後期）、学士・短期大学士特別入試、社会人特別入試、編入学試験の 10 の入試種別で構成されている。公募制推薦入試、キリスト教学校教育同盟加盟高等学校特別推薦入試、社会人特別入試では小論文（Ⅰ・Ⅱ）と面接を課している。一般入試では 3 教科 3 科目（後期

入試では国語が必須)を選択する形式で本学独自の学力検査を行っている。大学入試センター試験利用入試では、本学が指定する教科・科目から選択された3教科3科目の成績を対象としている。また、後期に行う一般入試および大学入試センター試験利用入試では、試験科目の成績だけでなく、面接を課して総合的な評価を行う。学士・短期大学士特別入試では、英語および小論文に加え、面接を課している。編入学試験では英語および看護専門科目に加え、面接を課している。学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)で示した求める学生像や大学入学までに身につけてほしい知識・態度を備え、多様な資質を持った学生の獲得のために、志願者に広く門戸を開いた入試を実施している。

推薦入試のうち、公募制推薦入試(定員30名、評定平均値4.0以上、地域指定なし)については、それまでの公募制推薦Ⅰ(定員20名、評定平均値3.5以上、地域指定なし)と公募制推薦Ⅱ(定員10名、評定平均値4.3以上、地域指定あり)を統合した形で、2014年度入試より実施している。従来の公募制推薦Ⅰは地域指定をせず全国から、公募制推薦Ⅱは近隣地域の高校を対象に志願者を募ってきたが、近年、全国的に看護系大学・学部の開設が増えたことにより、Ⅰ・Ⅱの両方において静岡県内の志願者の割合が著しく増加し、Ⅰ・Ⅱを設定した本来の目的が薄れたことから、ⅠとⅡを統合した公募制推薦入試に変更した。

また、2015年度入試まで実施してきた、学士・短期大学士特別入試と編入学試験(3年次編入学)については、過去5年間、定員が充足されなかった経緯から、2016年度入試より廃止とする。

入学者選抜においては、学力検査、小論文の得点化はもとより、面接においても面接要領に採点基準や合理的なルールを明示して、それらを基に点数化している。これらの点数を、各入試種別の目的に沿って事前に決めた一定の比率にした上で、総合して順位を決める。この順位に基づいて、本学部教授全員と1~2名の准教授から構成される入学者選抜委員会で可否の原案が作成され、これをもとに教授会で審議の上、合格者・補欠とする者を決定しており、適切に行われている。

〈3〉社会福祉学部

2015年度入試は、AO入試、公募制推薦入試、指定校推薦入試、併設高等学校推薦入試、一般入試(前期、後期)、大学入試センター試験利用入試(前期)、センタープラス入試(前期)、加えて社会福祉学科では一般編入学試験(秋季、春季)、指定校制推薦編入学試験(秋季、春季)を行い、計12の入試種別で構成されている。AO入試ではエントリーシートと2回の面談、その間に行われる個別課題への取り組みを課している。公募制推薦入試、一般編入学試験、指定校制推薦編入学試験では小論文と面接を課している。指定校推薦入試、併設高等学校推薦入試では面接を課している。一般入試は2教科2科目(国語か外国語が必須)を選択する形式で本学独自の学力検査を行っている。後期入試では試験科目の成績だけでなく、面接を課して総合的な評価を行う。大学入試センター試験利用入試では、本学が指定する教科・科目から選択された3教科3科目(国語は必須)の成績を対象としている。センタープラス入試では一般入試の成績(1教科1科目)と大学入試センター試験の本学が指定する教科・科目から選択された2教科2科目(国語は必須)の成績を合わせた成績を対象としている。以上のように学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)

で示した求める学生像や大学入学までに身につけてほしい知識・態度を備え、多様な資質を持った学生の獲得のために、志願者に広く門戸を開いた入試を実施している。

入学者選抜においては、学力検査、小論文の得点化はもとより、面接においても面接要領に採点基準や合理的なルールを明示して、それらを基に点数化している。これらの点数を、各入試種別の目的に沿って事前に決めた一定の比率にした上で、総合して順位を決める。この順位に基づいて、教授全員から構成される入学者選抜委員会で合否の原案が作成され、これをもとに教授会で審議の上、合格者・補欠とする者を決定しており、適切に行われている。

〈4〉リハビリテーション学部

2015年度入試は、公募制推薦入試、併設高等学校推薦入試、一般入試（前期）、大学入試センター試験利用入試（前期、後期）、センタープラス入試（前期）の6つの入試種別で構成されている。公募制推薦入試、併設高等学校推薦入試では小論文と面接を課している。一般入試は3科目型（3教科3科目）あるいは2科目型（2教科2科目）を選択する形式で本学独自の学力検査を行っている。さらに言語聴覚学科では面接を課し、多面的な評価を行う。大学入試センター試験利用入試では、本学が指定する教科・科目から選択された3教科3科目（作業療法学科および言語聴覚学科では国語と外国語が必須）の成績を対象としている。また、後期に行う大学入試センター試験利用入試では、試験科目の成績だけでなく、面接を課して総合的な評価を行う。センタープラス入試では一般入試の成績（1教科1科目）と大学入試センター試験の本学が指定する教科・科目から選択された2教科2科目の成績を合わせた成績を対象としている。

入学者選抜においては、学力検査、小論文の得点化はもとより、面接においても面接要領に採点基準や合理的なルールを明示して、それらを基に点数化している。これらの点数を、各入試種別の目的に沿って事前に決めた一定の比率にした上で、総合して順位を決める。この順位に基づいて、教授全員から構成される入学者選抜委員会で合否の原案が作成され、これをもとに教授会で審議の上、合格者・補欠とする者を決定しており、適切に行われている。

〈5〉看護学研究科

2015年度入試は、博士前期課程および博士後期課程において一般選抜（秋季、春季）、外国人留学生選抜（秋季、春季）の4つの入試種別で構成されている。博士前期課程では英語、専門科目、小論文、面接を課している。外国人留学生選抜ではそのうち英語と面接を課している。博士後期課程では英語の読解、面接を課している（外国人留学生選抜も同様）。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）で示した学生像に沿った学生の獲得のために、志願者に広く門戸を開いた入試を実施している。

入学者選抜は、研究科委員会にて合格者を決定しており、適切に行われている。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

2015年度入試は、博士前期課程において一般選抜（秋季、春季）、社会人特別選抜（秋季、春季）、外国人留学生選抜（秋季、春季）の6つの入試種別で構成されている。博士

後期課程においては一般選抜（秋季、春季）、外国人留学生選抜（秋季、春季）の4つの入試種別で構成されている。博士前期課程では英語、小論文、面接を課している。社会人特別選抜、外国人留学生選抜ではそのうち英語と面接を課している。博士後期課程では英語の読解、面接を課している（外国人留学生選抜も同様）。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）で示した学生像に沿った学生の獲得のために、志願者に広く門戸を開いた入試を実施している。入学者選抜は、研究科委員会にて合格者を決定しており、適切に行われている。

〈7〉社会福祉学研究科

2015年度入試は、博士前期課程および博士後期課程において一般選抜（秋季、春季）、外国人留学生選抜（秋季、春季）の4つの入試種別で構成されている。博士前期課程では英語、専門科目、小論文、面接を課している。外国人留学生選抜ではそのうち英語と面接を課している。博士後期課程では英語の読解、面接を課している（外国人留学生選抜も同様）。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）で示した学生像に沿った学生の獲得のために、志願者に広く門戸を開いた入試を実施している。

入学者選抜は、研究科委員会にて合格者を決定しており、適切に行われている。

（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉大学全体

2011年度にリハビリテーション学部リハビリテーション学科の3専攻を学科に改組し、社会福祉学科から介護福祉専攻を臨床介護福祉学科（2013年度に介護福祉学科に改称）に改組してからは、2015年度入試まで各学部・学科ごとの入学定員は変更していない。入試種別ごとの募集定員については、2012年度にリハビリテーション学部理学療法学科で一般入試（後期）の定員を見直し（4名を2名とし、2名を一般入試（前期）に振り分け）たほか、2014年度入試からは、看護学部においてこれまで2種類あった公募制推薦入試を一本化した。2015年度入試からはリハビリテーション学部および社会福祉学部では、センタープラス入試を導入、さらに介護福祉学科では社会人特別入試（4名）を廃止し定員の見直しを行った。

2015年度入試では、基礎データ表3のとおり、大学全体の2015年度入学定員350名（編入学定員を除く）に対し入学者も350名と充足率は1.00であった。看護学部の充足率は1.10である。リハビリテーション学部の充足率は1.27と超過した。社会福祉学部では、社会福祉学科の充足率が0.78、介護福祉学科の充足率が0.30と未充足である。学部学生全体の入学定員に対する入学者の割合としては、2011年度1.01、2012年度1.01、2013年度0.98、2014年度1.03、2015年度1.00と0.98から1.03までの範囲で推移している。

入学定員に基づき、入学者選抜委員会および教授会では、適切な入学者数を得るため、過去の入試における合格者の入学率を参考に合格者数を決定している。

2015年5月1日現在の大学の学部・学科全体の在籍学生数は1,409名であり、収容定員1,430名に対する在籍学生数比率は0.99である（基礎データ表4）。

大学院全体の在籍学生数は87名であり、収容定員99名に対する在籍学生数比率は0.8

8である。

〈2〉看護学部

入学定員 145 名に対して入学者数・充足率は 2011 年度 153 名・1.06、2012 年度 160 名・1.10、2013 年度 152 名・1.05、2014 年度 155 名・1.07、2015 年度 160 名・1.10、5 年間の平均は 1.08 である（基礎データ表 3）。収容定員 590 名（編入学生含む）に対して在籍学生数は 631 名、在籍学生数比率は 1.07 である（基礎データ表 4）。いずれも適正に管理されている。

看護学部の入学者数目標値は入学定員の 1.05 倍としている。入学者数予測の管理を厳密に行う事に努めているが、入学者数目標値を割ることのないよう、予測数より多めの合格者を出す傾向にある。退学者が（過去 4 年間で）平均して年間 4 名程度とそれほど多くないこともあって、在籍学生数比率はやや高めではあるが、適正な定員管理の範囲内であると言える。ただし、演習や実習における教育の質の維持のためにも、今後、より適切な定員管理に努める必要がある。

編入学は、入学定員 5 名に対して入学者数・充足率は 2011 年度 2 名・0.40、2012 年度 0 名、2013 年度 0 名、2014 年度 1 名・0.20、2015 年度 1 名・0.20、5 年間の平均は 0.16 である。収容定員 10 名に対して在籍学生数は 2 名、在籍学生数比率は 0.20 である（基礎データ表 4）。いずれも満たせていない状況であり、2016 年度から編入学制度を廃止することとなった。

〈3〉社会福祉学部

社会福祉学部の入学定員 120 名に対して、入学者数・充足率は 2011 年度 106 名・0.88、2012 年度 90 名・0.75、2013 年度 97 名・0.81、2014 年度 105 名・0.88、2015 年度 82 名・0.68、5 年間の平均は 0.80 である（基礎データ表 3）。収容定員 500 名（編入学生含む）に対して在籍学生数は 376 名、在籍学生数比率は 0.75 である（基礎データ表 4）。いずれも十分に満たせていない。

社会福祉学科は、入学定員 40 名に対して入学者数・充足率は 2011 年度 42 名・1.05、2012 年度 39 名・0.98、2013 年度 35 名・0.88、2014 年度 39 名・0.98、2015 年度 31 名・0.78、5 年間の平均は 0.93 である（基礎データ表 3）。収容定員 180 名（編入学生含む）に対して在籍学生数は 151 名、在籍学生数比率は 0.84 である（基礎データ表 4）。いずれも十分に満たせていない。

社会福祉学科の編入学は、入学定員 10 名に対して入学者数・充足率は 2011 年度 3 名・0.30、2012 年度 2 名・0.20、2013 年度 2 名・0.20、2014 年度 2 名・0.20、2015 年度 3 名・0.30、5 年間の平均は 0.24 である（基礎データ表 3）。収容定員 20 名に対して在籍学生数は 5 名、在籍学生数比率は 0.25 である（基礎データ表 4）。いずれも満たせていない。

介護福祉学科は、入学定員 40 名に対して入学者数・充足率は 2011 年度 23 名・0.58、2012 年度 14 名・0.35、2013 年度 14 名・0.35、2014 年度 18 名・0.45、2015 年度 12 名・0.30、5 年間の平均は 0.41 である（基礎データ表 3）。収容定員 160 名に対して在籍学生数は 56 名、在籍学生数比率は 0.35 である（基礎データ表 4）。いずれも満たせていない。

こども教育福祉学科は、入学定員 40 名に対して入学者数・充足率は 2011 年度 41 名・1.

03、2012年度37名・0.93、2013年度48名・1.20、2014年度48名・1.20、2015年度39名・0.98、5年間の平均は1.07である（基礎データ表3）。収容定員160名に対して在籍学生数は169名、在籍学生数比率は1.06である（基礎データ表4）。2年定員を超過したが、ほぼ適正に管理されている。

〈4〉リハビリテーション学部

リハビリテーション学部は、入学定員85名に対して入学者数・充足率は2011年度93名・1.09、2012年度102名・1.20、2013年度95名・1.12、2014年度99名・1.16、2015年度108名・1.27、5年間の平均は1.17である（基礎データ表3）。収容定員340名に対して在籍学生数は402名、在籍学生数比率は1.18である（基礎データ表4）。定員を超過した年もあるが、ほぼ適正に管理されている。

理学療法学科は、入学定員30名に対して入学者数・充足率は2011年度35名・1.17、2012年度39名・1.30、2013年度34名・1.13、2014年度42名・1.40、2015年度39名・1.30、5年間の平均は1.26である（基礎データ表3）。収容定員120名に対して在籍学生数は153名、在籍学生数比率は1.28である（基礎データ表4）。定員を超過している。

作業療法学科は、入学定員30名に対して入学者数・充足率は2011年度36名・1.20、2012年度33名・1.10、2013年度36名・1.20、2014年度37名・1.23、2015年度35名・1.17、5年間の平均は1.18である（基礎データ表3）。収容定員120名に対して在籍学生数は141名、在籍学生数比率は1.18である（基礎データ表4）。定員を超過した年もあるが、ほぼ適正に管理されている。

言語聴覚学科は、入学定員25名に対して入学者数・充足率は2011年度22名・0.88、2012年度30名・1.20、2013年度25名・1.00、2014年度20名・0.80、2015年度34名・1.36、5年間の平均は1.05である（基礎データ表3）。収容定員100名に対して在籍学生数は108名、在籍学生数比率は1.08である（基礎データ表4）。年度により定員未充足と超過を繰り返しているが、在籍学生数比率は適正である。

〈5〉看護学研究科

博士前期課程は、入学定員10名に対して入学者数・充足率は2011年度6名・0.60、2012年度5名・0.50、2013年度5名・0.50、2014年度6名・0.60、2015年度3名・0.30、5年間の平均は0.50である（基礎データ表3）。収容定員20名に対して在籍学生数は10名、在籍学生数比率は0.50であり、適正に管理されている（基礎データ表4）。

博士後期課程は、入学定員5名に対して入学者数・充足率は2011年度10名・2.00、2012年度6名・1.20、2013年度7名・1.40、2014年度6名・1.20、2015年度4名・0.80、5年間の平均は1.32である（基礎データ表3）。収容定員15名に対して在籍学生数は32名、在籍学生数比率は2.13であり、定員を超過している（基礎データ表4）。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

博士前期課程は、入学定員10名に対して入学者数・充足率は2011年度11名・1.10、2012年度9名・0.90、2013年13名・1.30、2014年度11名・1.10、2015年度8名・0.80、5年間の平均は1.04である（基礎データ表3）。収容定員20名に対して在籍学生数は2

0名、在籍学生数比率は1.00であり、適正に管理されている（基礎データ表4）。

博士後期課程は、入学定員5名に対して入学者数・充足率は2011年度8名・1.60、2012年度6名・1.20、2013年度4名・0.80、2014年度3名・0.60、2015年度2名・0.40、5年間の平均は0.92である（基礎データ表3）。収容定員15名に対して在籍学生数は9名、在籍学生数比率は0.60であり、定員を満たせていない（基礎データ表4）。

〈7〉社会福祉学研究科

博士前期課程は、入学定員10名に対して入学者数・充足率は2011年度3名・0.30、2012年度6名・0.60、2013年度2名・0.20、2014年度3名・0.30、2015年度3名・0.30、5年間の平均は0.34である（基礎データ表3）。収容定員20名に対して在籍学生数は8名、在籍学生数比率は0.40であり、定員を満たせていない（基礎データ表4）。

博士後期課程は、入学定員3名に対して入学者数・充足率は2011年度4名・1.33、2012年度4名・1.33、2013年度2名・0.67、2014年度5名・1.67、2015年度2名・0.67、5年間の平均は1.13である（基礎データ表3）。収容定員9名に対して在籍学生数は8名、在籍学生数比率は0.89であり、適正に管理されている（基礎データ表4）。

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

年度当初に行われる各学部の入学者選抜委員会、各研究科委員会において、入学者選抜が学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、検証を行った上で次年度の入学者選抜要項を決定している。同じく入学者選抜委員会において、各入試の実施要領、面接要領の見直しの際にも検証が行われている。

入学者選抜の公正性・妥当性を確保するために、入試・広報センター長は学長のもとで入試問題の作成から合否判定・合格発表までのプロセスにおける機密事項を管理している。なお、一般入試問題の検証については、試験終了後に複数の学外者によって問題および各問の解答例、出題範囲、高等学校の教育課程との整合がとれているか等の評価を行っている。

〈2〉看護学部

入学者選抜が、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に実施されているかを検証するために、入学者選抜委員会を開催して検討を行っている。また、毎年度、春semester終了後に在籍学生全員の入学以降のGPA値を算出し、入試種別ごとに各年次のGPAの平均値を集計して、それぞれの学年において入試種別間の入学後の成績の比較検討を行っている。その結果、これまでGPA値に関して入試種別間で大きな差はみられないことから、どの種別においても本学部が求める学生が確保できていると言える。

また、公募制推薦入試の選抜方法の変更、学士・短期大学士特別入試と編入学試験の廃止など、選抜方法の改廃に際しては、入学者選抜委員会において、過去の志願者動向や入

学者数の充足状況などに関するデータを基に検討を行い、原案を教授会に上程して審議・承認を得た上で、最終的に大学部長会で審議・承認している。

〈3〉社会福祉学部

学生募集および入学者選抜に関して、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適正に実施されているかどうかについては、学部入学者選抜委員会において検証している。

〈4〉リハビリテーション学部

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた学生募集、入学者選抜が行われているかについては学部入学者選抜委員会において、毎年の学生募集要項作成時に適切性を検証している。

〈5〉看護学研究科

学生募集および入学者選抜に関して、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適正に実施されているかどうかについては、研究科委員会において検証している。

〈6〉リハビリテーション科学研究科

学生募集および入学者選抜に関して、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適正に実施されているかどうかについては、研究科委員会において検証している。

〈7〉社会福祉学研究科

学生募集および入学者選抜に関して、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適正に実施されているかどうかについては、研究科委員会において検証している。

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

各学部、大学院において建学の精神、教育目的を踏まえ、求める学生像、大学入学までに身につけて欲しい教科・科目を明らかにした学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

この学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は学生募集要項、入試ガイド、ホームページで受験生をはじめ広く一般に公表している。

学生募集、入学者選抜は部長会、入試・広報センター運営会議、教授会、入学者選抜委員会で検討、実施することで公正性、透明性を確保している。入学者選抜は複数の入試種別を設け、評価尺度の多元化に努め、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定している。定員が未充足となっている学科も一部存在するが、定員を減じるなど適切な定員管理を進めている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)大学入学までに身につけてほしい教科・科目を含む学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を「学生募集要項」や「入試ガイド」に明示し、本学が求める学生像を広く公表している。
- (2)学生募集活動では、オープンキャンパスのプログラムの見直しや新規セミナーの開催など新しい試みを行っているほか、学生が主体となった活動も展開し、大学での学修の様子なども公表している。

〈2〉看護学部

- (1)入学者数比率が2011年度～2015年度の5年間、1.05倍～1.10倍の間で推移しており、入学者を安定的に確保してきた。推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試など多種の選抜方法を実施して、多様な受験機会を提供できている。

〈3〉社会福祉学部

- (1)AO入試、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試など多種の選抜方法を実施して、多様な受験機会を提供できている。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)2015年度入試より併設高校の推薦入試制度の改革および入試種別の改編を行い、受験生の選択の幅を広げることができた。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- (1)編入学の在籍学生数比率0.20と満たしていないこともあり、3年次編入学制度（編入学定員5名）を廃止する。

〈2〉社会福祉学部

- (1)社会福祉学科は様々な学生募集活動を展開しているものの、定員充足に至っていない。2016年度はカリキュラム改訂を実施することから、コースの新設、3年次編入学定員の削減を図る必要がある。
- (2)介護福祉学科においては定員確保に関して定員未充足が続いており、入学定員を減じる必要がある。また、3年次編入学を新設、2016年度に開校（予定）する聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校（入学定員40名）卒業生の編入学を受け入れる（資料5-20、資料5-21、資料5-16、資料5-22）。

〈3〉リハビリテーション学部

- (1)入学定員に対する入学者数比率を過去5年間の平均で見ると、理学療法学科1.26倍、作業療法学科1.18倍と入学定員に対する入学者比率が高い。また、言語聴覚学科においても定員充足率が安定していない。

〈4〉看護学研究科

- (1)2015年度の博士後期課程の収容定員に対する在学学生数比率2.1倍と大きく超過している。

〈5〉社会福祉学研究科

- (1)2015年度の博士前期課程の入学者が定員10名に対して、入学者3名と定員を満たすこ

とができていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- (1)現在定めている求める学生像、大学入学までに身につけて欲しい教科・科目を明らかにした学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に、入学志願者の高等学校段階までに培った力を評価する基準・方法を具体的に明示することを検討していく。
- (2)オープンキャンパス、セミナーのプログラム内容や発信する情報を継続的に評価、見直し、高校生が自身の進路選択にとって役立つものとしていく。

〈2〉看護学部

- (1)今後も入学者を安定的に確保するために、入試委員会で検討し、学部教員全員で学生募集活動を行う。また、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試など実施している多種の選抜を公平かつ適切に行う。

〈3〉社会福祉学部

- (1)AO 入試、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試など選抜方法の実施内容を検証する。

〈4〉リハビリテーション学部

- (1)2015 年度入試での併設高校の推薦入試制度の改革および入試種別の改編を検証する。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- (1)2016 年度入試より 3 年次編入学制度（編入学定員 5 名）を廃止し、入学定員を 145 名から 150 名に変更する。

〈2〉社会福祉学部

- (1)社会福祉学科においては、2016 年度のカリキュラム改訂に伴って近年教育現場での活躍が期待されているスクールソーシャルワーカーを養成するスクールソーシャルワークコースを開設する。また、3 年次編入学定員を 10 名から 5 名に削減し、定員の充足を図る。

- (2)介護福祉学科においては定員未充足が続いていることから 2016 年度より、入学定員を 40 名から 25 名に削減する。一方で、3 年次編入定員を 10 名新設する。編入学者の確保については、近隣の専門学校や短期大学との関係を強化するとともに、2016 年度に開校する聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校（入学定員 40 名）からの編入も考慮に入れた改革である（資料 5-20、資料 5-21、資料 5-22）。また、学生募集活動においては、介護への興味、関心を高めるための出張講義や介護に関する情報発信を積極的に行う。

〈3〉リハビリテーション学部

- (1)受験者数に対する入学率を予測する方法を試行している。加えて理学療法学科については、2016 年度入試より定員増（10 名）を予定している。

〈4〉看護学研究科

- (1)収容定員に対する在籍学生数比率の超過は、2011 年度に募集停止した保健科学研究科

に属していた学生が博士後期課程に在籍しているため、この学生の修了に伴い解消すると予想される。

〈5〉社会福祉学研究科

(1)幅広い領域での学生確保に向けて福祉施設訪問、入試説明の充実などを図り、積極的に学生募集活動を行っていく。

4. 根拠資料

- 資料 5-1 2015 年度学生募集要項（一般入試、センタープラス入試、大学入試センター試験利用入試）
- 資料 5-2 2015 年度学生募集要項（公募制推薦入試）
- 資料 5-3 2015 年度学生募集要項（学士・短期大学士特別入試、社会人特別入試、編入学試験）
- 資料 5-4 2015 入試ガイド
- 資料 5-5 ホームページ公表状況「3つのポリシー」（PDF）（再掲資料 4-1-4）
- 資料 5-6 2015 年度学生募集要項（大学院）
- 資料 5-7 2015 入学案内（再掲資料 1-14）
- 資料 5-8 2014-2015 大学院案内（再掲資料 1-15）
- 資料 5-9 2015 看護学科パンフレット（再掲資料 1-21）
- 資料 5-10 2015 社会福祉学科パンフレット（再掲資料 1-22）
- 資料 5-11 2015 介護福祉学科パンフレット（再掲資料 1-23）
- 資料 5-12 2015 こども教育福祉学科パンフレット（再掲資料 1-24）
- 資料 5-13 2015 理学療法学科パンフレット（再掲資料 1-26）
- 資料 5-14 2015 作業療法学科パンフレット（再掲資料 1-27）
- 資料 5-15 2015 言語聴覚学科パンフレット（再掲資料 1-28）
- 資料 5-16 入試・広報センター運営会議規程
- 資料 5-17 入学者選抜規程
- 資料 5-18 入試情報公開規程
- 資料 5-19 入試情報公開規程実施細則
- 資料 5-20 2016 入試ガイド
- 資料 5-21 専門学校パンフレット
- 資料 5-22 2016 介護福祉学科パンフレット

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学の理念と目的を達成するための長期目標であるグランドデザインの第2ステージに掲げる9つの重点課題のうち、「4.学習力の向上」、「5.学生支援の充実」、「6.就職力向上と人材の供給」を学生支援に関する方針としている（資料6-1 表紙）。この重点項目の達成に向けて基本目標と行動目標を設定しそれぞれの行動目標に対して年度ごとの事業計画を策定、担当部署が責任をもって実行し、9月に中間評価、年度末に最終評価を行い、合わせて、次年度の事業計画の策定を行い、最終的に理事会の承認を得ている。事業計画とその年度の評価を全ての教職員に公表し、特に年度初めに行われる合同教員会において、教員および課長級以上の職員に対して学長および学部長・部門長が説明を行い、方針と目標、行動計画に関する意識の共有を図っている（資料6-2 表紙）。

「4.学習力の向上」に関する基本目標と行動目標

基本目標

目的意識と学習意欲を高め、建学の精神を身につけた質の高い学生を育てるために学習支援の充実を図る。

行動目標

ICT活用等によるアクティブ・ラーニングの推進
主体的学びの確立に向けた学習時間・質確保の工夫
適正な評価と学習支援による科目到達目標の達成
部門間連携による学習支援体制の充実

「5.学生支援の充実」に関する基本目標と行動目標

基本目標

健康で安全かつ経済的にも安定した学生生活を送り、大学生としての自覚を持って、自己形成を成し遂げることを支援する。

行動目標

本学学生としての学生生活における倫理面の指導・支援強化
学生の心身の健康に関する支援強化継続
学生支援組織・体制強化策の充実
学生の自主的活動支援の充実

「6.就職力向上と人材の供給」に関する基本目標と行動目標

基本目標

キャリア形成・就職支援の充実を通して県西部地域の保健医療福祉の充実と人材供給を図る。

行動目標

キャリア形成支援と就職支援の強化 地域の保健医療福祉施設機関との連携強化 卒業生との連携強化と同窓会活動の更なる活性化

学生支援の概要は、全員に配付される「キャンパスライフ」(資料 6-3)に掲載し、学生・教職員に周知している。キリスト教の精神に基づく大学としての学生支援方針の共有は意識の面でも実践の面でもより明瞭に行われている。

就職支援の方針および概要は『教育情報の公表「就職支援」』として、大学ホームページを通じて公開している(資料 6-4 p.55)。また、本学の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を『就職ガイドブック』に掲載し、学生に本学の人材養成の目的を示している(資料 6-5 表紙裏)。

学生支援全体の取組みとして 2013 年度から、学生支援に関する組織をスチューデントプラザとして一つのフロアに集約し、連携を図っている。現在では、教務事務センター、学生サービスセンター、就職センター、国際交流センター、電算センター、ボランティアセンターが 1 号館 1 階に配置され、学生の利便性を向上させている。また、学生支援の向上のために、法人事務局企画部が毎年度実施している「卒業・修了年次生満足度調査」(資料 6-6)、「在学生満足度調査」(資料 6-7)、2007 年度から大学総務部で実施している「保護者満足度調査」(資料 6-8)などを課題提議に際してデータとして利用している。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

1) 修学支援の内容について

本学における修学支援は、各学部学科の教務委員および教務事務センターによる支援の他、アドバイザー教員により行っている。教員組織として教務委員会(教務部)、事務組織として教務事務センターが支援を行い、両者が教務運営会議を毎月開催し、修学支援に関する全学的事項を協議調整するほか、修学支援に関する方針の検討や学生対応の報告などを行い担当教職員で情報共有を行い、適切な支援を行っている。教務事務センターは 1 号館 1 階スチューデントプラザに設置されており、教学事務統括センター長のもと、教務事務センター長をはじめとする専任職員 8 名、派遣職員 1 名で、学生に対する日常的な窓口として、授業、履修、実習、試験、成績、国家試験手続き(願書、受験手続き)、その他学習に関すること全般についての支援を行っている。

アドバイザー教員による支援は、「アドバイザーに関する規程」により、「(目的) 第 1 条 学生生活に関する相談・助言および指導を行うことにより、学生一人ひとりが、本学の教育目的・目標に向かって学生生活を自主的にまた創造的に充実して過ごせるよう援助することを目的としてアドバイザーを置く。」とされており、学生一人ひとりに相談・助言および指導を行うアドバイザー教員を設定し、さらに学習、生活、進路支援それぞれを教員組織と事務組織が協力して支援を行っている(資料 6-9)。

本学の具体的な就学支援として、年度初めにオリエンテーション期間を設け、全学年に対してその年次の履修に関する必要事項を伝達していることである。これは学修に対する

目的意識と意欲の維持・向上を目的として行っている。また、アドバイザー教員による相談時間もオリエンテーション期間に特別に設定し、年度初めの不安を和らげる工夫も行っている。学修に不安がある者、また、卒業延期が早期の段階で想定される者、休・退学希望者に対してはアドバイザー教員が面談を通じてその状況を把握し、場合により教務委員や学部長が本人や保護者と面談を行うなど、学生が修学を続けられるようできる限りの対応を行っている。加えて、高校と大学教育のギャップから大学生活につまずく学生が少なくなるよう、入学前に課題を与え、大学教育へのスムーズな接続を図っている。入学後は各学部において、基礎演習等の初年次教育を行い、スタディスキル、スチューデントスキルなど大学の学びの導入となる力を身につけさせている。

2014年度にはオフィス・アワー制度、教室・演習室の予約状況確認、図書館、ICT機器の活用、英語自主学習支援など、各部署から学生支援に関するプラスアルファの情報を一元化し掲載するホームページを作成した（一部システムは学内限定）（資料6-10）。各部署が連携するとともに修学支援の多様化を図り、より多くの学生を支援できるよう取り組みを進めている。

また、保護者との連携については、各学部が入学時に保護者ガイダンスを実施している。さらに、各学部が保護者懇談会を開催し、学部教育の説明、教員と保護者との個別懇談会、大学内見学を行っている（資料6-11）。個別懇談会では、学生の様子についての情報交換とともに、学生の成績、進路等の修学支援の連携を図る場としている。

2) 卒業延期者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

卒業延期者数は教務事務センターが、休・退学者数については学生サービスセンターがデータを管理している。休・退学を希望する学生に対してはアドバイザー教員が面談を行った後、学部長とともに学生と家族の確認面談を実施する。学生の問題状況によっては、教務委員会、学生委員会が継続的に学生への支援を行い、問題解決に取り組んでいる。休・退学の場合には、面談の結果を基に、各学部教授会において学籍異動が審議される。卒業延期や休・退学を未然に防ぐため各学部学科では、教務委員会、アドバイザー教員、各学年担当教員、卒業研究担当教員が教務事務センターと連携して支援・指導に当たっている。また、学生が休・退学に至る前に相談できるように、全教員がオフィス・アワーを設け、相談しやすい体制を整えている。さらに、学科単位で4月に新入生セミナーを実施している。この新入生セミナーは、初年次における学生相互および学生と教員の親睦を深めることを意図している。学生にも好評であり、教員との距離を縮め、新しい生活への不安を取り除くことにつながっている。

3) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

4月のガイダンスに際して、各学部学科の教務委員と教務事務センターが連携して履修相談を行っている。英語科目では、プレイスメントテストを実施して、能力別クラスを編成して、補習的機能を持つクラスを作っている。

修学支援として、入学前から大学について理解を深めることを目的とした入学準備学習を推薦入試による入学予定者に実施し、補習・補充教育の1つとしている。各学部学科において、教務委員会、学科担当教員が中心となり「高等学校での学習と関連づけた入学準備

備学習により、高校までの基礎学力の補強と向上させる」、「入学までの期間を有意義にして、大学への学びを動機づける」課題を入学前に実施し、入学後の学修へつながり、効果が得られている。

看護学部においては、推選入試合格後の入学前までの学習計画を記載することで、学習習慣が維持されている。また、入学前課題に対する調査結果では、課題は役に立ったかとの質問に、94%の方が役に立ったと回答し、効果が得られていると評価できる。課題の返却時には、教務委員会の教員が日々の学修状況を面談し、入学後の学修を進める点で効果的である。

社会福祉学部の入学前の課題については、課題を3学科それぞれの特性に合わせた内容としている。課題の項目の評価では「役に立った」は、3学科ともに5点満点のうち平均が4以上であった。また記述式の中にも、初年次教育に結び付いたとの記述もあり効果があることが確認できる。

リハビリテーション学部の入学前の課題では、新入生および教員の聞き取りや反応から、①学習意欲の維持・向上や動機付けとなっている、②リハビリテーション専門職としての理解を深めイメージを持ちやすく、学修の動機付けになっている、③大学の学びに対する不安感の解消につながっている、④入学までの期間を少しでも有意義なものにできた、などの効果が得られている。

4) 障がいをもつ学生に対する就学支援の適切性

障がいをもつ学生に対しては、スムーズに授業を受講できるよう、入学前に面談を行い障がいの状態をあらかじめ把握した上で、以下のように、対応教室の確認、履修科目に応じた教室配置の工夫、アドバイザー教員に対する連絡や授業支援者の配置を検討するなどの取組みを行っている。

近年は継続的に身体的に障がいをもつ学生が在籍しているため、各学部学科教員、各学部教務委員会、学生委員会、教務事務センター、学生サービスセンターなどが連携して、支援を向上させている。

表 6-1 障がいをもつ学生への対応

内容	対応
授業	①授業でのデジタルカメラの使用を許可する 写真撮影（静止画）については、教員が学部内での方針をまとめる。他学部の教員や非常勤講師については、教務事務センターが履修科目に応じて個別に対応する。 ②校内での歩行器・車いすの使用に対応する。 ③教室の出入口付近の座席で受講の対応をする。 ④教室移動の際のエレベーター使用を円滑にする。 ⑤障害者用トイレに近い教室での受講に対応する。 ⑥リアクションペーパーほか授業時間内に作成する提出物について、自宅に帰ってからパソコンで入力、作成し後日、提出を許可する。

試験	①別室受験で、試験監督者を配置する。 ②試験時間の延長をする。
学内移動	電動車いすの使用に対応する。
ロッカー	①ロッカーは、1号館1階学生プラザ内とする。 ②歩行器や車いすを置いておく。
トイレ	障害者トイレを設置する。
健康診断	学外施設（聖隷予防健診センター）で実施する。
施設	①出入口の開き戸を引いて開ける場合は、支援をする（3601・3602教室等）。 ②障害者用トイレは、ドアの閉まるスピードを遅くする。 ③エレベーターには、障害者用の対応がある。
図書館	①2階の図書館入口ドア（鉄製）の入退室時は司書が支援する。 ②3階を利用する場合は、同階出入口の内線電話で司書に連絡してもらう。

5) 奨学金等の経済的措置の適切性

本学の奨学金には、本学独自のもの、聖隷グループによるもの、学外諸機関によるもの3種類がある。大学独自の奨学金としては、奨学生の高い志や夢を応援することを目的とした菅野・太田・長谷川奨学金、M.H.奨学金、難波千鳥奨学金と、経済的な理由で修学機会を損失することがないように経済支援を目的とした、聖隷クリストファー大学同窓会・後援会奨学金、TOMI 奨学給付金などを設けている。また、看護師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士の資格取得を支援する聖隷奨学会奨学金や、介護福祉士、理学療法士、作業療法士として卒業後高齢者福祉施設への勤務を希望する学生に対する奨学金としてニッセイ聖隷健康福祉財団奨学金がある。学外諸機関の奨学金には、経済的支援を行う日本学生支援機構、看護師や助産師を目指す学生を支援する静岡県看護協会奨学金、介護福祉士を目指す学生を支援する静岡県介護福祉士修学資金などがあり、学生が活用している（資料 6-12）。

大学院生は、主に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、修了時申請した者に対し、2011年2月に制定した「聖隷クリストファー大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第1種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程」に基づき、返還免除の推薦を日本学生支援機構に行い、2013年度1名、2014年度2名が半額の返還免除を受けている。

奨学金に関する説明は、オリエンテーション期間に説明会を開催し、奨学金に関する情報をキャンパスライフ（資料 6-3 p.58-59）やホームページ（資料 6-13）に掲載している。奨学金に対する問い合わせの対応や申し込みの受付は学生サービスセンターが行っている。入学生の保護者からの問い合わせが多い、聖隷奨学会奨学金と日本学生支援機構の奨学金については説明会を夕方から複数回実施するようにしている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生への生活支援は、アドバイザー教員による支援のほかに、教員組織として学生委員会（学生部）、事務組織として学生サービスセンターが担当している。両者に健康管理センターを加えた全学組織としての学生支援協議会を毎月開催することにより、生活支援に関

する全学的な施策の検討と情報の共有を図っている。

学生サービスセンターは1号館1階学生プラザ内にあり、教学事務統括センター長のもと、学生サービスセンター長をはじめとする専任職員3名、準職員1名で、学生に対する日常的な窓口として、学籍異動（休学・復学等）に関すること、学割・各種証明書の発行、奨学金、アルバイト、施設使用、課外活動（クラブ・サークル、ボランティアなど）支援、通学、交通事故、傷害・賠償保険、下宿・アパート紹介、防犯および各種トラブル対応、障がいのある学生からの相談など学生生活全般に対する支援を行っている。

また、学生の心身の健康を維持・増進するための組織として、5号館1階に健康管理センター、学生相談室を設置し、さらに各学部および事務職員にハラスメント相談員の設定をしている。健康管理センターでは、怪我をしたり、体調を崩したりした学生に対する応急処置、在学生に対する定期健康診断の実施および健康相談を行っている。また、学生相談室には常駐の相談員を配置し、気軽に相談できる環境を整えるとともに、カウンセラーによる相談を希望する学生に対しては、臨床心理士の資格を持つ専門家によるカウンセリングを提供している（資料6-12、資料6-14）。さらに本学の特徴的な取り組みの一つとして「禁煙」に関する取り組みが挙げられる。人々の命と健康をあずかる保健医療福祉の専門職者を育成する大学として、入学後から卒業後まで喫煙習慣のない学生を育成している（資料6-3 p.52）。

ハラスメント防止に関する対策として、本学では、「聖隷学園ハラスメント対策・防止規程」（資料6-15）を制定し、大学にハラスメント防止委員会とハラスメント相談員を設置している。委員会はハラスメント防止のための研修、啓発活動の企画と実施、ハラスメント相談員の活動に関する研修および活動に対する協力・支援を行うものである。2015年度のハラスメント防止に関する研修はハラスメントのない職場づくりはどのようにしたらよいか、また自分がハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするためにはどうしたらよいかをテーマに研修を行った。特に管理職者には、管理職者としてハラスメントのない職場づくりに必要なこと、また職場でハラスメントが起こってしまった場合の対応や、自らがパワーを持っている立場として、無意識にハラスメントを行うことがないように学びを深める内容とした。ハラスメント相談員に対する研修も実施しており、実際にハラスメントに関する相談が生じた際に適切な対応ができるよう教育している。ハラスメントに関する相談方法については、キャンパスライフに、ハラスメントの種類の紹介を行うなどわかりやすい形で掲載している（資料6-3 p.66）。

これら生活支援に関する内容は、そのほか必要な情報と合わせてキャンパスライフにまとめ、学生に提示している（資料6-3）。

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

本学では学生一人ひとりに対しアドバイザー教員を配置して、将来の進路に対する相談・援助を行っている（資料6-9第5条、資料6-3 p.56）。

さらに、学部学科の就職部教員と就職センター職員が、学生の就職・進学についての個別相談や履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接など、個別に対応している。これらの情報は、適宜職員から教員に情報、資料提供が行われ、学生一人ひとりに適切な支援を行えるように体制を整えている。また、全国の病院・施設から送られてくる求人関連の情

報や、過去に先輩が受験した就職試験の報告書などを就職センター内で管理し、学生が情報収集の為に自由に閲覧できるようにしている。長期の学外実習などで直接閲覧できない学生のために、大学の G-mail や就職センターホームページ（資料 6-16、資料 6-17）、Facebook（グループ限定）などを活用しこれらの情報を学生に提供している。

進路ガイダンスは、各学部・学年に応じて 4 月と 9・10 月の春および秋 Semester 開始時に行っている。3 年次生・4 年次生に対しては、『就職ガイドブック』（資料 6-5）を基に就職活動の進め方、各種就職支援プログラムやスケジュールについて説明している。また、大学の G-mail や就職センターホームページ、Facebook などを積極的に活用して情報収集をするよう呼びかけている。低学年次生向けには、働くことに対するイメージを膨らませ、3・4 年次生からの就職活動にスムーズに対応できるよう、専門職として働くこと、就職について考える機会となるよう、卒業生をキャリアモデルとした『キャリアガイドブックー先輩の声ー』を作成し配布している（資料 6-18）。

具体的な支援プログラムは以下のとおりである。

看護学部：学内病院説明会（4 月 11 日・18 日）、4 年次生による就職活動報告会（11 月 20 日）、卒業生と在学生との懇談会（2 月 29 日）、就職マナー講座（3 月 18 日）
社会福祉学部（共通）：学内就職相談会（4 月 25 日）、就職先研究（10 月 26 日、12 月 3 日、12 月 14 日）、卒業生による福祉の仕事報告会（11 月 21 日）、4 年次生による就職活動報告会（12 月 21 日）、履歴書の書き方・面接の受け方講座（2 月 4 日）、
社会福祉学部こども教育福祉学科：4 年次生による就職活動報告会（12 月 22 日）、卒業生との懇談会（2 月 6 日）
リハビリテーション学部（共通）：学内病院説明会（8 月 5 日・6 日）、メイクアップ・スーツ着こなし講座（8 月 5 日）、就職マナー・面接対策講座（3 月 24 日）
リハビリテーション学部理学療法学科：4 年次生による就職活動報告会（1 月 22 日）、専門識者による就職講演会（3 月 24 日）、就職先研究（3 月 24 日）
リハビリテーション学部作業療法学科：4 年次生による就職活動報告会（1 月 18 日）、専門識者による就職講演会（3 月 4 日）、就職先研究（3 月 4 日）
リハビリテーション学部言語聴覚学科：専門識者による就職講演会（2 月 9 日）、4 年次生による就職活動報告会（3 月 1 日）、就職先研究（2 月 9 日）

これらの就職支援プログラムでは、現場で専門職として働いている方や卒業生を講師として招へいしている。身近な先輩から話を聞くことで、学生が持っている職業や就職に対する不安や疑問を解消し、就職に対する意欲やイメージが膨らむようにしている。また、各種就職支援プログラムでは、参加した学生および病院・施設の担当者に対してアンケート調査を行い、プログラムの開催時期や効果などの内容をフィードバックし、翌年度以降の就職支援プログラムをより効果的なものとしている。

そのほかに、希望者を対象とする有料の講座を以下のとおり開講している。

- ・公務員試験対策講座、公務員模試（8 月 1 日～10 月 24 日）
- ・語彙読解力検定

- ・SPI 試験対策テスト（12月11日、2月4日）
- ・筆記試験対策講座（3月23日～29日）
- ・論作文対策講座（3月15日～16日）

これらの講座は、1年次生から3年次生を対象としている。低学年から参加することで、行政の資格職や筆記試験を実施する就職先における試験のイメージをつかみ、円滑な試験対策ができるように対応している。

2014年度から3年次生を対象に授業科目「キャリアデザイン（全学必修）」を設け、学生が自分自身のキャリアを考え、自分の将来像を描く学修をしている（資料 6-19）。授業の中で、社会人としてのマナー・コミュニケーションスキルやストレス対処法なども学んでいる。

就職支援全般にかかわる専門部署として、就職センターを設置している。あわせて、学部学科の教員と就職センター職員が協力して就職支援の充実および支援活動の円滑な運営を行う為、「就職支援協議会」を設置している（資料 6-20）。同協議会は、就職部長が議長を務め、学部学科の就職部教員と就職センター職員で構成され、教職員協働の体制を構築している。同協議会では、就職支援に関する基本方針、諸規定の制定・改訂、就職支援活動や年間行事などの検討および実施報告を行っている。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

本学では、修学支援、生活支援、進路支援それぞれに応じた支援の方針を明確にし、それを達成するための事業計画を策定し、確実に実施、改善を続けることで、学生支援を充実させている。特にアドバイザー制度を学生支援の柱に据え、教職員が一体となり、学生およびその保護者の支援を行うことができている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

- (1)毎年4月に実施する学生への新入生オリエンテーション・在学生ガイダンスや、入学式後の保護者ガイダンス、7月や10月に実施する保護者懇談会は、学生・保護者と教員との連携を図る場として有効に機能している。
- (2)難波千鳥奨学金や TOMI 奨学給付金など給付型の奨学金制度が増加した。
- (3)2012年度に学生相談の手引きの改訂版を作成した。
- (4)各種就職支援プログラムや個別相談に学部学科の就職部教員と就職センター職員がきめ細かく対応したことにより、年度末に行う卒業生を対象とした満足度調査において、2014年度は該当する多くの項目において、前年度よりも高い満足度指数を得ることができた（資料 6-21）。同様に、保護者を対象とした満足度調査でも、多くの保護者から就職センターの対応や説明が適切で丁寧である、就職については心配することなく任せられることができるという意見を得られている（資料 6-8）。その結果として、全ての学部学科で就職希望者に対する就職率は100%で、保健医療福祉施設の専門職者としての就職も97.3%と高くなっている。

②改善すべき事項

- (1)学生への修学支援の体制が、学部学科で異なる点があり、全学的な支援体制の充実への工夫を重ねる。
- (2)就職活動の時期や進め方について、一部の学生や保護者からは情報が入ってこないでイメージが湧かない、不安になるといった意見があり、その一環として 2015 年度は 6 月に保護者へ『就職ガイドブック』の抜き刷りを郵送したが、職種に応じた就職活動についての情報を、学生や保護者に適切なタイミングで分かりやすく伝える必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- (1)特に保護者に対するガイダンスや懇談会は直接大学と保護者が接触できる貴重な機会であるので、アンケート結果を重視し、より価値のある取り組みとして発展させる。
- (2)本学の取り組みに賛同してくださった方の寄付による奨学金が多いのでその方たちの思いを理解し、聖隷の理念を受け継ぐことのできる学生に対して給付することができるよう選考を続けていく。
- (3)Web 版を公表するなど利便性を高めてきているので、引き続き、手段、内容を含めた充実を図る。
- (4)各種就職支援プログラムや個別相談などでのきめ細かい対応は今後も継続していく。就職支援にかかわる情報発信については、学部学科の就職部教員と就職センター職員、および大学と交流のある病院・施設の担当者が協力して、学生の需要に合った最新の情報を発信できるようさらに努めていく。その際、学生には進路ガイダンスなどの就職支援プログラムを通じてこれらの情報を正しく収集し、積極的に活用するよう呼びかけていく。

②改善すべき事項

- (1)学部・学科と教務運営会議、学部教務委員会との連携を強め、全学的な修学支援体制の充実を図る。
- (2)低学年次生や保護者に対する就職活動の流れやイメージを適切な時期に分かりやすく伝えるために、隔年で低学年向けの『キャリアガイドブックー先輩の声ー』を発行している。その中で各学部学科の卒業生からのメッセージを中心とした就職活動の様子などを紹介していくなど、学生が就職に対するイメージをスムーズにつかむことができるように工夫していく。保護者への情報提供も継続して行い、あわせて情報の内容も検討する。

4. 根拠資料

- 資料 6-1 2015 年度事業計画（再掲資料 1-30）
- 資料 6-2 2015 年度合同教員会資料（再掲資料 3-10）
- 資料 6-3 キャンパスライフ 2015（再掲資料 1-7）
- 資料 6-4 ホームページ公表状況「教育情報の公表」（再掲資料 4-1-7）
- 資料 6-5 2015 就職ガイドブック

- 資料 6-6 卒業・修了年次生対象満足度調査報告書 2012-2014
- 資料 6-7 在学生対象満足度調査報告書 2012-2014
- 資料 6-8 保護者満足度調査 2012-2014
- 資料 6-9 アドバイザーに関する規程
- 資料 6-10 大学ホームページ「学修支援サイト」(再掲資料 4-3-5)
<http://blg.seirei.ac.jp/learningcenter/top.html>
- 資料 6-11 保護者懇談会プログラム (3 学部分) (再掲資料 4-1-9)
- 資料 6-12 アニュアルレポート 2012-2014 「6-1 奨学金給付・貸与状況」
- 資料 6-13 大学ホームページ「奨学金の種類と募集」
<http://blg.seirei.ac.jp/service/50.html>
- 資料 6-14 アニュアルレポート 2012-2014 「6-2 学生相談室利用状況、6-3 学生相談室利用状況 [内容の内訳]」
- 資料 6-15 聖隷学園ハラスメント対策・防止規程
- 資料 6-16 大学ホームページ「求人情報」(学内専用)
<http://center.seirei.ac.jp/shuushoku-in/news/>
- 資料 6-17 大学ホームページ「就職試験報告書」(学内専用)
<http://blg.seirei.ac.jp/ssk/houkoku.html>
- 資料 6-18 キャリアガイドブック-先輩の声-
- 資料 6-19 シラバス「キャリアデザイン」
- 資料 6-20 就職支援協議会規程
- 資料 6-21 卒業生満足度調査_満足度指数まとめ (2007-2014 [就職])

第7章 教育研究環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関する方針は、グランドデザイン第2ステージに基づく、9つの重点課題のうち、「2.研究の充実」、「9.基盤整備」の強化の中に、以下のとおり、基本目標としての教育研究等環境の整備に関する方針と、その実現のための行動目標を設定している（資料7-1表紙）。6章における学生支援に関する目標と同じく、行動目標に対して年度ごとの事業計画の策定、実施、中間評価、最終評価を行い、次年度の事業計画を理事会の承認を得て策定するPDCAサイクルを展開している。事業計画とその年度の評価の共有についても同様に、全ての教職員へ公表し、合同教員会議での意思共有を図っている（資料7-2表紙）。

「2.研究の充実」に関する基本目標と行動目標

基本目標

研究の活性化と質の向上を通じて、教育力を高めるとともに学術研究の推進に寄与する。

行動目標

保健医療福祉の研究拠点の形成と情報発信

研究力の向上と研究成果の公表

海外大学等及び研究者との連携によるグローバルな研究活動の推進

「9.基盤整備の強化」に関する基本目標と行動目標

基本目標

質の高い教育・研究を支える人事・組織・施設設備の充実を図る。

行動目標

大学認証評価申請に向けた自己点検・評価の推進

大学・大学院組織改革の推進

活力ある組織運営に向けた教員人事計画の策定と実行

IR（インスティテュショナル・リサーチ）の組織的推進

ICT活用教育推進のための教室環境整備

危機管理体制（防災、ハラスメント防止、情報セキュリティ等）の一層の強化

また、校地・校舎・施設・設備の整備については、本学園の第三次中長期経営計画の中で施設設備の計画について触れており（資料7-3）、2015年度の事業計画においては、旧5号館の解体、キャンパス整備計画の策定、2016年度専門学校開設に伴う6号館の改修、教室におけるLAN環境、視聴覚機器やPCの入れ替えの検討などを具体的な目標としている（資料7-4）。

本学の校地・校舎面積は、基礎データ表 5 に示す通り、設置基準上必要校地面積 14,300.0 m²に対し、設置基準上算定校地面積 53,155.2 m²、設置基準上必要校舎面積 12,841.4 m²に対し設置基準上算定校舎面積 27,362.1 m²を保有しており、必要な面積を大きく上回っている。校舎敷地から徒歩 5 分程度の場所に併設の聖隷クリストファー高等学校・中学校と共有の運動場用地とテニスコート (27,001.96 m²) を有しており、サッカーなどの球技を含むスポーツを行うことができる。校舎敷地内にも、体育館を設けており、授業やサークル活動にも利用されている。大学敷地内にはそのほかに、看護学実習室や大教室、事務所がある 1 号館、学生ホール (食堂)、研究室、社会福祉学部の実習室がある 2 号館、リハビリテーション学部の実習室がある 3 号館、4 号館、大学院研究室や聖隷歴史資料館、法人事務局がある 5 号館、教務事務センターのある 6 号館 (2016 年度から聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校校舎) を配置している (資料 7-5 p.8-9)。

教育施設は、基礎データ表 5 に示すとおり講義室として小教室 (100 名まで) を 9 室、中教室を (101 名以上 150 名まで) を 9 室、大教室 (151 名以上 237 名まで) を 3 室、助産学専攻科の施設として、助産学専攻科教室を有しており、その他、看護演習室、ピアノ演習室、コンピュータ教室などの演習室を 48 室、大学院生用の研究室、ディスカッションルームなどを加えた合計 72 室を教室等として確保している (資料 7-5 p.82-93)。各教室には AV 設備を整えており、パワーポイントや動画等を用いた授業を実施できるようにしている (資料 7-6 p.19)。

学生の自主学習および憩いの場として、学生ホール (2 号館 1 階、2 階)、学生ラウンジ (5 号館 2 階) を設け、さらにグループ学習のための施設として図書館にラーニングコモンズ、グループ学習室 2 室を設けている。2 号館 1 階の学生ホールは食堂と機能を共有しており、464 席を確保しているが、昼食時に混雑することがあり、水曜日と土曜日以外の時間割上、昼休みを設けず、時間割を工夫することで昼食時間の分散を図っている。また、カウンター席の設置、学生ホール以外での飲食の場 (2 階学生ホール 78 席、5 号館ラウンジ 54 席) を増やすなど物理的な席数の増加も進めている。加えてその他演習室、講義室は授業以外での学生の自主学習での使用を認めている。

また、本学は浜松市北区に位置し、公共交通機関に恵まれた場所であるとは言い難いため、自動車での通学を希望する学生が多い。そのため本学では、学生の駐車場確保の取り組みをすすめ、2014 年度には新たに教職員用駐車場となる第四駐車場を立ち上げ、第一駐車場 (196 台)、第二駐車場 (144 台)、第三駐車場 (72 台) を学生専用駐車場として確保することができている (資料 7-7)。

南海トラフ地震が想定される地域である浜松市に所在しているため、耐震に向けた施設設備の整備を優先的に進めている。既に、1 号館、2 号館、3 号館、5 号館は専門家により十分な耐震性能をもつとの評価を受けている。また、災害対策委員会 (資料 7-8 第 7 条、資料 7-9) を中心に、4 月と 9 月に防災訓練を実施し、本学の防災対応についてのオリエンテーション、想定訓練などを行い、学生、教職員が正しい知識を得たうえで、対応できるような訓練としている (資料 7-9)。さらに、キャンパスライフに掲載している学内地図に、消火器、消火栓、避難タラップを表示し、いざというときに学生が参照して対応できるようにしている (資料 7-5 p.82~93)。加えて確実な安全確認のためのシステム (ANPIC) を導入する、適宜必要な防災設備を導入するなど、各種防災対策を進めている (資料

7-10)。

授業を行う主要な校舎における本学のバリアフリー対応は、1号館地下1階のロッカールームへの移動を除き全ての教室、空間にアクセスできるように配慮している。ロッカールームについては適宜別室を用意するなど対応を行っている。また、エレベーター、リフト、身体障害者用トイレについては、キャンパスライフ掲載の学内地図に表示し、学生が参照できるように配慮している(資料7-5 p.82-93)。2015年8月には、1号館1階学生ホールの出入り口を自動ドア化、12月にはバリアフリータイプの食券販売機を導入するなど継続的に環境改善を進めている。

これら施設の清掃や夜間警備を行う業者の管理、日常的な点検・修理や整備・更新などから、緊急時の対応などの施設設備の維持・管理は法人事務局財務部施設担当が行っている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館は2012年に新築された新5号館の2階および3階へ2013年2月に移転した。座席数は244席、面積は1310.61㎡、蔵書可能数は115,075冊で、2015年4月現在の図書数は102,417冊(そのうち開架図書は79,562冊)、学術図書などの定期刊行物は内国書1,999種、外国書264種を収蔵、電子ジャーナルは2種47誌を購読している。その他、視聴覚資料としてビデオ・CD・DVD等を3,735点所蔵している(資料7-11「10-1 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」)。

館内には、複数のグループ学習を同時に行うためのラーニングコモンズを設置し、学生達が館内の図書資料とネットワークを通して検索できるWeb資料を用いて自主学習を行える場を確保している。その際、図書館として20台の貸出パソコンを準備すると同時に、電算センターが貸し出す25台のPC、学生が持参する利用登録を済ませたPCを使うことができる。これらのPCは全て学内ネットやインターネットに繋いで利用することができる。また、少人数でディスカッションやカンファレンスなどを行うことができる独立したグループ学習室が2部屋あり、予約のうえ学生も教職員も利用できるようになっている。グループ学習室の空き状況は、学生・教職員はネットを介して確認することができる。

図書館情報システムは、NACSIS-CAT/ILL対応のLIMEDIO(リコー)を導入している。このシステムにより、Web版OPACを介して、図書館内だけでなく学内・学外に蔵書目録所在情報が公開できるようになり、必要な図書の検索を学外からも行うことができる。他の図書館への文献複写要請は、NACSIS-ILLを介してオンラインで対応している。他大学図書館とは、NACSIS-ILL参加館として、相互利用や文献複写の料金相殺が可能となっている。学生はLIMEDIOシステム上でマイライブラリの機能を利用でき、図書の予約、借用図書の確認とその貸出延長、蔵書検索結果の保存、図書のリクエスト、借用図書の履歴の確認を行うことができる。

蔵書については不足しがちな分野への配慮をし、専門分野の和図書、和雑誌を最優先で購入している。年間予算は和洋図書・和洋雑誌を合わせて2,000万円で、2014年度は図書2,857冊を新規購入すると共に、和洋雑誌2,263種類を継続して定期購読している(資料7-11)。この中には授業等で教員が指定する学習用参考図書も含めている。洋書については専門分野を優先し、看護学の訳書の原著は原則的に購入することになっている。資料群の

構成については、専門分野と教養・基礎分野との適正なバランスを考慮し、学生と教員から募る購入希望も含めて、選定リストを図書館事務センターが作成し、ほぼ毎月開催される図書館運営会議に諮り選定している。学生から希望された図書については、専門分野以外の小説や教養書も購入するほか、こども教育福祉学科用に、幼児向け図書も購入し、現在 500 冊ほどが所蔵されている。

表 7-1 過去 3 年間の受け入れ図書冊数 (冊)

2012 年度	2013 年度	2014 年度
4,527	4,407	2,857

支援体制として、図書館事務センターには常勤職員 3 名、非常勤スタッフ 2 名がおり、うち司書の資格を有する者は常勤職員に 2 名、非常勤職員に 2 名がいる。2014 年度の開館日数は年間 287 日であり、開館時間は月～金が 8:30～21:00 (長期休業中は 17:30 まで)、土曜日は 9:30～18:30 となっている (資料 7-12)。ただし大学院生は上記の時間以外に夜間でも図書館に暗証番号で入ることができ、図書を借りたりコピーすることが可能となっている。2014 年度は延べ 219 人の院生が閉館時間帯での利用を行っている (資料 7-13)。

図書館の利用を促進するため、新入生 (院生を含む) には図書館利用のためのオリエンテーション、専門的な論文検索などのデータベース、レファレンス活用のためのオリエンテーションを行っている (資料 7-14)。図書館独自のパンフレットは作成していないが、利用に当たっての各種情報や注意点は、キャンパスライフ、ホームページ、年に一度発行する図書館報 (学術情報リポジトリにも掲載) などにより、いつでも参照できるようにしている (資料 7-5、資料 7-15、資料 7-16)。図書館職員は計画的に図書館職員研修会に出席すると同時に、学外の利用者のために講習会を定期的で開催している (資料 7-17)。

2013 年度から新 5 号館における図書館の本格稼働を始めた影響からか、一時、利用者数が減少したが、2014 年度の利用者数は移設前の 2012 年度の水準に戻っている。その一方で貸し出し冊数は減少しているが、これは新しい図書館が自主学習やグループ学習の場として学生から求められていると分析している。

表 7-2 過去 3 年間の図書館利用学生数 (人)

2012 年度	2013 年度	2014 年度
58,521	51,984	58,946

表 7-3 過去 3 年間の学生への図書貸し出し冊数 (冊)

2012 年度	2013 年度	2014 年度
13,278	13,263	12,351

本学図書館の利用資格者としては、本学在学生のほかに、卒業生、聖隷グループの職員および施設居住者、他大学の学生・教職員、保健医療福祉の専門職者 (養護教員を含む)

などの学外者も利用している（資料 7-19）。

図書、主に洋雑誌等については、各種電子情報化が進んでおり、メディカルオンライン、Health Services Management Research、JournalWeb、Ovid などの電子ジャーナルが、研究室からのオンライン利用も含めて、利用可能となっている（資料 7-20）。オンラインで利用できる電子データベースとして、医学中央雑誌、最新看護索引 Web、CiNii、CINA HL などを利用可能としている（資料 7-5 p.18）。図書館コンピュータシステムは 2015 年度に全面更新している。

図書館では、2013 年度より大学院生による図書館サポーターを導入している。2015 年度は 5 名の大学院生が、ラーニングコモンズ内で 2 時間程度、学部生に対して、図書館の案内、文献検索方法の説明、卒論やレポートの文献検索等のアドバイス、パソコンやプリンターの操作説明などの支援を行っている（参考：2013 年度 2 名、2014 年度 5 名）。

本学では、機関リポジトリとして、国立情報学研究所 JAIRO Cloud (NII 共用リポジトリサービス) を利用して、学術情報リポジトリの学外公開を 2013 年 1 月から開始した。そのコンテンツとして、専任教員の学術論文、紀要掲載論文、本学博士論文、共同研究費配分採択研究成果報告書、保健科学実践開発研究センター年報、図書館報などを掲載している（資料 7-17）。

国立情報学研究所（以下、NII という。）は、NII 内で開発した機関リポジトリソフトウェア WEKO をベースに、共用リポジトリのシステム環境を構築している。平成 24 年度より、機関リポジトリを新たに構築する機関を優先して、この共用リポジトリのシステム環境を提供し、運用を支援している。

（４）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

看護学部の専門的な実習を行う施設として、成人看護実習室、基礎看護実習室、地域看護実習室、母子看護実習室などが整備されている（資料 7-5 p.82-84）。基礎看護実習室の 2 室は 1 年次生 150 名、2 年次生 150 名の合計 300 名が使用する。合計 40 台のベッドや演習に使用するモデル人形など基礎的な看護技術を学ぶ環境が整備されている。成人看護実習室にはベッド 8 台を備えており、学内演習や事前学習、あるいは総合実習に必要な設備を備えている。地域看護実習室には和室、2 台のベッド、車椅子で出入りのできる浴室、手すり付のトイレ、車椅子の人が使用できる台所設備、トランスファーに使用するリフトなどが備わっており、訪問看護学習、健康教育などで必要な備品も備えている。地域看護演習室は現在、2 年次生、3 年次生の演習、オリエンテーション、実習準備、カンファレンス等で使用し、使用頻度も高く多くの学生が使用している。母子看護実習室はパーティションで 2 つに区切ることができる構造となっており、小児看護、母性看護の 2 領域で同時に使用できる。乳幼児の身体測定、バイタルサインの測定、清拭や沐浴の方法などについて学ぶ環境が整備されている。これらの実習室のほかにも看護演習室を 4 室備えている。

社会福祉学部が実習、演習を行うための施設・設備として介護実習室、入浴実習室に加え、保育実習室およびピアノ演習室が整備されている。

介護実習室にはベッドが 8 台と 6 畳の和室を備えており、日常生活援助に必要な介護技術、在宅介護を想定した技術を学ぶための設備が整えられている。入浴実習室には、特殊浴槽や家庭用の浴槽が整備されている。ピアノ演習室は 4 室あり、各部屋にピアノが 4 台

設置されている。保育実習室は、図画工作や美術、保育実習指導をはじめ、乳児保育演習で使用する設備が整っている。また、実習教育室には、社会福祉学部の全ての実習についての資料がそろっている。学生が実習準備に利用しやすいように、相談スペースの確保および資料閲覧スペース等に配慮し、機能的な運用を進めている。

リハビリテーション学部の教育を支える施設は、3号館に集約されている。建物は6階建てで、1階は理学療法関連実習室および共用実習室、2階は作業療法関連実習室および演習室、3階は小教室および演習室、4階は言語聴覚関連実習室、演習室、教材作成室および教員研究室、5階は教員研究室およびセミナー室、6階は大教室という構成である。ここでは、リハビリテーション学部が、実習・演習にて主に使用する施設・設備について記載する。

理学療法学科では主に、3号館1階の理学療法学多目的実習室、治療室、機能訓練室、運動解析室、器材倉庫、基礎医学実習室を利用して講義・演習を行っている。器材倉庫には、検査測定機器や治療機器などを備えている。機能訓練室および運動解析室には、三次元動作解析装置や等速性運動機器、呼気ガス解析装置といった各種測定・運動療法機器が設置されている。

作業療法学科では、主に3号館2階の作業療法学多目的実習室、作業技術学実習室、演習室、4号館1階の義肢装具実習室、4号館2階の地域リハビリテーション実習室、ADL実習室を利用して講義・演習を行っている。作業技術学実習室には陶芸用窯、クラフト作成用機材等、ADL実習室には杖など各ADL機材、そして3号館2階の倉庫には自助具、訓練機器等の作業療法関連物品が保管されている。

言語聴覚学科では、主に3号館4階の観察室と音声室を使用して演習を行っている。音声室には音声機器や音響分析装置、観察室には聴力検査機器や言語検査などが備えられている。

また、大学院生の教育支援として、2009年より遠方に住む大学院生がインターネットを介して学内で行われる講義をリアルタイムに受講できるように遠隔授業システムを導入し、運用している。また、2012年の5号館建築時に遠隔授業用教室(5501教室)を整備した。遠隔授業の利用者、利用時間が増え、システム利用料金が高額になってきたため、遠隔授業システムを見直し、2015年4月によりコストパフォーマンスに優れたシステムに切替えを行った。

全学的に進めているアクティブ・ラーニング推進のための環境整備としては、2007年より、学生用貸出用パソコン、学生の個人所有パソコンを学内で学修に利用することを目的に無線LANの整備を行っている。2014年9月インタラクティブボードシステム(双方向型電子黒板)を導入し、システム利用のために、教室で40台のパソコン・タブレットとの無線LAN接続が必要となり、より高性能な無線LANシステムの導入が必要となった。そのため2014年に3号館3教室に高性能無線LANシステムを導入し、2015年には1号館・2号館教室に導入し、環境の整備を随時進めている。

加えて情報を扱う教職員の情報セキュリティ意識を高め、個人情報流出を防ぐため、2010年より隔年開催で情報セキュリティ研修会を計5回実施している。情報セキュリティの重要性の理解は進んだものの、セキュリティ向上のために、どのような行動をとればいいのか、どのソフトウェアを使えばいいのかわからないといった教職員の講習会受講後の感

想があり、今後教職員セキュリティの行動をサポートすることや同内容の講習会を行う必要がある。

教育活動を支える人的支援としては、ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、準教員の配置が挙げられる。

ティーチング・アシスタントは、本学学部生に対する教育効果を高め、かつ、本学大学院生に対し教育指導に関する実務の機会を与えることを目的 (資料 7-21 第 1 条) とし、基礎看護学分野の演習などにおいて例年採用の実績がある。リサーチ・アシスタントは、本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実および本学大学院博士後期課程に在籍する学生の研究遂行能力を高めることを目的 (資料 7-22 第 1 条) としているが、近年の採用の実績はない (資料 7-23)。

ティーチング・アシスタントの採用に際しては学部長から大学部長会へ申請を行い、研究科長が推薦した院生を大学部長会の議を経て学長が決定し、採用している。ティーチング・アシスタントとしての業務は学業に支障をきたさない範囲において行うこととし、目安は年間 400 時間としている。

リサーチ・アシスタントの採用に際しては、採用を希望する研究プロジェクトの研究代表者が研究科長に博士後期課程の院生の推薦を依頼し、大学部長会の議を経て、学長が決定し採用している。リサーチ・アシスタントの業務は学業に支障をきたさない範囲とし、週 20 時間以内、年間 200 時間を標準としている。

準教員は、主に臨地実習の指導において効果的な実習とするために非常勤補助者が必要な場合に準職員として雇用する者を指す。雇用に際しては、非常勤補助者勤務申請書を作成し、実習等において必要な人員であることを承認したうえで、聖隷学園準職員規則に基づき、雇用契約を締結している。雇用実績は、看護学部をはじめ 20~30 名程度である (資料 7-24)。

教員の研究活動を経費の面から支援するための制度として、研究費取り扱い規程において、以下のような研究費を設定している。

(1)個人研究費 (基礎的研究費)

教授、准教授 400,000 円

講師・助教、助手 300,000 円

ただし、年度途中の採用・退職、休職の場合は、月割計算をする。

(2)国際学会参加費の補助

研究成果の国際的な発信を促進することを目的として、本学教員が国外で開催される国際的な学会・会議において、研究発表者 (講演・パネラーを含む)、または司会者や座長として参加する場合に、参加費用に対する補助を行う。

補助額は、所要経費の 2/3 以内、1 人年間 1 件までとする。

(3)国際的学術雑誌への投稿費用の補助

研究成果の国際的な発信を促進することを目的として、本学教員が国内外で刊行される国際的に評価の高い学術雑誌へ投稿する場合に、投稿料・掲載料等の補助を行う。また、学術雑誌へ外国語論文を投稿する場合の翻訳料、校閲料等の補助を行う。

補助額は実費の 1/2 以内、1 件の論文につき対象経費合計金額の上限を 10 万円とする。

(4)共同研究費

本学の教育研究の水準に貢献すると認められるもので、個人研究費の範囲では行うことのできない研究を専任教員が一人若しくは共同(学外の研究者をも含む)で行う研究計画に対して研究費を配分する。

(5)科学研究費補助金採択者への研究費加算

科学研究費補助金の採択を受けた教員に対し、採択された年度に年間 30 万円を個人研究費に加算する。

(6)大学院研究指導教員への研究費加算

研究科委員会において研究指導教員(主)に決定した教員に対して、個人研究費に以下の金額をそれぞれ加算する。

博士後期課程研究指導教員 100,000 円

博士前期課程研究指導教員 50,000 円

以上のような研究費面の支援に加え、研究活動の場として教授、准教授、講師は個室、助教は相部屋の研究室を配置している。その他、教員印刷室を各館に適切に設置(コピー機、印刷機、帳合機、大型プリンター)することで教育準備に係る時間を短縮させ、研究時間を増大させるよう配慮している(資料 7-2 p.32)。

本学には研究日の設定がなく、実習等の教育支援に割く時間も多いため、他の大学に比べ、研究専念時間は多くない。しかし、それぞれの学部を基礎とした博士課程研究科を要する大学として、それに見合った教育・研究を果たせるよう環境を整えている。3 章で前述している国内留学制度はその一つであり、学位取得支援として大きな役割を果たしている(資料 7-25)。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、高等教育機関に所属する研究者として守るべき行動規範として、「研究活動の行動規範」を定め(資料 7-26)、研究費の不正使用、利益相反行為、ねつ造・改ざん・盗用などの研究活動の不正行為を排除、防止することに注力してきたが、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)を受け、研究機関として責任ある体制で不正行為の防止・対応に臨むため「研究活動の行動規範」、「研究活動の不正行為防止に関する規程」(資料 7-27)、「研究活動の不正調査に関する規程」(資料 7-28)、「研究費の不正防止計画」(資料 7-29)をそれぞれガイドラインに従って改正した。改正により、研究倫理教育責任者を配置し研究倫理教育の実施を推進すること、研究データの一定期間の保管を行うこと、不正行為が生じた際の具体的な対応について明示した。改正した規程を含めた本学の研究活動における不正行為への対応に係る責任体系については、ホームページで公表し、社会に対しての説明責任を果たしている(資料 7-30)。また、学内においては、研究費ガイドブックに概要を掲載し教員及び担当職員に周知している(資料 7-31p.12-14)。

また、本学の研究者(大学院生を含む)が人間を直接対象とする調査・研究を行うに際し、倫理的配慮が図られているか審査することを目的に倫理委員会を設置している(資料

7-32)。委員会の構成員を各学部、研究科の教員、宗教主任、学外の学識経験者、その他学長が必要と認める者と規定し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」に定められた倫理委員会の構成に必要な自然科学の有識者、人文・社会科学の有識者、一般の立場から意見を述べることができる者、所属機関外の者などを配置している。委員会はおよそ2ヵ月に一度開催し、2014年度は7回の審査を実施した。審査は①研究対象者（家族を含む。）の人権の擁護、②研究によって生じる研究対象者にとっての不利益あるいは危険性に対する配慮、③研究対象者（必要のある場合には、その家族等を含む。）に理解を求め同意を得る方法について厳正に審査され、委員会において一部修正を要するものを条件付き承認とし、再申請をもとめる研究は保留としている。委員会で承認、条件付き承認とされたものは最終的に倫理委員会委員長の責任において承認通知を与えている。

本学の申請に当たっての注意点や最新の事情を提供するため、倫理審査申請ガイドを作成、毎年専任教員および大学院生に配布している（資料7-33）。また、研修会を年に1度開催し、倫理審査に係る諸事情の理解の向上に努めている。

ここ3年間の申請状況は以下のとおりで、特に社会福祉学の分野での申請者が増加しており、倫理審査を必要とする研究が増加している、もしくは倫理審査の重要性が理解され始めていると考えられる。その一方で申請書に審査に必要な事項が記入されていないなど、倫理審査申請ガイドが十分に理解されていないと考えられ、2014年度の研修会ではその点にテーマを絞り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」と本学の倫理審査申請に当たってのポイントの解説を行った。2015年度はコンプライアンス意識の向上を意図して、研究倫理と利益相反を題目に外部講師を招き研修会を開催した（資料7-34）。

表 7-4 過去 研究倫理審査 3年間の申請状況 (件)

年度	看護学部 看護学研究科	社会福祉学部 社会福祉学研究科	リハビリテーション学部 リハビリテーション科学研究科	保健科学研究科	合計
2012	42	7	47	12	108
2013	42	26	48	5	121
2014	46	31	44		121

※倫理審査の対象は専任教員および大学院生

保健科学研究科は、2011年度から学生募集を停止している。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

教育研究等環境の整備に当たっては、事業計画や法人事務局の施設整備計画に則った整備を進めている。校地校舎は大学設置基準上の必要面積を満たし、地震に強い校舎を利用して授業を行っている。運動施設も適切に整備している。図書館には資格を持った職員が配置されており、各学部の専門に応じた図書とデータベース、電子ジャーナルが揃っている。教育研究を支援する物的、人的支援体制および学位取得のための国内留学制度が整備されている。研究活動に際しての人権的配慮等を審査する倫理審査委員会が設置されており、各学部所属教員、大学院生の研究の申請を審査している。以上により、本学は本基準

を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

- (1)防災訓練や防災備品等の整備を適切に行っており、ソフト、ハード両面で対応ができて
いる。
- (2)図書館と院生研究室を大学院生は、24 時間利用できるようにしており、大学院満足度
調査で「図書館は閉館日・時間も含め必要な時に利用することができる、できた」の満
足度は 76.3%と非常に高く、効果が上がっている。
- (3)積極的に研究費を再配分することにより、教員の研究に対するモチベーションを高める
ことができおり、科研費申請率などに効果が現れている。

②改善すべき事項

特になし

3. 将来に向けての発展方策

①効果が上がっている事項

- (1)今後は、大学だけでなく、周辺施設との連携も視野に入れ、三方原地区としての防災体
制の確立を進めていく。
- (2)社会人の院生が業務終了後、夜に立ち寄る際の環境整備（電灯の設置など）を進めるこ
とで、さらに利用しやすい環境にする。
- (3)科研費申請だけでなくその他研究助成等への申請を増やすことができるように情報収
集などの支援を進めていく。

②改善すべき事項

特になし

4. 根拠資料

- 資料 7-1 2015 年度事業計画（再掲資料 1-30）
- 資料 7-2 2015 年度合同教員会資料（再掲資料 3-10）
- 資料 7-3 聖隷学園第三次中長期経営計画の概要
- 資料 7-4 2015 年度法人事務局事業計画
- 資料 7-5 キャンパスライフ 2015（再掲資料 1-7）
- 資料 7-6 大学教務ハンドブック（再掲資料 4-3-13）
- 資料 7-7 駐車場図
- 資料 7-8 聖隷学園災害対策本部規程
- 資料 7-9 防災訓練実施要領
- 資料 7-10 防災オリエンテーション資料 ANPIC 登録手順
- 資料 7-11 アニュアルレポート 2012-2014 「10-1 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況」
- 資料 7-12 アニュアルレポート 2012-2014 「10-2 図書館利用状況」
- 資料 7-13 アニュアルレポート 2012-2014 「10-4 大学院生の閉館時利用状況」

- 資料 7-14 アニュアルレポート 2012-2014 「10-5 教育支援実施状況（図書館）」
- 資料 7-15 大学ホームページ 「図書館利用案内」
<https://lib.seirei.ac.jp/library/>
- 資料 7-16 2015 年度図書館報
- 資料 7-17 アニュアルレポート 2012-2014 「10-6 学外者への講習会実施状況」
- 資料 7-18 アニュアルレポート 2012-2014 「10-3 学外者の図書館利用状況」
- 資料 7-19 アニュアルレポート 2012-2014 「10-1 別表電子ジャーナルの種類」
- 資料 7-20 大学ホームページ「学術情報リポジトリ」 <https://seirei-univ.repo.nii.ac.jp/>
- 資料 7-21 ティーチング・アシスタント規程
- 資料 7-22 リサーチ・アシスタント規程
- 資料 7-23 アニュアルレポート 2012-2014 「2-5TA・RA 採用状況」
- 資料 7-24 アニュアルレポート 2012-2014 「2-6 準教員採用状況」
- 資料 7-25 国内留学規程（再掲資料 3-43）
- 資料 7-26 聖隷クリストファー大学における研究活動の行動規範
- 資料 7-27 聖隷クリストファー大学における研究活動の不正行為防止に関する規程
- 資料 7-28 聖隷クリストファー大学における研究活動の不正調査に関する規程
- 資料 7-29 聖隷クリストファー大学における公的研究費の不正防止計画
- 資料 7-30 大学ホームページ「公的研究費の管理・運営に係る責任体系について」
<http://www.seirei.ac.jp/category01/guide/kouteki.php>
- 資料 7-31 研究費ガイドブック
- 資料 7-32 倫理委員会規程
- 資料 7-33 倫理審査申請ガイド
- 資料 7-34 研究倫理に関する研修会資料

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学の人材養成目的は、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーションおよび福祉の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することであり、質の高い専門職者を送り出すことが第一の社会貢献であるとしている。

合わせて、専門職者養成以外の地域社会への協力量針として、グランドデザイン第2ステージ、9つの重点課題の中で、「3.地域貢献の推進」を掲げている。また、国際社会への協力量針として、同じく、「8.国際化の推進」を掲げ、それぞれに下記の基本目標と行動目標を設定している（資料8-1表紙）。

これらは年度ごとの行動計画と合わせて全ての教職員に公表しており、年度初めに行われる合同教員会において、教員および課長級以上の職員に対して学長および学部長・部門長が説明を行い、方針と目標、行動計画に関する意識の共有を図っている。

「3.地域貢献の推進」に関する基本目標と行動目標

基本目標

保健医療福祉に関する知的資源を地域に還元し、地域の保健医療福祉の質の向上に寄与する。

行動目標

地域との共同事業・研究の組織的推進
地域のニーズに応じた大学の情報・知識・技術の共有化の推進
地域の保健医療福祉分野の政策形成への参画

「8.国際化の推進」に関する基本目標と行動目標

基本目標

保健医療福祉を国際的な視点で捉え、専門職として貢献できる人材を養成する。

行動目標

サミュエルメリット大学との交流推進
アジア圏における新規交流大学・施設の開拓
国際コミュニケーション力の向上

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学の産学連携、地域貢献事業は保健福祉実践開発研究センター（以下、研究センターとする。）が担っている。2009年までは、地域支援研究所として地域貢献事業を進めていたが、これを改組発展させ、①共同事業・研究、②専門職への研修・一般市民への学習機会の提供、③政策形成への貢献を主な活動として、地域に開かれた相談窓口となることを明確化した（資料8-2）。

研究センター委員は(1)各学部教授会構成員から選任された者 各2名、(2)総務部長およ

び総務部担当職員(3)その他学長が指名する者から構成されることとなっており、現在、センター長を含む8名により運営されている。

研究センターの具体的な活動は以下のとおりである。

①共同事業・研究

地域との共同事業・研究の推進のため、本学周辺地域の保健医療福祉の向上を目指した共同研究を地域貢献事業研究費として配分している。その実績は以下のとおりである。

表8-1 地域貢献事業研究費 採択状況

年度	申請件数	採択件数	配分金額(円)	学外共同研究者所属先種別
2013	9	6	1,281,099	看護専門学校、短期大学、介護福祉士会、病院、クリニック、障害児支援センター、保健所、小学校など
2014	8	6	1,299,337	障害者支援施設、社会福祉法人、社会福祉士事務所、地域包括支援センター、老人福祉センター、病院、クリニック、相談支援事業所、研究センターなど
2015	7	7	1,299,592	中学校、老人福祉センター、助産師会、病院、大学、株式会社、障害児支援センター、NPO、区役所など

研究代表者となる本学教員は、研究終了後に研究成果報告書の提出および研究センターが企画する報告会等での発表を義務付けられ、2014年度に採択された研究の報告会は、大学祭「聖灯祭」およびホームカミングデーと同日の2015年11月7日(土)に実施した。報告会はパネル展示およびプレゼンテーション方式で行い、当日は107名の来場者に報告することができた。

②専門職への研修・一般市民への学習機会の提供

地域のニーズに応じた大学の情報・知識・技術の共有化の推進のため、公開講座の実施、学外研修会への講師派遣および研究支援を行っている。

公開講座は、専門職を対象としたセミナーと市民公開講座を実施している。専門職対象のセミナーでは、本学の特色である専門職連携を意識した講座の実施に努め、市民公開講座では、社会、地域のニーズに応じた内容を提供できるよう、研究センターにてテーマを検討し、実施している(資料8-3)。

表8-2 専門職者向けセミナー開催状況

年月日	講座名	対象者
2013年7月20日	「介護事業とリーダーシップ～何のために、何を指して～」	保健医療福祉の専門職者、一般
2013年12月14日	「多職種連携により認知症・地域包括ケアの困難事例に立ち向かう」	保健医療福祉の専門職者

2014年6月14日	「対人援助の現場でいかすリーダーシップを磨こう！」	保健医療福祉の専門職者、一般
2014年7月26日	「発達障がいを持つ人達の思春期、青年期の心理的支援・生活支援・就労支援～多職種連携による地域支援ネットワークの展望～」	保健医療福祉の専門職者
2015年6月20日	「対人援助の現場で活かすリーダーシップを磨こうーコーチ型リーダーシップを身につけよう！」	保健医療福祉の専門職者
2015年7月25日	「発達障がい児者の家族支援の効果と課題」	保健医療福祉の専門職者

表 8-3 市民公開講座開催状況

年月日	講座名	対象者
2013年6月15日	「発達障がいの特性の理解と支援不登校、いじめの被害～発達障がい児の2次障がいとして～」	一般市民
2013年11月11日 2013年11月18日 2013年11月25日	「“健康で長生き”のための生活術」(全3回)	一般市民
2014年9月4日 2014年9月6日 2014年9月11日	「認知症を予防しよう」	一般市民
2014年11月1日	「ハードルを超える」	一般市民
2015年9月17日 9月26日	「認知症対応セミナー ～はじめの一步～」	一般市民
2015年10月17日	「労働人口激減社会で生じているメンタルヘルス問題の現状」	企業での人事担当者など一般市民

学外研修会への講師派遣は、本学が有する人的資源を社会へ最大限還元できるよう、申し込みに積極的に応じている。静岡県内への派遣数は以下のとおりで、医療保健福祉施設、教育施設、行政などが開催する講演に講師を派遣している(資料8-4)。また、派遣実績をホームページに公表することでどのような内容で講師派遣を行うことができるかのイメージをつかみやすくし、依頼しやすい環境を構築している(資料8-5)。

表 8-4 学外講演等への講師派遣

年度	派遣件数		
	専門	一般	合計
2012	29	14	53
2013	43	14	57
2014	66	55	121

本学教員による地域社会への研究支援は、施設の要望に応じて適切な教員を派遣し、毎年度 4-5 件の定期的な研究協力を行っている（資料 8-6）。

③政策形成への貢献

各学部における行政への委員等の派遣は以下のとおりで社会福祉学部が多くなっている。委員への就任には介護認定や運営委員会などの実務に係る部分への委員の就任やアドバイザーの形での関わりが多いが、審議会へ派遣など政策掲載にかかわる就任もある（資料 8-7）。

表 8-5 行政への委員派遣数

年度	看護学部	社会福祉学部	リハビリテーション学部
2012 年度	3	6	2
2013 年度	0	9	0
2014 年度	6	16	2

（資料 8-7「9-4 保健医療福祉団体の委員等派遣状況」から行政への取組参加に絞って作成）

2014 年度は浜松市の健康福祉部や子ども家庭部から抱えている問題や本学への要望を中心とした意見交換を行い、大学としての具体的な協力に向けた検討を開始した。

以上の活動内容は保健福祉実践開発研究センター年報にまとめ、主に静岡県内の保健医療福祉施設に配布し、本学の地域貢献活動の状況を報告している（資料 8-8）。また、ホームページにおいても簡易的な報告および問い合わせ方法を掲載する（資料 8-9）とともに、地域へわかりやすい形での活動の周知を目指して、トピックスや開催講座の情報を掲載した NEWS LETTER を発行、多様な方法による情報発信を行っている（資料 8-10）。

加えて、学部の独立した活動として、卒後教育、健康講座、障がい者就労支援、子育て支援などを学部それぞれの特色に応じた地域貢献事業を行い、地域への知の還元を多面的に行っている。

本学の学生と教職員の国際交流を支援する組織として、国際交流センターを置き、国際交流推進のために国際交流センター運営会議を開催している。運営会議は、(1)各学部教員各 2 名以上(2)英語科目担当専任教員 1 名(3)教務事務統括センター長(4)国際交流センター長および職員(5)その他必要な教職員で構成されている。国際交流センターの所掌事項としては、(1)海外の大学との交流に関する事(2)学生の海外研修および国際実習の実施に関する事(3)学生の留学支援に関する事(4)海外からの研修生および留学生の受け入れに関

すること(5)海外から本学への来訪者受け入れに関すること(6)その他国際交流に関することなどがある(資料 8-11)。

本学は、アジア・アフリカなどの発展途上国の保健医療福祉の発展に貢献するという創立者は長谷川保の強い意志を受け継ぎ、特にそれらの地域出身の本学正規留学生の経済的負担を軽減することを目的として「私費外国人留学生授業料等免除規程」を 2009 年 3 月に制定している(資料 8-12)。2009 年 4 月から第三軍医大学看護学部准教授を留学生として保健科学研究科に受け入れ、2011 年 9 月に博士号を授与した。

本学ではさらに、シンガポールのナンヤン理工学院(NYP)、中国重慶市の第三軍医大学(TMMU)、アメリカカリフォルニア州のサミュエルメリット大学(SMU)と交流協定を締結し、学生の海外研修や実習、教職員の研究や研修の交流を推進している。

まず、3 学部共通の海外研修として、シンガポール研修と中国研修があり、看護学部には、国際看護実習(NYP)、アメリカ看護研修(SMU)、リハビリテーション学部には、国際理学療法実習(NYP)、国際作業療法実習(NYP)、アメリカ言語聴覚研修(ハワイ大学マノア校)がある。また、社会福祉学部には国際福祉実習があり、インド聖隷希望の家、韓国東明園、ブラジル聖隷希望の家での実習を行うことができる。さらに、海外語学研修として、英語をマスターしたい学生のために、海外の大学付属語学学校を紹介し、入学手続きのサポートもしている。

また、交流協定に基づき第三軍医大学(中国重慶市)とナンヤン理工学院(シンガポール)から研修者および留学生を受け入れ、日本の保健医療福祉を学ぶ機会を提供している。2013 年 11 月にはアメリカカリフォルニア州のサミュエルメリット大学と新たに交流協定を締結し、2015 年 3 月には、本学の学生 4 名と教員を初めて派遣し、学生の相互研修をスタートさせた(資料 8-13、資料 8-314)。

保健福祉実践開発研究センターおよび国際交流センターの活動は、基本目標を達成するための具体的な年度事業計画に沿って行われ、その中間評価を 9 月に、最終評価を 3 月に行い、その結果をもって新しい事業計画を立案するという PDCA サイクルによって行っている(資料 8-1 表紙)。

2. 点検・評価

●基準 8 の充足状況

社会連携においては、保健福祉実践開発研究センターを中心に行い、国際社会との交流は国際交流センターを通じて行っている。

保健福祉実践開発研究センターでは、専門職対象、市民対象の公開講座を行うとともに、要望に応じ、外部施設へ教員を派遣するなど、教育研究の成果を還元する取り組みを適切に行い、その成果を報告書にまとめ発行している。国際交流センターは、協定校との交流事業を適切に進め、定期的に交流を行うことができている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

(1)地域貢献事業研究費は、学校、老人福祉センター、助産師会、病院、障害者支援施設、保健所など多彩な施設との共同研究で地域の課題に取り組む研究等を進めることができ

ており、本学の社会的使命を果たす上で、重要な役割を果たしている。

- (2) 専門職者向けのセミナーは毎年定員をほぼ充足しており、アンケートによる対象者の目的達成度も非常に高く、地域における専門職者支援に大きく貢献している（資料 8-5 p. 3-7）。
- (3) アメリカサミュエルメリット大学との学生の相互交流を開始し、2015 年 3 月には本学から看護学部生を派遣し、2015 年 6 月にはサミュエルメリット大学研修を受け入れた。リハビリテーション学部の交流は、教員間の交流の段階であるため、今後は学生の相互交流を始める準備を進める。

②改善すべき事項

- (1) 本学教員の行政への関与が外部に見えにくい状況である。
- (2) サミュエルメリット大学、ナンヤン工科大学など、医療系の協定校が多く社会福祉学部の学生が参加しにくい。
- (3) 交流協定締結校である第三軍医大学（中国重慶市）とは、2004 年度に交流協定を締結して以来、毎年継続して第三軍医大学および同大学附属病院から研修者を受け入れてきた。しかしながら、2013 年頃から日中関係の悪化が影響し第三軍医大学が本学への研修者の派遣を見合わせたことにより、これまで効率的に行ってきた両大学の看護分野における研究成果および看護教育・実践の共有が一時停滞した。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- (1) 地域貢献事業費の効果についての情報発信を進める。
- (2) 保健福祉開発実践研究センター運営委員会において、セミナー受講者からの意見を真摯に受け止め、今後のセミナー運営に反映していく。
- (3) サミュエルメリット大学との交流を今後も継続し、共同研究などの共同事業を視野に入れた交渉を進める。

②改善すべき事項

- (1) 本学教員の行政への関わりについてホームページを通じての公表を検討する。
- (2) 社会福祉学部の学生が参加しやすい、社会福祉学部を持つアジアの大学と交流協定を締結のため 2014 年度から候補校の準備を進めている。
- (3) 2015 年 9 月の交流協定の更新を機に安定した交流を進める。

4. 根拠資料

資料 8-1 2015 年度事業計画（再掲資料 1-30）

資料 8-2 地域と歩む（保健福祉実践開発研究センターパンフレット）

資料 8-3 アニュアルレポート 2012-2014 「9-1 公開講座開催状況」

資料 8-4 アニュアルレポート 2012-2014 「9-3 研修会講師等派遣状況」

資料 8-5 本学ホームページ「2014 年度講師・委員等の派遣実績」

<http://blg.seirei.ac.jp/healthscience/haken.html>

- 資料 8-6 アニュアルレポート 2012-2014 「9-5 研究支援実施状況」
- 資料 8-7 アニュアルレポート 2012-2014 「9-4 保健医療福祉団体の委員等派遣状況」
- 資料 8-8 保健福祉実践開発センター年報
- 資料 8-9 本学ホームページ「保健福祉実践開発研究センターTOP」
<http://blg.seirei.ac.jp/healthscience/>
- 資料 8-10 NEWS LETTER
- 資料 8-11 国際交流センター運営会議規程
- 資料 8-12 私費外国人留学生授業料等免除規程
- 資料 8-13 アニュアルレポート 2012-2014 「11-1 学生の国別国際交流（別表）」
- 資料 8-14 アニュアルレポート 2012-2014 「11-2（別表）教員・研究者の国際学術研究交流（派遣）」

第9章 管理運営

9-I 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学が大学の理念・目的の実現に向けて最も重要視している取り組みは、大学の中長期計画（グランドデザイン）の実現に向けた行動計画の推進である。

現在、中長期計画は2006年度に策定した大学の「10年後のグランドデザイン」を2011年に見直した第2ステージが進行している。2016年度までに本学が達成すべき大学像、本学が養成すべき人材像を設定し、そのために必要な9つの重点課題を設定した。この9つの重点課題には基本目標（基本方針）と取り組むべき行動目標を設定しており、基本目標を達成するために行動目標に応じた年度ごとの個別行動目標と行動計画を各部署が策定、実施している（資料9-1-1）。事業計画は年度途中の中間評価により、進捗状況の把握および進捗の遅れがあるものについての解決策の検討を行い、年度末に最終評価と次年度の計画を策定するPDCAサイクルによって管理している。

保健医療福祉分野における本学像

高度専門職者の養成校として確立したイメージをもち、選ばれ続ける大学
学士課程から博士後期課程まで一貫して専門職連携（IPW）教育・研究を展開する大学
教育、研究、研修の地域ネットワーク拠点大学

本学が養成する高度専門職者像

隣人愛の精神に育まれた豊かな感性と高い倫理観を備え、人々の期待に応えることができる
サイエンスに裏打ちされた知識・技能を身につけ、確かな実践力を備えている
他職種の専門性を理解し、互いに尊重し合い、連携・協働、またリーダーシップを発揮できる
保健医療福祉に関して地域社会および国際社会に貢献することができる

9つの重点課題

1. 教育の改革・充実
2. 研究の充実
3. 地域貢献の推進
4. 学習力の向上
5. 学生支援の充実
6. 就職力向上と人材の供給
7. 学生募集力の強化
8. 国際化の推進
9. 基盤整備の強化

事業計画をPDCAサイクルに則り適切に推進することを大学運営の基本とし、その管理は学長が主宰する大学部長会の所掌事項となっている（資料9-1-2第2条第3項）。また、以下の事項については、教授会の審議を参考に学長が最終決定を行うことを明文化している（資料9-1-3第2条）。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

大学院においても、運営にかかる事項は大学院委員会（資料 9-1-4）、教学に関する事項については、研究科委員会（資料 9-1-5）の意見を考慮したうえで、学長が決定することとしている。

以上のように、本学では学長が決定権をもつ教学事項を明確にしている。

また、教学組織と法人組織の関係については、大学学長、高等学校校長、評議員から選出された 6 名、学識経験者 5 名からなる理事会（資料 9-1-6 第 5 条、第 6 条、資料 9-1-7）を学園の最高決定機関とし、その決定事項の伝達と周知および学園の日常業務について適切かつ適時に意思決定を行う組織として、執行役員会を月に一度開催している。執行役員会構成員には学長に加え学部長、研究科長、総務部長が含まれており、理事会の決定事項と大学の進めるべき事業の摺合せを行うことができている（資料 9-1-8）。

さらに学園事務局と各研究科、学部、学科の意思の疎通と今後の運営方針を調整する場として開催している企画調整会議では、入試・募集、就職・学生支援、教務などの重点課題について定期的に検討し、問題解決のための方向性を確認できている（資料 9-1-9）。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

学園全体の管理運営を行うため、寄付行為および寄付行為細則を定め、その他役員規程などとともに第 1 章「基本」としてまとめ、第 2 章に「管理・運営」に組織規程、教職員任用規程、文書取扱規程など、第 3 章に「服務・福利厚生・給与・旅費」に就業規則、給与規程、国内旅費規程など、第 4 章「財務」に経理規程など、第 5 章「学則・園則」に大学学則や教授会規程など大学運営に必要な規程をまとめ、学園の規程を体系づけて整理している（資料 9-1-10）。これらの規程は全て学園のイントラネット上で教職員が閲覧可能な状態になっている。

管理運営に関する規程として、大学を始めとする学園組織を整理した「聖隷学園組織規程」、人事、組織、事業計画・予算、財務管理、施設設備管理、教学管理、学校法人の総合的企画・管理に関して、具体的な方針や実施における管理主体について明記した「業務管理規程」を設け、組織の役割等を明確にしている（資料 9-1-11、資料 9-1-12）。

教学組織の管理運営においては、学則の下に教授会規程、各種の運営会議・委員会規程、学位規程など大学の管理運営に必要な規程を設け、規程に沿った大学運営を行っている。

(1) において前述したとおり、本学学長のリーダーシップは大学部長会規程、教授会規程により明文化されているが、学長の役割は、本学を代表するとともに大学の最高意思決定機関である大学部長会の運営を統括し、その決定事項の執行と大学運営全般に責任を負うこと、教学事項について教授会の意見を参考にしながら最終決定を下すことである。さらに学長のもとに全学の委員会である人事委員会、自己点検・評価運営委員会、倫理委員会、研究推進委員会、全学 FD 委員会を置き、それら委員会のうち人事委員会、自己点検・評価運営委員会、研究推進委員会の委員長は学長が担っており、強いリーダーシップ

を發揮している（資料 9-1-13、資料 9-1-14、資料 9-1-15）。

学部長は学部運営の責任者として学部を統括するとともに、学長を補佐して大学事業計画を推進する責任を負っている。研究科長は研究科の責任者として研究科を統括している。学長の職務と権限については「学園組織規程」第 42 条に、学部長の職務と権限については同規程第 43 条に、研究科長の職務と権限については同第 48 条に明記している（資料 9-1-11）。また、2006 年 3 月に「役職者の役割」として、教務部長、学生部長、就職部長、図書館長等の役割を定め、学内に公表し、責任の所在と責任者の所掌事項について明確にしている（資料 9-1-16）。

また、学長の選考は学長候補者選考規程により理事長、理事・評議員の中から執行役員会において選出された者 3 名、各学部教授会において選出された者 3 名からなる学長候補者選考委員会が選考母体となり行われる（資料 9-1-17）。選考委員会は教授会構成員から推薦された候補者も参考とするが、それに拘束されることなく、広く適任者を求めた上、学長候補者 1 名を選考し、理事長が理事会に諮り決定することとなっている。また学部長の選考も「学部長選考規程」により、ほぼ同様な手続きとなるが、学部長選考委員会は理事長、大学学長、理事・評議員の中から執行役員会において選出された者 2 名、教授会において選出された者 3 名で構成される（資料 9-1-18）。研究科長の選考においては「大学院研究科長選考規程」により、理事長、大学学長、基礎となる学部の学部長、研究科委員会構成員の中から研究科委員会の代表として選出された者 2 名で構成される研究科長選考委員会によって行われている（資料 9-1-19）。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、総務部、入試・広報センター、教務事務センター、学生サービスセンター、就職センター、電算センター、国際交流センター、図書館事務センターおよび健康管理センターから構成され、各所に適正な人員を配置している（資料 9-1-20）。国際交流や情報化支援、図書館支援など専門的な能力が必要とされる分野には、その業務を遂行するための技能や資格を持った人材や、業務内容に精通した人材を配置している。採用に当たっては、新規卒業者に限定しない募集としており、採用される年齢、経験はさまざまであり、社会人としての経験を大学業務に活かせる人物の採用を重視している（資料 9-1-21）。また、職員の採用・昇格は「教職員任用規程」および「事務職員昇任・昇格規程」により定められており、規程に基づいて行われている（資料 9-1-22、資料 9-1-23）。

事務業務分掌は、聖隷学園組織規程 20 条により定められており、各部署が分掌に沿った業務を行っている（資料 9-1-11）。

教務事務センター、学生サービスセンター、就職センターの運営に当たっては、教員組織となる教務部、学生部、就職部で構成される教務運営会議、学生支援協議会、就職支援協議会が毎月定例で開催され、入試・広報センター、電算センター、国際交流センター、図書館事務センターにおいても教員と事務職員によって構成される会議を定例で開催しており、教員と事務職員の意識の統一ができてきている（資料 9-1-24）。また、事務組織内での意思疎通のための各センターと総務部の打ち合わせ、学園内の意思疎通を図るための事務部課長会議（資料 9-1-25）を行い、円滑に業務が遂行できるようにしている。

大学事務組織においてもグランドデザインの達成に向けた事業計画を立案し、年間を通

して実行すべき目標を明確にして業務に携わっている（資料 9-1-1）。

大学の支援業務が多様化されている中、学生サービスのワンストップ化を目指し、チューデントプラザとして、1号館1階に学生サービスセンター、就職センター、電算センター、国際交流センターを配置した。2015年5月からは教務事務センターも移動し、学生支援にかかる業務をワンフロアに集約することができた。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員は毎年6月末を期限とし、一年の業務内容を自己評価した自己申告書を作成し所属事務部門長による一次面接、その他部局長による二次面接を行い、客観的な考課を行うことができるような仕組みにしている。これらの考課の結果、昇任、昇格を実施している（資料 9-1-13）。また、人事異動も自己申告書および考課の結果を考慮したうえで、組織として適切な配置となるように行っている。

事務職員の資質向上に関する研修は、毎朝の礼拝、教職員夏期研修と事務職員研修、業務別研修、新任者オリエンテーションが挙げられる（資料 9-1-26）。

毎朝の礼拝は、建学の精神の理解と向上を図るとともに、職員が顔を合わせる機会を設け円滑な人間関係構築に資する側面もある。教職員夏季研修は主に、聖隷学園に所属する教職員としての心構えを身につけることを目的としている。事務職員研修は、さらに職員として必要となるスキルや心構えを身につけることを目的としている。

業務別研修は、全専任職員を複数の課題に振り分け、課題に対する理解を高め、部署ごとの視点で解決に向けた方策を検討していく。研修の成果は年末の発表会において課題ごとに発表を行い、検討された方策については事務部課長会などで実現に向けて引き続き検討される（資料 9-1-27）。

また、各種外部団体が行う大学業務に関する研修会にも積極的に参加し、職員の能力向上に向けた取り組みを行っている。

さらに2015年度からは、学園としての職員研修体系を整理し説明するとともに、管理職養成として、中堅職員に対しての特別研修となる「リーダー研修」を開始した（資料 9-1-28）。

2. 点検・評価

●基準9-Iの充足状況

大学の運営に関する中長期的な運営方針を明確に定めてはいないが、大学のグランドデザインを実現するための事業計画の管理、各種規程により大学運営の意思決定プロセスを明確にし、学長のリーダーシップを確立している。また、企画調整会議により法人事務局と大学間の意思疎通をスムーズに行うことができている。大学支援のための事務組織を適切に設置しており、人事考課とSDにより職員の意欲・資質向上に取り組んでいる。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

(1)企画調整会議が、大学の現状と改善策について法人事務局の理解を得る機会となっており、改革を推進するためのよい足がかりとなっている。

- (2)新任職員が授業「聖隷の理念と歴史」を聴講することで、本学の建学の精神に基づく教育の出発点と現状、聖隷グループの各事業の概要を知ることができ、聖隷学園の職員としての意識向上が図られている。
- (3)職員研修の一つ、業務別研修では、それぞれの課題に対して職員の視点から解決策を講じ、業務効率化や学生の満足度向上に資するものが多い。

②改善すべき事項

- (1)グランドデザインや事業計画の内容について学生や保護者、社会に対して積極的な周知を行っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- (1)企画調整会議において、大学の現状を知るための資料等を客観的にかつ定期的に確認できるように、IRを推進する。
- (2)聖隷の理念と歴史の講義をスタートとして、建学の精神を理解し、それを学生に伝えていくことができるような職員を育てるSD活動を継続していく。
- (3)業務別研修を実施することで、アドミニストレーターとして大学に貢献するという意識をもつことができるような取り組みを引き続き行っていく。

②改善すべき事項

- (1)グランドデザインなど目指すべき大学の姿についてホームページ等で積極的に公表し、高等教育機関としての社会的責任を果たす。

4. 根拠資料

- 資料 9-1-1 2015年度事業計画（再掲資料 1-30）
- 資料 9-1-2 大学部長会規程
- 資料 9-1-3 教授会規程（再掲資料 3-12）
- 資料 9-1-4 大学院委員会規程（再掲資料 3-24）
- 資料 9-1-5 研究科委員会規程（再掲資料 3-23）
- 資料 9-1-6 寄附行為
- 資料 9-1-7 理事会名簿
- 資料 9-1-8 執行役員及び執行役員会規程
- 資料 9-1-9 聖隷学園企画調整会議規程（再掲資料 3-20）
- 資料 9-1-10 聖隷学園規程一覧
- 資料 9-1-11 聖隷学園組織規程（再掲資料 3-11）
- 資料 9-1-12 聖隷学園業務管理規程
- 資料 9-1-13 人事委員会規程（再掲資料 3-30）
- 資料 9-1-14 自己点検・評価に関する規程
- 資料 9-1-15 研究推進委員会規程
- 資料 9-1-16 役職者の役割（再掲資料 3-22）

- 資料 9-1-17 学長候補者選考規程
- 資料 9-1-18 学部長選考規程
- 資料 9-1-19 大学院研究科長選考規程
- 資料 9-1-20 聖隷学園事務職員配置表
- 資料 9-1-21 事務職員募集要項
- 資料 9-1-22 聖隷学園教職員任用規程（再掲資料 3-9）
- 資料 9-1-23 聖隷学園事務職員昇任・昇格規程
- 資料 9-1-24 各会議規程
- 資料 9-1-25 聖隷学園事務部課長会規程
- 資料 9-1-26 アニュアルレポート 2012-2014「8-2SD 活動状況」
- 資料 9-1-27 2015 年度業務別研修報告会次第
- 資料 9-1-28 聖隷学園教職員研修体系について

9-Ⅱ 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

〈1〉大学全体

本学では、毎年度の予算編成に先立って中・長期財務計画を策定している(資料 9-2-1)。これは現時点の事業計画をもとに、各年度の入学者数、学生数、教職員数を反映させたものである。2020年度までの学校法人第三次中長期経営計画(資料 9-2-2)において、事業の柱になるのは「メディカルスクール」設置構想である。それを実現するための具体的指標として中・長期財務計画を設定しており、創設資金として 2,000,000 千円確保することを目標としている。中・長期財務計画は、最終的に執行役員会の承認を経て理事会で決定され、単年度の予算はこれを指針として編成している。

予算の策定に際しては、まず入学者目標数、学生数および専任教員数の推移について各部門と協議・調整したうえで納付金収入および人件費に反映している。そのうえで大学のグランドデザインに基づく各部門の事業計画を反映するため、特に重点課題について配慮するとともに、教育研究に係る予算についても研究費の単価設定による固定化や、機器備品、教材費等の大枠による固定化を行っている。なお、教育改革に伴って必要となる新たな事業の予算化に際しては、各数値や収支の分析を行う中で、追加計上できるのか、あるいは既存予算の見直しと併せて計上するのか、中・長期計画に大きな影響を及ぼすことのない範囲で必要な財政基盤を確保できるよう計画を立てている。

なお、大学の永続性および新規計画に必要となる財政基盤を確保すると同時に、教育研究の質的向上を図るため、法人全体として目標とする財務比率を、人件費比率 60%以内、教育研究経費比率 25%以内、管理経費他比率 7%以内、消費支出比率 92%以内、帰属収支差額比率 8%としている。この中には法人部門の人件費 2.5%が含まれており、大学としての人件費比率と教育研究経費比率の合計は 82.5%以内を目途としている。

外部資金の獲得に関して、まず、文部科学省科学研究費(以下、「科研費」とする。)の 2015 年度の獲得状況を見ると、2009 年度より獲得額はおよそ 2 倍(16,000 千円→40,000 千円)、交付件数もおおよそ 3 倍(12 件→37 件)となっている(表 9-2-1)。前回認証評価で助言を受けた社会福祉学部、リハビリテーション学部を含め、申請率および採択件数ともに順調に増加している(資料 9-2-3)。

科研費の申請、採択率向上のための取り組みとしては、全学組織である研究推進委員会で「研究力向上のための研修会」や「科研費攻略シンポジウム」、「科研費獲得経験者・審査委員経験者等による研修会」の実施を継続し、教員の学外研究費の獲得を支援している。これらの研修会等への教員の出席率は近年では全体で 7 割を超えるものもあり、従来に比べて意識の向上が伺える(資料 9-2-4)。

また、2012 年度申請からは採択された教員の研究計画調書の公開を開始し、2013 年度には本学独自の「研究計画調書作成にあたってのポイント・注意事項」を作成・配布するなどした結果、2009 年度認証評価時から比べると科研費の申請率は 10 ポイント程度(40.4%→73.2%)上昇し、新規採択件数も 4 倍程度(4 件→14 件)増加した(表 9-2-1)。

一方、受託研究を含むその他の外部資金については、例年数件ということもあり、1件の獲得金額の過多によって金額の変動が大きく、2009年～2011年度と一時的に増加した時期があったものの、その後200万円程度となっている（表9-2-1、資料9-2-5）。

表9-2-1 外部資金受け入れ実績

	科学研究費助成事業				その他外部資金	受入総額
	申請件数	採択件数	交付件数	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
2009年度	44	4	12	16,198	5,955	22,153
2010年度	48	7	15	13,730	7,324	21,054
2011年度	40	11	22	23,010	8,030	31,040
2012年度	44	8	26	31,512	2,210	33,722
2013年度	51	11	29	25,428	2,500	27,928
2014年度	49	15	33	35,230	2,049	37,278
2015年度	52	17	37	40,040	経過	—

※臨床教授等の申請・採択・受入実績を除く

また、資金運用は運用規定を整備しておらず、定期預金のみ限定しているため、年間利息収入の1,200千円程度にとどまっている。また、駐車場、教室、体育館、テニスコート等の施設貸出を行っており、これによる施設設備利用料収入は毎年度13,000千円ほどを確保している。

本学の財務状況の点検・評価に当たっては、資金収支、消費収支、貸借対照表の過去5ヵ年の数値をまとめ、特に、消費収支計算書関係比率については表9-2-2、貸借対照表関係比率については、表9-2-3を作成した（資料9-2-6、資料9-2-7、資料9-2-8）。以下、表9-2-2、表9-2-3の分析結果を記載する。

教育研究経費比率は全国平均値をおよそ8ポイント下回っているが、これには減価償却費比率がおよそ4ポイント下回っていることも影響している。一方で人件費比率は全国平均に比べて7～11ポイント高く、教育研究の充実を図る上で、教員の充実に力を入れていることがわかる。なお人件費には退職給与引当金を期末要支給額の100%とする会計方針の統一に際して、2011年度から毎年計画的に積み増しする退職給与引当金特別繰入額19,680千円を含んでおり、これが人件費比率を0.7ポイント程度引き上げていると分析している。

本学の収入構成は納付金と補助金の割合が高い。現状は学費を値上げできる状況になく、経常費補助金は毎年度減少することを前提とせざるを得ない中で、前述の科研費等外部資金の採択件数増加を含めた収入の多様化に力を入れている。

帰属収支差額比率は、2006年度にプラスに転じて以降、ここまでプラスで推移している。今後は教育の質転換に伴う教員の増員と新規事業計画が進められるため、収支のプラス幅は縮小すると想定している。

貸借対照表関係比率においては、現預金の増加に伴い流動比率、前受金保有率は全国平均程度に回復してきた。一方で総負債比率、負債率はこの5年間で改善しておらず、借入金の負担が今後も継続する見通しである。今後も負債を計画どおり償還し、その減少に努めていく。

表 9-2-2 消費収支計算書関係比率（大学全体のもの）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	全国平均値※	
							理工他複数	保健系単一
1	人件費比率	56.8	58.9	59.1	57.6	60.3	49.0	52.9
2	人件費依存率	68.5	71.1	71.0	68.6	73.1	62.1	63.1
3	教育研究経費比率	19.4	21.6	20.8	21.7	19.8	35.5	28.1
4	管理経費比率	4.1	3.3	3.7	3.6	4.2	6.0	7.3
5	借入金等利息比率	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2
6	帰属収支差額比率	19.0	11.8	15.9	10.2	15.5	8.3	12.2
7	消費支出比率	81.0	88.2	84.1	89.8	84.5	91.7	87.8
8	消費収支比率	84.3	92.5	85.0	87.3	87.6	101.8	93.5
9	学生生徒等納付金比率	82.9	82.8	83.3	84.0	82.4	78.8	82.4
10	寄付金比率	1.0	0.7	0.5	1.3	1.3	1.4	1.1
11	補助金比率	12.3	12.0	11.6	10.7	10.2	9.4	10.3
12	基本金組入率	3.9	4.7	1.1	-2.9	3.5	10.0	6.0
13	減価償却費比率	9.1	8.2	9.1	9.0	8.8	12.6	13.0

※全国平均値は「理工他複数学部を持つ大学」と「保健系単一学部を持つ大学」の2013年度の数值（私学事業団「今日の私学財政」平成26年度版より）

表 9-2-3 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	全国平均値※	
							理工他複数	保健系単一
1	固定資産構成比率	77.1	74.8	74.5	72.3	69.3	87.4	73.9
2	流動資産構成比率	22.9	25.2	25.5	27.7	30.7	12.6	26.1
3	固定負債構成比率	18.2	17.4	20.9	20.5	19.2	7.9	7.2
4	流動負債構成比率	15.0	14.7	15.1	14.2	14.3	5.6	11.5
5	自己資金構成比率	66.8	68.0	63.9	65.3	66.4	86.5	81.4
6	消費収支差額構成比率	-31.9	-31.4	-28.9	-28.7	-27.4	-13.5	-14.6
7	固定比率	115.3	110.1	116.5	110.6	104.3	101.0	90.9
8	固定長期適合率	90.6	87.7	87.8	84.2	80.9	92.6	83.5
9	流動比率	153.4	171.8	168.5	195.7	214.3	223.8	227.5
10	総負債比率	33.2	32.0	36.1	34.7	33.6	13.5	18.6
11	負債比率	49.6	47.1	56.5	53.1	50.5	15.6	22.9

12	前受金保有率	166.3	208.3	231.7	234.9	267.3	303.3	274.5
13	退職給与引当預金率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.0	62.1
14	基本金比率	84.8	85.7	81.3	83.1	84.0	96.9	96.0
15	減価償却比率	44.8	45.1	43.2	45.0	47.3	47.5	44.6

※全国平均値は「理工他複数学部を持つ大学」と「保健系単一学部を持つ大学」の 2013 年度の数値（私学事業団「今日の私学財政」平成 26 年度版より）

（2）予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

〈1〉大学全体

本学の予算編成の流れは、まず 12 月の執行役員会において編成スケジュールを決定し、これに基づいて各予算単位からの予算申請を受け付ける（資料 9-2-9）。大学総務部、法人事務局財務部はこれを取りまとめ、ヒアリングおよび査定を行う。

予算申請と並行して、人件費については大学総務部が作成する専任教員データをもとに、法人事務局企画部が積算を行う。また兼任教員については各学部の教育計画に基づいて教務事務センターが講師料と交通費の積算を行い、企画部が人件費に集約する。

法人事務局財務部ではすべての収入および固定的経費、減価償却費等の見積り・積算を行う。固定資産（図書を含む）取得予算は毎年度帰属収入の 1%とし、図書および雑誌・視聴覚資料の購入予算も帰属収入の 1%としている。また財務部は予算編成方針案を中長期財務計画と照合のうえ作成し、1 月の執行役員会で審議のうえ理事会において決定する（資料 9-2-10）。大学総務部と法人事務局財務部は編成方針に沿って査定結果を集計するとともに、財務部は固定資産枠および優先事業について原案を作成する。これを 2 月に法人事務局および執行役員会において審議した後、予算原案として取りまとめ、大学部長会に諮る。その後必要に応じて最終調整を行い、予算案として執行役員会、評議員会および理事会に提出し、予算が成立する。

なお、成立した予算については各予算単位に通知するとともに、4 月当初の合同教員会において中・長期財務計画の見通しや予算全体の概要説明を行い、予算編成の透明性を確保している（資料 9-2-11）。

予算執行のルールは、「経理規程」「経理規程細則」「契約規程」「研究費取り扱い規程」に定めている（資料 9-2-12、資料 9-2-13、資料 9-2-14、資料 9-2-15）。執行は発注時管理を原則としており、会計伝票に執行内容と予算番号を記入し予算単位責任者が確認の上で決裁に回す。発注に際しては原則として見積書が必要であり、30 万円までは 1 社以上の、30 万円以上は 2 社以上の、100 万円以上は 3 社以上の、1,000 万円以上は 4 社以上の、5,000 万円以上は 5 社以上の見積りを必要とする。決裁者は発注金額によって異なり、30 万円未満は大学総務部長・法人財務部長、100 万円未満は法人事務局長、300 万円未満は専務理事、1,000 万円未満は理事長、1,000 万円以上は執行役員会、5,000 万円以上は理事会の決裁を必要とする。

予算管理は予算単位ごとにできるよう、会計システムの予算残高を Web 上で確認することができる。また大学総務部と法人事務局財務部は、すべての予算執行に係る残高、科目および執行手続について逐一確認を行っている。

財務監査は学園監事、監査法人および内部監査担当者により実施されている。

①監事監査

法人には監事 2 名を置く。監事の職務は法人の業務および財産の状況を監査することにある（資料 9-2-16、資料 9-2-17）。理事会および評議員会に出席し、法人の業務と財産の状況に関して意見を述べるとともに毎会計年度、監査報告書を提出している（資料 9-2-16）。決算時には監査法人の会計監査結果について報告を受け、実態の把握に努めている。

②監査法人監査

監査法人による会計監査は、監査計画に基づいて期中監査、期末監査（資料 9-2-18）を行っているほか、理事長、専務理事へのヒアリングも実施している。期中監査は 9 月から 3 月までにおよそ 3 日間、また決算監査として 4 月から 6 月までおよそ 10 日間、年間計 13 日間前後の監査を公認会計士・会計士補延べ 30 名ほどにより受けている。

③内部監査

内部監査に係る規定は、経理規程に一章を設けて定めている。今年度は特に公的研究費に係る内部監査マニュアルを作成し、監査項目と点検事項について整備したほか、リスクアプローチ監査についての位置付けを明確にした。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みとして、予算編成の基礎となる事業計画の進捗状況の管理および次年度事業計画の策定を大学部長会において行い、それらを把握した上で予算ヒアリングを行うため、予算執行の効果を確認した上で次年度予算を編成することができている。また、財務状況、事業計画に基づく事業の進捗状況については、本学園の事業報告書としてまとめている（資料 9-2-19）。

2. 点検・評価

●基準 9-II の充足状況

本学では、事業計画に基づく中・長期財務計画を予算編成に先立ち作成し、中・長期的な視点で予算を編成することができている。また、教育研究費、人件費などの財務比率に目標を定め、財政的な基盤を確保しつつ、教育研究水準を維持・向上させようとしている。負債関係比率が高い状況ではあるが、継続的に償還を進めている。また、代表的な外部研究資金である、科学研究費事業の受け入れ件数は増加しており、財政運営の安定の一助となっている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

科研費等の外部資金の獲得（表 9-2-1 参照）は、前述のとおり積極的な方策により獲得件数および獲得額が上昇しており、研究推進委員会および事務担当の大学総務部総務課を中心に開催される外部資金獲得のための各種研修会や採択された科研費研究計画調書の公開、申請前の研究計画調書の点検が相応の役割を果たしている。

②改善すべき事項

研究費は外部資金から獲得するという意識の更なる向上、特に科研費以外の外部資金獲得が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学内の研究力向上、また科研費等の外部資金の獲得に向けて、各種研修会また採択された研究計画調書の公開、研究計画調書の点検等の方策を継続して実施していく予定である。

なお、各種研修会については、日程を大学や教員の都合ではなく最も効果的な時期に設定できるよう研究推進委員会および大学総務部で検討する。

また、「研究計画調書作成にあたってのポイント・注意事項」については、表現を簡潔にしつつ、内容を追加・修正し、更なる充実を図る。その他、より見やすい研究計画調書を作るためのパソコンソフトの研修会等の新規実施を計画する。

いずれの方策も大学総務部で原案を作成し、研究推進委員会に諮り、必要時大学部長会に報告等をしつつ、実施する。

②改善すべき事項

今後、研究者の意識向上を図るため手段として、研究者の意識向上を図るための手段として、教員が所属している学科・領域等、従来より細かい単位での状況把握ができる資料を作成し、適宜提示をして意識改革を促す予定である。また、科研費以外の外部資金への申請を増加させるため、各種研修会や教授会等の会議等を通して積極的な申請を促していく。

4. 根拠資料

- 資料 9-2-1 中長期財務計画の見通しと 2015 年度予算編成について
- 資料 9-2-2 聖隷学園第三次中長期経営計画の概要（再掲資料 7-3）
- 資料 9-2-3 アニュアルレポート 2012-2014 「7-5 科学研究費補助金の採択状況」
- 資料 9-2-4 アニュアルレポート 2012-2014 「7-8 研究関係研修会開催状況」
- 資料 9-2-5 アニュアルレポート 2012-2014 「7-7 学外からの研究費採択課題」
- 資料 9-2-6 5 ヶ年連続資金収支計算書
- 資料 9-2-7 5 ヶ年連続消費収支計算書
- 資料 9-2-8 5 ヶ年連続貸借対照表
- 資料 9-2-9 2016 年度予算編成スケジュール
- 資料 9-2-10 2016 年度予算編成について
- 資料 9-2-11 2015 年度合同教員会資料別冊資料
- 資料 9-2-12 聖隷学園経理規程
- 資料 9-2-13 聖隷学園経理規程細則
- 資料 9-2-14 聖隷学園契約規程
- 資料 9-2-15 研究費取り扱い規程
- 資料 9-2-16 財務計算書類
- 資料 9-2-17 財産目録
- 資料 9-2-18 監査報告書
- 資料 9-2-19 事業報告書

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、大学学則第3条(資料10-1)に「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め、自己点検・評価に関する規程において、自己点検・評価の実施体制として、学部長と各学部教授会附属自己点検・評価委員会が連携して学部の自己点検・評価を、各研究科委員会が研究科の自己点検・評価を行い、各運営会議、各支援協議会ならびに事務部門が全学に関する事項の自己点検・評価を行うこととしている(資料10-2第4条)。自己点検・評価を行った結果は3~4年ごとに報告書にまとめ、学内外に公表している(資料10-3)。

2009年度には2008年度の自己点検・評価報告書をもって大学基準協会による認証評価を受審、2010年4月1日付けで「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2017年(平成29年)3月31日までとする。」との評価を得ることができた。この報告書と評価結果を合わせて冊子化し関係団体に配布するとともに、評価報告書をホームページにて公表している(資料10-4)。2012年度には、第2期認証評価の大学基準協会の評価項目による点検評価を通じて本学の課題を見つけ、改善することを目的に、2009年度から2011年度までの活動を評価した自己点検・評価報告書を作成し、ホームページにて公表した(資料10-5)。2011年度には、自己点検評価と合わせて2007年度から2016年度の10年間の経営計画であるグランドデザインの前半5年間を振り返り、後半5年間の計画を見直し、「第2ステージ」の作成を行った(資料10-6表紙)。

大学の教育情報については、学校教育法施行規則等の一部改正を受け、受験生が求める情報および社会に対する説明責任として公表すべき事項を自己点検・評価運営委員会で検討したうえで、情報を総務部で集約し、PDFにまとめ、ホームページにて公開している(資料10-7)。また、より多くの受験生、保護者、社会人に認知してもらうため、2014年度からは私学事業団が開設した大学ポートレート(私学版)による教育情報の公表も開始している(資料10-8)。

財務情報については、法人用ホームページにて過去5年の財務諸表を公表するとともに、わかりやすくグラフや解説を追加した内容を公表している(資料10-9)。

大学が保有する個人情報等への情報公開請求への対応として、まず、入学試験結果は「入試情報公開規程」(資料10-10)、「入試情報公開規程実施細則」(資料10-11)を定め、入学試験受験者本人からの請求に対し、入試広報センターで所定の手続きを経て、総合得点および順位を公開することとしている。また、在学生に対しては、「成績評価等調査願に関する申し合せ」、「成績評価等調査会議に関する内規」、「大学院成績評価等調査願に関する申し合せ」(資料10-12p.144、資料10-13、資料10-14 p.122)を作成し、成績評価等に関して科目責任者への問い合わせ後、疑義等がある場合には、成績評価等に関する調査を希望することができることを履修要項に掲載し周知している(資料10-12 p.18)。調査依頼には教務事務センターが応じ、適宜科目責任者に対し、評価の根拠、経緯の確認を行い、

学生に対する説明の場に立ち会うなど公正な形で学生に評価に関する説明を示すことができるようにしている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、第一期の認証評価以降、内部質保証に関するシステムを整備するため検討を重ね、2011年度の自己点検・評価運営委員会で、内部質保証システムの取り扱いや、基礎データ集となるアニュアルレポートを取り扱うことを自己点検・評価運営委員会の所掌事項とし、まず、自己点検・評価に関する規程において、以下の項目を明文化した。

表 10-1 自己点検・評価運営委員会の所掌事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1)自己点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関すること(2)自己点検・評価の結果のとりまとめに関すること(3)自己点検・評価結果の公表に関すること(4)自己点検・評価結果に基づく改善・改革の推進に関すること(5)自己点検・評価報告書のとりまとめに関すること(6)アニュアルレポートのとりまとめに関すること(7)内部質保証の基本方針の策定に関すること(8)内部質保証システムの点検に関すること(9)その他、運営委員会が必要と認めること |
|--|

また、自己点検評価結果の活用についても同規程において

「各学部、各研究科、各運営会議、各支援協議会ならびに事務部門は、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、教育研究活動等それぞれの活動の水準向上と活性化に努める。

大学部長会は、自己点検・評価の結果を活用して、本学の単年度の事業計画および中・長期事業計画を策定し、実現する。」(資料 10-2 第 6 条)

として、自己点検・評価の結果を確実に改善に結び付けられるようにした。さらに自己点検・評価運営委員会に部長職等を構成員として加え、改善すべき事項を推進するための方策をスムーズに大学部長会につなげ、検討、実施できるようになり、より実質的な点検・評価・改善を行うことができるようにした。合わせて 2011 年度の見直しにおいては、①教育の質保証 PDCA サイクル②事業計画に基づく PDCA サイクル③チェックリストによるチェックの 3 つを内部質保証システムとして整備した (資料 10-15)。

教育の質保証 PDCA サイクルは、本学の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を DP とし、年次ごとの到達目標 (カリキュラム・ポリシー) を CP とし (Plan)、両者を関連付け、達成するために必要な授業科目を設定した関連表を作成し、それぞれの授業科目の教育を実施し (Do)、履修者全員の成績評価の平均値を達成度に見立て関連表に反映させ (春semester、秋semester各期終了後)、学習成果を確認する (Check) ことで、授業科目ごとの教育そのものの質の向上に向けた分析、改善活動を行い (Act)、達成度の蓄積を行うことで学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) に対するカリキュラムの適切性についてのチェック、改善を行うことを目的としている (資料 10-16)。

事業計画に基づく PDCA サイクルは、グランドデザイン「第 2 ステージ」の開始に伴い、9 つの重点課題に対する基本目標を確実に達成する評価するために、中期的な視点から、「基本目標（方針）」、「行動目標」、「個別行動目標」を明確にした。個別行動目標を確実に達成するため、毎年度事業計画を策定し（Plan）、その中間評価を年度途中の 10 月に行い、進捗状況により計画の見直しを図り、事業を確実に進め（Do）、3 月に最終評価を行い（Check）、生じた問題の解決や更なる改善を行うための次年度の計画を策定（Act）し次年度の計画につなげることで、それぞれの学部、研究科、部署が目標達成に向けた改善活動を効果的に続けることを目的としている（資料 10-6）。

チェックリストによるチェックは、教育の質保証 PDCA サイクルでカバーしきれない分野の点検を行うことを目的に、大学基準協会評価項目を利用したチェックリストを作成し実施している（資料 10-17）。

また、7 章で前述した、研究活動の不正行為に対する対応や研究倫理に関する講習会、さらに情報セキュリティ講習会、ハラスメント防止に関する研修会、さらに夏期教職員研修や礼拝などを通じて聖隷学園職員としての倫理観を養うなど、教職員の総合的なコンプライアンス意識の向上を図っている。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

自己点検・評価運営委員会において設定している内部質保証システムは、前述のとおり①「教育の質保証PDCAサイクル」②「事業計画に基づく質保証PDCAサイクル」③「チェックリストによるチェック」の3つのシステムを円滑に稼働させるための点検・評価を行うことである。

教育の質保証 PDCA サイクルは、DP・CP 関連表として、2012 年度の入学生を対象とした試験的な評価から始まり、2013 年度から 2 年間、正式にその評価を実施している。評価はセメスターごとに関連表を作成し、学部ごとにその分析を行い、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、各年次の到達目標（カリキュラム・ポリシー）に対する授業科目の到達度を把握する組織的な自己点検・評価活動の一面がある。現在は本格開始から 2 年ということもあり、授業科目の到達度からカリキュラムの適切性などを検討することまでできていないが、到達度が 80 を超える科目も多く、到達度という点から見れば、おおむね期待しているとおりの結果であることが判明している（資料 10-16）。今後、4 年間の達成度を蓄積することにより、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に対する教育課程の評価を行うことができると考えている。その一方で、個人の自己評価という一面においても、専任教員は自ら授業科目の達成度入力することにより、自らの科目がカリキュラム上どのような位置づけであり、科目の達成度が学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）にどのように影響を及ぼしているのかを自覚し、自主的な教育内容の改善を進めることができている。授業評価アンケートの結果についても学生からの評価を受け、今後どのように授業を改善していくかを考えるきっかけとしている（資料 10-18）。教員の個人レベルでの評価・改善活動については、年間を通じてどのような改善を図ったか、自己申告書により学部長に報告し、学部長は個人面談を通じて評価・改善活動を指導・支援するという形で改善のサイクルを回している（資料 10-19、資料 10-20、資料 10-21）。

事業計画に基づく PDCA サイクルは、大学部長会が実施主体となり、部署毎にグランド

デザインを最終的な目標とし、その年度に達成すべき目標、解決すべき問題に向かって必要な行動計画を着実に策定、実行することができており、遅延している計画については、その原因を確かめ、新しい観点からの取組や計画の見直しを行うことで対処している（資料 10-22）。事業計画で掲げた各種目標については、自己点検・評価報告書を作成することにより自己点検・評価運営委員会で評価することができる。

チェックリストによるチェックは、2014 年度の自己点検・評価運営委員会により初めて実施され、現状の把握に大いに役立つものとなったが、改善すべき事項の把握まで及ばなかった（資料 10-17）。

また、2012 年度から、企業が年次事業報告書として公開しているアニュアルレポートを目指した本学版のアニュアルレポートを作成している。アニュアルレポートは大学基準協会の基礎データ集を参考に本学において定量的なデータとなる、大学組織、教員情報、教育実施状況、学生情報、学生支援状況、研究活動、FD、SD、社会貢献、広報活動などを毎年度まとめたもので、学内イントラネットにおいて公表している。教職員はこれらの情報を自由に活用することができ、学内における点検評価活動の一助となっている（資料 10-23）。

本学が自己点検・評価により認識した改善すべき事項については、確実に解決に向けて具体的計画を策定し実施してきた。特に第一期認証評価で大学基準協会により助言として指摘を受けた 9 つの改善事項に関しては、真摯に向き合い、解決に向けた改善活動を実施し、2013 年 7 月に大学基準協会に対して改善報告書を提出した。引き続き改善に対する努力が望まれた、以下の 3 つの事項については、各章で報告しているとおり、解決に向けた努力を続けている。

教育内容・方法

社会福祉学部における 1 年間に履修登録できる単位数の上限設定に対しての単位制度の趣旨に照らした改善

→2015 年度現在、履修登録できる単位数の上限設定はしていないが、50 単位以上を取得しようとする学生に対する履修指導を適切に行うことで対応している。

学生の受け入れ

看護学部および社会福祉学部の編入学定員に対する編入学数比率の低さに関する改善

→2016 年度入学生から看護学部の編入学制度を廃止、社会福祉学部社会福祉学科の編入学定員を 10 名から 5 名に減員した。

教員組織

専任教員の年齢構成において全年齢層に対して比重が偏った年齢層が存在していることに対する改善

→各学部において、大学院教育との一貫性を重視しつつ、若手教員の積極的採用を心がけている。

また、本学においては、看護学研究科、社会福祉学研究科、社会福祉学部介護福祉学科の設置に当たって文部科学省の設置計画履行状況等調査における指摘があり、誠実に対応を続けてきたが、2014年度の履行状況等調査において改善・是正意見を受けた項目があり、以下のような対応を進めている。

①平成 27 年度から新たに設定する養成する人材像に関して、学科の教育目標や教育目的に沿った適切な教育課程を編成するとともに、学生に不利益を与えることのないよう確実に計画を履行すること。(社会福祉学部介護福祉学科)

→平成 27 年度からの教育課程については、新たな人材養成像および教育目的・目標を検討した上で、平成 26 年 9 月に編成を終え、9 月 25 日開催の学校法人理事会において学則変更が承認された。その上で、新教育課程が適用される平成 27 年度新入学生のためのシラバスおよび履修要項等の印刷物を作成し、4 月 3 日の新入生オリエンテーションおよび保護者ガイダンス、授業（基礎演習、介護の基本 I）の中や個別面談を通して説明を行った。また、旧教育課程による教育が継続する 2 年次生以降の学生についても、4 月当初のガイダンスでの指導等により確実に説明を実施した。

②「国際福祉学実習」について、現地実習先での実習指導者の位置づけや指導内容がいまだ不明確な部分であり、また、科目履修者数によっては教員が巡回しない体制になっているなど、実習中の学生の学修を適切に管理できる体制になっているとは言い難いことから、学生の学びを適切に管理できる体制を整備するか、実習内容の変更を検討すること。(社会福祉学部介護福祉学科)

→現地実習先での実習指導者を臨床（地）教授等選考基準に則り、本学社会福祉学部の臨床（地）教授に位置付け、平成 26 年 10 月 14 日付で委嘱した。その役割は以下のとおりである。

- ・科目責任者との実習内容を打ち合わせ、実習指導の内容（指導の要点）に沿って指導する。
- ・週に 1 度のスーパービジョンを行う。
- ・実習中の学生指導と安全確保の責任者となる。
- ・現地の実習指導者として実習生の評価を行う。

以上の役割に基づき、現地臨床（地）教授と打ち合わせを綿密に行うと共に、専任教員が実習中に巡回することとした。平成 27 年度以降も、現地実習指導者への臨床（地）教授称号の付与を継続するとともに、履修者の人数に関わらず、実習期間中に本学教員が巡回を行う。

③社会福祉学部介護福祉学科の定員充足率が 0.7 倍未満となっていることから、学生の確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。

→平成 27 年度学生募集については、「介護福祉学科の定員を確保するための会議」を 11 回（月 1 回）開催し、募集の取り組みを検討し、進めた。具体的には、対象とする高校を訪問して学科の説明を行い、オープンキャンパスやブログの工夫、公開セミナー、「福祉・介護」フォト&エッセイコンテストなどを実施して介護福祉学科の認知度

向上に努めた。以上の学生募集活動についての検証と入試結果を分析して次年度の学生募集活動の計画を立案・実行し、学生確保に努めている。また、新たな学生募集活動として聖隷福祉事業団をはじめとする聖隷グループとの連携を図り、聖隷関連施設が置かれている関東（横浜、千葉）、関西（奈良、兵庫）での学生募集活動を行ない定員確保に努める。

入学定員の見直しについては、平成 28 年度入学生から入学定員を 40 名から 25 名に変更することを平成 27 年 3 月 26 日開催の学校法人理事会で決定し、4 月 17 日に収容定員関係学則変更届出書を提出した。

- ④専任教員の業績書において、取得している博士号の博士論文に題目の記載がない、著書と同じ物が学術論文の項目にも記載がある、担当授業科目とは異なる領域の業績しか確認できないなど、正確な業績書に基づいた学内の教員資格審査が行われておらず、本博士後期課程の専門領域を踏まえた適切な教員配置となっているかどうかについて疑義がある。大学院設置基準第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項第 2 号の趣旨を踏まえ、学内の教員の審査体制を見直し、適切な教員配置となるよう改めること。なお、教員組織の整備に当たっては、学内の新たな教員審査体制を明示した上で、AC 教員資格審査を受審すること。（社会福祉学研究科社会福祉学専攻（D））

→教員資格審査体制について、大学院教員資格審査を行う専門委員会の構成員の見直しを行い、当該研究科の委員のほかにも他研究科の委員、更に学外の有識者を加えて審査を行うことができるよう、平成 27 年 4 月 1 日付で内規の改定を行なった。

研究業績書に不備のあった介護福祉学分野の研究指導教員 1 名は、平成 26 年度末をもって契約期間満了のため退職となった。また、専門領域を踏まえた適切な教員配置となるよう担当領域を見直し、社会福祉学分野ソーシャルワーク領域の研究指導教員 2 名を平成 27 年度の領域担当から除き、新たに教員 2 名を平成 27 年 4 月 1 日付で採用、また学内の若手教員 1 名を研究指導補助教員に加えた。以上の 3 名および、ソーシャルワーク領域担当を外して介護福祉学分野のみの担当となる教員 2 名、合わせて 5 名について、平成 27 年度第 1 回 AC 教員資格審査を受審するため必要書類を提出した。以上のような対応により、専門領域を踏まえた適切な教員配置となるよう努める。

- ⑤定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を着実に実行し、中長期的に教育研究が行える教員組織を編制すること。（社会福祉学研究科社会福祉学専攻（D））

→教員配置計画（平成 26 年度設置計画履行状況等調査<面接調査>追加提出資料）に沿って、平成 26 年度末で定年年齢を超える専任教員 1 名が退職したが、専門領域の教員配置の適切化を図るため、平成 27 年 4 月 1 日付で、やむを得ず退職年齢を超える教員 2 名を採用した。年齢構成を改善していくために、並行して新たに 1 名の専任教員（56 歳）を研究指導補助教員に加え、学内教員の育成を図り、改善に向けて計画を実行していく。

⑥看護学研究科看護学専攻（D）において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編製の将来構想を策定し、着実に実行すること。

→教員配置計画（平成 26 年度設置計画履行状況等調査<面接調査>追加提出資料）に沿って、配置計画を進めている。平成 26 年度末で定年年齢を超える専任教員 1 名が退職し、研究指導が可能な若手教員 1 名を平成 27 年 4 月 1 日付で採用した。また、学内の 3 名の若手教員を研究指導補助教員に加えた。退職年齢を超える専任教員数の割合を下げるよう教員組織編成を進めている。

2. 点検・評価

●基準 10 の充足状況

大学の諸活動については規程により定期的な自己点検・評価報告書作成を行い、点検・評価・改善を行うとともに大学ホームページに公表することで社会に対する説明責任を果たしている。内部質保証に関するシステムは、教育の質保証に関する PDCA サイクル、事業計画に基づく PDCA サイクル、チェックリストによる自己評価などさまざまな手段、視点により確認するシステムを構築し、自己点検・評価運営委員会、大学部長会などの組織により適切に実施することができている。以上により、本学は本基準を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

- (1)本学の教育の質保証の方法を明確にし、独自の PDCA サイクルを設定している。
- (2)コンプライアンス研修をはじめ、研究倫理に関する研修会、情報セキュリティ研修会、ハラスメント防止に関する研修会を行い多面的な倫理観の醸成を進めている。
- (3)財務情報の公表に当たっては、適宜解説を入れ、わかりやすい表記にしている。また、過去 5 年の財務資料を公表しており、経年比較が可能な表も公表するなど社会に対する説明責任を十分に果たすことができている。

②改善すべき事項

- (1)チェックリストによるチェックは、毎年度利用できるような形ではないため、実質的なチェックをどのように行うかを検討する。
- (2)本学の内部質保証システムや自己点検・評価報告書などについては、認証評価機関以外の外部による評価は受けていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- (1)特に教育の質保証に関する PDCA サイクルについて、4 年間の蓄積をどのように教育課程の見直しにつなげるかを考慮し、単年度のサイクルと 4 年間のサイクルを繋げる PDCA サイクルとする。
- (2)聖隷の精神を受け継ぐ人材養成機関の教職員としてふさわしい倫理意識を持つよう引き続き各種研修会を効果的に実施する。そのためのアンケートや委員会における検討を

適切に行う。

(3)新しい会計基準への変更後もわかりやすい表記を続ける。

②改善すべき事項

(1)チェックリストをより実効性のある形へ改善するための検討を自己点検・評価運営委員会で行う。

(2)まず、同窓会や後援会、聖隷グループなど本学の教育に理解のある団体からの評価を受けることを検討する。

4. 根拠資料

資料 10-1 大学学則（再掲資料 1-2）

資料 10-2 自己点検・評価に関する規程（再掲資料 9-1-14）

資料 10-3 大学ホームページ「自己点検・評価報告書」

<http://www.seirei.ac.jp/category01/guide/report.php>

資料 10-4 大学ホームページ「2005-2008 自己点検・評価報告書」

http://www.seirei.ac.jp/category01/guide/report_2005-2008.php

資料 10-5 大学ホームページ「2009-2011 自己点検・評価報告書」

http://www.seirei.ac.jp/category01/guide/report_2009-2011.php

資料 10-6 2015 年度事業計画（再掲資料 1-30）

資料 10-7 ホームページ公表状況「教育情報の公表」（PDF）（再掲資料 4-1-7）

資料 10-8 大学ポータルサイト

<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000427601000.html>

資料 10-9 聖隷学園ホームページ「財務状況」

<http://www.seirei.ac.jp/gakuen/financial>

資料 10-10 入試情報公開規程（再掲資料 5-18）

資料 10-11 入試情報公開規程実施細則（再掲資料 5-19）

資料 10-12 2015 年度履修要項・シラバス（再掲資料 1-1）

資料 10-13 成績評価等調査会議に関する内規

資料 10-14 2015 年度大学院履修要項・シラバス（再掲資料 1-10）

資料 10-15 教育の質保証について（再掲資料 4-1-14）

資料 10-16 DP・CP 関連表（再掲資料 1-33）

資料 10-17 自己点検評価チェックリスト

資料 10-18 大学ホームページ「学生による授業評価」（再掲資料 4-3-21）

<http://blg.seirei.ac.jp/student/class.html>

資料 10-19 教員活動目標設定シート（様式）（再掲資料 3-45）

資料 10-20 教員活動チェックシート（様式）（再掲資料 3-46）

資料 10-21 教員活動目標評価シート（様式）（再掲資料 3-47）

資料 10-22 2014 年度事業計画最終評価

資料 10-23 アニュアルレポート 2012-2014

終章

聖隷クリストファー大学はキリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神とし、一貫して保健医療福祉の分野での専門職者養成を続けてきた。特に、超高齢化社会が到来する中で高度複雑化する環境に対応できる人材を養成することを念頭に、本学が目指すべき大学像、養成すべき人材像をグランドデザインの目標として掲げた。

○保健医療福祉分野における本学像

高度専門職者の養成校として確立したイメージをもち、選ばれ続ける大学

学士課程から博士後期課程まで一貫して専門職連携（IPW）教育・研究を展開する大学
教育、研究、研修の地域ネットワーク拠点

○本学が養成する高度専門職者像

隣人愛の精神に育まれた豊かな感性と高い倫理観を備え、人々の期待に応えることができる。

サイエンスに裏打ちされた知識・技能を身につけ、確かな実践力を備えている。

他職種の特長性を理解し、互いに尊重し合い、連携・共同、またリーダーシップを発揮できる。

保健医療福祉に関して地域社会および国際社会に貢献することができる。

今回の自己点検評価の中で、グランドデザインの実現に向けた取り組みが着実に実施されていることが確認できた。それは以下のとおりである。

本学は現在、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部の3学部からなる保健医療福祉の総合大学であるとともに、それぞれの学部を基礎とした博士前期課程、博士後期課程を有する高度専門職養成校として、多くの学位授与者を輩出し、その役目を果たしている。また、学士課程、博士課程ともに専門職連携を意識した授業科目を設けるとともに保健福祉実践開発研究センターを通じて地域との共同研究を実施し、社会に研究成果を還元することができている。

このような環境の中、学部学生は初年次必修科目「聖隷の歴史と理念」の講義で隣人愛の精神について触れ、グループ施設での実習などを経て隣人愛の精神の実践者として社会に旅立っていく。実践者としての知識と技術は、学位授与方針を重んじ、講義と演習と実習を効果的に組み合わせたカリキュラムにより身につけている。教職員も建学の精神を理解し学び続けることのできる人材を採用し、キャンパス全体で創立者の意思を尊重した教育研究を行っている。博士課程教育においても豊かな実践経験と優れた研究業績をもつ指導教授の下、少人数教育で質の高い教育研究を指導することができている。

加えて、学生が実習だけでなく、地域社会の抱える問題に学生の視点で解決を試みる問題解決型学修を教育課程に取り入れることや海外交流の拡大を計画しており、本学の理念・目的達成に向けた環境整備が進んでいる。

その一方で、少子高齢化の影響を避けることはできず、学生募集は厳しさを増している。

地域に信頼される大学であり続けることを第一と考え、真摯に教育を行い、地域社会に優秀な人材を輩出し続けることを地道に続けていく。

また、博士課程教育を担う人材の確保も大きな課題であり、優秀な人材をタイミングよく確保するために余裕をもった中長期人事計画を策定する、採用教員の学位取得を支援する方策を継続する、本学の博士課程課程出身者を教員として採用するための方策を検討するなどの取り組みを進めていく。

加えて、今回の自己点検評価において、各種 PDCA サイクルに沿った活動が確認できたが、そのサイクルの有効性を確認する段階に至っていないものがある。大学基準協会の認証評価を受審することで、PDCA サイクルの有効性を明らかにし、更なる改善につなげていきたい。

今後は、環境整備を継続するとともに、実施してきた取り組みがどのような成果を挙げるかを、組織としては IR 活動を通じて、学生個人としてはポートフォリオを通じて、目標と到達点を絶えず確認できるシステムの構築を重要事項として掲げ、適切な評価を行い、その上で、本学の教育目標である「生命の尊厳と隣人愛」の精神を身につけた人材養成を実現していきたい。